

令和6年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集

<中核市>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

函館市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・函館市南北海道教育センター主催の専門研修「生徒指導Ⅰ」「生徒指導Ⅱ」「生徒指導Ⅲ」「特別支援教育Ⅱ」について、スクールソーシャルワーカーを参加対象に加え実施した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・スクールソーシャルワーカー業務要綱を策定し、業務内容等を定めるとともに、案内資料を各学校に送付するなどして、勤務時間等の周知を図った。
- ・学校向けリーフレットや保護者向けリーフレットおよびスクールソーシャルワーカー通信を作成し、スクールソーシャルワーカーへの連絡・相談の方法や不登校児童生徒への対応、関係機関の紹介などの周知を図った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・函館市南北海道教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、同センターに所属している指導主事やこころの相談員、特別支援教育巡回指導員等との連携や情報共有を行った。
- ・学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、関係機関等への派遣を行った。
- ・不登校および不登校傾向の児童生徒の把握を目的として、定期的な学校訪問を行った。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数が２名であるため、緊急の派遣要請が同時に複数あった場合、すぐに対応できないことがあった。
- ・学校関係者の認知度は高くなったが、スクールソーシャルワーカーへの派遣要請の手順や窓口については、認知が十分ではなかったため、教育委員会を通して派遣要請が行われないことがあった。

②課題解決に向けた取組内容

- ・迅速な対応やよりきめ細かな配慮ができる体制づくりを目指す。将来的に、スクールソーシャルワーカーの増員を目指す。
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣要請について、学校からの派遣要請の手順をリーフレット等で発信していく。

③成果

- ・不登校および不登校傾向の児童生徒の把握を目的として、定期的な学校訪問を実施した。各学校の状況を把握し、スクールソーシャルワーカーの派遣依頼に速やかに対応することができた。また、スクールソーシャルワーカーの業務について説明を行うことで、学校関係者の認知が高まった。
- ・スクールソーシャルワーカーについて周知してきたことで、関係機関の理解も広まり、連携がスムーズに行われるようになった。

【2】対応事例〈令和6年度〉

＜家庭問題＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校・中学校 ）

②児童数 325名

生徒数 223名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 常駐 ）

（2）対応内容

①課題の発見

当該家庭とは数年前から小学生2名、中学生1名の不登校に関わる支援を行ってきた。母親から連絡があり、離婚し転居することになったと報告を受けた。その後、当該家庭は転居先を学校に伝えないまま転居してしまう。学校は母親と連絡がつかないため、転校手続きを行えない状況となった。転居後も住民票異動を行っていないため、転居したが元の学校に在籍する状況が続いた。

②学校内での方針の検討

役所の手続きに困り感のある母親に対し、SSWに手続き等の支援をしてもらいたい。学校は、母親と連絡が取れない今の状況では、転居先の把握や子どもたちの状況把握が難しいので、母親と長年関わりをもってきたSSWに現状を打開してほしいと願っている。

③支援の実施

SSWは学校との話し合いで、次の点についてSSWが支援を行うことを確認する。

（ア）母親と連絡を取り、転居先について確認する。また、転居先の学校がどこかを把握する。

（イ）離婚した後、誰が母と同居しているかなど子どもたちの状況を確認する。また、子どもたちの健康状態などを把握する。

（ウ）転居届等の手続きを早く完了するよう促す。母親が難しい状況であれば手続きに関する支援を行う。

④経過観察

（ア）については、福祉事務所の担当ケースワーカーや市の子ども未来部とも連携しながら、転居先を確認し家庭訪問を行い、母親と面談することができた。（イ）については、母との面談で、全ての子どもたちを母親が引き取ったことを聞いた後、子どもたち全員と面会して状況を確認することができた。健康状態に問題のある子どもはいなかった。（ウ）については、母は転居届のことは気にしていたが、忙しさと体調の悪化でそのままになっていたことから、委任状があると代理で転居届を提出できることを伝え、SSWに是非代理で提出することを依頼された。代理で転居届の提出を完了する。転校先の学校が確定したことを関係学校に連絡する。

（3）成果

学校に連絡なく引っ越しをしてから約2か月の時間を要したが、必要な手続きを完了することができた。転校先の学校には、SSWが当該家庭の状況について個別に説明を行い支援が必要であることを伝えた。最初の家庭訪問にはSSWも同席した。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 166 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (常駐)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は不登校傾向があり、登校しても滞在時間は短い状態が続いている。教室にはほとんど入らず別室を利用しているが、学習に取り組むことはほとんどできない。そのため、学力も低い状態である。本人は強い特性をもつため、学校は支援級への転籍を提案したが、本人は拒み、父親も消極的であった。

②学校内での方針の検討

他機関との連携や、家庭を含めた支援に関して、SSWの全体的なアドバイスが欲しい。また、保護者と面談し、学校以外の資源について保護者に情報提供して欲しい。

③支援の実施

SSWは学校と打合せの後、両親と面談し、教育支援センターについて説明した。両親が教育支援センターについて理解を深め、学校との併用に関心を示した。面談後、両親は本人に教育支援センターを利用することを提案したが、本人は同意しなかった。

その後、学校は両親と協議する場を設け、SSWの参加を要請した。協議の中で、両親は本人に教育センターを学校に行けない時に利用する場所として提案していたことがわかった。本人はいつか教室に戻ると主張し続けていることから、教育支援センターを教室に戻るためのステップとして利用するよう勧めることをSSWが提案すると、両親は同意し、見学するための具体的な手順等についての打ち合わせも行うことができた。

学校は3学期に、次年度の支援級転籍に関して協議する場を設け、SSWにも参加要請した。事前の学校との打ち合わせの中で、協議の進行のしかたについて一部SSWからアドバイスをした。

④経過観察

最初の学校と両親との協議の後、本人は教育支援センターの見学を行った。実際の利用にまでは至らなかったものの、本人は事前の予想よりも好印象を抱き、普通級教室以外の場所での学習に対する抵抗感を減らすことができた。その後、本人は登校が安定するようになり、徐々に学校での滞在時間や、授業に参加する時間も増えて行った。

2回目の学校と両親との協議の場で、次年度の支援級転籍に両親の同意を取り付けた。

その後、正式に転籍が決定し、次年度からスムーズに転籍できるよう支援級での学習を一部の時間で開始した。

(3) 成果

学校が行っていた両親への働きかけを補助する形で支援し、最終的に支援級転籍に同意を得ることに寄与し、本人に合った形での学習を定着させることができた。

旭川市

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

『課内研修』

（研修の目的） 様々な相談ケースの対応を行う相談支援従事者には、ケースを適切に理解する力と対応における留意点の理解が求められるが、これらをテーマとした本研修実施により相談支援従事者の対応能力及び組織としての相談支援機能の向上を図る。

（研修の時期） 令和6年12月～令和7年3月（約1時間30分、5回開催）

（研修の講師） 臨床心理士

（研修の内容）

- ・第1回 ケースを理解するために、相談対応業務における支援者の立ち位置
- ・第2回 ケース検討会（保護者が学校に対して不信感や怒りを訴えているケース。）
- ・第3回 「見立て」のつくり方
- ・第4回 「傾聴」の練習①（ロールプレイングによる傾聴を練習。）
- ・第5回 「傾聴」の練習②（ロールプレイングによる傾聴を練習。）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

全小中学校を訪問し、スクールソーシャルワーカーの役割や、学校との連携について意見交換を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

学校別ではなく、事案の状況に応じて随時担当者を決めて相談対応及び学校への派遣を行うこととしており、特定の担当者に業務が偏重しないよう柔軟に対応できる体制としている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

対応困難事案の多くは、相談者の二極思考や学校・教職員への過大な要求等が関係している。

こうしたケースにおいては、相談者の特性や疾患等が背景にあることも多いため、対応に当たっては、相談者の特性や心理状態等を踏まえた傾聴と事案の適切な見立てを行い、困りごとや悩みの解消に向けて、学校や関係機関と調整を図ることが求められる。

②課題解決に向けた取組内容

相談支援業務におけるスクールソーシャルワーカーとしての立ち位置やケースの適切な見立て等について、ロールプレイングも含めた複数回の研修を実施した。

③成果

当該研修の実施により、事案の適切な見立てと支援方法の検討など対応スキルの向上を図ることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 359 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 市の担当部局に常駐し、事案に応じて学校へ派遣 ）

（2）対応内容

①課題の発見

対象生徒（中学2年生・女子）同学年の女子生徒から、SNSで悪口を送信されたり、会う度に冷やかされたりしたため、学校に行く気力がなくなり、5月中旬以降、週1回程度で短時間の登校を行っている。

対象生徒は特別支援学級在籍で、小5の時に知的障害、広汎性発達障害の診断を受けている。

保護者は学校へ悪口、冷やかしなどについて相談済みであり、学校の対応に不満はないが、対象生徒が同級生の行動や言動を気にしすぎる特性があることや、不登校が続いていることを懸念している。

②学校内での方針の検討

保護者からの相談を受け、市長部局と市教育委員会が連携して学校を訪問し、現在の状況と今後についての確認を行った。

5月の事案については、既にいじめとして認知しており、その後も対応を行ってきている。

対象生徒は同級生からの視線が気になるなど、同級生への不安があったため、別室対応やSCとの相談の継続を提案するほか、保護者へのこまめな電話連絡や家庭訪問を行うこととした。また、少しでも学校に顔を出してもらえよう、登校は短い時間でも良いと促すこととした。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが学校との連携や保護者との相談を継続的に行うとともに、学校では、別室登校の対応など、登校しやすい環境を整備したところ、同級生のトラブルも無くなり、登校頻度が増えるとともに登校時間も徐々に長くなった。

対象生徒は別室で過ごすことができおり、同級生と接点を持たないようにできている。

④経過観察

初回の相談から約2か月後には、1日中ではないが、毎日学校に通えるようになり、対象生徒の心身の状態に配慮しながら、時間を調整し登校している。

その後、同級生とは関係を改善し、同じ空間で過ごせるようになっており、問題なく学校生活を送ることができるようになった。学校行事にも参加できている状況。

（3）成果

相談を契機に、学校と連携し状況確認や今後の方向性の検討を行ったことにより、対象生徒及び保護者の不安や困りごとに寄り添うとともに、本事案における課題を適切に把握し、学校での必要な支援につなげることができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 361 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (市の担当部局に常駐し、事案に応じて学校へ派遣)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象児童 (小学4年生・男子) は加害児童に蹴られてあざができた。対象児童は、この事案があった後も普段どおり登校していたが、それから数日後の放課後に加害児童と偶然会ったのをきっかけに恐怖を感じて学校を休み始めた。

保護者からは、学校の対応が遅いことへの不満と、すぐにでも加害児童及び保護者と直接話をして謝罪を求めたいとの訴えがあった。

②学校内での方針の検討

学校では、対象児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、児童同士が接触することがないように配慮するとともに、対象児童の保護者に対し、学校の対応策について、できるだけ具体的に提案することとした。

③支援の実施

学校では、対象児童の希望を確認しながら、次の支援を組織的に行った。

- ・本人に確認しながら別室での学習を可能な体制を整えること
- ・加害児童と接触しないよう座席を配慮すること
- ・休み時間は被害児童に職員がついて見守りすること
- ・加害児童と別のトイレを使用させること
- ・先生から加害児童に、定期的に約束の確認をすること

スクールソーシャルワーカーは、対象児童及び保護者との相談支援を継続し、相談内容について学校と情報共有を図った。

④経過観察

学校では、別室登校を行うなど、対象児童の心身状況に配慮しながら段階的に通常の学校生活を送ることができるよう支援を行い、事案発生から約6か月後には加害児童と会話できるようになった。

(3) 成果

相談を契機として、対象児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう学校への働き掛けを行うとともに、保護者の不安や悩みに寄り添い必要な支援を行うことができた。

青森市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和７年２月１４日に青森県教育委員会主催で行われたスクールソーシャルワーカー活用連絡協議会に出席し、公益社団法人あおもり被害者支援センター職員が講師として実施した「犯罪被害に遭った児童生徒への対応、支援について」を聴講した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

各学校にスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを配布するとともに、年度初めに開催される各小・中学校長が出席する研修会においてスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を依頼した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市を２地区に分け、特に支援が必要な地区にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

スクールソーシャルワーカーの役割を理解していない学校があり、児童生徒のカウンセリングを主とした支援を希望する学校も見受けられるため、役割の周知が今後の課題である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・教職員が参加する研修会や会議等の中で、スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを基に、活用についての案内を行った。
- ・学校からの相談依頼の場合は、申込みの段階で、スクールソーシャルワーカーの介入が妥当かどうかをチーム内で検討し、他職種の介入が望ましいと判断した場合には、相談先について案内した。

③成果

スクールソーシャルワーカーの役割が徐々に周知され、適切に活用されるようになってきている。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 ３８７ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年３０週/週２回/１回あたり３時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・中1後半より、ゲームにのめり込むようになったことで、就寝時刻が遅くなり、学校も欠席するようになった。

②学校内での方針の検討

- ・学担が、保護者・本人と面談を行い、本人の状態の把握や登校に関する希望を聞き取る。
- ・SSWが、校内チーム体制の構築に関して管理職に助言。
- ・SSWが、保護者との定期的な面談を実施。
- ・教職員、SC、SSWが連携し、定期的にケース会議を開催。情報共有ならびに支援プランを計画。

③支援の実施

- ・別室や部活動での支援。
- ・保護者との定期的な面談により、思春期外来への受診等について助言。
- ・ケース会議の開催。

④経過観察

- ・受診の結果、ゲーム依存のための治療を開始することとなり、当該生徒は定期的にカウンセリングを受けるようになる。
- ・徐々に、部活動等の仲間と交流するようになった。

(3) 成果

- ・保護者と定期的に面談を続けることで、保護者の不安感が軽減され、前向きに本人と関わるできるようになった。
- ・当該生徒は、年度の後半には、放課後登校やリモート授業を受けるようになる等、学校復帰を果たした。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 108 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年30週/週2回/1回あたり3時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本人の養育を主に行っているのは祖母であり、母は本人を置いて、長期的に家を空けることが度々ある

という家庭状況。

- ・学校では、教室からの抜け出し、暴言、暴れる等の問題行動が続く。

②学校内での方針の検討

- ・本人が落ち着いて学べるように支援学級での少人数指導を試してみる。
- ・複数の教員で見守り体制を強化。
- ・祖母との話し合い、今後の在籍について検討。
- ・定期的なケース会議の開催。

③支援の実施

- ・SSWが祖母と面談し、本人との関わり方について助言。
- ・関係機関との情報共有を密にするようSSWから学校へ助言。

④経過観察

- ・少しずつ、学校内で落ち着いて過ごすことができるようになった。
- ・祖母が関わり方を工夫できるようになった。
- ・関係機関との連絡がスムーズにとれるようになった。

(3) 成果

- ・少人数の学級では落ち着いて過ごすことができるようになり、祖母も支援学級について前向きに考えるようになった。
- ・祖母の不安感が軽減された。

八戸市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・目的 … 配置校等における活用及び事業実施上の諸課題について協議や情報交換を行い、学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図る。
- ・内容 … 事例検討を行うとともに、学校や関係機関との連携の在り方について協議するとともに、S S W間の情報共有を図る。
- ・青森県教育委員会主催S S W連絡協議会（年間2回）及び研修会（年間3回）
- ・市教育委員会主催S S W連絡協議会（年間6回）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・年度当初に開催している生徒指導主任・主事研修会において、S S Wの紹介を行うとともに、活用方法等について研修を実施するなどして、教職員の理解促進に努める。
- ・青少年グループ訪問において、管理職及び生徒指導主事に向けて職務内容や活用例を紹介し、S S Wの職務の理解を図っている。
- ・初任者研修「生徒指導基礎講座」、中堅教諭等資質向上前期研修講座において、S S Wの効果的な活用について研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・各学校の生徒指導上の課題に応じて、5名のS S Wを市内2小学校、8中学校、計10校に配置している。配置校以外の小・中学校55校については、近隣の配置校から必要に応じて派遣している。
- ・市教育委員会教育指導課内に、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、S S W S V）1名を配置している。自ら相談活動を行うとともに、学校やS S Wへの助言、連絡・調整を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜令和4年度記載課題＞

- ・S S Wの人材育成、資質向上を図る研修の充実
- ・学校現場と連携した研修の在り方
- ・家庭や地域と連携した研修の在り方
- ・他相談機関や関係機関等と連携した研修の在り方

②課題解決に向けた取組内容

- ・市教委主催S S W連絡協議会において、国立高等専門学校S S Wや県教委配置高等学校S S W、市こども家庭相談室社会福祉士・子ども家庭相談員兼家庭相談員・虐待対応専門員らとともに、対応に苦慮したり、悩んだりした事例を共有・協働した。

③成果

- ・他S S Wや関係機関と情報共有を図ったことで、ネットワークが構築され、効果的な支援が広がり、S S Wの資質向上が図られた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 83 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 3 回/1回あたり 4 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

不登校状態の生徒について学級担任が校長に報告した事案を校長がSSWに相談して把握。

②学校内での方針の検討

（過程）校長、教頭、学級担任、生徒指導主任、SSWでケース会議を行い対応方針について検討した。

（方針）・学級担任が対象生徒と面談、SSWが保護者と面談し、面談内容を管理職、関係職員で共有する。

・ケース会議を実施して、対象生徒の意思確認を行いながら学校生活を送ることができるような環境改善等に取り組む。

・必要に応じて医療との連携を図る。

③支援の実施

学級担任が対象生徒との連絡をとり、学校生活に関する意思の確認等を行った。

SSWは主として対象生徒の母親と面談して、養育に関する悩みを傾聴して助言を行った。

④経過観察

対象生徒の精神状態を踏まえて関係機関と連携したところ、医療機関への入院措置となった。

（3）成果

・SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 4 名

・SSWが継続して関わっている生徒数 25 名

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 510 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 3 回/1回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学級担任が対象児童とその保護者からいじめられていることを訴えられ、校長に報告。校長から S S W に相談があり把握。

②学校内での方針の検討

(過程) 校長、生徒指導主任が対象児童の保護者から状況を聴取。校長、教頭、養護教諭でケース会議実施し対象児童の支援方法について協議。

(方針) ・対象児童とは学級担任が面談、対象児童の保護者とは校長、教頭が面談し、いじめを受けた児童と家族の不安を軽減する。同時に加害側児童及び保護者とも面談し、行動の改善を図るよう指導と支援を行う。

・ケース会議を実施して、対象児童の意思確認を行いながら安心して学校生活を送ることができる環境改善等に取り組む。

③支援の実施

・ S S W と対象児童の保護者面談実施。 S S W が保護者に S C を紹介して面談を継続する。

④経過観察

・対象児童の見守りと保護者の継続的な面談及び加害児童への継続的な指導・支援によりいじめはみられなくなった。

(3) 成果

・いじめ児童生徒数 972 名

・ S S W が関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 3 名

・ S S W が継続して関わっている生徒数 2 名

山形市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

- (１) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況
- ・市の事例検討会の実施（８月と１２月に２回実施）
 - ・県主催の教育相談関係研修会（６月に１回実施）
 - ・教育事務所主催の管内教育相談員等研修会（１２月に１回実施）
- (２) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況
- ・県及び教育事務所、教育委員会の研修会に参加
 - ・小中生徒指導連絡会や市教頭会での周知
- (３) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫
- ・福祉に関する専門的な資格を有する者をスクールソーシャルワークコーディネーター（ＳＳＷＣ）として教育委員会に配置し、各機関との連携を図れるようにしている。また、ＳＳＷの単独校への配置は、問題行動等の発生割合の高い学校や関係機関との連携が必要な学校へ配置している。
- (４) スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等
- ①課題とその原因
- ・下記の対応事例でも示すように、いじめや不登校の背景に、家庭環境、本人の特性など複数の要因が複雑に絡み合った対応に苦慮するケースが増えており、１つのケースに長期間関わらざるを得ないケースが増えてきている。
- ②課題解決に向けた取組内容
- ・単独校型ＳＳＷと派遣型スクールソーシャルワークコーディネーター（ＳＳＷＣ）との事例検討や情報共有、対応の仕方を学ぶ機会を設けていく。
- ③成果
- ・市独自の研修として、年２回の事例検討を実施している。他、県が行っている教育相談関係の研修会への参加を悉皆とすることで、多様化するケースへの対応について学ぶ機会を設けることができ、諸問題への対応方法について、見識を深めることができた。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

(１) 学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 約 100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週 3 回 / １回あたり 4 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

年度当初に友人と家出。当日中に無事に保護されるが、その後、不登校。希死念慮も強かったため、学校から保護者へ医療機関受診などを勧めるものの反応は鈍く、対応に苦慮した学校からの依頼でSSWが関わることとなった。

②学校内での方針の検討

不登校となっているが、登校再開よりもまずは医療機関受診を勧めていくという方針のもと、計2回学校、SSW、保護者で会議をもったが、医療機関受診への抵抗感が強かった。このため、方針を変えて、家庭内でできることを定期的に検討する場を設定していくこととなった。

③支援の実施

ほぼ月1回のペースで保護者、学校、SSWで定期的に会議を持った。その中では家庭内でコミュニケーションを取ることを中心に検討していった。

④経過観察

当初、保護者は本人との関わりに積極的ではなかったが、会議を経て、徐々に本人と向き合うようになっていった。聞くことに抵抗感があつた家出についても保護者は本人と話し合うことができた。

(3) 成果

保護者が本人と向き合い始めたことも関係してか、希死念慮も消失。その後、週2回ではあるが別室登校を開始した。

<いじめ>

1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 約300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週 3 回 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

保護者よりいじめ被害の訴えが出され、加害者への対応を考える中で、同時に不登校状態にある被害者への対応もお願いしたいと学校より派遣要請を受けた。

②学校内での方針の検討

R5 年度に校内でいじめ加害者による謝罪の会を設けた。加害者と被害者への様々な対応・調整を試みるも、被害児童の完全不登校は改善しなかった。いじめ被害を理由に転校希望があり対応したが、実現できなかった。

R6 年度に入り、担任が変更。加害者と顔を合わせる機会はなくなったが、本人に登校意欲はなく、家庭内では思い通りにならないと暴れて、好きなことをして過ごすようになった。

これらの状況から、S S Wを交えた会議の中で、不登校になった引き金としては、いじめ被害は関係しているものの、本人の対人スキルにも課題があると考えた。保護者からも他機関を利用して外出の機会を作りたいという希望が出されたため、医療機関受診とともに並行して、関係機関の利用を進めていくこととなった。

③支援の実施

R5 年度は、ほぼ月 1 回のペースで、保護者、学校、S S Wで定期的に会議を持った。さらに R6 年度に入ってから、関係機関の担当者にも会議に入ってもらい、全体の方向性を定期的に確認した。

④経過観察

年度途中より関係機関の利用が始まった。当初は足が向かないことも見られたが、週 1 回定期的に通うようになり、その後週 2 回に増やしていくことができた。

(3) 成果

年度当初はまったく外出せず、家で過ごしている状態であったが、年度末には週 2 回関係機関の利用ができるようになった。また、学校での授業参加はできていないものの、短時間ではあるがほぼ毎日登校するようになった。

<教室内不適合>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 約 1 0 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週 3 回 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

1 学期半ばから担任に対して、授業中の不規則発言が増えて担任による指導も入らないことから対応を検討したいということで、S S Wを交えてのケース会議を持つこととなった。

②学校内での方針の検討

不規則発言も気になるところだが、本人の自尊心の低さも感じられた。このことから、指導を受けても不規則発言を繰り返してしまう本人の心境と、本人の親子関係を、担任以外の教員が本人と話して探っていくこととした。

③支援の実施

折を見て担任以外の教員が、本人と時間をかけて話すようにした。

④経過観察

徐々に本人の不規則発言も減り、担任との関係も良好になっていったため、定期的なケース会議としては終結とした。

(3) 成果

不規則発言だけに捉われることなく、本人の自尊心の低さに焦点を当てて、教員が時間をとって、本人と話したことで、本人の様子も次第に落ち着いていったと考える。また、問題を担任だけで抱えさせるのではなく、ケース会議を経て、学校全体で取り組んだことで、担任支援にもなったと思われる。

福島市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①研修名：令和6年度第1回スクールソーシャルワーカー地区別研修会
内 容：講義、協議
実施日：令和6年7月9日（火）
- ②研修名：令和6年度第2回スクールソーシャルワーカー地区別研修会
内 容：講義、協議
実施日：令和6年9月12日（木）
- ③研修名：令和6年度スクールソーシャルワーカー研修会
内 容：講演、演習
実施日：令和6年10月3日（金）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ① 令和6年4月10日に実施した校長会議にて、SSWの職務の理解促進や活用のあり方について周知した。
- ② 令和6年4月22日に実施した教頭会議にて、校長会議同様、SSWの職務の理解促進や活用のあり方について周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市では他事業も活用し、3名のSSWを市教育委員会に配置しており、要請があった市内の小学校・中学校・特別支援学校に派遣している。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類
（ 中学校 ）
- ②児童生徒数 247 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 年 10 回/1回あたり 1 時間 ）

（2）対応内容

- ①課題の発見
入学当初からの不登校。

②学校内での方針の検討

学校から家庭への定期的な連絡・働きかけや、学校以外の居場所として、まなびの支援連携室（教育支援センター）の紹介を行っているが、状況が変わらないため、SSWの介入を依頼された。

③支援の実施

家庭訪問にて生徒・保護者それぞれの困り感を確認した。外国籍の母は、学校の手続きや、やり取りに苦手意識を持っていた。家族に協力してくれる親類と連携し、本人のまなびの支援連携室（教育支援センター）登校を促した。

④経過観察

本人は高校進学に意欲を見せるようになり、学習意欲が高まった結果、定期的にまなびの支援連携室（教育支援センター）に登校できるようになった。

（３）成果

まなびの支援連携室（教育支援センター）への登校を続け、高校受験に合格した。また、進路のやりとりの中で、学校への登校機会が増えた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 607 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 14 回/ 1 回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

母子家庭の母から、養育疲れの訴え。

②学校内での方針の検討

母・児童それぞれに対し、スクールカウンセラーの面談を実施。母から子育てのストレスの訴えがあった。また、子どもの話から、食事や衛生管理など家庭環境が懸念された。家庭環境把握のため、SSWの介入を依頼された。

③支援の実施

母、児童それぞれと面談を行った。母は子どもに問題があるのではと考え、育児ストレスが強く、子どもをどこかに預けたいという訴えがあった。母自身虐待家庭で育ち、子育てに不安を抱えている一方、感情的に叱責したり、手を上げてしまったりすることがある。児童は、母から強い叱責や、ひとりで食事を

するのでさみしいとの訴えがあった。

児童の安全確保と母のペアレントトレーニングが必要と考え、母を児童相談所への相談へ繋げた。

④経過観察

児童相談所の一時保護や市のショートステイを利用できる体制を整えつつ、母子面談を継続。母へのペアレントトレーニング、児童への心理検査を実施した。

（３）成果

長期休暇前に、児童が帰宅不安を訴え、児童相談所の一時保護に至った。児童は、母によくない行動をして注意を引こうとする誤学習が見られる。親子関係再構築のために、児童に対する SST や、母への指導を継続する中で、歩み寄りの姿勢が見られるようになった。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 388 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 32 回/ 1 回あたり 0.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

支援学級に通学する本生徒は、欠席が多く、校納金の未払いがある。

②学校内での方針の検討

欠席や未払いの背景に、家族の養育能力など、家庭環境の問題があるようだ。福祉的支援をお願いしたいとして、SSWの介入を依頼された。

③支援の実施

父は療育手帳を所持しており、母も理解力が乏しく、各種手続きができていなかった。フードバンクの申し込み、生徒の療育手帳申請、特別児童扶養手当申請、生活保護相談に繋いだ。

④経過観察

支援の拒否や電話番号を度々変更する等、手続きを進めるのに時間がかかったが、根気強く関わりを継続した。先生の働きかけもあり、生徒は登校日数が増えた。食事も摂っているようで、体重も増えた。

（３）成果

療育手帳を申請し、特別支援学校に進学することができた。

水戸市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・令和6年度は8月に実施している不登校対策研修会や校内フリースクール支援員対象の研修会等に参加し、不登校児童生徒への関わりや連携の仕方などを学ぶ機会を設けた。
- ・4月初旬に課内全員で職務についての研修を実施。（市の職員の役割と責務について）
- ・月1回のケースの確認の際に、再度職務遂行についての確認を実施。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・SSWが対応する学校には事前にSSWの役割や活用方法について理解をしていただいた上で活用をお願いすることで、関わりながら周知を図るように対応した。
- ・教育委員会主催の研修会等で周知を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・令和4年度から巡回方式で各学校に計画的に巡回する方法で実施しているが、学校の急な要請にも対応している。そのため、令和6年度から2名配置し、急な対応の場合は、各学校の課題に応じて対応が可能なSSWを派遣しているケースもある。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・SSWの役割や活用方法について、理解が不十分な学校があること。

②課題解決に向けた取組内容

- ・SSWが対応する学校には事前にSSWの役割や活用方法について理解をしていただいた上で活用をお願いするなど、関わりながら周知を図るように対応した。
- ・教育委員会主催の研修会等で周知を図った。

③成果

- ・巡回方式で各学校にSSWが訪問し説明したり、研修会等で周知したりすることで、徐々に学校への周知を図ることができ、学校からの依頼が増えてきている。
- ・教育委員会の指導主事が対応ケースによってはSSWの介入が必要と判断した際には、活用方法や効果等について助言・指導を行い、活用することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

中学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

（2）対応内容

①課題の発見

- ・両親の離婚による経済的不安，保護者の精神的不安定
- ・学校での友人トラブル，家庭環境の変化等による希死念慮，精神的不安による不登校

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議参加者
生徒指導担当，学年主任，担任，特別支援コーディネーター，SSW
- ・方針
SSWが保護者面談を行い，家庭環境を整えるために必要な制度利用に繋げる。

③支援の実施

- ・SSWの家庭訪問により，生活状況，本人及び保護者の状態の確認をした。
- ・SSWが保護者・本人の通院する医療機関，相談支援事業所と連携し，制度利用の手続きを進めた。
- ・登校できない状態における本人の居場所について，本人の希望を聞きながら精神科デイケアを経て，フリースクールの利用を開始。学習状況については学校とフリースクールで情報共有を行った。

④経過観察

- ・精神状態の悪化により家事ができなかった母であるが，生活環境が改善し就労できるまでに回復した。
- ・フリースクールで学習しながら，本人や家族の意向を聞きながら支援学級入級の手続きを進め，学校の環境づくりを行った。

（3）成果

- ・フリースクールから学校の支援学級への登校に切り替わり，精神的不調時は医療受診のアドバイスをしながら安定した生活が送れるようになった。
- ・本人は通院しながら安定した状態で高校に進学することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・登校時に母子分離が難しい。
- ・母子ともに希死念慮の訴え、児童から未就学児の兄弟への暴言暴力がある。
- ・父の経済的DV、精神的虐待があり、安心した家庭生活を送れていない。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議

教頭、養護教諭、特別支援コーディネーター、担任、SSW

- ・方針

SSWの保護者面談により家庭生活を聞き取り、安心して送れるような体制を整えるため、家族の希望を聞きながら関係機関に繋げていく。

③支援の実施

- ・SSWの保護者面談により、本人及び家庭生活の聞き取りをした。
- ・家族の了解のもと、相談の負担軽減のため市児童福祉担当課に情報提供した上で、保護者からの相談に繋げた。
- ・離婚に向けた法律相談
- ・転校先の環境を整えるため、教育委員会間での情報共有をした。

④経過観察

- ・母は相談を重ね、制度や方法を知るうちに生きる希望を持ち、子どもたちと一緒に未来の生活を考えるようになった。
- ・子どもたちも自分の意思を言葉にできるようになり、今後の生活についても自分でどういう形が良いか、考えるようになった。

(3) 成果

- ・離婚により転居、安心して生活できるようになり、学校にも元気に通えるようになった。
- ・選択肢がある中で、自分たちに合った道を自分たちで選択することにより、前向きな気持ちで生活できるようになり、母子ともに希死念慮はなくなった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・両親ともに障害者で就労が安定せず，生活困窮
- ・各所への滞納も積み重なっている状態
- ・学校生活における対人トラブル，学習面の遅れの心配

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議参加者

校長，副校長，教頭，生徒指導担当，担任，特別支援コーディネーター，SSW

- ・方針

SSWが保護者と面談し状況を整理した上で，生活の安定に向けた制度利用に繋げる。

③支援の実施

- ・保護者面談，家庭訪問により生活状況を整理した。
- ・市児童福祉担当課と情報共有し，制度利用の選択肢について協議した。
- ・基幹相談支援センターの助言を得ながら，市生活保護担当課への相談に同行し生活保護の申請をした。
- ・債務整理については無料法律相談を経て，法テラスを利用した。
- ・中学進学への進路選択のための状態把握として，児童相談所で発達検査を実施した。
- ・特別支援学校及び学区中学の支援学級の見学を行い，中学進学に向けた準備を開始した。

④経過観察

- ・金銭面の不安を家庭のみで抱えていたが，制度利用に繋がったことから両親の精神状態は安定した。
- ・母は障害福祉サービスの利用による就労に切り替え，体調と能力に応じ就労できるようになった。
- ・本人の能力を把握することにより，保護者も環境調整の必要性を認識できた。また，中学進学も本人の能力に合った選択がしたいと考えていけるようになった。

(3) 成果

- ・今まで生活面のトラブルを表に出さず，学校生活にも影響がでていたが，それぞれの課題の相談先との信頼関係ができたことにより，トラブルの発生時も速やかに相談し対応できるようになった。
- ・中学進学については保護者及び児童自身が見学などを通じてイメージができ，目標を持った小学校生活を送れている。

＜ヤングケアラー＞

（１）学校の概要

①学校の種類

中学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 派遣方式

（２）対応内容

①課題の発見

- ・多子世帯で未就学児の兄弟の世話や家事の手伝いをして休みがちである。
- ・両親ともに障害を持っており、生活費のやりくりが難しい。
- ・母が精神的不安定で家庭との連絡が取りにくく、進学に向けた話し合いをすることができない。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議

生徒指導担当，特別支援コーディネーター，担任

- ・方針

関わっている市児童福祉担当課と協力しながら，保護者及び本人の意向を確認し，進学に向けた支援を行う。

③支援の実施

- ・市児童福祉担当課及びＳＳＷが定期的に本人への面談を実施し，本人の精神面のフォローを行った。
- ・進学における諸手続については市児童福祉課や相談支援事業所も家庭訪問し，保護者の協力を促した。
- ・進学における学校見学，説明会等についてはＳＳＷが同行し，本人及び保護者のフォローを行った。
- ・進学にかかる費用については生活保護担当課とも連携し，保護者の不安をとる説明を行った。

④経過観察

- ・進学を希望しながらも諦めていた本人だが，前向きに自分ができることを着実に行うようになってきた。
- ・各機関が家庭訪問等を繰り返すうち，保護者も進学や本人の今後について真剣に考えるようになり，「進学して自分で働ける力を身につけてほしい」と，本人の気持ちを後押しするような言動が見られ始めた。

（３）成果

- ・進学先が決まり，今後は学業を頑張りたいという希望を持って卒業。進学先では毎日登校し，積極的に勉学に励んでいる。
- ・保護者も本人の学業優先の姿勢になり，本人が学校生活を楽しんでいることを喜んでいる。

＜家庭環境＞

（１）学校の概要

①学校の種類

中学校

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ひとり親家庭で経済面の不安がある。
- ・保護者は仕事が忙しく、不在がちで子どもたちの世話ができる時間が少ない。
- ・本人は体調不良を訴え遅刻が多く、登校しても教室で寝てしまうことがある。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議

生徒指導，特別支援コーディネーター，養護教諭，支援学級担任

- ・方針

S S Wが保護者面談を行い，家庭生活の困りごとや意向を聞き，課題に応じた支援方法を考えていく。

③支援の実施

- ・S S Wが保護者面談を実施，保護者が抱えていた心配事を整理し，各問題を相談先に繋げた。
- ・保護者不在の時間の心配については市児童福祉担当課の協力を得，ヘルパー利用により安全確保，子どもたちの生活リズムの改善を図った。
- ・本人の体調不良については養護教諭とS S Wが医療機関と連携し受診につなげ，健康状態の把握をした。
- ・経済的な心配があるため，特別児童扶養手当の申請について検討，S S Wが医療機関や児童相談所に同行しながら申請手続きを行った。

④経過観察

- ・ヘルパー利用により，保護者も本人も家庭生活に安心感が出てきた。
- ・当初学校は，保護者とのやりとりが難しかったが，相談を重ねるうちに学校やS S Wに対し，信頼を寄せるようになってコンタクトが良好になってきた。
- ・本人が医療受診を経て自身の体調を把握できたことにより，頑張れる部分や自分で体調を整えるために心がける部分について理解できたため，学校生活のリズムも整った。

（３）成果

- ・相談する経験がなかった保護者だが，相談することの大切さを言葉にするようになった。
- ・保護者が相談機関の利用について理解を示し，本人に対し保護者からも丁寧に説明をしてくれたことで，本人も安心して制度利用を受け入れることができた。
- ・体調や生活リズムが安定したことで，受験にも前向きな姿勢で向き合うことができ，進学先でも健康を維持しながら自信を持って学業に励んでいる。

宇都宮市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ S S W活用事業研修会（県教育委員会主催/年2回 7月・12月）

目的：貧困問題をはじめ、福祉的支援が必要な家庭に対する対応など、学校のみでは解決が困難な課題を抱えている学校に対する支援の方法や、福祉部局等、関係機関との連携の在り方に関する研修を実施することにより、S S Wの資質向上と業務遂行に必要な見識を高める。

- ・ S S W活用事業研修会（教育事務所主催/年1回 7月）

目的：貧困問題をはじめ、福祉的支援が必要な家庭に対する対応など、解決が困難な課題を抱えている学校に対する支援の方法や、福祉部局等、関係機関との連携の在り方について、情報交換及び協議をすることにより、管内の関係者の連携を深めるとともに、S S Wの資質向上と業務遂行に必要な見識を高める。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 児童生徒指導関係の連絡会議等に参加し、ケース事案の検討等において、専門的な視点からの助言や提案を行っている。
- ・ S S Wが学校を訪問し、職員会議等の時間を利用し、直接教職員に対し業務内容等を説明することで、理解促進を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに、福祉部門等の関係機関との連携を円滑に行えるよう、児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にS S Wを配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ ケースが複雑化・多様化しているため、解決に時間を要する事案が増えている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 積極的に研修会に参加するとともに、関係機関との情報交換を密に行い、専門的知識や技能の向上を図る。

③成果

- ・ 関係機関との連携が円滑に行われ、専門的知識や技能が向上し、適切な支援ができるようになった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年52週/週5回/1回あたり6時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 母親は統合失調症を患っており、その母親の支援をしている訪問看護師から障がい福祉課に相談があった。その家庭では、長期的に不登校になっている生徒がいるとのことで、学校教育課のSSWにつながった。
- ・ 母親の服薬管理は、訪問看護師が行っている。生活リズムが家族とずれており、入浴後裸でうろついたり、子どものお金を盗んでしまったりする事があった。
- ・ 父親は仕事で忙しく、日中、当該生徒と母親の2人でのいる時間が長く、折り合いが悪かった。
- ・ SSWは、学校に状況を確認すると、数カ月に渡って当該生徒と会えていないことが分かった。ただし、父親と学校は連絡がとれている状態であった。
- ・ 当該生徒は、サポート校への進学を希望しており、金銭的な心配はない。
- ・ 不登校の要因は明確ではない。友人とのコミュニケーションがとりにくい特性があり、勉強も得意ではなかった。学校では、別室での個別学習を利用していたが、学習の困難さが顕著に出ていた。

②学校内での方針の検討

- ・ 学校とSSWでケース会議を行い、家庭に関わっている関係機関の情報と、学校の情報のすり合わせを行った。
- ・ 母親に関する支援については病院・保健所・障がい福祉課が関わり、病院の転院・サービスの利用検討・家庭内のルールの特化などについて、母親に伝えていくこととした。
- ・ 現段階で、多岐に渡る機関が本家庭に関わっていたため、SSWが直接家庭に関わるのではなく、学校が子どもの安否確認を積極的に行い、父親と連携を図っていくよう依頼した。

③支援の実施

- ・ 母親・父親・本生徒に関わる関係機関をそれぞれ整理し、学校がすべき内容を示す役割としてSSWが関わった。

④経過観察

- ・ 学校は、秋休み中に家庭訪問が実施でき、玄関先に父親と当該生徒が出てきて話をする事ができた。
- ・ 父親は当該生徒のこともなんとかしたいという思いはあるが仕事が忙しいという思いを聞き取ることができた。

（3）成果

- ・ 学校とSSWでケース会議を行い、学校が当該生徒の安否確認を積極的に行っていくこととしたところ、秋休みに担任教諭の家庭訪問が実施でき、生徒と会って話をする事ができた。
- ・ 学校は、父親とのつながりを維持できるようになった。
- ・ SSWは、学校が当該生徒や父親と話をする中で、進路や経済面、家事支援等で困り感が出てきたときには、いつでも対応できることを伝え、相談体制を整えることができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 340 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年52週/週5回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ ひとり親世帯で、当該児童は発達特性があった。
- ・ 小学校入学時から登校渋りがあり、その際、母親から暴言を伴う身体的虐待を受けていた。
- ・ 母親と当該児童の関係を心配した学校は、市教委に相談の連絡を入れた。

②学校内での方針の検討

- ・ 学校は特別支援学級の担任教諭が、当該児童と関係作りを行った。母親に対し、副校長をはじめとする教職員が悩みを聞くなどして、家庭との関係作りを行っていた。
- ・ SSWは、母親及び当該児童と面談を行い、家庭や学校に関する悩みを聞き取ることとした。

③支援の実施

- ・ SSWは、母親から、育児についての困り感を聞き取ったため、養育相談のできる関係機関を紹介した。また、もともと通院している医療機関にて、ソーシャルスキルトレーニングを受けてみてはどうかと母親に進言した。

④経過観察

- ・ SSWは定期的な母との面談を実施し、関係が途切れないように支援を行った。また、当該児童とも関わりをもち、登校に向けた助言を行った。
- ・ 学校に対し、面談で聞き取った内容を共有した。
- ・ 母親は、医療機関に対して、当該児童のソーシャルスキルトレーニングを依頼し、実施することができた。

(3) 成果

- ・ 母親は医療機関に相談するようになり、ソーシャルスキルトレーニングの利用やフリースクールの利用につながった。
- ・ 要対協にもつながっていき、児童相談所も関わることとなり、最終的には施設入所となった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年52週/週5回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 外国籍で日本語が困難である母親が、本市外からの転入について、相談にきた。実際の手続きは、日本語のできる当該生徒が行っており、対応した職員は、学校教育課のSSWに情報提供した。
- ・ 本家庭は、生活保護受給予定世帯である。小学校に妹がいる。

②学校内での方針の検討

- ・ 転入の手続きは無事完了し、登校できている。学校は生徒の様子を見守っている。
- ・ SSWは、当該家庭との関わりをつくり、当該生徒が家庭のことで負担がかからないような支援を行うこととした。
- ・ 福祉部局（生活保護担当課）との連携することとした。

③支援の実施

- ・ 当該家庭との面談を実施し、困ったことがあったときには相談してほしい旨を伝えた。
- ・ 小学校とも連携を図る。家庭の様子、各学校の様子について、SSWから情報提供を行う。
- ・ 国際交流協会へ情報提供を行い、今後の支援の相談を行った。学校との面談時には通訳を準備できる旨を、学校と家庭それぞれに伝えた。
- ・ 地域につなげる目的として、本市子ども部が委託する「親と子の居場所づくり事業」の利用案内を母親に行った。
- ・ 福祉部局へは事前に学校行事等の情報提供を行い、学校の集金等があれば学校事務職員と福祉部局が直接連絡を取れるよう仕組みを作った。

④経過観察

- ・ 生活保護受給が始まり生活の安定ができるようになった。
- ・ 国際交流協会の通訳者から当該生徒と母に、日本の生活や教育について説明した。
- ・ 「親と子の居場所」の利用が開始し、家庭が孤立しないよう地域支援につながることができ、母親が日本語の勉強を始めることができた。

(3) 成果

- ・ 外国籍をもつ家庭への支援ニーズが増えてきており、SSWが各機関と連携を図ることで、学校と各機関をつなぐ体制が整ってきた。

前橋市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

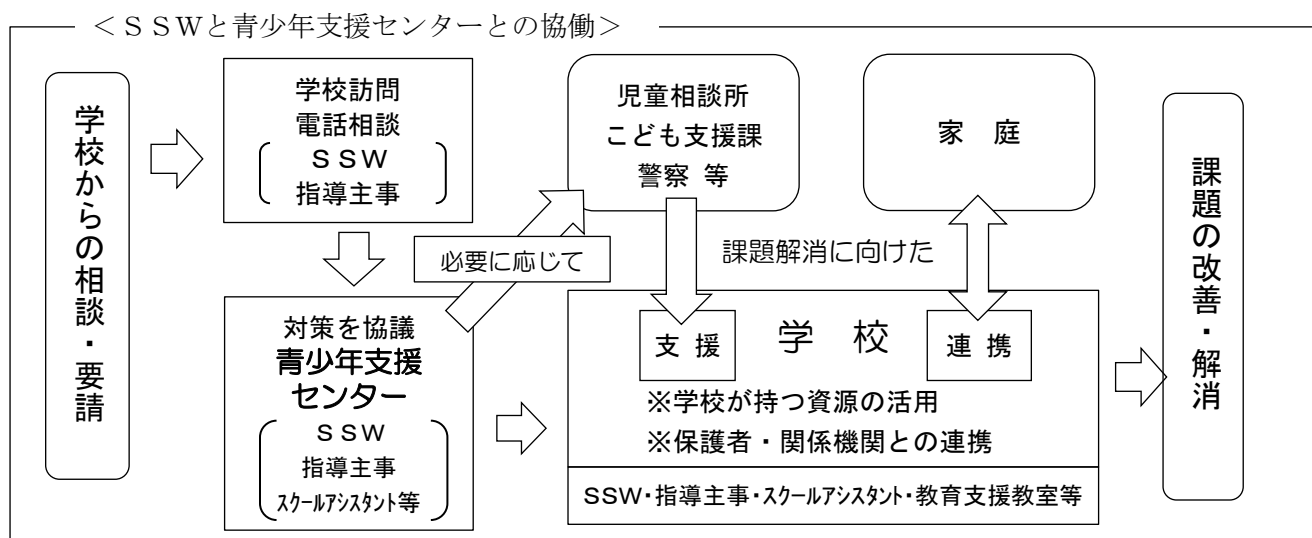
本市SSWは1名のみであり、研修は実施できなかった。そのため、学校からの要請を受けて、指導主事とともに事例に対応したり、悩みを抱える児童生徒や保護者との面談や相談電話に対応したりする中で、SSW自身が自己研鑽を重ねていった。特に、心理に関する資格を生かし、事例を俯瞰的・専門的な視点で検証するとともに、課題解決に向けた支援の明確化を図ることができたため、その後の支援や学校への適切な助言に繋がった。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

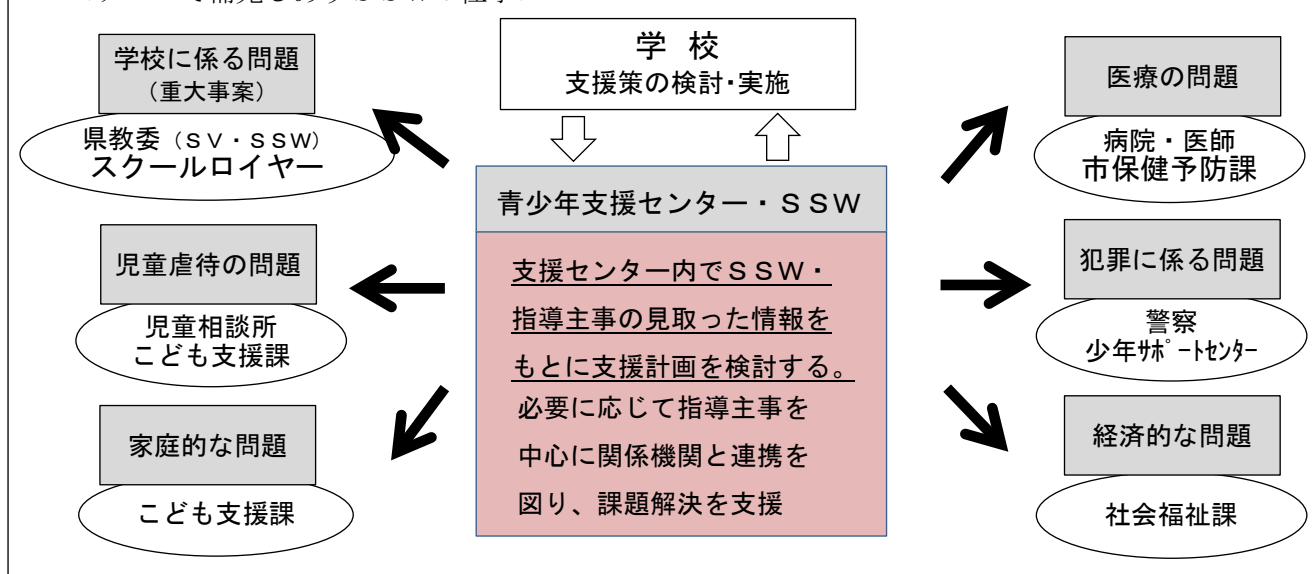
資料「前橋市スクールソーシャルワーカー事業について」を作成し、業務内容やこれまでの成果、利用方法等を校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校へ周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。



＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

<課題の概要>

S S Wの目的や具体的な役割、有効性が学校に正確に周知されておらず、S S Wの効果的な活用について、教職員の理解が不足していることが課題である。

<課題の要因>

S S Wの効果的な活用に向けて、S S Wの目的や具体的な役割、有効性について資料を作成し、周知しているが、ケース会議や児童生徒の見取りを行う場面に参加しての、コンサルテーションを含めた対応事例が少ないため、有効性を教職員に伝えきれていない。

また、学校でのコーディネーターとしての役割を担う教職員のS S Wの目的や役割、有効性についての理解や調整力を高めることが課題である。

②課題解決に向けた取組内容

資料「前橋市スクールソーシャルワーカー事業について」を作成し、業務内容やこれまでの成果、利用方法等を校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を行った。

ケース会議や児童生徒の見取りを行う場面に、指導主事とともにS S Wが参加する機会を増やした。

教育支援教室（教育支援センター）への定期的な訪問を通年で言い、児童生徒の見取りを行う機会やカウンセリングの機会を増やした。

③成果

令和6年度の学校訪問回数は、24回であり、令和5年度より6回の減少であった。また、令和6年度は市内4つの教育支援センターへの派遣を42回行った。令和6年度の児童生徒や保護者を対象としたカウンセリングの回数は、142回あり、令和5年度より102回の増加であった。そのうち、教育支援センターでの児童生徒や保護者を対象としたカウンセリングの回数は、40回であった。

【2】対応事例<令和6年度>

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 181 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1回あたり 3 時間程度 5回派遣)

(2) 対応内容

①課題の発見

親からの相談や教育支援センターの利用を通して、不登校へつながっている要因が、当該児童の特性やクラスメイトとの人間関係、クラスが落ち着かないことによるものであることが分かった。

②学校内での方針の検討

教育支援センターを当該児童のペースで利用しながら、登校した際は、担任を中心に当該児童と関わっていく。ＳＳＷとのカウンセリング内容や教育支援センターでの様子について校内で共有する。

③支援の実施

クラスメイトとの人間関係やクラスが落ち着かない状況に対しては、ＳＳＷと指導主事が学校訪問を行い、学校が組織的に対応できるよう支援のポイントを整理した。また、教育支援センターでＳＳＷとのカウンセリングを行い、保護者とも情報を共有した。

④経過観察

クラスメイトとの関係改善やクラスが落ち着くよう学校と青少年支援センターが連携しながら継続して支援を行った。また、当該児童以外にも学校や家庭生活に不安を抱える児童がおり、社会福祉士につなげ、面談を行った。

（３）成果

教育支援センターの利用が徐々に減り、別室登校を経て、教室に登校できるようになった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 3 1 7 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり 2 時間 １回派遣 ）

（２）対応内容

①課題の発見

登校渋りが見られ、保護者が担任に相談することでクラス内のいじめが分かった。保護者の不安感が強く、当該児童のカウンセリングを希望したが、年度末でＳＣの勤務が終了していたため、ＳＳＷ派遣の要請があった。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷ面談の情報をもとに、クラス編成を行い、当該児童が安心して学校生活を送れるよう支援を行っていく。

③支援の実施

新年度を迎え、新しいクラスでも、担任を中心に当該児童が安心して登校できるよう支援や見守りを行った。保護者の不安感や不満感が強くなった際は、青少年支援センター指導主事がその都度、電話相談に応じ、聞き取った内容を学校・ＳＳＷと状況共有し、支援体制を整えた。

④経過観察

保護者の相談内容をその都度、学校・ＳＳＷと共有して対応したことにより、学校と保護者の関係性についても悪化することなく過ごすことができた。

(3) 成果

家庭の事情による転出が予定されていたが、その日まで当該児童は登校することができた。

＜学級経営の支援＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 134 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1回あたり 4 時間 1回派遣)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童間のトラブルがあり、指導している中で、児童の特性からくる困り感や嫌がらせ・仲間外れなどがあることが分かった。

②学校内での方針の検討

関係児童それぞれから話を聞き、児童間の関係性を明らかにして、早期の問題解決に取り組む。

③支援の実施

ＳＳＷが関係児童と面談を行い、事実関係やそれぞれの児童が抱えている悩みについて把握した。その情報を管理職や担任と共有し、クラスでの指導に生かしてもらった。

④経過観察

嫌がらせや仲間外れが起こっている背景には、各児童が抱えているストレスも影響しているため、担任を中心に、関係児童と一緒に活動する際の環境を整えたり、児童同士のやり取りでの仲介者となったりすることで、トラブル防止に努めた。

(3) 成果

学級内のトラブルも徐々に減り、特性のある児童も特別支援学級につながるすることができた。

高崎市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ＳＳＷのみを対象とした研修については、コロナ禍以前は外部から講師を招いた研修を実施していたが、令和６年度は実施しなかった。市教育センターが実施する全教職員を対象とした研修に必要に応じて参加している。その他、他機関との情報交換会や市民部が実施する福祉施設見学会（児童相談所・児童養護施設等）も研修の機会となっている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

学校向けにＳＳＷの役割・支援例、学校の取組、Ｑ＆Ａ等を記した「ＳＳＷ活用の手引き」を作成し、年度当初の公設校園長会議、副校長・教頭会議の他、主任児童委員研修会、教育支援センター指導員研修会等で説明している。また、拠点校、新規訪問校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

中学校区を基準に市内を８つのエリアに分け、８人のＳＳＷで分担している。特に支援者数の多い学校を拠点校とし、週１回滞在している。拠点校周辺の学校（「訪問校」と呼称）については、曜日に関係なく支援者のニーズに寄り添いながら対応している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校からの依頼を受けて、市教委が支援の可否について検討し支援を行う、という流れが定められているが、福祉部局や関係諸機関が独自の判断でＳＳＷに直接支援を依頼したり、保護者に紹介したりするケースが複数発生している。

原因は、市教委によるＳＳＷ運用に関する手順や役割の周知不足であると考えている。

②課題解決に向けた取組内容

要対協等関係諸機関と情報交換ができる場において周知に努める。

③成果

新たに福祉部局に着任した職員を中心に適切な連携を図ろうとしてくれるようになった。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 470 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週1回）

（２）対応内容

①課題の発見

発達特性を背景とした不登校。

②学校内での方針の検討

本人の発達障害と不登校への支援とともに、病弱な母親の支援、娘と妻の状況に困り感を抱える父親への支援をＳＳＷがハブとなって行う。

③支援の実施

ＳＣからの紹介で本人、保護者と面談。本人の医療機関の利用状況等を聞き取る。母親に電話連絡を行い、太陽がよいときに家庭訪問。本人との面会を試みる。

④経過観察

通院状況が思わしくなかったため、他の病院を紹介。父親に通院への動向を促すことで、発達障害への理解を深めた。

（３）成果

学校の授業をオンラインで受講したり、学校行事に参加できるようになった。給食をきっかけに、学校に長時間滞在できるようになった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数760名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週1回）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校時代の友人とのトラブル以降登校を渋るようになった。

②学校内での方針の検討

本人はトラブルをいじめと捉えているが、小学校時代の話であるため、中学校では不登校対応を主眼として支援を進める。父子家庭であるため、S S Wは登校に向けた支援とともに、本人の栄養状態の把握も担う。

③支援の実施

月に2, 3回家庭訪問を行い、本人との面会を試みる。

④経過観察

本人とは会える時期と会えない時期があった。体調の優れない父親に代わり、祖母との関係性を築いた。

(3) 成果

次年度の職場体験学習に関心をもたせることができた。卒業後の社会的自立に向けた支援が奏功したと考える。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 740 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

母親による虐待発覚後の家庭支援を中心とした学校からの支援依頼。

②学校内での方針の検討

学校による登校時の見守りと継父への支援依頼、S S Wによる精神的に不安定な母親への関与。

③支援の実施

不登校気味だった本生徒に学校が別室登校を提案、父親に子育てへの関与を依頼。

S S Wが定期的に家庭訪問。

④経過観察

本生徒が継続的に登校できるようになったことで母親が精神的に安定。本生徒らからの勧めもあり、6月にお試し就業、7月から正式に勤務を始めた。また、父親が子どもたちとゲームを介して関わるようになった。

(3) 成果

本生徒の進路等に母親の心が向き、進学先を決定できた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 540 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校からの不登校対応を中心とした支援依頼。

②学校内での方針の検討

不登校の背景に本生徒の発達障害と貧困、保護者の不安定さがある。発達支援については相談支援事業所・放課後等デイサービスが担当し、貧困についてはSSWがフードバンクをつないで食糧支援を受けられるようにする。

③支援の実施

SSWが同行し、フードバンクを利用。放デイとSSWとの間で数回情報交換を行った。

④経過観察

フードバンクを数回利用した。

(3) 成果

フードバンクを利用する内に生活が安定し、本生徒の進学先も決定した。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 180 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週 1 回）

（２）対応内容

①課題の発見

保護者と連絡が取りづらいため、学校から窓口としての対応依頼。

②学校内での方針の検討

S S W の関与により、家庭環境を整えることと、本人に合った教育環境を整えることで社会とのつながりをもたせ、自己肯定感を高められるようにする。

③支援の実施

不登校状態改善のため、家庭訪問による本人との面談、教育支援センターの紹介、無料学習塾の紹介を行った。また、経済困窮改善のため、母をハローワークにつなげた。

④経過観察

本児やその兄が下の弟の面倒を見ている状況が確認できたため、弟との入院とそれに伴う母親の入院付き添いをきっかけにヤングケアラー支援担当に係属、サポーター派遣を開始した。

（３）成果

現状で利用できるサービスにつなげることができた。不登校支援、学習支援のための社会資源につなぐことができた。

川越市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

第１回 令和６年４月３０日（火）～５月１７日（金）※オンライン研修（オンデマンド型）

内容：スクールソーシャルワーカーの活動について 等

第２回 令和６年７月３０日（火）

内容：講義「関係機関との連携」

第３回 令和６年１１月１４日（木）

内容：講義「効果的なスクールソーシャルワーク」

協議「ケース検討」

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の周知

【活動方針に関する指針（ガイドライン）の内容】

配置目的、職務内容、ソーシャルワークのプロセス、活用について

【周知の方法】

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」（川越市スクールソーシャルワーカー活用の手引き）を策定し、学校等に配布して活用を図っている。また、学校や地域等への研修会で確認し、活用促進につなげている。

②スクールソーシャルワーカーの理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの研修だけではなく、教職員研修棟で各校の中心となる教育相談主任（年２回）や特別支援コーディネーター（年２回）等への周知に加え、教育相談員（年３回）の研修を行い、スクールソーシャルワーカーの活用方法や連携の仕方について周知した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

地区ごとの小学校に拠点校配置し、進学中学校区の小学校へ兼務を行った。その他の学校へは教育センター分室に勤務しているスクールソーシャルワーカーの派遣を行った。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

・スクールソーシャルワーカーの需要に対する計画的な事業拡大。

〈原因〉市の施策における予算面での配置人員数の調整等

・スクールソーシャルワーカーと川越市の教育相談機関リベアラにおける連携の充実。

〈原因〉スクールソーシャルワーカーの役割理解と活用の深まりに学校間で差異が見られる。

②課題解決に向けた取組内容

・「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を見直し、継続的に学校等に配布するとともに、具体的な活動の仕方や好事例も紹介し、活用を促す。

・各研修でスクールソーシャルワーカーの活用について、活用の実績や活用事例の情報を提供し、管理職や関係職員への周知を図る。

・スクールソーシャルワーカー同士での情報共有や事例検討を通して、互いの実践を学び合う。

③成果

・スクールソーシャルワーカーの役割理解と活用に関する共通理解が促進されたことで、支援の質的向上につながった。研修や情報共有を継続することで、さらなる支援の充実と効果的な活用が期待される。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （小学校）

②児童生徒数 451 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週2回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小学3年生男子児童。1年生の時から落ち着かず離席が多く、授業に集中できない状態があった。母は子ども自身の個性を尊重しつつ成長を見守りたいとの意向だった。しかし、3年生に進級してすぐに教室にいらなくなり、校庭に出てしまう時間が増え、徐々に欠席が増えていった。

②学校内での方針の検討

担任教諭との面談で、母親が求めることと担任教諭との教育観との相容れない部分があることを学校内でも共有した。本人に集団での行動に難しさがあること、学級でできる活動であれば参加できることなどを確認しながら支援を進めることとなった。WISCの結果を基に、担任には具体的な配慮を求めた。担任教諭と母親の教育観の相容れない部分については、面談を何度も重ねる中で、エビデンスをもとに話すように努めた。

③支援の実施

SSWが低学年のころから本児童と話をしてきたため、信頼関係ができていた。「自分でもこういうことがよくないとわかっている」「どうしてこうになってしまうのかわからない」という戸惑いを傾聴した。発達外来の医療機関でWISC検査と処方を受けた。SSWも初診時と結果説明に同席し、本児童と母親の困り感が伝わるように支援した。

④経過観察

1学期の後半から2学期初めまでは不登校の状態が続いていた。本人が苦手とすることや学校でできる配慮について、確認をして行く中で、連絡帳の代わりに連絡事項を書いた黒板をタブレットで写真にすること、学年での活動は本人に苦しさがあるため、比較的安心して過ごせるであろう学級でできる活動へは参加することなどを確認しながら支援を継続していった。

（3）成果

母が当初、本児童の成長を見守りたいと話していた背景には、父親が本児童と近い特性を有していることや、成長の段階で状況が改善されるであろうという期待があった。周囲の理解や学校内でできる支援を通して、週に数回・数時間ずつからの登校を再開していった。徐々に給食を挟んで1日を学校で過ごせるようになった。週5日間登校するまでには至っていないが、登校の日数は徐々に増えている。

<いじめ・家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 662 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 2 回 / 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学6年生女子児童がいじめアンケートの記述に、弟の暴力に困っていると書いたため、姉・弟とそれぞれ面談を行った。学級でも孤立している。父親とも面談し、家庭の状況についても確認した。母の不安定さもあった。SSWがこども家庭課へ行き、その日のうちに担当と一緒に家庭訪問を実施。母親との面談を行うことができ、できる支援について話し合った。

②学校内での方針の検討

学校では、これまで担任教諭が中心となって家庭訪問や連絡を取り合ってきた。今後も、家庭と学校が継続して連絡を取り合っていくことや、SSWや子ども家庭課との連携を図っていくことを確認した。

③支援の実施

担任やSSWが家庭や子どもたちへの声掛けをしながら、登校を促している。

④経過観察

父親は、子どもたちを学校へ行かせようと努力しているが、仕事もあるためできることに限りがある。母親も子どもを学校へ行かせたいとは思っているが、自身の体調が整わず送り出すことができない。姉はクラスでも孤立していたが、好きな教科の授業をきっかけに登校できるようになった。弟は、母親が遅刻で連れてくることも増えてきた。二人とも、不登校にならないように注意深く見守っていくことが必要である。

(3) 成果

公的な支援を提示しても、母親が様々な言い訳をして断ってしまう現状がある。子どもが学校に行かなかったり、クラスで孤立したりしてしまうことを自分のせいだとも感じており、外部からの支援が入ることを嫌がっている状況がある。一方で、父親は支援を得たいと感じている。実際に受けられる支援や対応については情報共有をしながら、今後も連携を図っていくことについては確認できている。

川口市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

教育研究所内において、相談員・カウンセラー・日本語指導員・スクールソーシャルワーカー等、一堂に会し内部講師・外部講師を招いての研修を実施している。

スクールソーシャルワーカーは、年間5回以上の研修参加を基本とし、自己研鑽に努めている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市内の全小・中学校へ「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を配布し、校長会でも説明をしている。
- ・新年度、スクールソーシャルワーカーで関係機関へのあいさつ回りを実施している。
- ・各地区担当で担当地区の小・中学校へあいさつ回りを実施し、顔の見える関係構築を図っている。
- ・教職員の研修の中で、スクールソーシャルワーカーについて触れて研修を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・教育研究所内に勤務をし、派遣依頼があった学校に派遣を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーの活用が進む中で、支援の継続を望む家庭が多く、1人のスクールソーシャルワーカーが抱える件数が増加している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・個別の家庭に適切な支援を行い、改善されてきている家庭については支援の回数を徐々に減らす等の対応をしている。

③成果

- ・限られた時間の中で、多くの家庭の支援につなげることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 291 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 90 日/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校では毎日登校しており、中学校に入学後も学業と部活動に励んでいた。しかし、中学校２年生の３学期に入り、卒業式練習に参加する頃から人の多いところに入ると気分が悪くなるようになった。３年生に進級すると担任の先生との相性も悪く、相談室登校になった。欠席日数が増えてきて、心配になった母が医療機関に連れて行き、パニック症・広場恐怖症の診断を受けた。その後、服薬が始まったが、副作用により体調不良が続いた。進路や卒業を控えていることもあり、２学期に入ってから申請が上がり、SSWの介入に至った。

②学校内での方針の検討

SSWの介入にあたり、申請の提出前に学校から保護者への了解を得ていただいたことがスムーズな介入に至った。校長先生、担任の先生よりこれまでの学校生活や家庭環境について聞いた上で、SSWの定期的な家庭訪問（母・本人との面談）と、オンライン学習を中心に体調面を見ながら支援を進めることで確認した。

③支援の実施

母との面談や、電話で事前に本児の体調を確認しながら、定期的に家庭訪問を行った。訪問中は、本児の好きなこと的话题を中心に、リラックスした雰囲気では話が增えることを期待した。また、母からは医療機関の転院希望があり、医療相談に繋げた。そこから、往診をやっている医療機関への転院が可能になった。進学に向けては、母と学校と情報共有をしながら面接の方法等を確認し、安心して面接が受けられる環境での受験が可能になった。その後、希望の通信制高校への内定をいただくことができた。進路が決まったこともあり、年明けから本児の体調面が安定してきた。卒業式前２か月は毎日、相談室登校もできるようになった。卒業式（２部）にも無事に出席することができた。母からの卒業後の相談機関についても要望があったので、母と本人それぞれが相談できる機関を紹介した。

④経過観察

母からの連絡によると、年明けは、相談室だけでなく部活動にも顔を出して日中は少しでも外に出ようという意識があった。その反面、帰宅後は疲れてしまうということだったが、体調面では以前より安定している様子。相談室の先生や管理職の先生からも、進路が決まったことにより、本児の気持ちが安定した様子と伺った。卒業式直前には、３年生を送る会に出席したり、放課後に数学の先生から個別に学習を見てもらったりと、前向きな活動が見られた。また、母からは、現在の医療機関での往診は今後も継続していく予定ということを確認した。

（３）成果

本児の副作用による体調不良が心配されていたが、転院したことで往診対応になり、本児の体調を見ながらの診療・薬の処方になったことで、体調が少しずつ安定した。高校進学という目標に向けて、自ら歩み始めたこと、母からは本児が自分の言葉で気持ちを伝えられるようになったとあり、そのことは大きな成果と考える。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 725 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 90 日/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校１年生の体育祭の練習中に月経痛を訴え保健室へ。お風呂に入っていない様子が伺える、本児との会話から両親の離婚、勉強ができないことなどから不登校傾向にあること、高校生の兄の学費が滞っていることなど涙ながらに話す場面があった。以降、登校に至らない日が続き、家庭環境の問題も含め学校から申請が上がり SSW の介入に至った。

②学校内での方針の検討

学校で、教頭、養護教諭、担任から本児の家庭環境及び学校生活の様子について聞き取り実施。本児への対応として、父親との連絡がつきにくいことから成人した姉と連絡を取り、相談室利用や登校支援、家庭環境への働きかけとして、家庭訪問を実施することを確認し、SSW の今後の関わりについて学校とも共有を図った。学校へ SSW の支援について定期的に報告し情報共有を行うこととした。

③支援の実施

登校時や家庭訪問時に本児と面談を設け、登校に至らない気持ちや本児が捉えている家庭環境について話を聞いた。学習に追い付いていないことや気力が持てないこと、家庭における金銭面について本児も気にしていること、姉との面談からも同様の内容を聞き取り、学習支援の居場所や民生委員の介入等の情報提供をした。経済面について 60 代前半の父親から聞き取りをするも、支援等は積極的ではない様子が伺えた。しかし、今後も本児や妹等の義務教育は続くため、SSW や民生委員とのかかわりを了承していただき、家庭への支援を継続した。学校側とも連携を図った。

④経過観察

継続して登校支援を重ねていくうちに、本児は学校へ足が向くようになることが増えた。本児の気持ちや父親の思いを仲介し伝え、支援の継続をした。

（３）成果

SSW 申請時期が 12 月だったこともあり、年度末までの介入は短期間であったが、本児にとって様々な大人がかかわり、自分を守ってくれる、そのような存在がいることを感じ、今まで言えなかった自分の思いを言えるようになったことが大きな成果と考える。

<発達への課題>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 725 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 90 日/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

以前から学校は家庭内での兄弟間に差があることに気が付いていた世帯。本児は、上の兄弟と仲が悪く、家族の中で居場所がないという話は聞いていた。週3日休みが続いたため担任が家庭訪問実施。数日前から自室に引きこもり、食事のままならない状況だった。母や兄弟との関係を気にし、引きこもり状態になったことで母がストレスを溜めてしまっているため、母の話を聞いてほしいとSSWの介入に繋がった。

②学校内での方針の検討

以前、母が育児不安になった経験があるため、母の育児負担を少しでも減らしていきたい。家庭の教育力にも課題があるため、学校、SSWとの両者による支援をしていくことで一致。

SSWは家庭訪問を実施し母の不安や悩みの軽減になって欲しい。本児に対しては、本児が希望すれば登校支援、学習面の不安があれば勉強も見えていく。目標として定期的に登校できること、学習面、生活面でも肯定感を持ち、自信をもって生活していくことを目指していくこととした。

③支援の実施

母の話や本児との面談を繰り返し実施。母は本児に対し、小さいころから丁寧に関わってきたが何度言ってもわからない、兄弟の中でも本児への関わりに困惑しており、疲弊していた。

本児は授業中はステッブルームに登校したが、部活動への参加はできていた為、その強みを生かし、最初は部活への送り等の支援をした。SSWとの登校や家庭訪問を継続したことで信頼関係の構築が図れ、自らから登校日を決め、週2～3日の登校ができるようになった。

④経過観察

本児の育てにくさについて父母から医療相談したい旨の申し出があり、教育研究所の医療相談へ繋げ、WISC-IV検査の実施へつながった。本児の特性としてADHD傾向。語彙や知識量が限られていること、他者とのコミュニケーションを取りづらいこと、具体的には困ったときの相談の仕方や気持ちの伝え方を予め、練習しておくとういことなどがわかった。医療へ通じたことがきっかけとなり、母もただ怒るのではなく、本人の理解が難しい時があること、そのため、本人へわかりやすく言葉をかみ砕いて説明する必要があることを理解された。

（３）成果

本児の理解力の低さ、コミュニケーションなどを苦手とすることが、家族や周囲の支援する人が分かることにより、本児の気持ちに寄り添える人が多くなってきた。そのことにより、周囲から理解されず、家庭内、部活内、でも孤立しがちであったことが徐々に解消され、部活内でもできること（マネージャー）などの仕事を割り振られることで、本児のペースを守りつつ、他者から認められる経験が増えてきた。本児の自尊心も少しずつ向上し、部活や学校が本児の居場所の一つとなり始めてきた。

越谷市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・市長部局や関係機関への挨拶（年度当初）
- ・ケースの情報共有を日々実施しながら、指導主事より指導・助言
- ・市長部局が主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加（スクールソーシャルワーカーの希望）
- ・県が主催している研修会に必要に応じて参加（スクールソーシャルワーカーの希望）
- ・特に効果のあった研修内容

【他機関と連携した事例検討会】

複合的な要因を抱えた生徒に対してのアセスメントの仕方と、具体的な支援の方向性について検討する。また、各関係機関ができる支援の役割を明確にし、連携の在り方について協議

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・4月の校長会、教頭会でスクールソーシャルワーカーが自己紹介
- ・年度当初、各学校長へ担当スクールソーシャルワーカーが挨拶及び課題のあるケースを確認
- ・学校が定期的に実施している相談部会にスクールソーシャルワーカーが参加
- ・市主催の年次研修（初任者、2年次、3年次、臨時的任用、5年次、中堅）において、スクールソーシャルワーカーについて周知。
- ・市主催の教育相談研修会にスクールソーシャルワーカーが参加
- ・学校相談員の研修会にスクールソーシャルワーカーが参加
- ・スクールソーシャルワーカーの支援状況を各学校に毎月報告

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市内全ての小・中学校 44 校において「小中一貫教育推進研究」として研究指定をしており、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に同一の SSW を配置することで、より円滑に包括的支援にあたることができるようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーが学校に常駐しているわけではないので、家庭環境に課題があり、支援が必要な児童生徒の発見が遅れてしまうこと。

②課題解決に向けた取組内容

- ・スクールソーシャルワーカーの支援が必要な児童生徒及び家庭へ早期支援ができるよう、各学校が実施している相談部会等にスクールソーシャルワーカーが参加する機会を設ける。

③成果

- ・相談部会等で家庭支援が必要なケースにおいて、社会福祉に関する専門的な知識を生かした多様な支援方法を伝えることができた。部会後に、実際にスクールソーシャルワーカーが支援するケースもあった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 435 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1週1回、1日1時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・該当児童は、小学校中学年から、コロナの影響もあり不登校となった。中学入学後も1回も登校できていない。

②学校内での方針の検討

- ・家庭との連絡が難しい。家庭支援とともに生徒の学びの保障と居場所となる場所につなげるために、スクールソーシャルワーカーの派遣要請をする。

③支援の実施

- ・家庭訪問を実施し、母子ともに会うことができ、教育センターへの面談へつなげた。
- ・若者支援ネットワークが主催する学びの場や教育支援教室を紹介し、一緒に見学を行った。
- ・未納になっていた教材費について、今後の支払いの計画等を保護者と共に学校と確認した。
- ・教育支援教室の送迎に同行するとともに、教育支援教室での、生徒の様子を学校へ報告した。

④経過観察

- ・最初は、教育支援教室の送迎に同行していたが、通室を重ねるつれ、一人で通室できるようになった。
- ・教育センターで定期的に心理士と面談し、本人の悩みや不安等を傾聴し、心理的不安の軽減を図っている。

（3）成果

- ・本児が、社会的に自立する力をつけるための適切な学びの場を選択できる環境を整えることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②生徒数 577 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 1 回 / 1 回あたり 1 ～ 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・近隣住民から児童相談所へ異臭とネグレクトの通報が入る。父母共に心身に不調をきたしており、生徒も生活習慣の乱れなど、その影響を受けている。

②学校内での方針の検討

- ・学校へは登校できているが、父と子の関係性について不安があるととともに、食事や入浴などの日常生活習慣に課題があるととともに、療育環境も心配され、スクールソーシャルワーカーを派遣する。

③支援の実施

- ・学級担任や管理職などと情報共有を図り、今後の支援について検討を行った。
- ・複数の関係機関で支援できるように、ケース会議の開催を定期的に行うとともに、医療へもつなげることができた。
- ・放課後等デイサービスで洗髪やカット利用などを依頼し、本人の身支度を整えた。
- ・教育委員会での就学援助の申請の手続きに同行し、援助を受けることができるようになった。

④経過観察

- ・経済的な援助を受けることができたため、本人が望んでいた修学旅行へも行くことができた。
- ・母との関係性も良好になり、買い物に行ったり、高校の学校説明会に参加したりすることができた。
- ・関係機関の支援を受けながら、本人が希望する高校へ進学することができた。
- ・母親が不安な時や分からないことがあると、速やかにスクールソーシャルワーカーに連絡をする関係が構築できた。

(3) 成果

- ・様々な関係機関が継続して、家庭を見守ることで、家庭環境が安定し、本児の生活状況が改善した。

船橋市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

① S S Wスキル向上を目的とした研修（月1回実施）

- 4月 船橋市の相談体制や学校・関係機関との連携について確認
- 5月 いじめ対策についての講演会・S Cの業務内容と連携担当校のS Cとの情報交換
- 6月 ケース検討会を通して、S S Wとしての支援の方向性を確認
- 7月 船橋市の「ヤングケアラー支援事業」、ひとり親家庭への「中高生向け学習支援」「母子・父子自立支援」について
- 8月 生徒指導提要にもとづく心理教育的な支援について
- 9月 船橋市子ども家庭支援課のヤングケアラーコーディネーターと合同事例研究会
- 10月 外部講師を招いた、スーパーバイズ体験・事例検討会
- 11月 県S S Wと合同事例検討会
- 12月 外部講師を招いた、スーパーバイズ体験・事例検討会
- 1月 虐待・性的虐待について
- 2月 外部講師を招いた、スーパーバイズ体験・事例検討会
- 3月 事例検討会・次年度への引継ぎ

② 生徒指導地区連絡会（月1回）

③ 希望研修

- 7月 子供の問題行動の理解と支援のあり方について
- 8月 精神疾患の理解と対応について
発達的な実践例の紹介・発達障害を抱える児童の具体的な支援について
特別な支援の必要な児童生徒やその保護者との協力関係の築き方について

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

これまでは、管理職や生徒指導主事を中心に実施してきた。令和6年度は副校長・教頭を対象に研修を実施した。「S S Wの役割」、「市のS S W配置事業について」、「活用事例について」等を説明し理解促進に努めた。研修会の中では、グループ討議の時間も設けた。

また、生徒指導地区連絡会に参加し、校長・生徒指導主事・関係機関との連携を図るとともにS S Wの理解促進に努めた。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

令和5年度から、拠点校配置とした。令和6年度は、学校数・児童生徒数・派遣申請数の多い5中学校に対して、週2日に配置を拡大した。また、S S Wの関わる全ケースを把握し、社会福祉の専門家として適切にアドバイスしたり、緊急対応が必要なケース・困難なケース、または複数対応が必要なケースには協働して支援したりすることができるスーパーバイザーを船橋市総合教育センターに配置した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

① 課題とその原因

令和5年度に拠点校配置にしたことで派遣申請数が大幅に増加した。そのため、週1日の勤務では対応が難しくなった。また、対応内容も高度化しているため、専門性やスキル向上が必要である。

②課題解決に向けた取組内容

令和6年度は、児童生徒数・派遣申請件数が多い5中学校区について、週1日から週2日に配置を拡大した。また、SSWの関わる全ケースを把握し、適切にアドバイスしたり、緊急対応や複数対応が必要なケースなどに協働して支援したりすることができるスーパーバイザーを総合教育センターに配置した。研修に関しては、事例検討会や講義の充実を図った。

③成果

週2日に配置を拡大したことで、派遣申請数や相談件数が増加しても、十分な対応が可能となった。また、研修では実務に直結する内容が充実した。そのため、ねらいとしていた早期発見、早期対応の実現につながったと捉えている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 429 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 44 週/週 1 回/1回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

生活リズムが整わないため、朝起きることができず、登校するのが難しい状態であった。担任は、家庭訪問や電話連絡で、本人とコミュニケーションをとっており、よい関係を築いていた。ひとり親家庭で、保護者が夜間勤務のため、なかなか連絡が取れない状態であった。また、保護者は学校や関係機関に対し、不信感があった。家庭の状況は、保護者の精神的安定が図られているかどうかで変化していた。

②学校内での方針の検討

本人や保護者の不安や思いを聴き、相談しながら必要に応じてアウトリーチの支援ができるSSWを担任から紹介し、了承を得ることとした。

③支援の実施

保護者の状況を否定せず、状況を受け入れたうえでの支援を考えた。月1回程度で、保護者が電話に出ることのできる時間帯に連絡をし、保護者の困りごとを聴き、登校を促すための様々な手立てを提案するようにした。管理職や担任との情報共有を密に行い、学校側からのアプローチも保護者に寄り添って行うことで、信頼を回復させることができるよう努めた。

④経過観察

本人の学校へ行きたいという思いの高まりと、生活リズムの安定が重なったころに、継続して登校ができるようになった。長期休業明けは、登校を渋ることがあったが、生活リズムを整えることを最優先にしたことで、数日で登校ができるようになった。そこから、年度末まで欠席せずに登校を継続することができた。

（3）成果

○不登校で支援を依頼されたケース 228件 うち、状況が解決・好転したケース 78件

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 115 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 41 週/週 1 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

転入した当初は登校していたが、しばらくすると、体調を理由に欠席するようになった。登校だけでなく、外出も難しくなったため、保護者が本人の養育に困難感を抱え、親子関係に悩んでいた。

②学校内での方針の検討

外国籍でひとり親家庭であるので、学校との関係を切らさないようにするために、担任が定期的に電話連絡と家庭訪問を行うことにした。担任と保護者の面談の中で、小学校で起こったいじめが不登校につながっていることや保護者から本人に対しての暴力があることが分かった。そのため、保護者と本人の気持ちを聴きながら、支援の方法を一緒に考えてほしい旨の依頼があった。

③支援の実施

担任と共に継続的な家庭訪問を行い、寄り添いながらそれぞれの話を聴いた。保護者には、子育てに対するアドバイスをし、親子関係の修復につながるよう努めた。本人には、登校につながる手立てを考えた。

④経過観察

教室に入るのは難しかったため、校内教育支援センターやオンラインを活用することを提案した。オンラインで授業を受けることができたので、継続することになった。また、放課後登校ができた日には、技能教科の作品を仕上げることもできた。保護者に関しては、本人に対しての思いが強いため、継続して寄り添いながら話を聴いていくことにした。

(3) 成果

○いじめ等で支援を依頼されたケース 14件 うち、状況が解決・好転したケース 2件

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 972 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 88 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ひとり親家庭で、子供3名それぞれに特性が強く、全員不登校であった。保護者は子育てや家庭

教育に困難を感じており、カーテンを閉め切った部屋で毎日過ごしていた。食事に関しては、朝食・昼食はテーブルの上に用意された菓子パンをそれぞれ食べるように言われており、夕食だけは保護者が作るが、食べ盛りの子供たちにとっては量が少ない状態であることが本人との面談の中で分かった。さらに、保護者による身体的虐待があることが発覚した。

②学校内での方針の検討

進路が関係している時期であるので、まずは登校できる日数を増やしていく。登校することができると保護者と離れる時間ができ、本人の心の安定が図られる。そのため、登校時に本人の気持ちを聴きながら支援の方法を考えてほしい旨の依頼があった。

③支援の実施

1年次は、定期的に家庭訪問を続け、関係づくりを行った。2年次は、本人が放課後に短時間でも登校できるように促した。徐々に放課後登校ができるようになると、給食の時間に登校できることを目指した。保護者には、まずは生活リズムを整えることや栄養を考えた食事などについて、繰り返し話をした。

④経過観察

本人の「普通の中学生みたいなことがしたい」という思いが高まり、登校できた日は技能教科の授業を受けられるようになったため、クラスメイトとの時間を作ることができるようになった。また、少しずつ学校生活が安定してきたため、進学についても考えられるようになり、保護者も本人のためにできることをしなくてはという思いが高まった。

(3) 成果

- 児童相談所が関わっているケース 44件
- 家庭児童相談室が関わっているケース 118件
- 虐待の疑いで支援を依頼されたケース 101件 うち、状況が解決・好転したケース 23件

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 544 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 88 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ひとり親家庭で、保護者や祖母と連絡を取ることが難しい。登校支援として生徒や保護者と面談をするうちに、家庭環境の複雑さから、何らかの困り感があることが推察された。

②学校内での方針の検討

家庭の問題が本人の状況に影響を与えていると考えられるので、本人の気持ちを聴きながら、保護者と祖母の生活習慣の改善に向けて支援の方法を一緒に検討してほしい旨の依頼があった。

③支援の実施

家庭訪問や電話等で本人や保護者と面談を重ねることで、少しずつ信頼関係を構築し、SSWが迎えに行き登校支援を開始する。一緒に登校する際に、本人から保護者の仕事を手伝っていること

や洗濯や食事は各自で行っているという話が出たので、ヤングケアラーの疑いがあり、関係機関との連携を図っていくことを学校と確認を行った。給食費や教材費等を支払うのが難しい状況があったため、生活困窮世帯であることも分かった。進学については、保護者と本人の気持ちに相違があったが、互いの話を丁寧に聴き取り、支援にあたった。

④経過観察

関係機関とつなぎ、丁寧に支援を続け、一つ一つ乗り越えて少しずつ生活環境が改善したことで、保護者や本人の考えが前向きになった。また、学校全体で本人の支援をしていこうという意識が高まった。

(3) 成果

○貧困で支援を依頼されたケース 109件 うち、状況が解決・好転したケースは 31件

<不登校・発達障害等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 476 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 46 週/週 1 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

2年次に、同じ学級の男児とトラブルがあったが解決をした。しかし、そこから登校を渋るようになり、3年次は、登校できない日が増えた。ひとり親家庭で、保護者は昼間仕事に出ているため、本人は、一人で留守番をすることになり、保護者の不安が強くなった。

②学校内での方針の検討

3年次の途中に、保護者の親族の手助けがあり、少しずつ登校できるようになったが、保護者には手詰まり感や不安感があった。継続して登校ができ、保護者の不安感が減少するよう支援をしてほしい旨の依頼があった。

③支援の実施

登校支援を行い、学校での様子を観察していると、音に過敏なところがあり、発達特性があるのではないかと推測できた。また、成育歴や家庭での様子を保護者から聴いたところ、やはり発達特性があることが分かった。学校側と連携を図って、知能検査を受け、本人の特性を知ること、よりよい支援の方法を考えることができることを保護者へ伝えたところ、快諾してくれた。

④経過観察

音に敏感だということで、イヤーマフを使用することで、本人の不安が軽減され、音楽の授業や行事にも参加できるようになり、登校できる日がさらに増えた。また、知能検査の結果から、本人にとって適切な支援の方法が取れたことで、少しずつできることが増え、自信につながった。保護者にも余裕が生まれ、本人の成長を温かく見守ることができるようになった。

(3) 成果

○発達障害で支援を依頼されたケース 138件 うち、状況が解決・好転したケース43件

柏市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 年１１回（８月を除く毎月実施）、ＳＳＷ研修において事例検討や講義等にて力量形成に努めている。
- 上記とは別に初任者研修（４月）、及び、地区毎の研修（不定期）を実施し、柏市の教育相談体制の共通理解や各地区固有の課題について共有できるようにしている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 校長会・教頭会におけるＳＳＷの活用についての周知や、生徒指導主任、教育相談担当者、長欠不登校担当者等の研修会において概要説明や、活用事例についての周知を行っている。
- 要保護児童対策地域協議会へＳＳＷも参加することで、学校外の児童福祉関係機関への周知と連携の強化を図っている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ケースによっては兄弟関係により学校種を跨ぐ場合も多いため、各中学校区へ配置（中学校が拠点）することにより、家庭全体を俯瞰した支援が可能となるように配慮している。
- 市内全中学校区へ配置、同校区の小学校へも必要に応じて対応できる基盤が確立している。
- ＳＳＷを要保護児童対策地域協議会へ参加させることにより、粒度の高い情報共有が可能となっている。
- 不登校児童生徒への支援を円滑に行うため、教育支援センターにＳＳＷを配置し、教育支援員やアドバイザー等との情報共有を行っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ケースについての目標管理、支援状況の検討やアセスメントの記録などに個々で、差が生じている。原因として、ＳＳＷの経験値の違いやアセスメント不足と、学校との支援目標の共有が不足していることが考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

- 研修会において事例検討を毎月行い、講師の助言を受けることで、より適切なアセスメントの実現に努めている。
- ケース会議や関係者会議において、支援目標の共有を行っている。また、毎月の要保護児童対策地域協議会にもＳＳＷが参加しており、学校と児童福祉に係る関係機関との連携強化を図っている。

③成果

- 上記取組から、児童福祉的視点からアセスメントすることについて、学校側の理解を得やすい環境が整いつつあり、管理職を含む教職員によるＳＳＷに対するニーズが増えた。また、要保護児童対策地域協議会への参加によって、関係機関のモニタリング状況を共有することができるようになり、適宜適切に学校におけるアセスメントを再検討することに力を入れることができた。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 840 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年175日/1回あたり7時間）

（２）対応内容

①課題の発見

生徒の安否確認がとれない家庭に対して、訪問を行って母親と接触した際、母親の精神状態が不安定であったことから、ＳＳＷの介入を求められた。同日に、妹の在籍小学校の校長より新規相談依頼と情報提供があった。

②学校内での方針の検討

不登校の背景には、母親の精神的不安定の状況が大きくあるものとして考えられたため、小中の担任、学年主任、養護教諭、管理職との共有で連携を図り、ＳＳＷが中心となって、児童生徒や母親との面談や訪問を定期的実施し、環境調整を行うことにした。また、児童の体重減少の面でネグレクトを視野に入れて、養護教諭や関係機関との連携を行っていくことを方針とした。

③支援の実施

児童生徒への面談及び学習支援や生活指導 母親の困り感に対する専門機関との連携

④経過観察

保護者面談にて今後の対応について話し合いを行い、本人がＳＳＷと面談を実施していくことを承諾した。母親のアルコール摂取の量や面前の夫婦げんかについて、児童から訴えを聞き取ったため、子ども相談センターに心理的虐待の面で一報を入れる。母との連絡がつかない時は、父親や祖母等の緊急連絡先に名前がある人につないで、身体の成長面や学習面にも影響が出ていることで、学校は心配していると伝えていくことにした。その後、母親と連絡がつかない時の連絡相手の確認。心配している点についても、改善に向けて動いていくことを承諾した。しかし、面談の急なキャンセルや生徒の欠席も続くこともあり、その都度ＳＳＷのみまたは担任と共に家庭訪問を行い、登校したい意志を確認すると一緒に小中学校への登校に付き添った。中学校の校内支援室や小学校での学習を取り出しで行う教室などの紹介を母親に確認したところ、承諾を得たので児童生徒に説明をし、学校での居場所づくりを行った。母親の精神が不安定なことから、母親の同意を得て専門機関との定期的な面談につなげた。引き続きＳＳＷも相談に乗っていくと確認すると安心した様子だった。

（３）成果

家庭訪問や母子との面談を継続し、ＳＳＷが本人の対応に苦慮している保護者への助言や励ましを続けてきた。中学生の上の子どもの進路についても心配する考えを聞き取ることができたので、生徒の意志を尊重しながら、母親や家庭との共有を行って進めていくことで合意した。母親の精神安定が子ども達の不登校につながっていることが要因として明確となったため、引き続き福祉との連携や小中学校の管理職、教職員との連携は必須であり、家庭全般を見守ってことが今後の課題でもある。また、不登校児童生徒数がＳＳＷより専門的な視点で相談を受けることで、別室登校や教育支援センターへの通室につながり、家庭からのニーズは高まっている。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 808 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 175 日 / 1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

情緒級に在籍する生徒で、ＳＳＷとの関係が構築されている。日常生活の会話の中で、生徒よりＳＳＷが相談を受けて状況を確認し、担任、学年主任、管理職へ共有した。主訴としては、級友から無視されている、陰口を言われているのでいじめとして認識しているとのこと。

②学校内での方針の検討

級友との関係不調の背景には、当該生徒の人が嫌がったり怖がったりする執拗な行動や、幼少期からの被害妄想にあるものとして考えられたため、ＳＳＷが中心となってソーシャルスキルトレーニングによる本人への意識改善と環境調整を行うことにした。

③支援の実施

ＳＳＷが当該生徒との定期面接、保護者との平行面接を実施し、級友たちにも担任から当該生徒に対する理解や声掛け等の関わり方の指導を継続した。

④経過観察

課題を把握してから、担任等の教職員と管理職で今後の対応を確認した。ＳＳＷが担任と連携を図りながら、本人への聞き取りや本人自身の生活の見直し等への助言を継続的に行った。ＳＳＷが保護者と以前から関係を築いていたので、保護者面談においても、家庭での困り感や本人の改善点等聞き入れてもらい、家庭での本人との関わり方等こまめに学校と保護者の間で共通理解を図ることを強化した。以後、当該生徒への支援や関わり方について同一歩調で取り組みながら、変容を見守ることにした。

（３）成果

保護者からの信頼関係を築けたことによって、理解や協力を得られる機会が増え、当該生徒に情緒の安定という肯定的な変化が見られた。生徒の気持ちは安定し、進路に向けても前向きに取り組むようになったことで本事案も解消し、目標としていた進学先に進むことができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 491 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 175 日 / 1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

長期休業明けに体重の大幅減より学校から家児相に連絡。その後、不登校となり要保護児童対策協議会の対象になる。家がごみ屋敷で義父はがんで闘病中により在宅ワーク。ネグレクトによる生活支援を必要とし、家庭環境の整理等でＳＳＷが両親とつながった。

②学校内での方針の検討

小学校にも兄弟がいることから、在籍小学校管理職、担任、ＳＳＷ等との連携を図り、社会福祉協議会等の関連機関につなげていくことで、児童生徒の心身の安全を第一に確保していくことを共有した。

その上で、学習面にも課題があるので、方針のすり合わせをしながら学校としての役割を担っていくこととした。

③支援の実施

生徒との面談、フードバンク、入浴について校内でのシャワーを使用。衣類の洗濯等

④経過観察

継続的に保護者と本人の面談はＳＳＷが行うことになった。本人の希望でＳＣとの面談や中学校に配置されている校内教育室への登校が可能となり、学習への意欲が見られるようになった。校内での入浴が習慣とはなったものの、異臭が体に残っており、集団での生活に対して配慮が必要。本人は気にしている様子もないので、下着を変えることや髪の毛を洗うこと、洗い方などの指導を継続的に行った。保護者は、制服や体操服等リユース援助も望んでおり、ＳＳＷとの面談の都度確認を行い、申請手続きを行った。就学援助等の申請についても、管理職に確認の上同意書の記入をＳＳＷと一緒にに行った。多くの関連機関で、生徒との関わりを持つ大人が増えたことによって、心を許して話せるようになり本人も安心できている様子が日常的に見受けられるようになった。

（３）成果

虐待対応は、児童相談所や市の児童福祉部門が主として行うこととなる。ＳＳＷとして虐待対応に関わっていく場合、どんな役割で関わっていくのかを十分関係機関と協議することが重要である。本ケースは、要対協の枠組みで支援している家庭でもあり、複数の関係機関が関わっていた。本ケースでＳＳＷに求められたことは、学校での支援体制の構築と該当生徒の兄弟を通して小学校と中学校との連携の部分だったが、家庭（両親）への支援ができるようになり役割を果たすことができている。相当期間虐待については大まかに緩和され、確認されていないが継続的に支援を要する家庭である。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 661 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年175回/1回あたり7時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

修学旅行費立替について、家庭に連絡が取れないため学級担任からＳＳＷに相談が入ったケース。以前から、校納金未納についても対象となっていた家庭であったことから、ＳＳＷは生徒との交流を意欲的に行っていた。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷが家庭の状況を確認し、保護者から困りごとを聞き取る。利用できる制度やサービスを提案し、必要な申請手続きを行っていく。関連機関とのつながりを提案していき、進学先でも支援が途切れぬよう基盤をつくる。

③支援の実施

関連機関との連携（申請手続きのサポート）

④経過観察

担任、管理職、ＳＳＷとでケース会議を実施。保護者との面談にて経済的困窮を聞き取ったため、Ｓ

ＳＷから市の生活保護家庭の修学旅行費立替について柏市社会福祉協議会に相談。生活支援課生保ワーカーと保護者、ＳＳＷ同席のもと社会福祉協議会にて申請手続きが可能であることを確認。申請に必要な書類を集めるとともに、保護者に連絡し日程調整を行った。また、校納未納金についても、直接学校に振り込むことができることをＳＳＷが確認。生活支援課に確認の上保護者に説明を行った。母親は同意したものの、連絡が途絶えることもあり、生活支援課や教職員と連携をとりながら母親との接触に試みた。生活支援課とつながり、校納金未納金について了承を得ることができ、手続き申請をＳＳＷと保護者で行うことができ、支払うことができた。

（３）成果

日頃から担任による生徒への声掛けや保護者への連絡を行うことで、本ケースを察知することができ、管理職やＳＳＷへとつながることができた。教職員によるＳＳＷとの連携が日常的なものとなり、教育の現場で浸透している結果ともいえた。経済的困窮については様々な制度があるので、教員だけでは制度につなげていくことは困難であり、ＳＳＷが本人や保護者につながるためには、教員との連携が欠かせない。役割分担を明確にすることで、円滑に家庭支援を進めることができた。

八王子市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・全員を学びの多様化学校である高尾山学園内登校支援室(教育委員会所管)に配置し、学校について学ぶ場としている。
- ・様々な資格や職歴を持つSSW全員で週に1回受理・支援会議を行い、学校から寄せられる様々な問題について、それぞれの専門性を活かしたアセスメントにより支援方法を決定している。この会議がそのままOJTの場となり、それぞれの専門性を活かした多角的なアセスメントにより、お互いを高めあう効果が出ている。
- ・福祉と教育、医療の専門家によるスーパーバイズを年5回実施し、10ケースの検討を行い対応力の向上を図っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「総合・教育相談活用ガイド教職員用」を作成し全校に配布している。
- ・SSWが、市立小・中・義務教育学校全校を3週に1回程度巡回訪問する中で、これまでの相談事例を示しながら校長、副校長、養護教諭、登校支援コーディネーターとSSWの活用方法や支援方法を検討するなど、教職員への理解促進を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・福祉、心理、教育の各領域の専門家からなるチームを構成し、学校が抱える様々な課題について適切な助言ができるように、チーム内で事前に検討できる配置体制となっている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・不登校の要因や状態、支援ニーズは様々であり、一律の手段で解決できる問題ではない。様々な対策を講じてきたにも関わらず、不登校児童生徒数は急増している。
- ・子ども同士の人間関係がより複雑になる中、学校の「いじめ(「疑い」を含む)発見力」を向上し、その後の適切な対応に結び付けていくことが求められている。
- ・不登校児童・生徒対応においては、再登校や教室復帰のみを目標にせず、「個に合わせたつながりの方法や機会」を見出し、そのための条件整備や環境調整を推進していく必要がある。
- ・一方、いじめ対策においては、学校において、いじめ(「疑い」を含む)を早期に発見・対応できる体制づくりを一層推進する必要がある。また、重大事態が発生した場合には、遅滞なく適切に対応しなければならない。
- ・これらの2点をふまえ、学校が直面する様々な困難ケースに対応するため、SSWは個別ケースへの対応または事後的に関わることに留まらず、高い専門性を備え、学校と共に組織的に対応できるよう、資質を向上させなければならない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・本市では、文部科学省COCOLOプランなどを踏まえ、新たな不登校総合対策である「つながるプラン」を策定し、SSWを「個々の児童・生徒の状況と支援ニーズを組織的かつ的確に把握し、適切な支援につなぐ専門家」として位置付け、学校と連携した取り組みを行った。
- ・東京都事業「ヴァーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)」を活用しオンラインでの不登校児童・生徒の相談・支援を行った。
- ・対応力向上のために、統括担当のSSWによる日常的な助言・指導やスーパーバイザー、スクールロイヤーの活用を図った。

③成果

- ・SSWが対応した児童・生徒数 754名(不登校児童・生徒数は1,884人のうち603名を対応)
うちSSWが関わったことにより好転したケース数 259件

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②生徒数 420 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週1回/1回あたり2時間)

（2）対応内容

①課題の発見

生徒 A は、両親の都合で他県から転居し学区内の学校に転入した。前籍校では休みがちであった。1 学期の始めは出席が多かったが徐々に欠席が増え、夏休み前には全欠となった。母は、「学校には行かないといけない。」と強く考えているため、困り感が徐々に強まり、発達検査の取れる病院を紹介してほしいと学校に申し出ている。

②学校内での方針の検討

校内委員会において SSW も交えケースを検討。母に対して、病院の紹介と同時に母と SC をつなぐ方針となった。夏休み明けには、母と SC が面談を実施。A に対しては、週 1 回の登校とオンラインでの関わりを促した。しかし、母が多忙でなかなか SC との面談を継続することが難しく、A への週 1 回の登校とオンラインでの関わりも安定しなかった。学校と検討し、母の困り感の整理と、A に直接関わる大人として、SSW が直接介入する方針となった。

③支援の実施

校内の不登校支援コーディネーター(以降 Co と表記)を交えて母と SSW との面談を実施し、A との関り方について検討。母がいる時間帯に家庭訪問をし、A と SSW の関係構築を目指していく。同時に、SSW が家庭訪問の度に、母の困り感を聞き、必要に応じて外部機関の紹介をした。また、定期的に学校にて、担任・SC・Co・SSW・母で面談を実施。A への支援方針の共有と、母と学校との繋がり強化を目指した。

④経過観察

家庭訪問で母と面談をすることで、母の中で徐々に登校に固執する考えも柔らくなっていった。A 自身も徐々に SSW に慣れていき、母が不在時でも会うことができるようになっていった。A は学校に対する思いや不安なども話せるようになっていき、学校に行くためにどうしたらよいかを、A と SSW で一緒に考えることもできるようになっていった。

(3) 成果

年度末から、A が学校に行く日が増え始め、終業式などの式典には行けるようになった。新年度からは、欠席は多いものの、週に 1～3 回の登校を継続している。母も A の登校が増えたことで、A が学校を休むことへの不安感が弱まっていった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②生徒数 150 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態(派遣方式) 配置方法(週 1 回/1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

「本人や保護者からはいじめの相談はないが、周囲の生徒から“友だちとトラブルになっているかも”と担任に相談があったケースがある」と学校が SSW に対応を相談した。本人は確かに元気がないように見えるが、声をかけても「大丈夫です」と言うとのこと。いじめアンケートにも記載はない。

②学校内での方針の検討

学校いじめ対策委員会で、対応を継続的に話し合った。きめ細やかに生徒の状況に目配りすること、話しやすい雰囲気を作る、アンケートを丁寧におこなう等、学校全体で取り組みをすすめることとなった。

③支援の実施

本人が教室に入りにくい様子を見ることがあると聞き、タイミングを見計らって、校内で SSW から声をかけた。世間話をし、「また話をしに来て良いか」と次の約束をした。数回話すうちに、「友だちから仲間外れにされている気がする」「自分がきついことを言ったのが原因だけど」「グループ LINE が炎上して、そのあとから無視をされるようになった」と話した。「先生に相談できるか？」と聞くと、「相談したくない」「相手の子には絶対に何も言ってほしくない」とのことだった。家族にも相談できていなかった。今後も引き続き SSW と話していく約束をした。

④経過観察

情報の取り扱いに注意しながら、学校いじめ対策委員会で情報共有を継続した。年度後半だったため、本人は来年度に新しいクラスで仕切り直したいという気持ちがあり、クラス編成にできる限り配慮する方針を確認した。本人とSSWは継続的に面談し、気分のひどい落ち込み等がないか、体調不良が深刻化していないか等を確認していった。途中、本人の許可を得て、保護者に状況報告をおこなった。

(3) 成果

新年度になり、新しいクラスでは元気そうに過ごしている。本人は最後まで、いじめへの直接的な介入や解決を望まず、「このまま何もなかったように過ごしたい」という希望を尊重した対応をおこなった。本人は「世の中の全員と仲良くすることは無理だから」と乗り越えた様子であった。本人の意思や希望を尊重した個別的支援と、学校いじめ対策委員会の継続的検討や情報共有のバランスが重要であると感じたケースだった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童数 426 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週 1 回 / 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

生活保護世帯の母子世帯で4歳の弟と0歳の妹がいる。母の妊娠とコロナが重なり、本児は学校を休むようになってきた。弟が産まれるタイミングで、本児はほぼ欠席となった。5年生のころ、本児が家の手伝いをしないといけないことを担任に話した。ネグレクトの疑いもあるが、不登校対応ケースとしてSSWが介入をしようとしていたころ、親族の通報で、母が家にいない中、本児が弟や妹の面倒を見ていることが発覚し、3人の子どもたちは一時保護となった。

②学校内での方針の検討

要対協によるケース会議を行い、一時保護となった経緯や保護中の本児や弟妹の情報共有をするとともに、今後の支援策を検討した。学校は、本児が徐々にクラスに入っていけるよう、その方法について本児と相談しながら進めていくと共に、SSWは本児がクラスに入れなかったとき、別室で会うことになった。

③支援の実施

弟妹に先んじて保護措置が終了し、家に戻った本児の登校がスタート。職員室や保健室も利用しながら、本児のペースで、クラスの授業見学や参加を行った。SSWも定期的に学校訪問し、本児が興味を持ちそうな活動を1対1で行う時間を積み重ねていった。児童相談所は養育環境が整うよう、母親へ指導を重ねた。

④経過観察

弟妹は保護中ということもあり、母親は本児に寄り添いながら登校支援している様子が見受けられた。数年ぶりに本児は登校するようになった。

(3) 成果

教室以外の居場所を設け、本児の気持ちに寄り添いながらSSWと1対1で興味がある活動を行ったことで、本児から家庭での様子を聞けたり、中学校に向けた話をすることができたりした。小学校の卒業式と中学校の入学式に参加することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童数 180 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週 1 回 / 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

両親と子二人の四人世帯。共働きだが母の浪費癖が酷く遠足で弁当用意も厳しい家庭。学校がサポートしていたが、初潮がきて数か月たっても母が生理用品を用意せず学校と保護者の連絡も付かないことから SSW 介入。

②学校内での方針の検討

出欠席時の状況を校内集約すると学習の困難さの他、物の揃わなさや家で満足な食事をしていない事が発覚。

③支援の実施

移動教室を機に介入開始。本児と家で荷造りする中で、学校生活を送るための不足品や生理用品が必要であると母に伝え購入を促した。本人へは給食登校を勧め、無料配布ナプキンを届けた。居場所兼緊急避難先として児童館を紹介し同行。家庭へはフードバンク食料を届け、子ども食堂を紹介。母を労いつつ生活改善を促した。

④経過観察

定期的な家庭と学校への訪問で状況を確認。すると母は好きに外食するが、子は在宅で食パン単体のみ食べさせていた事が発覚。母には栄養について伝え、本児へは自分で料理する事を提案し、一緒に買い物に行き調理を行った。

(3) 成果

定期的に関わる事で、本児は少しずつ経験を積み重ね、援助希求力を身に付ける事ができた。

<引きこもり（家族以外とのつながりがない）>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②生徒数 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (週/週 1 回 / 1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

長らく不登校が続いている生徒 D が、これまでは 3 か月に 1 回程度通えていた教育センターや病院に、夏休み明けから一切行けなくなり、2 か月近く自宅に閉じこもるようになっていることを学校が保護者から聞き、SSW を交えて校内ケース会議を行うこととなった。

②学校内での方針の検討

当初 D の保護者は「教職員による家庭訪問はやめて欲しい。刺激しないで欲しい。」という意向であったが、同時に「社会との接点が今は無いので、何かしらとつながってほしい。」という要望もあった。学校としては教職員による D への接点を増やすのではなく、D にとって負担が少なく、かつ不安に寄り添い安心してつながれる人や場所を模索し、市が導入した VLP (ヴァーチャル・ラーニング・プラットフォーム) によってオンライン上の居場所作りを家庭に提案することにした。

③支援の実施

教職員ではなく SSW が家庭に訪問し、玄関先で保護者に向けて VLP の操作説明を行った。いきなり D に VLP を提案しても拒否される可能性が高いと考えられたため、先に保護者に VLP を利用してもらうこととした。その後、操作を覚えた保護

者に自宅から時々VLPへログインしてもらい、SSWとチャット等を使って交流した。その様子をDが見ることができるようにリビングなどで操作をしてもらった。ある時、保護者が利用していたVLPをDが見て、興味を持った様子だった。Dは保護者が横にいればVLPにログインをすることができ、VLP空間上でチャットを使ってSSWと何気ない会話をすることもできた。VLP空間では全員がアバターの姿であるため、Dは相手をしているのがSSWであることは知らない。

④経過観察

当初DはVLP内のSSW以外の参加者とはコミュニケーションをとることができなかったが、次第にチャットを通じてやり取りをすることができるようになった。VLPの参加者で遊ぶオンライン活動などにも参加することができるようになり、少しずつ元気を取り戻していく様子が見られた。まだ学校や専門機関とのリアルなつながりは復活していないが、引き続き仮想空間上で見守りを続けていく。

(3) 成果

学校に行くことができず、家庭以外の場所にも出向くことができないがために、家族以外の外部との関わりが途切れていた生徒に対して、自宅にしながら新しいつながりをつくることができた。

<本市独自の不登校関連施策の活用>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②生徒数 310 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態(派遣方式) 配置方法(週 1 回/1回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校3年生から不登校が継続しており、小学校5年生の時にSSWが介入するようになった。学習面の課題が大きく、中学入学時に特別支援学級(知的固定)を選択したが、当初少し登校できたものの、登校するリズムを作ることができず、再び不登校の状態となった。

②学校内での方針の検討

本人は「クラスに不満はない」「友だちも優しい」と言うが、登校への見通しは立たず、教育相談部会では別室登校を提案する方向性を確認した。並行して、担任とSSWがそれぞれ電話連絡や家庭訪問を実施することとした。

③支援の実施

SSWが別室登校への同行を提案すると、本人は「廊下で誰かにあったら気まずい」と消極的であった。別室登校は一旦保留にし、学校外の施設ならどうかと聞くと、「母が送ってくれるなら」とのこと。母親と相談し、母親の都合がつく範囲で、給食センターに行ってみることにした。(本市では、中学校への給食提供を実施する給食センターで、不登校の児童生徒とその保護者に対して給食を提供し、出席扱いとする制度がある。)食えることが好きな生徒で、給食センターには当初の想定以上に通えるようになった。SSWは、「あなたにとっては、1日学校で過ごすことと同じだけ価値があるからこそ、出席扱いされる」「学校で、皆も同じメニューを食べている」等の説明をおこなった。給食センターの利用が安定してきたところで、SSWは、「児童館で身体を動かしてから給食センターに行けば、よりおいしく食べられるのでは?」と新たな提案をした。午前中の児童館は乳幼児の利用のみで体育館が空いていることが多いため、児童館職員の協力をあおぎ、中学生らしく身体を動かすことができた。しかし、SSWと一緒に行かないと、ひとりで児童館利用をすることは難しい様子だった。「児童館には行ける時に行けばいい」と伝え、給食センターの利用まで止まらないように配慮した。これらにより、少しエネルギーを取り戻した本人は、特別支援学校高等部への入学を前向きに検討できるようになった。進路の相談のために、学校の別室登校も少しずつできるようになった。

④経過観察

時に、小さなきっかけで給食センターの利用が途絶えることがあったが、あまり気にせず、「行ける時に行けばいい」と声をかけ続けた。親子とも社会とつながる力が弱く、自宅にこもりがちのため、外出する機会が減らないように、母親に協

力を求めた。卒業や進学への不安を感じる時には、SSW や担任、不登校巡回教員等にいつでも相談できると伝えた。

（３）成果

6 年間以上不登校が継続したケースであったが、給食センターや児童館という資源の活用により、社会との接点を作り出すことができた。当初は低かった高校進学意欲も、少しずつ改善し、進学を前向きに考えられるようになった。必要に応じて関係機関が連絡を取り合うことで、支援ネットワークを作ることができた。

横須賀市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカーとしての資質の向上や関係機関情報の更新、共有を目的とした研修会を、年4回（6月、8月、11月、2月）行った。主な研修内容として、事例検討、他機関との連携協議・情報交換、教育委員会の施策の共有等であった。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

支援教育コーディネーター担当者の連絡会や管理職研修において、スクールソーシャルワーカーが活用実例を紹介し質疑応答を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを5名配置し、各スクールソーシャルワーカーが担当ブロック校（約15校）の支援を担当する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

現在、一人当たりの担当校数が平均15校と多く、支援や情報交換の時間の捻出が大きな課題となっている。近年、スクールソーシャルワーカーの職務内容が各校に理解され、活用依頼が増加していることは前向きな傾向だが、その反面、担当する案件の増加により、スクールソーシャルワーカーの対応が追いつかなくなっている。また、スクールソーシャルワーカー同士が相談・情報交換を行うための時間的な余裕がなく、心理的負担の大きい業務をそれぞれが一人で抱え込む状況となっている。これにより、支援の質の確保やスタッフのメンタルヘルスにも懸念が生じている。

②課題解決に向けた取組内容

スクールソーシャルワーカー同士が定期的に情報交換やケース会議を行える場として、連携協議会の回数を増やし、支援の質の向上や悩みの共有を行った。オンラインミーティング等を活用し、気軽に相談やアドバイスを受けられる環境を整えることで、孤立感の解消や専門性の向上を図った。

③成果

支援の質の向上や情報共有の促進といった一定の効果が見られた。しかし、依然として根本的な課題解決には至っておらず、担当校数が多い状況や業務負担の重さには十分対応しきれていない。今後は、スクールソーシャルワーカーの人数や勤務時間の拡充についても検討し、さらなる体制強化を図っていきたい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 535 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて ）

（２）対応内容

①課題の発見

ひとり親世帯で、保護者が心身の不調を抱えており、ヤングケアラーという側面もあった。本児は、不登校の状態が継続しており、学校からＳＳＷに依頼があった。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷと担任が家庭訪問をすることから始め、関係の構築を図り、家庭の様子を確認すること、医療機関受診について案内すること、中学入学に向けて無理のない範囲での登校を目指す。

③支援の実施

担任、ＳＳＷによる家庭訪問。ＳＳＷから医療機関を案内し、受診。保護者の了解のもと、主治医との情報共有。主治医の見立ての校内での共有。ＳＳＷによる登校支援の実施。

④経過観察

毎日ではないが、一人で登校できるようになった。ＳＳＷは、学校、保護者に必要に応じて電話連絡し、様子を把握。少しずつ、学習が進んでおり、保護者も安堵している様子。

（３）成果

家庭の様子が見えるようになった。主治医から客観的な見立てを得られたことにより、今後の方向性を明確にできた。本児が、好きなことを生かすことにより、登校に前向きになってきた。本児と学校の先生との信頼関係が強まった。同級生との関わりが増えた。学校、病院との関わりを通して、保護者自身が先を見通して子どもに必要なことを考えることができるようになった。

<不登校>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 231 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校の面談の中で保護者より「経済的に厳しい」という話があり、管理職よりＳＳＷに「家庭が経済的に

困窮しているらしいので利用できる制度などを保護者に教えてほしい」という相談があった。生徒自身は不登校傾向があり、しばしば学校を休むことがあった。また、学習面でも課題があった。保護者は生徒の登校しぶりや学習面の遅れを心配し、卒業後の方向性についても不安を抱えていた。

②学校内での方針の検討

生徒に対しては学習面のサポートを行いつつ、支援級の利用も検討していく。また、生徒の心理面の支援はSCが行う。併せて、保護者の感じている不安についても（SCが）フォローしていく。一方、家庭の経済的な課題等については、SSWに繋げていく。

③支援の実施

学校との情報交換を行った上で保護者との面談を行う。面接では保護者から家族の精神的な不調、経済的困窮、子どもの学習面や将来への不安などが語られた。

SSWは、まず家庭の状況、保護者の感じている困り感などを聞き、生徒を取り巻く環境についてアセスメントを行った。その上で、家庭の課題を抽出し、SSWとして可能な支援について検討し、保護者、学校と共有した。

④経過観察

学校、保護者と課題の共有を行ったのちに、具体的な支援を開始した。

まずは経済的な困窮に対する支援として、就学援助の手続きを勧めた。すぐに保護者は手続きを行なった。家庭の収入の割に支出が多く、家計のバランスが崩れているため、生活保護の利用を検討したが、家族は制度の利用には消極的であった。その代わりに親族に援助を依頼することができるようになった。家族の精神的な不調については受診勧告を行い、受診が続くようになった。

生徒の学習の保証については、支援級の活用を検討し、生徒本人、保護者の意向を伺いながら支援級への移行を検討した。とりわけ、生徒本人に対しては、教員、SC、SSWが情報共有を行い、段階的な移行に向けて丁寧な対応を行った。

（３）成果

生徒自身は悩みつつも支援級への転籍を決心し、進級時から支援級で学習している。時々、欠席が見られるものの、以前に比べると登校状況は改善している。

家族の経済状況に大きな改善は見られていないが、親族への支援の依頼ができるようになり「大変な時には親族に助けてもらえる」という安心感が生まれた。また、家庭の経済状況について、面接の中で家族とSSWの間で具体的な話ができるようになり、必要な助言等を行えるようになった。

家族の医療受診に関しては継続しており、ご本人以外の家族が受診に同行し、詳しい状況を医師に伝えることができている。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 87 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・課題：不登校、保護者の精神疾患による養育不全、虐待（ネグレクト）
- ・前任のSSWからの引継ぎ、及び学校からの課題対応の依頼

②学校内での方針の検討

- ・学校内：年度当初から児童への登校支援や登校時の対応を検討し、SSWへの支援要請を実施
- ・学校が教育委員会へサポートチーム会議の開催を依頼し、SSW、福祉課、児童相談所、子どもの居場所支援のNPO法人、主任児童委員、保健所などによる学校外の包括的な支援体制構築を検討。

③支援の実施

- ・学校内：登校支援→管理職・担任・SSW・NPO職員による同行支援（お迎え）、日本語支援員の配置
電話などによる保護者への登校支援要請
登校時の対応→担任（管理職・養護教諭）による声かけ、受容的な雰囲気のカラスづくり
母への支援→電話連絡や面談を通じて、母への寄り添いや困りごとへの対応方法を教示
- ・教育委員会が7月からサポートチーム会議を定期的に開催。学校と関係機関が情報共有し、母子の状況に応じて支援の分担を決め、包括的かつ継続的な支援体制を構築。
具体的には、福祉課や児童相談所の家庭訪問、NPO法人の居場所支援、主任児童委員の住居周辺の見守り、保健所の母への支援（精神疾患対応）を実施。
SSWは週に1回家庭訪問をして、母子の気持ちや状況を確認。母子の病院同行や母のメンタルダウンの際のフォローを実施。学校での授業観察も行い、児童とクラスの状態をアセスメント。学校や各機関と情報共有し（状況に応じて一緒に家庭訪問）、支援体制構築をコーディネート。

④経過観察

- ・母が児童の登校を促すようになり、児童は年度当初より少しずつ登校できるようになった。
- ・母がSSWや学校に自分の精神疾患や児童の困りごとを話してくれるようになり、より母子の状況にフィットした支援を実施できるようになった。児童の登校への理解が進んだ。
- ・児童がSSWに学校や自分の趣味などを話してくれるようになった。

（３）成果

- ・児童の登校日数の増加
- ・児童の登校について、母の意識の向上
- ・定期的なサポートチーム会議開催による、母子支援体制の構築

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 143 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校から不登校であり、中学入学後も殆ど登校していない。

家庭環境が不安定という小学校からの引継ぎもあり、支援が必要とのことでSSWが介入することとなる

②学校内での方針の検討

両親の不和、母親の疾患後遺症、祖父母の介護などについて、SSWを中心に社会資源とつなぎ連携し、安定を図る。

発達特性がある本生徒に対して、安心できる相談関係を確立し、登校や進路について本人のニーズにあった支援をする。

③支援の実施

●家庭：医療、福祉、教育関係者で支援チームを作り、定期的なサポートチーム会議で、連携支援を開始した。

●母親：病院連携をし、障害者手帳の取得のサポートを行った。

離婚予定につき、法律・経済など各機関の相談をコーディネートして同行し、今後の生活の見通しをたてた。

●本人：学校・訪問看護と連携し、校内支援教室への登校支援、家庭訪問などを定期的実施した。
放課後デイの日中支援につなげた。

④経過観察

家庭訪問や、機関同行などを行っていくうちに、家庭全体の不安感が徐々になくなってきた。

母親は、不満や不安の訴えが減少し、支援チームからの提案に意欲的になってきた。

子供は、登校支援や学校との話し合いの場をもつことで、希望を持ち始めた。

（３）成果

- ・チーム支援をすることで、多面的な課題を専門性をもって解決していくことができた。
- ・家庭に直接かかわる機関は、信頼関係を構築し、環境調整とともに家庭へのエンパワメントが効果的に働き、親子が明るく前向きに課題に取り組むようになった。
- ・現在は離婚成立し家庭は安定している。
- ・本人は、定期的に登校ができるようになり、進路選択に向けて学校と意欲的にかかわるようになった。

＜外国とつながりがある家庭＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 381 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて ）

（２）対応内容

①課題の発見

母子家庭の外国籍 6 年生男子児童。児童が不調を訴えて、保健室に頻繁に来室するようになった。養護教諭に対して、家庭の困窮と、引きこもり状態の 20 代半ばの異父兄（日本国籍）と外国籍の母の不仲により、日常的に家庭内で暴言が飛び交っていること、兄による生活費の使い込みによる家計がさらに危うくなっていること、それらによるストレスと不安で本人が不調をきたしていることを相談した。

②学校内での方針の検討

学校が本人の安心できる場になるように、担任・養護教諭・教育相談担当らのチームで受容的対応を徹底することとした。家庭内の問題の解決・改善のために、SSW が介入することとなった。

③支援の実施

生活保護を受給することが難しい状態であったため、SSW が市外のフードバンクとも連携し、定期的・継続的に食糧支援を受けられるように調整を行った。さらに、ひきこもり状態の兄と定期的に面談を行い、市外の居住支援を行う団体と連携して、世帯を分離して兄のみ市外にアパートを借り、生活保護を受けられるよう支援した。兄を精神科医療にもつなげたところ、重度のうつ状態であると診断された。本人に対しては、教員らが声掛けを行い、悩み相談を受け付けた。

④経過観察

食料支援により、経済的な負担が緩和されたこと、兄が独立したことによって、家庭内のストレスはかなり緩和され、時折本人と母が衝突することがあるが、本人も母も精神的に落ち着いていった。

本人と兄は定期的に LINE で連絡を取っており、いまでも相談相手になっている。本人の保健室への来室頻度は減少し、学校では笑顔が見られるようになった。

卒業に際して、SSW を通して家庭状況について中学校に引継ぎを行い、継続した見守り支援が行うよう依頼した。

（３）成果

児童は無事卒業し、進学後の中学校でも安定して登校している。

また、長期ひきこもり状態であった兄も、地域の支援団体のサポートを受けながら、回復・経済的自立に向けた生活を営んでいる。

富山市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①連絡協議会（4月）

対象：市SSW14名、配置校担当者58名、計72名

内容：事業説明、SSWと担当者の打合せ

②研修会（8月、1月）

対象：市SSW14名、市SC8名 計22名 ※市SCは12月のみ参加

内容：SC、SSWが対応している事例について支援方法の検討、情報交換

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・4月に実施してる連絡協議会において、事務局が実施要領を説明するとともに、SSWと配置校の担当者（教頭）による打合せを行っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校33校、中学校0校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校25校。派遣型は、市教委で350時間確保し、SSWの未配置校からの要請に応じて派遣した。
- ・SSWの経験年数等を考慮しながら、学校規模や学校の実状に応じて、SSWの配置時間を決めている。
- ・可能な限り、中学校とその校区の小学校を一人のSSWが担当できるように配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

ア SSWの日程調整等が難しく、配置校での活動時間が短い。

イ SSWが支援にあたるケースが多種多様であり、支援の在り方について関係機関との連携が必要である。

ウ SSWの未配置校への配置が進まない。

＜原因＞

ア SSWの配置校が複数あったり、他の職もあったりするため。

イ 自殺予防、引きこもり、ヤングケアラー等、新たな課題も出てきているため。

②課題解決に向けた取組内容

ア 地域や学校の実情に応じた効果的な配置に努めるとともに、配置時間増に伴う予算措置を要望していく。

イ 市の福祉保健部と連携を図り、自殺予防やゲートキーパーの研修等について、SSWに案内したり、研修に参加したりし、連携を深めている。

③成果

ア 令和5年度と同じ人数を確保した上で、各校の実情に応じて配置校や配置時間を見直し、地域や学校の実情に応じた効果的な配置に努めた。

イ 市の保健福祉部やこども家庭部が主催する各種研修会に、市教育委員会事務局の指導主事、SSWが参加し、顔の見える関係づくりを行うことで、事案が発生した際に迅速に連携が図れるようになった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 303 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式）

配置方法（ 年35週/週1回/1回あたり1時間）

（2）対応内容

①課題の発見

学校では、良好な人間関係を築き、落ち着いた生活をしていたが、昨年度1学期途中から不登校状態となる。不登校になってからは、自分の部屋で過ごすことが多くなり、外出はほとんどできない状況になった。また、家族に対しては、苛立った感情をぶつけるなど心理的に不安定な状況にあった。

②学校内での方針の検討

保護者との面談を実施し、相談機関を紹介した。また、図書の貸し出しを行うため、放課後登校を促したり、友達数人との交換日記を学校を通して行ったりして、本人との関係構築の継続に努めた。

③支援の実施

4月以降、S S Wが定期的に家庭訪問を実施した。本人との関係を築きながら、好きなことや登校の意思を確認し、学校との情報共有を行うとともに、登校再開に向けて、夏季休業中の支援について学校に助言を行った。

④経過観察

S S Wによる家庭訪問を経て、夏季休業直前には、本人は担任との会話や放課後登校ができるようになり、夏季休業中には本人のペースで図書室等を利用できるようになった。

（3）成果

- ・2学期以降は、完全に登校できるようになり、教室で過ごすことができた。S S Wは、2学期からの登校再開後も、学校での声かけや様子の見守りを継続して。
- ・家庭訪問を行い、本人に直接はらたきかけることができるS S Wの強みが、本人の特性やペースに合わせた支援へと生かされ、本人の変容へとつながるとともに、学校に対する専門的な立場からの助言により、学校も本人に寄り添った対応が可能となった。

不登校児童生徒数 14 名

うち、S S Wがかかわったことにより登校する又登校できるようになった児童生徒数 4 名

S S Wが継続してかかわっている児童生徒数 4 名

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 534 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式）

配置方法（ 年105週/週1回/1回あたり3時間）

（2）対応内容

①課題の発見

被害生徒は、友人関係の変化やそれに伴って生じたトラブルを思い出し、心理的に不安定になり、登校できなくなった。

②学校内での方針の検討

学校は、事案を把握した当初、加害生徒に指導しようとしたが、被害生徒及び保護者が拒んだ。その後、保護者から被害生徒には知らせずに加害生徒に指導するよう申し出があり、学校は加害生徒に指導を行った。その後、被害生徒は心身の不調により通院することとなり、登校できない状況が続いた。保護者から学校に家庭訪問等は控えてほしいとの要望があり、学校関係者は被害生徒と会えない状況が続いた。

③支援の実施

被害生徒の家庭では、本人に加え母も通院中であったため、父への負担が大きくなっていたことから、学校がS S Wを家庭につないだ。S S Wは、関係機関と連絡を取り、保健福祉センターへの相談や訪問介

護への利用等の支援を行った。

④経過観察

S S Wが訪問介護に同行することで、家庭訪問を実施し、本人及び保護者と面談することができた。また、S S Wは訪問時の様子等について、学校と情報共有を図り、学校ができる支援策を助言した。

(3) 成果

- ・ S S Wの支援を受ける中で、父が学校のS Cとの面談を希望し、S Cにつなげた。また、父とS Cの面談を受けて、被害生徒本人もS Cと面談をすることとなり、週に複数回の相談室登校ができるようになった。
- ・ S S Wの継続した支援が、被害生徒及び保護者の信頼を得ることにつながった。また、S S W及びS S Wが仲介した関係機関による様々な支援が家庭に入ることによって、家庭が安定し、そのことを通して、被害生徒は心理的安定を得られ、登校再開につながった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 344 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

父母の離婚により、当該児童は母と生活することになった。母は精神的に不安定であり、父が行っていた学校集金への入金や各種手続きを行うことが困難あることに加えて、日常生活の養育も適切も行われにくくなった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開き、担任が家庭連絡を行い、当該児童及び家庭状況の把握に努めるとともに、S S Wと連携を図り、家庭への支援を進めることとした。

③支援の実施

S S Wが家庭訪問したり、母が来校した際に、面談したりして家庭状況を把握し、その情報を学校と共有するとともに、学校に対して家庭への具体的な支援方法について助言した。また、S S Wが母に付き添い行政機関や金融機関に同行し、各種手続きを一緒に行ったり、具体的な対応方法について助言したりした。

④経過観察

各種手続きの完了後も、S S Wが定期的に母と面談し、母の困り感を聞くことで母の精神的な安定を図り、家庭状況を把握した。

(3) 成果

母は各種手続きができず、経済的に困っていたが、S S Wが手続きを支援したことで、安定した家庭生活を送ることができるようになった。また、S S Wが得た情報を学校と共有することで、担任等の当該児童への理解も深まった。

金沢市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和６年度の研修実績なし

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

市教委主催の定例校長会議にて、ＳＳＷの職務内容や派遣について周知している。また、各校の生徒指導主事が集まって行われる生徒指導推進協議会にも参加し、ＳＳＷの職務内容や派遣については全ての学校の生徒指導主事が認識している。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（学校教育センターと児童相談所を併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向くことができるようＳＳＷを配置している。

また、支援を要する児童生徒が抱える問題が複雑な場合は、複数のＳＳＷで学校への初回訪問に臨むなど、相互に連携を図りながら個々の事案に対応している。

年に１回、こども未来局の「子どもソーシャルワーカー」との合同の協議会を持ち、相互の連携体制を確認するとともに、さらに強化するための方策について協議している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

不登校（傾向）の児童生徒の数が年々増加し続けており、問題を抱える児童生徒及びＳＳＷの助けを必要としている家庭や学校が多いが、現状の人数では対応が難しくなることが予想される。また、家庭環境や発達障害等に関する課題を含んでいる場合があるため、関係機関との連携体制が必要である。

②課題解決に向けた取組内容

不登校の未然防止や初期対応についてまとめたリーフレットを作成し、居場所づくりや絆づくりの必要性について周知するとともに、いじめ防止のための講演会を企画し、ミドルリーダーの意識を高めるなど、不登校の根本的な原因を解消するための取り組みを推進している。

また、校内教育支援センターを設置し、ＳＳＷと連携を図りながら支援を行っている。

③成果

不登校児童生徒の割合が昨年度と比べて減となった。いじめ防止のための講演会を管理職と教職員向けに開催（令和６年６～７月）。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 6 1 4 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 4 8 週/週 4 回/ 1 回あたり 5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

小学校から登校渋りがあり不登校傾向。

5月から欠席が多くなり、その後完全不登校となった。

幼少期の頃から曾祖父母が養育しているが、曾祖父母の認知低下等もあり、叔父が生活費などを管理している状況であった。

②学校内での方針の検討

担任による家庭訪問を行うが、登校には繋がらず、また曾祖父母の認知の低下などが懸念であった。

今後の生活についても他の機関へ繋がる必要があることから、S S Wの要請を受け、校長、教頭、担任及び教育相談と検討会を開き、支援目標を設定した。

- ・ 定期的（週 1 回）に家庭訪問を行う
- ・ 本児との交流を通し、本児の気持ちや不安を受け止め情緒の安定を図りながら関わりを持つ
- ・ 本児、及び曾祖母の面談、学校との繋がりをサポートする
- ・ 今後の生活の為、行政の支援（子どもソーシャルワーカー）に繋げる

③支援の実施

6月より支援を開始。

週 1 回の家庭訪問により、本児と交流活動を行った。

また、家庭訪問の際、子どもソーシャルワーカーも同行訪問し、行政の支援へ繋げた。

④経過観察

本児はS S Wとの交流を通して、少しずつ情緒が安定した。また、子どもソーシャルワーカーと繋がり、本児への食糧支援などの対応があった。

翌年9月より、曾祖父母の認知低下などから、地域総括支援センターとのケア会議を実施。今後の関係機関の連携と支援の方向性について意見交換を行った。2回目は叔父、S S W、子どもソーシャルワーカーと面談を行い、本児の支援について協議を行った。

その後、児童相談所が介入し、児童相談所は本児、叔父と面談を重ね、曾祖父母の入院期間に合わせて本児を一時保護。3月まで数回行われ、本児の情緒、生活などが改善した。S S Wも数回、面談を行った。

（3）成果

本児は行政の支援を受けることができ、精神的な安定に繋がり、3月末、数回登校できるようになった。今後も行政と連携し、本児への支援などを継続する予定。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 408 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 4 8 週/週 4 回/ 1 回あたり 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校より不登校傾向があったが、部活動内でのトラブルをきっかけに、5月より不登校。

②学校内での方針の検討

保護者の学校への不信感の払拭や、保護者の希望する学習支援を目標に、学校も家庭訪問を実施するが、本人との面談に至らず進展がなかったことから、SSWの要請があり、対応方針を決定した。

③支援の実施

- ・週1の家庭訪問を実施(10月から卒業まで)
- ・保護者のサポートや、本児との交流・創作活動を通し、家庭との人間関係の構築に努める。
- ・登校支援や家庭での学習支援により、学校と繋げる。
- ・親子関係の調整により、過保護による保護者の負担軽減や、本児の自己決定の場を増やし自立に繋げる。
- ・母親の精神的不安定により家族に影響が出ていることから、母親・本児のフォローを入念にする。

④経過観察

本児は登校・学習・家庭での困っていることや素直な気持ちを正直に話すようになり、保護者は精神的に安定し、良好な親子関係を築くようになった。

これまで保護者が無理強いする場面が多く、本児が反抗的になり衝突することが多かったが、保護者の理解を得て、本児が自主的に行動することで互いの精神的安定にも繋がった。

登校支援や家庭での学習支援を毎週実施し定着することで、先生との単独面談も可能となった。

(3) 成果

本児の登校支援や学習支援により学校に繋がったことで、母親の学校への不信感が軽減され、安心して支援を考えるようになった。

本児は保護者と共に考えることで、互いに信頼を築きながら前進することができた。本児は、これまで母親に頼っていた自身の身のまわりのことや手伝いを自分から行うようになり、良好な親子関係が築かれたことで、毎週の学習支援から自主的な家庭学習へ発展し本児の安定や自信に繋がった。また、学力が著しく伸びたことで、高校に進学することができた。

甲府市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ 県教委等主催のＳＳＷ研修会（年４回）、ＳＳＷ連絡協議会（年２回）への参加
- ・ ケースの検討会議を通しての研修（随時）
- ・ 市教委主催の生徒指導担当者会（隔月）、不登校担当者会（年２回）、いじめ防止連携会議（年２回）等への参加

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 生徒指導担当者会や不登校担当者会、市校長会・教頭会でＳＳＷ活用についての説明を実施。
- ・ ＳＳＷが生徒指導アドバイザーとともに小中学校、市子育て支援課や市教育支援センター等の児童生徒支援に関係する諸機関を訪問し情報を得るとともに、ＳＳＷの活用に関する説明や、担当者との顔合わせを実施。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 市教育委員会学校教育課に会計年度任用職員として２名を配置。
- ・ 学校長からの派遣申請により各校への対応を行う。また、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 令和５年度の「分析及び今後の方針」には、ＳＳＷの特性と支援ケースとのマッチングを考慮したり、学校との連携に教員ＯＢの生徒指導アドバイザーが同行して、方法や内容についてアセスメントするなど、ＳＳＷの活用効果が高まるよう、コーディネート面にも力を入れていくと記載した。社会福祉士の免許を所持したＳＳＷ、教員経験者のＳＳＷなどそれぞれの得意分野がある中で、より一層ＳＳＷの力を発揮できる環境を整えることが課題。
- ・ 適切な支援や関係機関との連携を進めるには、ＳＳＷの役割や活用方法に関する学校での理解が必要となるが、十分とは言えなかった。管理職やコーディネーター以外の、普段あまりＳＳＷと関わらない教職員への周知・理解の不足が主な原因と考えられる。
- ・ 一度支援に入ると、ケース終結のタイミングが難しい。家庭に様々な資源を投入しても容易に事態は好転しない、ＳＳＷが福祉と家庭・学校をつなぐ役割を担うため、家庭が完全に自立するまでは関わり続けなければならない、などの理由が考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ より一層ＳＳＷの力を発揮する環境を整えるために、担当指導主事がＳＳＷの勤務場所に常駐することで、生徒指導アドバイザーだけでなく、特別支援教育担当、自立支援カウンセラー、臨床心理士などの各スタッフと円滑に情報交換や検討ができるよう取り組んだ。
- ・ 教育委員会に相談のあった事例について、ＳＳＷや担当指導主事、生徒指導アドバイザーなどが積極的に学校訪問し、管理職以外の教員とも情報交換をする場を設けた。
- ・ 様々な支援機関との連携の中で、それぞれが、どこまでできたらケースを終結するなど、目標を共有して支援にあたった。

③成果

- ・ ＳＳＷの特性を生かしながら、様々な職種のスタッフと支援を検討することで、より良い支援につなげることができた。
- ・ 学校訪問等を通して、ＳＳＷの役割や活用方法について、より多くの教職員への周知・理解を促進することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜貧困・ヤングケアラー・ネグレクト＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（2）対応内容

①課題の発見

祖母、母と子ども3人の5人家族。子どもが発達検査を受けた際に、母の養育能力が低いことが見受けられる言動があったため、発達検査のフィードバックの際にSSWが同席。その場でも母の養育能力・養育態度に課題があると見受けられたこと、ライフラインが止まっている、末っ子のランドセルが買えないかもしれないという家庭状況も明らかになり、SSWが介入することとなった。

②学校内での方針の検討

児童が安心して学校に通えるよう、家庭の生活状況の改善に向けた支援をお願いしたいという学校の意向を確認。児童は不登校傾向であったため、母と連絡を確実にとり、定期的に児童が学校でSSWと面談するとともに、市福祉部局と連携して生活援助に関する各種制度の手続き支援を進めるという方針を設定。

③支援の実施

- ・母、子どもとの定期的な面談
- ・生活援助に関する各種制度の手続き支援
- ・市子育て支援課や、児童相談所とのつなぎ

④経過観察

- ・定期的な面談と状況把握を行う中で、母には借金があること、ライフラインが止まっていることに加え、洗濯機なども壊れていること、母は仕事と称してほとんど家にいないため足の悪い祖母の面倒を子どもが見ていること、児童らの特性も強く愛着形成の未熟さが原因と思われる万引きを行っていたことが判明した。
- ・市の子育て支援課と連携し、子供食堂（弁当支援）や福祉サービスにつなげ、借金や公共料金の滞納の支払いの相談にのり、生活を立て直す支援を行ってきた。
- ・子どもたちの問題行動（万引き）もあったため、家庭と児童相談所をつないだ。
- ・支援をしていく中で、母が子育て支援課の支援を拒否するようになった。母は児童相談所との面接には必ずSSWの同行を希望したため、母と児童相談所がよい関係を作れるよう支援した。
- ・借金の整理が必要なことや、母が特性をもった子どもの育てづらさも訴えていたため、児童相談所は母子が一度離れる必要があると判断。
- ・母子ともに一時保護については後ろ向きであったが、SSWなどの支援者が粘り強く面談を継続する中で、一時保護について受け入れるようになった。
- ・児童は、一時保護された後、施設措置となる。転出先の学校では不登校傾向も改善され、毎日学校に通っている。

（3）成果

貧困の問題を抱える児童生徒 11名

うち、SSWが関わったことにより貧困の問題が改善されるようになった児童生徒 3名

状況改善が進まず、ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒 ６名
転校・卒業により支援が終了した児童生徒 ２名

<不登校>

(１) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 250 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

(２) 対応内容

①課題の発見

介入時期は、小学校にさかのぼる。ＳＳＷが支援のため訪れていた小学校で、たまたま放課後登校をしていた母子に遭遇する。自家用車で登校していたが、子は車から降りられない状況であった。子には発達特性があり、人と話すのが苦手であったため、ＳＣなどとながることができず、学校も家庭も支援に行き詰っていた。そこで、ＳＳＷが介入することとなった。

②学校内での方針の検討

まずは、児童が保護者以外の大人と関わる経験をすることが大切と考え、ＳＳＷがその役を担うこととした。児童と信頼関係を築いた上で、登校支援を行い、児童と担任をつないでいくという方針が確認された。

③支援の実施

- ・メール、電話による支援、一人一台端末を通じた支援
- ・余暇活動を通じた生徒との面談
- ・発達障害者支援センターとの情報共有、学校への情報共有
- ・教育支援センターとの連携
- ・登校支援

④経過観察

- ・生徒の母親より、ＳＳＷが学校（教育員会）関係者と分かると、会うことを拒否することが予想されるため、最初は母の知り合いという形で生徒と会うことになった。
- ・当初は家庭訪問をしたり、メールでやりとりをしたりして関係づくりをおこなった。
- ・ある程度関係ができたところで、近くの公園への外出や、登校支援を提案するが拒否されてしまった。
- ・一人一台端末にその生徒専用のクラスルームを作成し、生徒、担任、ＳＳＷが繋がれるようにした。
- ・ＳＳＷの勤務場所に、市の教育支援センターが併設されているため、教育支援センターを紹介した。
- ・中学校入学に向けて、情緒学級への入級を検討していたため、医療に本人や母の状況を伝えるとともに、本人に医療機関についての説明をすることで、スムーズな受診につながった。
- ・中学校のオープンキャンパスに参加したが、学校見学は学校が設定した日には行けず、後日ＳＳＷと学校見学を行った。
- ・中１の時は、登校は年に数回だけであったが、学校の掲示物を作成させるなどして学校との関わりを持たせた。その間、月に２、３回は教育支援センターに登級するよう支援した。
- ・本人が外に出る機会を増やすために、放デイの見学にもＳＳＷが付き添った。
- ・中２になり、学校からも積極的に生徒に関わってもらおうようＳＳＷが間に入って支援し、学校と本人の関係がさらに良好になった。

- ・現在は、月に6，7回は市の教育支援センターに登級するとともに、月に2、3回のペースでS S Wが登校支援をし、学校に行くことができるようになっている。
- ・登校した場合は、校内教育支援センターで過ごすことがほとんどだが、そこから、自分の教室に出向いて活動することもできるようになってきている。

(3) 成果

不登校児童生徒数 30名

うち、S S Wが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 17名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 9名

転校・卒業により支援が終了した児童生徒 4名

長野市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカーには各種情報提供や市が主催する研修の機会を提供している。新たに市単独で雇用した1名について、スクールソーシャルワーカーとしての幅広い知識や経験を身に付けてもらうため、こども家庭庁やNPO法人の実施している各種研修を活用している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

S S Wの役割や活動内容、派遣手続きについてまとめた資料を校長会、教頭会、登校支援コーディネーター研修会等で説明しているほか、スクールソーシャルワーカー自身が講師となって行う研修も実施している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・令和6年度は市独自で配置した6名体制で、5名は県の北信教育事務所にも兼務するスクールソーシャルワーカー経験者を採用し、1名は市単独で雇用している。
- ・学校からの要請に応じて、家庭や学校、関係機関等への派遣を行っているほか、新たに開設した教育支援センターSaSaLANDにも配置体制を整え、利用者や保護者が気軽に相談できるようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

スクールソーシャルワーカー間の情報共有や相談体制を整えていくことを目指しているが、広域行政との組織間の壁が厚く連携障壁となっている。県のスクールソーシャルワーカーを市としても雇用することで対応しているが、市が単独で雇用しているスクールソーシャルワーカーには、連携や研修の機会が限られている。スクールソーシャルワーカーの育成については市単位では担いきれないため、広域的な観点での育成や連携が必要となっている。

②課題解決に向けた取組内容

県の研修や全体会議に、市が単独で雇用するスクールソーシャルワーカーも参加できる広域的关系性を作るため、長野市が主催する研修にも、長野県の北信教育事務所のスクールソーシャルワーカーも参加できるようにしている。

③成果

県の北信教育事務所や県内中核市のスクールソーシャルワーカーとの良好な関係を作ることができている。自治体の壁が連携障壁にならない関係性を目指していきたい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 298 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 12 週/ 1 回あたり 1.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

子育てにおける母の困り感をキャッチした担任TからSSWの介入を提案した。

②学校内での方針の検討

- ・母のサポート体制を強化する
- ・担任と該当児童との関わりを増やす
- ・医療との連携を強化し、支援体制を整える

③支援の実施

- ・母との面談（担任、登校支援コーディネーター、SSW）
 - 本人・家族アセスメントを経て、福祉的社会資源の紹介（特別児童扶養手当等）
 - 母の不安に対する受け止め（共感）
- ・医療機関（主治医）の見立ての共有
- ・定期的支援会議（父参加で、本児への支援方針の共有）

④経過観察

- ・月1回の頻度で支援会議を開催（学校及び学校における支援目標を立て、進捗状況を確認）
 - 母の不安やストレスは支援会議で受容（母の孤独感を軽減することに努めた）、父にも母の葛藤を理解してもらった。
 - 両親の本児の特性受容が進み、本児の興味関心を理解し、本児の要求を精査しながらの関われるようになった。
- ・医療機関の変更を調整
 - 学校行事を中心に本人に分かりやすい情報提供を工夫し、母と本児の対話の機会を増やした。（特に中学進学に向けては視覚的情報提供を心掛けた。

（3）成果

卒業が近くなった3学期は、自分の興味のある語学（韓国語、英語）をSNS（動画）で自学するようになり、卒業式の練習のため短時間登校するようになった。

中学校（制服や中学生活に興味を持った）の見学にも行くことができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 405 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校からの相談（不登校）申し込みによる。父子家庭で父親が不在で帰宅が 11 時近くになることもあるようだ。兄は一日中一人で家で過ごしており、ネグレクトに近い状態ではないかという相談。

②学校内での方針の検討

父親と S S W との面談をする。子ども食堂、支援センターを利用できないか検討する。

③支援の実施

父親との面談し帰宅時間を早めることが難しい、とのことなので、子ども食堂や支援センターの利用を開始した。

④経過観察

ほぼ毎日、子ども食堂から近い支援センターに通っている。夕方には子ども食堂のスタッフが支援センターに来て、夜は子ども食堂で夕飯を食べ、スタッフや友達と過ごしている。

（３）成果

兄は好き嫌いがかなり激しかったが、子ども食堂で食べられるものが増えている。父親は子ども食堂の終わる時間に合わせて以前より早く仕事を終えて、兄を迎えに来ている。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 150 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 月 1 回/1 回あたり 2 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・母親の精神的に不安定な言動や当該児童への関わりが雑ということがあった。
- ・入学後すぐ事務職員へ、1 年～6 年までの集金のスケジュールの確認や支払いへの不安の相談があった。

②学校内での方針の検討

・スクールソーシャルワーカーが母親と面接し、詳しい生活状況のアセスメントを行う。母親の体調不良からくる子育てや就労の困難さが明らかになる。母親にエネルギーがないため、スクールソーシャルワーカーが同行して支援をしていく。

③支援の実施

- ・精神科への受診に同行し、母の現在の状況の把握
- ・市の子育て支援担当課に同行し、母親のレスパイトのため子どもたちのショートステイの手続き
- ・就労継続が難しくなっていたので、生活保護担当課へ同行し、状況説明の手伝い

④経過観察

・生活保護を受給したこと、障害年金の受給に向けて動き始めたことで母親の心理的負担の軽減につながった。ショートステイを利用して、母親の休息時間を設けたり、子どもへの関わり方の助言を受けたりし、少しずつイライラせずに子どもに関われるようになってきた。

(3) 成果

・母親に精神疾患があり、相談機関の案内だけでは繋がっていなかったと思う。スクールソーシャルワーカーが繋ぎだけ同行することで、繋ぎ先にも相談ができる人が増えたのは良かったと思います。

<セルフネグレクト>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 740 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1回あたり 1～1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・学校からの相談からスタート (保護者・医療関係者から SSW の介入の希望もあり)
- ・不登校となり、ひきこもり。一歩も外出できない状況となる
- ・年単位で入浴せず、家庭内の衛生状態も悪くなる
- ・家族も一緒にひきこもらされる

②学校内での方針の検討

- ・1～2か月ごとに支援会議を実施
- ・医療との緊密な連携
- ・保護者のサポート
- ・本人の興味関心をよく観察し、外部とつなげる機会や機関を調整

- ・先生との関わる方法を模索

③支援の実施

- ・家族以外の親族者の関わりを強化
- ・本人の健康に対する不定愁訴に合わせて、訪問看護・訪問 Dr. の導入
- ・本人の興味から、そのための外出を目標にし、伴走支援（一緒に外出し遊びに行く）の実施
- ・保護者の医療受診の継続と本人の再診療の実現
- ・本人の趣味の話をできる先生の家庭訪問
- ・家庭内の不衛生な状態の改善

④経過観察

- ・必要に応じて、買い物等の外出が可能に
- ・趣味に応じた外出が可能に
- ・定期的な入浴が実現
- ・医療の再受診の実現
- ・保護者を含めた支援会議の継続
- ・親族、訪問看護、訪問 Dr. 福祉関係者の定期訪問の継続

（３）成果

- ・関係者があきらめず、継続的に支援会議（モニタリング）を継続し、医療との連携を図りながら、様々な対応策を講じることで、時々の外出や家庭内の衛生面も保つことができてひきこもりの少し前の状態を維持できるようになった
- ・学校とも関係を継続することで、本人の所属意識を保っている

<自傷行為>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 490 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣式 ）

配置方法（ １回あたり 2 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校からの派遣申し込み：小6から不登校傾向・対人関係に不安を抱き自傷行為、自殺企図の経験あり・中1の4月ごろから自室に引きこもり母親との接触を避けている。本人の心情や母子関係を探ってほしい。

ひとり親家庭・準要保護家庭

②学校内での方針の検討

スクリーニング会議・関係者会議・支援会議をもち、校内での居場所づくり、週2回程度の登校支援、受診継続の支援等紺の支援方針を検討

③支援の実施

- ・本人との定期面接：SSW（週 2 回程度）・学校
- ・保護者との面接・懇談：SSW・学校 適宜
- ・受診継続支援：SSW（受診同行、医師・心理・地域医療連携室との情報共有）
- ・進路指導：SSW(学校見学同行、情報提供等)・学校
- ・地域のボランティア活動参加：SSW 同行・学校
- ・学校外での居場所探し：SSW

④経過観察

定期面接を通して、母との良好でない関係やトラブルが自傷行為の引き金となっていることが判明。本人・母との面接を通して母子関係の修復を支援。過去のトラブルやトラウマを語ることが多かったが、進路選択の時期になり将来への展望を語り、自立に向けて意欲の高まりがみられるようになると同時に自傷行為がなくなった。

（３）成果

高校進学という目標が見つかり、浮き沈みの激しかったメンタルが以前より安定し、週 2 回の登校リズムが確立してきた。母子関係も少しずつだが改善してきている。母も進路に関して協力的であり、積極的に高校見学に同行したり、進路選択を通して将来について話をしたりする時間も増えてきた。

松本市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

１か月に２回、市配置ＳＳＷと教育委員会担当者で会をもち、ケース検討等を実施している。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

必要な支援を精選して職務にあたることを共有する。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

医療機関との連携による、不登校や集団への不適応児童生徒支援のための教育相談（元気Ｕｐ教育相談）を専門に行うＳＳＷを配置し、緊急性が特に高いケースへ迅速に対応できるようにしている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

市配置ＳＳＷの勤務形態から、研修を増やすことが難しい

②課題解決に向けた取組内容

１か月に２回、市配置ＳＳＷと教育委員会担当者で集まる期日を年度初めに定めた。

③成果

全員が集まることができない日もあるが、確実な実施につながっている。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 ５ ６ １ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ 小３の３学期より心身の不調による欠席が増える。

②学校内での方針の検討・実施

- ・ ＳＣが入り、本児及び母と面談する。
- ・ ＳＳＷに家庭への介入を依頼。家庭内の状況を把握。
- ・ 母子同時面接で本児の課題を共有しながらともに考え、ＳＳＷとともに作業等の時間を過ごすことで本児の自信につなげる。

- ・ 居場所を自情障学級とし、入級を見通しながら落ち着いた場での支援とする。

④経過観察

- ・ 4年生に進級し、行事への参加から登校日数が増えた。

(3) 成果

- 保護者と本児への支援を同時に行ったことで、本児への支援に保護者を巻き込むことができた。
- 安心できる居場所を確保したことで、学校が主体的に支援に動くことにつながった。

岐阜市子ども・若者総合支援センター “エールぎふ”

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

研修目的：スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。

研修対象：スクールソーシャルワーカー及びセンター内の各係の相談員

研修回数（頻度）：年間3回（①5/23 ②7/18 ③10/24）

研修内容

①講演「家族の理解と支援」

②事例検討会「適切な支援方法について ～気持ちの切り替えにくさや、人とのかかわり方に困難さがみられる4歳児について～」

③事例検討会「養父への声かけについて ～養父との関係が悪い4年生児童への支援の在り方～」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

開設11年を迎えた子ども若者総合支援センター“エールぎふ”（以降は“エールぎふ”）は、0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安に対して、ワンストップで総合的に対応する機関であるとの認知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から様々な相談が集まってくる。“エールぎふ”に3人のSSWを配置することで、寄せられた相談に対し、地域資源をコーディネートしたり、“エールぎふ”内の各係や関係機関と連携したりしながら多くのケースに対応している。

また、市教頭会に出向いてSSWの業務内容を紹介したり、小中学校の教員向けに“エールぎふ”の活用研修等、様々な機会にSSWの役割や連携の在り方等を紹介したりしている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

配置人数：3人 ※市内を3つの中学校区に分けて配置することで、各学校が担当SSWを身近に感じ、依頼しやすい状況を作っている。

資格：教員免許状（小学校、中学校、高等学校）3名、社会福祉士1名

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

これまでの周知活動や実績から、各学校がSSWを活用する数は右肩上がりが増えて一方、ケースの改善に至るまでに時間を要するようになってきた。また、学校によってSSWを活用する学校とそうでない学校があり、学校によって活用回数に差がある。

その要因として、ケースが多様化、複雑化、低年齢化しており、課題改善に至るまでの時間が長期化していることが考えられる。また、活用回数の差については、これまでSSWが対応してきた課題解決に向けた動きを各学校が身につけてきており、課題についての対応が校内でできるようになってきている。活用回数が少ない学校については、児童生徒数の減少で学校が小規模になり、SSWを活用しなくてもよい学校が増えていたり、依然として管理職のSSW活用についての理解が進んでいない学校があったりする。

②課題解決に向けた取組内容

今後さらに多様化、複雑化、長期化、低年齢化するケースにも対応できるよう、積極的に研修会等に

参加するとともに、関係機関との情報交換を密に行い、専門的知識や技能の向上を図る。

他にも、派遣型配置である本市の配置形態を活かしたＳＳＷ同士によるＯＪＴも行い、課題解決が大変なケースについては、３名のチーム体制で検討、解決を図っていくようにする。

また、ＳＳＷを今後さらに積極的に活用してもらうために、活用して改善に至った事例の紹介を教頭会等で紹介していく。

③成果

市立小中学校 69 校（公立小 46 校、中 23 校）のうち、ＳＳＷを活用できなかった学校は１校のみであった。市内の私立小中学校や高校、特別支援学校も含めると対応した学校は 86 校となり、SSW を活用することのよさは市内の学校から一定の評価を受けている。訪問回数は 529 回となり、過去最高の訪問回数となった。相談実人数も過去最高の 357 人となり、「改善した」「好転した」ケースは 56% となった。

	対応学校数	訪問回数	ケース会議 開催数	のべ相談・ 支援件数	相談実人数	改善実人数	改善率(%)
令和２年度	小44 中21 高10 特3	382	119	630	208	140	57.6
令和３年度	小46 中22 高14 特4	459	91	731	247	148	59.9
令和４年度	小45 中21 高8 特4	437	95	749	300	189	63.0
令和５年度	小46 中24 高9 特2	469	71	795	356	235	66.0
令和６年度	小47 中25 高11 特3	529	76	897	357	200	56.0

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 553 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり １時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

入学当初から登校しぶりがあったが、最初は母親自身が努力してきたが、なかなかうまくいかないため、母親から直接、エールぎふの総合相談の相談電話に電話があり、担当のＳＳＷに繋がり課題を把握した。

②学校内での方針の検討

母親から学校との連携の許諾を得てから、当該学校へ訪問し、校長先生や教頭先生と面談の中で母親から聞き取った内容を交流するとともに、児の様子を直接観察し、今後の対応について検討した。

人と接することが苦手で、「学校へ行きたくない。」と言ったり、登校しても教室に入ることに抵抗を示したりしたため、登校したら相談室で過ごすことができるようにした。

③支援の実施

学校の管理職との面談において、相談室登校で支援していくという方針であったが、児がまだ学校への登校を拒んだため、相談室への登校という方針をやめて、エールぎふが直営で行う子ども・若者自立支援教室への通所を勧めた。

④経過観察

エールぎふの自立支援教室には徐々に通所できるようになった。自立支援教室に通所する他の通所生と一緒に活動を共にすることで他者と接することの抵抗が少なくなってきた。

(3) 成果

自立支援教室での様子や今後の学校の受け入れ体制等について、何度か保護者や学校と情報を交流して支援したことで徐々にではあるが、登校できるようになってきた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 531 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

きっかけは、児の母親が「私からの注意や指示を聞き入れず困っている。」とエールぎふへ飛び込みで相談があった。担当 SSW とエールぎふの家庭児童相談係の地区担当者で一緒に対応した。

母親の話では児は母親からの注意や指示を聞き入れず、母子双方が興奮し「施設に入れる！」(母)、「施設に行く。」「家を出ていく。」(子)といったやり取りに発展してしまう。ひどい時には、子が母親に「死ね。」と言った言葉に「一緒に死ぬ。(母親が包丁を取り出し)これで刺せ。」と言ってしまうこともあったということも話した。

②学校内での方針の検討

母親に学校との連携を提案し、承諾を得た後、すぐに学校に連絡して状況を確認した。児は学校でも興奮しやすく気持ちをコントロールすることに大きな課題があることや継続して病院受診し、気持ちを

落ち着ける薬を処方されていること、母は児の学習指導に力点を置いており、児の実態とかけ離れた希望を伝えてくること等の実態が浮き彫りになった。

また、母は子とのやり取りに自分の気持ちが抑えられず、包丁を持ち出すことがあることから児童相談所に通告したこともあった。児相からも、子どもが約束を守れなくても無視するなどの対応に変え、二度と包丁を持ち出さないことを指導してもらった。

学校とは母にも支援が必要な家庭であることを確認して、児の実態に応じた支援となるように学校、医療機関、児相と連携を取り支援を進めることとなった。

③支援の実施

学校で担任と母の二者懇談に同席し、母の願いと児の実態をすり合わせたり、児の病院受診に同行し、家庭や学校での様子を主治医に伝え、支援について一緒に相談したりした。また、必要に応じて関係機関を招集しケース検討会を開き、各機関で役割分担し支援を継続した。

さらには、SSWが家庭訪問し、児から直接話を聞き、母との約束（児の願い）を箇条書きにして母に渡すなどの支援を継続した。

④経過観察

母は状況によって発言内容が変わり、問題に直面している時は周りの人に何とかしてほしいとヘルプ出すが、そうでない時は連絡が取れなくなることも多々あり、自己中心的な言動が見られた。

また、夏休みに母子二人きりの生活の中でぶつかり合うことも多く、児が警察に行くと言って家を出たり、母が警察へ連絡したりと、心配な状況もあったが、その都度関係機関で連携し対応を相談した。

現在の支援を継続している。

（３）成果

改善までには至っていないが、SSWとして、家庭児童相談係と共に必要となる諸機関と関係を継続し、対象児、対象家庭の見守りを継続することができている。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 3 2 4 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1 回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

外国籍の母親と小6男子の母子家庭で、夏休み中に母親がエコノミー症候群で倒れ、児の通報によって自宅から病院まで救急搬送された。母親が倒れていることに児が気付いたのが、かなり時間が経って

からであったために母親の状況が悪く、現在は脳死状態である。

兄の父親は日本国内にいるが頼れる状況ではないため、兄の生活基盤が根こそぎ奪われてしまった。自宅のあるアパートに同じ国のコミュニティがあるため、兄はその環境で助けてもらっていた。そのことを知った学校が兄相やＳＳＷに連絡したことで兄の課題を発見した。

②学校内での方針の検討

学校が直接支援できることは限られていて、兄への直接の支援は母親の友人や知人が行ってくれるため、学校は兄に寄り添い心の安定を図っていくことにした。

③支援の実施

地区担当のＳＳＷが以下の３点の支援を行った。

ア・・・エールぎふ内の家庭児童相談係に情報を提供し、連携して支援を確認した。

また、同時にエールぎふでできる当座の食糧を直接に支援した。

イ・・・兄相と連携して兄の生活基盤を支えた。兄が施設入所を拒んだため、母親の友人が同居人届を提出して兄を引き取るようになった。

ウ・・・提出された同居人届の確認のため、兄相とエールぎふの家庭児童相談係と共に同行して届出者宅（校区外の住所地であるが市教委に申請して、この友人の送迎を条件に指定学校変更でこれまでの小学校に通うことにした）を訪問して養育環境を確認した。

④経過観察

継続的に家庭訪問や学校訪問を行い、児童自身や引受先の家庭の状況を把握した。

（３）成果

ＳＳＷが兄相や家庭児童相談係と連携して、手続き等にも同行して支援したことによって、母親の状況は変わらず脳死状態のままであるが、兄は小学校を無事に卒業することができた。中学生となった現在も、届出者宅のある中学校で安定した生活を送っている。

豊橋市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、以下の通り研修を実施した。

- （ア） 外部講師による SV（年間 2 1 時間）
- （イ） 庁内の社会福祉士を対象とした研修（年 1 回）
- （ウ） 関係機関が主催する研修（年 9 回）
- （エ） ヤングケアラーに関する研修（年 2 回）
- （オ） ケース検討等の内部会議・研修（年 3 1 回）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

【教職員に対する理解促進】

- ・コーディネーターである生活サポート主任向け研修会、校長・教頭研修会にて S S W の配置、活用について周知を行い、S S W の理解・活用促進を図っている。

【庁内関係課に対する理解促進】

- ・福祉保健関係業務に従事する職員に対しての研修会にて、学校現場での支援体制及び実際の活用事例について周知を行い、円滑な連携が行えるように理解促進を図っている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・要保護児童対策地域協議会に管理されている児童生徒数、就学援助率の割合並びに不登校児童生徒割合が高い小学校から 6 校を重点巡回校に選定。（課題の早期発見・未然防止のため、重点巡回校は小学校を設定。）
その他の学校については、派遣依頼を受けて対応を行った。
- ・学校外からのアウトリーチによる支援介入及び関係機関との円滑な連携を行うため、学校のみでなく、関係機関からの支援依頼にて支援介入できる体制とした。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- （ア）ソーシャルワークの専門性や、アセスメントに基づく根拠のある支援を継承していくことが困難。
→OJT 体制の未確立。支援を行う際、アセスメント、支援手段、評価を一連の流れで管理、見える化できていない。
- （イ）ケース共有・実践を振り返る体制が不十分。
→各 S S W が単独対応を行っており、チームでケースを管理共有する時間や実践を振り返る時間が十分に担保できなかった。
- （ウ）学校現場等へ、S S W 活用方法が十分に浸透していない。
→S S W 活用について学校及び支援関係機関へ周知する機会が不足している。活用方法が浸透していないため、支援依頼があっても連携が十分に取れないケースがある。

② 課題解決に向けた取組内容

- （ア） 初任者については、上半期は経験者と 2 人でケースワークを行い、現場での OJT を行った。また、アセスメント、支援手段、評価を一連の流れでケースワークを管理できるツールを作成したことで、根拠を持った支援や妥当性のある評価を行えるようになった。
- （イ） 適切なケースワークを行うため、支援方針の検討、ケースワークの進捗状況についての検討の機会を定期的に確保

し、実践の振り返り、再検討を行える体制とした。

- (ウ) 学校現場への活用方法を周知する機会として、学校現場での現職研修、支援のコーディネーターである生活サポート主任向けの研修会、校長・教頭研修会等にて S S W の活用方法について周知を行った。また、S S W の専門性や役割、支援手段、実際に活用した教員の声をまとめた、活用パンフレットを作成した。(周知は R7 年度)
- 支援関係機関に対しては、庁内の福祉保健分野の事業を行う課を対象とする研修会にて、S S W の業務内容について周知を行った。

③成果

- ・ツールを用いて自身の支援を見える化することで、各担当が根拠に基づいた支援を行えるようになった。
- また、スモールステップの支援内容を設定し、実施状況に応じて都度支援を再検討する機会を確保したことで、妥当性のある支援を行うことができたため、状況が好転したケースが増加した。
- ・学校現場のコーディネーターや四役に対しての研修の機会を持ったことで、S S W の活用方法を周知でき、S S W の活用頻度が増加した。しかし、学校現場全体に対しての S S W の役割や活用についての理解の促進は引き続きの課題であるため、今後全体研修のみでなく、各校での現職研修会の活用にて周知を図っていく必要がある。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 4 0 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 1 ～ 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・保護者から学校へ本児の不登校について困り感の表出があり、学校より S S W へ派遣依頼
- 本児の発達特性もあるが、具体的にどのような困り感が本児にあるか明らかになっていない

②学校内での方針の検討

- ・本児及び家庭のニーズやこれまでの経過を関係機関で共有し、本児にとってより良い支援を協議・役割分担するためにケース会議を実施

③支援の実施

- ・本児の困り感を聞き取り、必要な繋がり先や支援の仕方を保護者と共に考え、整理
- ・関係機関の見立てを確認し、学校及び関係機関で共有
- ・関係機関のそれぞれの視点から、必要な支援についてケース会議にて協議

④経過観察

- ・本児の登校時の安定を図るため、本児を受けとめる校内でのキーパーソンを設定。環境設定にも配慮することで気持ちの切り替えができるように対応。
- ・ケース会議を開催し、関係機関の支援方針を統一。併せて、家庭全体の支援を役割分担して実施。

（３）成果

- ・関係機関と学校のネットワーク構築を行うことができ、支援方針の統一を図ることができた。
- ・本児が校内で安心できる居場所ができ、学校生活で肯定される機会も増えたことで、登校回数が増加した。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 週 1 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・要保護児童対策地域協議会での情報共有や、保護者の困り感の表出等があり、ＳＳＷより校内での支援の必要性を提案

②学校内での方針の検討

- ・生活サポート主任や、担任、関係教職員と見立てや家庭状況の共有を行い、本家庭のリスク・支援の必要性について検討
- ・対人関係の成功体験の積み重ね及び、本児の生活ニーズを把握するためにＳＳＷによる本児面談を実施
- ・教職員による校内支援、支援関係機関・保護者との定期的なケース会議の設定

③支援の実施

- ・支援関係機関と協働し、虐待に至ってしまう家庭の背景を見立て、リスク判断を行い、学校と共有
- ・支援関係機関・保護者との定期的なケース会議の設定
- ・学校現場での本児面談を通し、感情の表出を受け止め、肯定する機会を担保
- ・保護者に対し、気持ちの受け止めの機会及び、本児についての肯定の視点を共に考える機会の担保

④経過観察

- ・保護者の困り感に対し、学校及び関係機関から見立て・手立てを共有することで保護者の負担感の軽減につながった。
- ・本児が自身のニーズを言語化できるようになり、自身の生活ニーズを充足するために必要なことについて共に考える機会を持つことができた。

（３）成果

- ・子どもに対する保護者の視点・関わりに変化が見られた。
- ・対人不安が高かった本児が、支援者に対し自身の感情やニーズを表出できるようになり、自身の家庭生活に対するニーズも俯瞰することができるようになった。
- ・同一校で似たような困り感を持つ虐待ケースについてもＳＳＷの活用がされるようになり、校内でＳＳＷの役割・専門性が周知された。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 6 0 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・教職員から就学援助の申請状況や、集金関係の滞りについて情報提供。本児から教職員へ困り感の表出もあり、学校より S S W へ派遣依頼

②学校内での方針の検討

- ・本児の学校生活の様子や教職員が本児から聞き取った困り感、学校から見た保護者の見立てを共有し、支援手段を検討
- ・家庭状況については、S S W が保護者面談を行い情報収集、必要な支援を検討

③支援の実施

- ・保護者より生活状況及び生活上の困り感について聞き取り
- ・困り感を元に、就学援助・児童扶養手当等の活用できる制度の説明及び申請同行支援
- ・関係機関との当該家庭の生活状況について情報共有
- ・教職員から本児への声掛け

④経過観察

- ・介入当初は、保護者は生活に対して諦めが強く、制度申請についても申請メリットよりも手続きの煩雑さに目が向いていた。しかし S S W が保護者の困り感を聞き取り、生活の見直し立てや申請メリットを説明することで、申請同行支援を行うことができた。

(3) 成果

- ・申請同行支援を行ったことで、生活基盤が改善に向かった。
- ・介入前は、本児が学校と保護者の板挟みになりジレンマを感じていたが S S W が保護者と伴走し、学校にも状況を伝えることで、本児の負担感が軽減した。
- ・学校諸費の支払いが行え、本児が望んでいた学校での行事参加が行えた。

岡崎市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・月１回、班会議を実施し、支援の連携や、社会福祉協議会などの職員から支援に繋げるための事業などについて研修を受けた。
- ・班会議に参加するＳＷ（社会福祉士の資格をもつ大学教授）より、生徒指導提要の変更内容やよりよいＳＷによる支援方法等について研修を受けた。
- ・県教委が開催する「スクールソーシャルワーカー連絡協議会」に参加した。
- ・年に３回、外部講師（ＳＳＷを専門分野とする大学教授など）を招聘し、研修を実施した。
- ・定期的な情報交換会で、教員ＯＢと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修した。
- ・教員対象の長期欠席、生徒指導、特別支援教育等の研修にも、ＳＳＷが自主参加した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・各校の生徒指導や長期欠席対策を担う主任会において、市教委担当主事、指導員（各校を巡回して指導する教諭）から、ＳＳＷの活用方法等について、具体的な支援事例をあげながら説明した。
- ・長期休業中に行われた研修にＳＳＷが参加し、受講した教諭に対してＳＳＷの職務内容や支援内容について説明した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・拠点型の配置とすることで、課題や問題に対しての未然防止、早期対応につなげることができている。令和６年度は３中学校区に配置をした。

＜拠点型配置のメリット＞

- ・子供の様子を、日常の学校生活から見取ることができる。
- ・教職員がＳＳＷに気軽に相談できる環境にできることにより、早期の対応とともに、教職員に支援の視点の幅が養われる。
- ・中学校区の小学校に勤務することで、心配な子供、保護者を中学入学後も切れ目なく支援できる。
- ・派遣型より迅速に他機関と連携することができる。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題①＞問題や課題が複雑に関連づいており、支援対象者の多くが継続支援となっている現状がある。単年度で見ると、状況が大きく好転しているケースの割合は多いとは言えない。一方で、少しずつであるが改善に向かっている児童生徒、家庭が増えてきているからこそ継続支援ができていると捉えることもできる。

＜課題②＞早期対応につなげたり、適切な支援や関係機関との連携を進めたりするためには、ＳＳＷの役割や活用方法に関する学校現場での周知・理解が必要となるが、周知・理解の浸透が十分とはいえなかった。原因としては、長期欠席対策や生活指導を担当する教員以外の教職員への周知・理解の不足が主な原因と考えられる。

＜課題③＞継続支援対象児童生徒の抱える問題として「長期欠席」が最も多い。ＳＳＷを活用することで一定程度状況の改善を図ることができているケースもあるが、問題（長期欠席）が複雑化・長期化しているケースが多く、解決したケースは少ない。原因としては、児童生徒が長期欠

席になり、学校で打つ手がなくなってからＳＳＷの派遣申請がある。問題が深刻な状況になってからだと、状況を好転させることが困難であったり、時間がかかったりすることが考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・学校と他機関との連携を密にし、より適切な支援につなげるために、他機関の職員を招いて研修を行うなど、ＳＳＷの支援の質の向上に努めた。
- ・管理職や研修会等を通して、より多くの教職員へ申請手順、活用方法等についての周知・理解に努めた。
- ・教育委員会に相談のあった事例について、担当指導主事、生徒指導指導員等が積極的に学校訪問を行い、管理職以外の教員とも情報交換をする機会を設けた。

③成果

- ・ＳＳＷの活用について、各学校における一定の周知は見られ、初期段階における支援の要請が見られた。
- ・中学校区における拠点校型配置のＳＳＷを維持し、学校の職員として、教職員と支援の方策を共有できたことにより、問題の未然防止や早期発見につなげることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ）
- ②児童生徒数_____名（非公表とします）
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年35週/週2回/1回あたり6時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 中学1年生時から不登校傾向。中学3年生の1学期、学校に来たり来なかったり繰り返す。
- ・ 家庭環境に課題があり、本人への働きかけだけでは解決につながらないと判断し、中学校3年生の2学期よりSSWの支援が始まる。
- ・ 母親が、夜勤や早朝の仕事のため、子供の養育ができず、当該生徒は昼夜逆転の生活になっている。

②学校内での方針の検討

ケース会議等で、以下の方針を打ち立てた。

- ・ 中学校最後の学校生活を充実したものとなるよう、当該生徒の登校日数を増やす。
- ・ 自立した規則正しい生活となるよう、保護者に促すとともに、周りの資源を活用する。
- ・ 必要に応じて関係機関と連携をする。

③支援の実施

- ・ 当該生徒と学校の関係はとてよく、信頼関係が構築されている。朝起きられなければ、担任からの声掛けで夕方登校することはできる。
- ・ 養育に対して母親は無関心であり、母親への働きかけだけでは大きな改善が望めないことから、SSWの働きかけで、近くに住んでいる母親の祖母につながり、支援の要請を行った。
- ・ SSWが祖母への家庭訪問を繰り返し行うことで、祖母との信頼関係を構築し、祖母から母親への支援要請の同意につながった。
- ・ 繰り返しの母親・祖母との面会により、徐々に信頼関係も強まり、当該生徒の課題を解消していくために、当面、祖母宅から通学することが必要であることを共有できた。

④経過観察

- ・ 学校やSSWの継続的な家庭訪問等による母親・祖母への面談、学校とSSWとの定期的な情報共有を行った。

（3）成果

祖母宅からの生活により、生活リズムが改善傾向になり、継続的な登校ができるようになった。また、祖母の関わりにより、母親の養育に対する姿勢も一定改善傾向が見られるようになった。

担任と当該生徒との関係、級友と当該生徒との関係が良好であることは、当該生徒の学校生活を支えることにつながった。学級の生徒との関わりも良好であり、登校日数の増加により、学級内での居場所も見つけられ、卒業後の進路について前向きに取り組むことにつながった。

すべての問題が解決したわけではないが、学校への登校日数が増えたことで、両親から子供や教育に対しての前向きな発言が増えた。

<家庭環境>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ）
- ②児童生徒数_____名（非公表とします）
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 週1回/1回あたり1時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、特別支援学級に在籍。登校できれば、学校での生活での大きな問題を起こすことはないが、母親からなかなか離れられない。母は精神的に浮き沈みがあることに加え、一つのことでとられると、少々極端な行動をしてしまう傾向があった。
- ・小学校3年次より支援を開始。家庭において、繰り返し激しい兄弟げんかとそれに付随する親の叱責が度重なり、父母共に疲弊している様子がみられた。
- ・障害福祉サービスの導入を行い、家庭外の居場所を作ることにより、父母の負担感の軽減、本人の楽しめる時間を増やすことはできた。しかし、親子の関係性についての違和感があった。

②学校内での方針の検討

子どもが安心で、安定した日常生活、学校生活を送ることができるようにするために、

- ・学校職員はこれまで通り家庭とコミュニケーションを良好に保つ
- ・本人の興味のある活動を準備して、楽しく過ごす時間を増やす
- ・SSWは母の困りごとの相談相手となり、並行して母自身の問題に向き合う伴走者となる
- ・SSWは保護者が精神的に安定するために精神科受診を前向きに検討できるよう支援する

③支援の実施

- ・母親にとって話しやすい相談相手となるようにSSWは定期的に家庭での面接を行った。母親の話に適宜整理しながら、取り組むべきこと、そうでないことを明確にしていって。母の頑張りを労い、「それでいいと思う」など肯定的な言葉を返したりして、明るい気持ちを取り戻してもらうことに努めた。
- ・何度も面接を行う中で、母自身の育てられ方と、自分の子育ての仕方のギャップがあったこと、そして母自身の得意不得意などに気づきが生じた。医療機関の力を借りて行うことを提案したところ母も合意。後日、受診をされカウンセリング開始となる。
- ・以降、医療機関に任せながら、SSWは日常の親子の様子を聞かせてもらいながら、その都度対応法と一緒に考えたり、イベントや家族で楽しめる遊びなど、家庭に役立つような情報を提供したりするなど、かかわりを続けている。

④経過観察

母は順調に通院、カウンセリングを継続している。

学校と母親、SSWは適宜連絡をとり、気になることはお互いに相談しやすい関係を構築している。

(3) 成果

母親が、病院でのカウンセリングを通して、母親と祖母との関係性について、今の生活とは切り離して考えることができるようになってきた。母親が自分の子育てにおいて「こうでなければいけない」と必死になっていたところも、少しずつ離れることができるようになった。

家族内のコミュニケーションが少し落ち着いたものになったと感じるところが増えた。子どもの成長とともに、母自身の変化も大きく起因している。

一宮市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

令和6年度に実施した研修回数は以下のとおり

定例会議・研修	スーパービジョン	S S Wピア研修
24回	12回	19回

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

1）活動方針の策定

一宮市スクールソーシャルワーカー活動方針を策定し、校長会・教頭会で周知するとともに、各種研修で紹介し、周知している。

＜活動目標＞ 子どもの最善の利益のために、子どもにソーシャルワークを届ける実践
～子どもとともに。子どもを取り巻くみんなとともに。～

＜活動方針＞ 以下の活動方針①～④を一体的に取り組む

- ① 子ども一人ひとりの生活課題に寄り添い、「よりよい生活」をともに考える
- ② 「すべての子どもの生活の場」をよりよいものにするために、家庭・学校・地域に働きかける
- ③ 「一人も見捨てず子どもを支える地域」になるために、一宮市へ働きかける
- ④ 専門職として、スクールソーシャルワーカーの力量向上を図る

2）各種研修の実施

各拠点校において校内研修を実施している。また校務主任や事務職員、民生児童委員の研修でS S Wの活動や視点について、事例をもとに紹介している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

前年度に市内小中学校に対してS S Wの配置に関する希望調査を実施し、拠点校を決めている。重点的な配置によってS S Wが学校でのソーシャルワークを丁寧に展開できるようにしている。

S S Wの採用では、ソーシャルワークの価値・倫理・知識・技術を基盤に活動できる人材を確保するために、社会福祉士の資格を有する者を採用している。また、ソーシャルワークの場が学校であることを考慮し、学校や教育について専門的な知識を有する教員経験者（校長経験者等）も採用している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

課題 | 一人ひとりへの丁寧なソーシャルワークの展開

原因 | 年々S S Wに対する学校・関係機関のニーズが大きくなり、それに伴ってケース数が増加している。

市の規模やニーズに対してのS S Wの人数が少なく、一人ひとりへの丁寧なソーシャルワークを行えていない状況がある。

②課題解決に向けた取組内容

S S Wチーム内で、ケースの状況を確認し、アセスメントを明確にするとともに、ケース対応の優先度を確認する。S S Wの増員のために、S S Wの効果や必要性を示していく。

③成果

チーム内での状況確認やアセスメントは、多様な視点でケースを見ることになる。結果、現在の抱えているケース状況を各S S Wが把握し、効果的なソーシャルワークの展開に効果があった。またそこでの気づきは他のケースや実践に活かすことができた。他方で、S S Wの増員には至っておらずケース数が増加している状況は変わっていない。今後もS S Wの効果や必要性を示し、課題の解決を目指していきたい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

- ① 学校の種類 | 中学校
- ② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（拠点校方式） 配置方法（週1回）

(2) 対応内容

① 課題の発見

本生徒は、2年生まで校内適応教室・サポートルームを利用し、学習や他の通室生との交流をしていた。しかし、3年生になり、両親の離婚等の家庭環境の変化に伴い、学校に登校する頻度が減っていた。家庭訪問時に担任とSSWが本人と会った際、本人は「なんとなくやる気がでなくて学校に行けない」と話した。また、以前に比べ服装の汚れや頭髮の乱れが見られるとともに、ゴミがそのまま放置されるなど、室内環境の変化が見られた。

② 学校内での方針の検討

校内の不登校対策委員会において、本生徒への働きかけを検討することになった。本人の成育歴や家族をはじめとした生活環境のアセスメントを行った。そのなかで、以下の4点を共有した。①生活環境の変化とともに、本人のパワーが失われている状況にあること。②親権を持つ母親も仕事に精一杯で、室内環境を整えることや本人のケアをしていくことが十分にできない状況にあること。③パワーが失われていることで、人と関わる機会が減り、本人・母親の二人で孤立している状況にあること。④元々校内適応教室・サポートルームでは先生の手伝いをするなど、人と関わるのが好きであり、誰かの役に立ちたいという思いを持っていること。

これらのアセスメントを踏まえて、本人に対しては継続的な家庭訪問に加えて、本人が学校外で活躍できる場を見つけていけるように、働きかけることにした。母親に対しては生活状況や、困り感を聞きながら環境調整のための働きかけを行うことにした。

③ 支援の実施

担任とSSWが家庭訪問を実施し、継続的に本人の話を聞くとともに、子ども食堂でボランティアをすることを提案した。本人は「学校に行くことは難しいけど、子ども食堂には行ってみたい」と話した。社会福祉協議会や子ども食堂を実施する団体と連携し、本人がボランティアとして参加をすることになった。母親は、仕事が忙しく、十分に困り感を聞くことはできなかったが、子ども食堂のボランティアの送迎をしてくださることで、そこから会話ができるようになった。

④ 経過観察

本人は子ども食堂のボランティアを欠かさず参加するようになった。子ども食堂で利用者や他のボランティアの方と関わることで、少しずつ笑顔を見せる機会が増えていった。また、さまざまな人と関わることや食を扱うことから、自ら身なりや整髪を気にかけるようになった。ボランティアを継続するなかで、「学校に行きたい」と話をし、再び学校に登校するようになった。

(3) 成果

現在不登校児童生徒の多くが「無気力さ」を抱えているとされる。本生徒も本人の言動から、一見すると「無気力さ」が見られる。しかし、学校のなかではその背景にある生活の困難さや、本人の本来持っている力に着目し、支援を考えることができた。加えて、子ども食堂でさまざまな出会いや経験ができたこと、誰かの役に立つというポジティブな経験を重ねることで、再びパワーが発揮できる状況に変化できた。

<虐待>

(1) 学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

① 学校の種類 | 中学校

② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態(派遣校方式) 配置方法(要請に応じて派遣)

(2) 対応内容

① 課題の発見

本人は小学生の時、欠席が多く、また、友人との関係に困り感を抱えていた。そのため、SSWが支援を行っていた。介入後、友人関係の課題は解決し、登校日数も増えた。そのため、小学校卒業を機に、SSWの支援は終結となった。中学校には引継ぎを行い、本人が抱えていた生活課題やSSWのかかわりの経過を共有した。

本人は中学生になりしばらく経ったあと、担任に「友達が父親からたたかれている」と相談をした。担任は本人の話を聞き、“これは本人自身のことなのではないか”と思い、本人とかかわりのあったSSWに相談をした。

② 学校内での方針の検討

SSWは同日、学校に行き校内で検討会を開く。その検討会では、①担任に相談をした内容が、本人のことでも友人のことで、虐待の疑いがあり迅速な対応が必要なこと、②もし本人のことであれば、わざわざ友人のことにしないといけないほどの困り感を抱えている状況があることを確認する。そのため、まずは本人とじっくりと面談を行い、虐待の有無や生活環境の困り感を把握するとともに、虐待通告し、関係機関と連携しながら働きかけをすることとなった。

③ 支援の実施

担任が丁寧に仲介をし、ＳＳＷが個別に本人と話をすることになる。当初は友達のことであると話していたが、丁寧に話を聞く中で、本人は、たたかれているのは自分自身のことであると打ち明けてくれた。本人は、叩かれている状況がつかず、誰かに話をしたかったこと。担任は信頼しているが、身近な存在であることで心配をかけてはいけないという思いであることを話してくれた。ＳＳＷは本人が勇気を出して話をしてくれたことを労い、本人の許可のもと、担任と管理職に報告する。学校はすぐに関係機関に虐待通告をし、その後は、関係機関による虐待対応がなされた。

関係機関の職員が保護者と話をした際には、保護者は「しつけのためにやった」と話す。職員がしつけでも手を出すことがいけないことだと話すと、納得された。学校はその後の見守りを行うこととなった。

④ 経過観察

再び、ＳＳＷと本人が定期的に面談を実施することになった。虐待の再発がないか、家庭の中で困り感がないかを確認している。加えて、日常的に相談ができるように学校の相談員を紹介し、複数の相談できる人をつくりながら、校内で連携して見守りを行っている。

(3) 成果

本事例は、①以前よりＳＳＷがかかわっていたことで本人自身が相談できる術を持っていたこと、②担任がＳＳＷと本人のつながりを把握しており、すぐにＳＳＷに相談がきたこと、③虐待の発見をスタートにして、本人の家庭の中での困り感を把握でき、その後の継続的な支援につながったことが成果である。本人は教員には自身の相談はなかなかできない性格であった。しかし、以前よりＳＳＷがかかわっていたことで、教員以外にも相談できる人があることを知っていた。担任は本人の性格を理解し、“友達のことと言っているが、本人自身のことなのではないか”と気づけたことが、虐待の発見につながった。さらに、ＳＳＷと本人のつながりを把握していたことで、スムーズにＳＳＷに相談ができた。また、本人にとって、“以前かかわったことのあるＳＳＷ”という、在籍校から少し離れた場所にいる支援者は“自分のことを話しやすい相手”となれた。市の虐待対応後も、本人がすぐに相談できる体制を構築することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

① 学校の種類 | 中学校

② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態（派遣校方式）

(2) 対応内容

① 課題の発見

ひとり親家庭で、本人と母親の二人で生活している。宿泊学習について、保護者が担任に「宿泊学習の費用が支払えず、子どもの参加を見送りたい」という相談があった。担任が詳しく話を聞いたところ、母親は収入がなく、「食べるものがない」という話もしていた。これらの話から、学校からＳＳＷに支援の依頼がある。

② 学校内での方針の検討

関係職員で情報共有を行う。宿泊学習以外にも諸費の滞納があることに加えて、生活全体が困窮しており、世帯全体の支援が必要であることが確認とされた。そのため、ＳＳＷが母親と面談をし、生活状況を把握するとともに、できる支援を考えていくこと、経済状況によって子どもの学校行事への参加が制限されないよう働きかけていくことを方針とした。

③ 支援の実施

ＳＳＷが母親と面談を行った。そのなかで、母親は、会社とのトラブルがあり、仕事を退職したことや、失業給付が受けられていないことを話す。そのため、家賃や保険料、学費や消費者金融など様々な滞納があり、どれから手を付けて行けばよいかかわからないことを話された。母親は精神疾患を抱え、窓口で自身で行って対応することに困難さがあることも話された。

これらの相談を踏まえて、①市役所の相談窓口で相談し、さまざまな滞納についての整理や使える社会制度の活用すること。②ハローワークと連携し、適切に失業給付を受けられるようにする。③収支に見通しを持ち、子どもが学校行事等に参加できるようにする。の３つの方針を母親と確認した。

方針に基づき、ＳＳＷが同行する形で、市の生活困窮の相談窓口、ハローワークへの相談を行った。生活困窮の相談窓口では、さまざまな滞納を整理し、当面の生活資金は社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度の利用をすることになった。ハローワークでは会社とのトラブルの経緯、雇用保険の加入状況などを確認し、失業給付を受けられる手続きをした。加えて、地域の子ども食堂やフードパントリーを紹介し、食の不安の解消を行った。

④ 経過観察

ハローワークへの相談により、失業給付を受給ができるようになった。また、食糧支援の団体ともつながり、定期的に食料支援を受けられる体制を作ることができ、生活基盤を整えることになった。経済不安が緩和されたためか、学校の集金についても納入の見通しを話し合えるようになった。懸念されていた宿泊学習は、参加費用を捻出でき、無事に参加することができた。滞納や借金などはまだ残っているが、解消に向けて関係機関とともに取り組む体制を作ることができたことは成果である。

(3) 成果

宿泊学習の費用の支払いから、学校が生活困窮の状況をキャッチし、支援につなぐことができた。フォーマル・インフォーマルの資源を活用することで、生活困窮やそれに伴う、本人の学校生活の制限という課題に取り組むことができた。また支援の見通しをもつことで、保護者や子ども本人も安心して過ごすことができたのではないかな。

<外国籍の子ども・家庭の支援>

(1) 学校の概要 *児童生徒数は当該校および個人の特定を避けるため、非公表とする

① 学校の種類 | 中学校

② スクールソーシャルワーカーの配置形態等 | 配置形態 (拠点校) 配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

① 課題の発見

本人はフィリピン国籍の母親と姉の 3 人で生活している。これまでフィリピンで生活していたが、今年度日本に戻ってきた。母親は朝早くから夜遅くまで仕事をしており、本人が登校しているのかどうか、把握できていない様子があった。また、修学旅行の積み立てが全くできておらず、集金も滞っていた。そのような状況から、教頭から S S W に相談があった。

② 学校内での方針の検討

S S W はこれまで姉の支援にかかわっていた。そのため、この世帯が、経済困窮、母親のコミュニケーションのサポートをはじめ家事を子どもたちが担っている現状を把握していた。校内で、この家庭の情報を共有し、役割分担を行った。S S W は改めて母親と面談をし、生活状況を把握することになった。

③ 支援の実施

母親との面談の中では、毎日仕事に追われて、学校と連絡をすることや、手続きをしに行く余裕がないこと、児童手当、児童扶養手当、就学援助などの手当での受給ができていないことが明らかになった。特に、児童扶養手当は、必要書類の準備が煩雑であり、母親は手続きをするつもりがないと話されていた。しかし、本人の修学旅行への参加や進学費用について見通しが立たない中で、本人は前向きに学校に通うことができなくなってしまう状況があった。そのため、S S W は母親と面談を繰り返し、本人のためにも手当の申請を一緒に取り組むことのできるよう働きかけた。学校では、フィリピンからの転入で不安がある本人に対し、肯定的な声掛けを続け、支持的に支え続けた。

母親とともに市役所に出向き手続きを行った。児童扶養手当においては、書類準備についてノウハウをもつ職員と連携し準備を行った。手続きが完了するまで、どのように家計を維持しながら、修学旅行の費用をどのように捻出していくかを S S W、母親、教頭で話し合った。

④ 経過観察

児童手当、児童扶養手当、就学援助、ひとり親家庭のための医療費受給者証など手続きをすべて終えることができた。母親は手当の申請が完了した後も、仕事が不安定で毎月の収入にばらつきがあることや、支払いの優先順位のつけ方に課題があることなどから、社会福祉協議会と連携し家計の整理を行った。修学旅行費も間に合い、学校の継続的な声掛けで本人も前向きに登校することができるようになった。進路についても進学を考えており、担任や母親に自分の思いを話すことができるようになった。

(3) 成果

本家庭では、本来受けられる手当があるにもかかわらず、手続きが煩雑であることで誰にも相談ができず手続きをあきらめざるを得ない状況があった。しかし、S S W と母親が一緒に取り組むことによって手当の受給につながった。物質的な支援に加え、母親が孤立して相談ができない状況から、「何とかなるかもしれない」「あきらめなくてもいいかもしれない」と感じられるようになった。このようにあきらめず働きかけることによって、母親の孤立状況を打開し、相談ができる関係性を築くことができた。そのことが、本家庭が抱え込んでいた生活課題について支援できる体制構築の一步となった。

豊田市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

外部講師を招いての講話及びグループワーク、他機関との事例検討を交えた合同研修等を実施している。頻度は以下のとおりである。

- ア 豊田市青少年相談センター内でのＳＳＷ研修（週１回）
- イ 外部講師を招いてのＳＳＷ研修（年７回）
- ウ 外部講師を招いての相談部研修（年１回）
- エ 外部機関(大学等)が主催する研修会への参加（随時）

ＳＳＷ研修の対象者はＳＳＷ・指導主事で、相談部研修の対象はＳＳＷ・青少年相談員（臨床心理士）・指導主事である。

ＳＳＷ研修では、市ＳＶによるスクールソーシャルワーク理論と実践についての講義及びグループワーク、ＳＳＷ同士による進捗状況の報告や青少年相談センター内の職員を講師とした学習会を行っている。相談部研修では、外部講師による講話と他機関との事例検討を交えた合同研修を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ ＳＳＷの配置等について、年度初めに文書で全学校に通知している。
- ・ ＳＳＷの役割や業務内容等の理解促進については、市で「ＳＳＷガイドライン」を作成して各学校への周知・活用を図っている。
- ・ ＳＳＷが各学校の校内研修に講師として参加し、ＳＳＷとの連携方法について講話を行っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点校配置と青少年相談センター配置を併用している。

- ・ 拠点校配置５名は、拠点校５校と担当する地区の学校を巡回して訪問している。
- ・ 青少年相談センター配置５名は、内３名が担当する地区の学校を巡回方式で訪問し、その他２名が学校の要請に応じて訪問する派遣方式としている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

豊田市は小学校７５校、中学校２８校、特別支援学校１校、合わせて１０４校ある。各学校でのＳＳＷとの連携方法の理解が深まったことで、ＳＳＷへの相談件数は増加している。また、新規相談件数のうち、不登校や発達障がいに関する相談の急激な増加がみられる状況等もあり、今後も相談件数が増えていくことが予想される。さらに、家庭を取り巻く環境等も複雑化しており、学校だけでの支援が難しいケースも増加し、現在対応している以上のニーズがあるため、対応しきれない現状がある。

②課題解決に向けた取組内容

増加する相談件数に対応し、担当校と日常的に関わりをもつため、ＳＳＷを増員し、拠点校の数を増やした。また、毎週開催している定例会において、特別支援教育・就労に関する研修会を開催した。さらに、専門的な知識を有する不登校対策や特別支援教育のアドバイザーとの相談体制を整えた。

③成果

- ・ ＳＳＷを増員したことで、増加する相談件数に対応することができた。
- ・ 特別支援教育に関する知識等への研修やアドバイザーへの相談体制を整えたことで、専門的な立場からの助言等を踏まえ、支援にあたることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 1 回 / 1 回あたり 2 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

生徒Aは、小3より欠席日数が増え、小6から不登校。中学に入学後も4月以降登校ができていない状況である。学校のざわざわした雰囲気と小学校の頃のクラスメイトとのトラブルがフラッシュバックするということと、昼夜逆転していることが理由で登校ができていない。学校からの連絡も拒否しており、会えない日が続いている。

②学校内での方針の検討

学校は、AやAの家族と連絡が取れないため、SSWより学校に対して、現在家庭と繋がることのできている関係機関と連携することを提案した。関係機関を通して、関係機関と学校が連携する許可を家族から得られたため、ケース会議を実施。その後、学校と家庭との関係構築を行うため家庭訪問を実施する方針となった。

③支援の実施

訪問時にはAの興味のあるアニメについて書かれた手紙を担当から渡し、Aの興味のことを中心に話した。会話をしているうちにAから学校に行きたい、高校進学がしたいと話が出た。まずは、Aの登校方法やAの興味のある授業受けることなどを提案した。家庭からの不安な声や想いを受容していった。

④経過観察

担任、学年主任、SSWで家庭訪問を行ったことで、Aや家族から少しずつ話を聞くことができるようになり、週に数回は登校できるようになった。また、登校できなかった時は、担任から電話連絡をし、Aと話ができています。

（3）成果

土日明けは欠席が続きがちなため、担任や学年主任が休みに入る前には家庭と連携して本人支援について話ができるようになった。家庭にも支援が必要なため、関係機関と連携して定期的にケース会議を行い、Aや家庭を支援する体制を構築することができた。最近では登校できる日が増えた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 259 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回 / 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

通常の学級3年の児童Aが同学年の複数の児童より通学団で嫌がらせを受けているという相談が担任に入った事でいじめの事実が発覚した。その翌日からAが欠席、保護者からも学校に相談の連絡が入った。学校は臨時のいじめ対策委員会を開きSSWも招集され、今後の対応方針の協議に入った。

②学校内での方針の検討

学校はいじめと認知し、3名の加害児童について聞き取りを実施し事実確認を行った。Aが加害児童との接触を恐れて登校できない状況となったため、Aの保護者の意向を確認しながら学校の対応を検討した。学校としては、Aが安心して過ごせる学校生活を取り戻すことを最優先に学校体制や環境整備を進めた。そして本人、保護者支援にSSWとSCも加わり役割分担をしながら対応した。

③支援の実施

本人と保護者の傷付きや怒り、恐怖について丁寧に聴き取り、被害児童と加害児童が関わらない環境をつくるよう徹底した。また、母子家庭で発達の特徴がある加害児童Bについて、事実確認を進める中で、母は精神疾患を患っており家庭環境に不安があることが明らかになった。Aの心理的ケアはSCが対応し、BについてはSSWが生活環境について確認し学校内で共有を図っていった。

④経過観察

関わる職員で定期的にケース会議を行い本人の様子や保護者の意向などを随時確認、情報共有を図った。Aは教室で安心して過ごせることが分かると、徐々に登校できるようになり授業にも積極的に参加できるようになった。

(3) 成果

家庭と本人に寄り添いながら、子どもたちが安心できる環境を教員、SC、SSWらが専門性を活かしながら考えることができた。その結果、被害児童の学習権を守ること、そして加害児童の生活環境や発達特性にも目を向け支援の可能性を広げることができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 298名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週1回/1回あたり2時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童Aの登校渋り、Aの姉の忘れ物の多さ、Aの服装などについて、学校は心配して母に連絡などするが、母の反応は悪く、また変化もない状況が続いたため、SSWに連絡が入る。

②学校内での方針の検討

母子家庭のため、仕事が忙しいのか、母の願いや困ったことは何かをまずは把握するため、教員とは違う立場のSSWが、話を聴くことになる。

③支援の実施

SSWが母と面談をし、母自身の困りごとや育ってきた環境、Aへの気持ち（生みたくなかった。本当は関わりたくない気持ち）について把握し、無関心で今の状況になった訳ではないことを学校に伝えた。その後、母と学校、SSWにてチーム会を開催し、学校でできることと家庭でできることを話し合い、学校も子どものために一緒に支援してくれるところとして母に認識をしてもらった。また、緊急時の相談機関を紹介した。

④経過観察

チーム会議後、母と学校の情報共有は多くなった。母とSSWの面談やチーム会開催などを継続して行ってきたが、Aの行動で母が耐え切れず、夜間に児童相談所へ相談に行くが通所するかどうかは母に任されることとなった。その後、Aが万引きをし、児童相談所に呼び出され、継続指導となっている。母からは、「子どもを預かってほしい。近くにいたくない」との訴えもある。児童相談所は市へのケース移管を検討している。学校での面談を継続してほしいという依頼があり、現在も継続支援中である。

(3) 成果

学校は当初、母を無理解な親としての認識だったが、母の背景を知ることによって、母は子どもを見守り、支援をしていく気持ちになった。母も学校に相談ができるようになった。子どもの変化に学校全体で注意して見守り、声を掛けている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 420 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回/ 1 回あたり 2 ～ 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母子家庭で経済的に余裕がないため、生徒Aが希望する進路の費用を払えないと祖母から情報があつた。母は職を転々としており、経済的な不安定要素があることを把握した。生徒Aは、不登校傾向のため進学先が限られ、進学ができないのではないかと心配している。

②学校内での方針の検討

保護者は連絡がつきにくく話す機会は懇談会程度。学校は保護者とのコミュニケーションに対して苦慮していた。そのため、家庭の事情についても触れにくさを感じていた。Aは学校への登校数が少なく教育支援センターが居場所となっている。そのため教員もAの思いの把握ができていない。SSWは教育支援センターに出入りしており、まずはAの思いを聞き、進路の件は学校に相談するのが最適であるため、Aと学校をつなぐ役割とした。登校した際には担任が思いを受け止めることで関係性を深めるとする。

③支援の実施

SSWはAが進路の件で困り感があることを把握した。Aの悩みについては担任が最適な相談相手であるため担任と話すといいと伝える。Aは担任と進路の件だけでなく、学校への登校、学習の不安など多くの話ができた。祖母とも面談をした。SSWと母で面談を行った際に、現在の仕事は継続するつもりであること、これまで祖母に経済的援助をしてもらっていたが、今回は自身で進学費用を払いたい不安があるという思いを把握した。支援機関の情報提供をしつつ、まずは家庭内で相談することを推奨した。

④経過観察

祖母にも母と話し合うことを推奨し、母と祖母との間で話し合いをされた。まずは母の気持ちを尊重し母が計画的にお金を貯めていく方針となった。家庭内での方針が決まり、Aは志望する進路を目標に据えることができた。Aの登校状況に大きな変化はなかったが、目標が確定したことにより教育支援センターで志望校に向けての取り組みができた。進学以外の相談について担任、学年部と話すできるようになった。

(3) 成果

母は祖母に経済的な不安を相談できず一人で抱えていたが、家庭内の課題に向き合うきっかけを作った。Aは思いを表出することが苦手であるが、担任と話したことで、不安な思いを伝えるとともに、目標を明確にできた。結果Aは志望校に合格し通学している。

<その他：不登校・ヤングケアラー・貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 360 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

中3生徒A、教頭先生から、急に不登校になり父の病状や経済状況が心配だとSSWに相談があった。担任が週1、家庭訪問を行っていたため、SSWも担任に同行して家庭訪問を実施した。父との面談では、光熱費や家賃を滞納していること、父は急激に体調が悪くなり外出もできなくなったということだった。SSWから見ても早急に医療受診が必要だと思われたが、父の受診に対する抵抗感は強かった。また、母も精神科受診中だが、お金がないため受診ができていないことが分かった。Aが不登校になった時期が父の状態が悪くなった時期と重なっていた。Aは、父の病状が心配で介助の手伝いもしていた。また、家の経済状態から高校進学も不安に思っており、気力も落ちていることが分かった。

②学校内での方針の検討

このままの状態が続くと、高校進学を希望しているAの夢も叶わず、前向きな気持ちになることもできないため、早急に家庭環境の安定を図る必要があると思われた。そのため、市の福祉部局、包括支援センター、社会福祉協議会、障がい相談支援事業所に参加してもらい、学校で重層的支援会議を実施、役割分担をして家庭を支えていくこととした。

③支援の実施

SSWと学校、父・母とで何度も解決策を話し合った。父は、包括支援センターからの働きかけで訪問診療、緊急入院となった。経済的課題については、福祉部局と連携して生活保護の申請や福祉医療につなげることができた。学校では、登校できた時など、本人の気持ちに寄り添って支援をした。

④経過観察

時間はかかったが、父の病状が安定したこと、経済的な目途が立ってきたことなどから、Aは前向きな気持ちに変化し、登校できる日が増え、高校へ進学することができた。また、校長から高校へ連絡、入学金等の支払い猶予などの配慮をお願いしていただいた。また、高校のSSWへのつなぎを行った。

(3) 成果

不登校の背景には、様々な課題が隠れており、学校だけでの解決が難しいことを痛感するケースだった。SSWは、人と環境の相互作用に着目して全体を見ていくことが必要だと改めて感じた。

豊中市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を対象とした定期研修を年間 12 回、月 1 回のペースで実施した。研修では、SSW 活用事業に関する市の方針や目的の共有をはじめ、ケース検討や定期的派遣校での実践交流、事例検討などを行い、現場での支援の質の向上を図った。また、児童福祉部局、コミュニティーソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報交流会も開催し、関係機関との連携強化に努めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

SSW の活用を推進するための指針として、『SSW の活用について』等のガイドラインを作成し、活用のねらいや職務内容について、SSW および配置校に対して連絡会を通じて周知を行った。各学期に一度、年間 3 回の学校合同 SSW 連絡会を開催し、実践発表を通じて活用の好事例を共有する機会を設けた。さらに、SSW と連携した教職員研修を実施し、支援体制の強化を図った。新たに SSW を配置した学校に対しては、配置された SSW を中心に、チーフ SSW や指導主事が連携して校内研修を実施し、円滑な導入と理解促進に努めた。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

SSW の派遣体制として、定期的派遣と事案対応派遣の二本柱による運用を行った。定期的派遣では、1 校あたり年間 240 時間、週 1 回 6 時間程度の勤務を基本とし、市内の全小学校および義務教育学校 39 校に SSW を配置した。これにより、継続的な支援体制の構築と、学校現場との信頼関係の醸成を図った。一方、事案対応派遣については、校長からの依頼に基づき、事務局が必要と認めた場合に SSW を派遣し、緊急性や専門性の高い支援に対応した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

不登校児童生徒の好転件数割合は、前年度の 51% から 46% へと減少した。依然として 40% 以上の好転割合を維持しているものの、改善傾向に鈍化が見られる。本市では不登校児童生徒数が増加傾向にある中で、新規不登校者数は前年度比で減少した。一方、継続的な不登校者数が増加したことにより、全体としての好転件数割合の伸び悩みにつながったと考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

今後は、以下の点に重点を置き、支援体制のさらなる充実を図る。

- ・各校における丁寧な未然防止・見守り体制の構築
- ・アセスメント力および支援プランニング力の向上に向けた継続的な研修及び支援の充実

③成果

SSW が、学校を窓口として貧困家庭の子どもたちを早期に生活支援や各種福祉制度へとつなげる役割を果たした結果、貧困に関する好転事案の割合は前年度の 22% から 50% へと大きく増加した。この改善は、支援の初期段階から学校が積極的に関与し、必要な支援につながる体制が機能したことを示している。また、SSW と福祉部局との交流会において、情報共有や支援方針の連携が図られたことも支援の質の向上に寄与したと考えられる。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 小学校 ） ②児童生徒数 約 600 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 単独校方式 ） 配置方法（ 年 40 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

「学校に行きたくない」という訴えとともに欠席が見られるようになり、週1回程度の登校にとどまった。進級後は、はじめは登校し、その後は継続的な欠席が続いた。こうした状況を受け、学校としては早期の支援体制構築が求められた。

②学校内での方針の検討

コア会議やケース会議を適宜開催し、児童の状況に応じた柔軟な支援方針を検討・決定した。特に、SSWを含む多職種連携による支援体制の構築が重要な柱となった。

③支援の実施

2か月に一度のペースでSSWと保護者との面談を継続的に実施。保護者との信頼関係を築く中で、担任の家庭訪問を契機に、児童本人がSSWの面談に保護者とともに参加することができた。この経験が本人の安心感につながり、3回の登校を実現。登校時には担任とSSWが連携し、安心して過ごせる環境を整えた。

前年度の支援を通じて学校への意識が高まり、毎朝校門まで足を運ぶことができるようになった。週1回のSSWの面談時間に合わせて登校し、その機会を活かして担任との関係性も構築。林間学舎にも参加し、これを契機に教室への登校日数が増加。以降は登校日を増やすことを目標とし、少しずつ登校日を増やし、毎日午後に登校するまでに至った。教室での生活リズムが安定してきたことから、SSWの面談は月1回とし、今後は、児童は担任と、保護者はSSWと、それぞれが役割を担いながら支援を継続していく体制を整えた。

④経過観察

教室で過ごす時間が増える中で、友人関係の中での葛藤や教科特性に起因する不安など、新たな課題も顕在化した。これらに対しても、SSWを中心としたチームで情報を共有し、本人が安心して学校生活を送れるよう、また自立に向かって歩みを進められるよう、継続的な支援を行っている。

（3）成果

SSWが支援の軸となり、保護者との信頼関係を築きながら、児童の学校生活への再接続を段階的に支援してきた。支援の過程では「母→SSW→担任→自立」と、関わるキーパーソンを段階的に移行させることで、児童自身の主体性を育むことができた。林間学舎や運動会といった行事にも意欲的に参加し、友人関係の広がりや深まりが見られた。今後もSSWを中心としたチームで寄り添いながら支援を継続していく。

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校） ②児童生徒数約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式） 配置方法（年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

月 1 回開催しているサポート委員会（いじめ対策委員会）に SSW が参加し、いじめの認知・解消状況の確認に加え、気になる児童や学年の様子について情報共有を行っている。SSW の視点から、いじめに該当する可能性のある事案をピックアップし、必要に応じてケース会議やコア会議へとつなげている。また、SSW 勤務時には、校内のいじめ・不登校に関する進捗状況を必ず共有し、記録を残して SSW が閲覧できるようにしている。これにより、毎週の継続的な情報共有が可能となり、SSW が気になった事案については詳細なヒアリングを実施。課題や情報の不足点を整理し、学年と連携して対応を進めている。

②学校内での方針の検討

報告された事案について、SSW からアセスメントや助言を受け、必要に応じてコア会議を開催し、今後の対応方針を検討している。週 1 回の情報共有の場でも、対応が難しい事案について SSW の視点から助言を受け、学校だけでは気付きにくい側面からのアプローチを検討することができている。

③支援の実施

保護者対応の場面では、可能な場面に SSW が同席し、児童への対応や保護者の見方・関わり方について助言を受けながら進めている。児童への聞き取りにも SSW が関わり、学校側では把握しきれていない視点からの質問や関わり方を学びながら支援を進めることができた。

④経過観察

長期支援が必要な事案や深刻な状況な事案については、SSW 来校時に随時進捗を報告し、経過観察を行っている。児童をどのように見守るかについても話し合いながら支援の方向性を共有している。

(3) 成果

会議や打ち合わせを通じて情報共有することで、学校だけでは気付かなかった視点からの助言を受け、より適切な対応が可能となった。「何を」「いつまでに」聞いておくべきかといった具体的な助言を受けることで、児童への対応を早期かつ丁寧に行うことができた。前年度に対応したいじめ事案については、すべて解消されており、SSW の継続的な関与が成果につながっている。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校） ②児童生徒数約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式） 配置方法（年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

虐待について、児童の担任と児童生徒支援コーディネーターが異変に気づき、聞き取りを実施。その結果、母親のパートナーからの執拗な指導が明らかとなった。きょうだいも同様の訴えがあり、緊急性が高いと判断。SSW の助言を受けながら、こども安心課および子ども家庭センターへ速やかに通告し、当該児童は一時保護の措置を受けた。

②学校内での方針の検討

SSW を含む関係職員によるケース会議を開催し、子ども家庭センターからの情報や保護者対応については、管理職が一元的に対応する体制を整備。教職員には、SSW を通じて随時情報共有を行い、混乱を防ぎながら支援を進めた。

③支援の実施

子ども家庭センターによる保護者・児童への対応が進められる中、SSW は学校と外部機関の橋渡し役として、必要な情報提供を行い、支援の質を高める役割を担った。また、教職員とも連携し、子どもたちの動向や心身の安全に関する情報を共有しながら、見守りを継続した。

④経過観察

子どもたちは一時保護下に置かれたが、保護者との協議が難航し、家庭への帰宅が困難な状況が続いた。SSW は関係機関との連携を継続しながら、子どもたちの安全確保を最優先に対応。その後、好転に至る。

(3) 成果

当該児童の異変に担任と児童生徒支援コーディネーターが早期に気づき、SSW の関与により迅速かつ適切な対応が可能となった。学校内外の関係機関との連携を円滑に進める上で、SSW が調整役として機能し、危機的状況に対して後手に回ることなく対応できたことは大きな成果である。今回の事例は、SSW の存在が学校の危機管理体制を支える重要な要素であることを示している。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

児童は一人親家庭で育っており、母親は仕事が忙しく、児童の遅刻や欠席が頻繁に見られた。過去の引継ぎからも、家庭環境に課題があることが指摘されていた。担任を含む複数の教職員が家庭訪問を行った結果、児童が劣悪な生活環境に置かれていることが明らかとなり、継続的な支援の必要性が浮き彫りとなった。

②学校内での方針の検討

本事案については、学校内での「不登校対応」と同様の方針で支援を進めることとし、SSW を含む支援体制の中で、児童の生活環境改善と登校支援を両立させる方向で検討した。

③支援の実施

児童が朝に登校していない場合には、担任や他の教職員が家庭まで迎えに行く対応を継続。懇談では、母親に対して福祉的サービスの利用を提案したところ、母親が関心を示し、支援への第一歩が開かれた。その後、母親から「SSW に相談したい」との希望があり、SSW との面談を実施。SSW から福祉サービスの紹介を受ける予定となった。

④経過観察

現在、母親は福祉サービスの利用に前向きな姿勢を見せており、SSW が継続的に相談窓口として関わることで、家庭環境の改善や児童の安定した登校に向けた支援が進行中。学校内では、児童の登校状況や家庭の変化について情報共有を行いながら、支援を継続している。

(3) 成果

専門的な知識と経験を持つ SSW が学校にすることで、保護者からの相談希望に対して迅速かつ的確に対応することが可能となった。今回の事例では、SSW が保護者支援の入り口となり、福祉的支援への橋渡しを担うことで、児童の生活環境改善と教育的支援の両立に寄与している。

吹田市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

本市のスクールソーシャルワーカー（以降、SSWと表記）に対し、毎月2.5～3時間程度のSSW連絡会を開催し、研修や関係機関・SSW同士の交流の場としている。特に令和6年度の2学期からは、SSW3名の提案により、RJ（修復的対話）を導入し、相互理解と自己覚知を促進している。SSW担当指導主事、SSWSV、チーフSSWは、毎月3時間程度のSV会議でSSWの質の維持・向上のため、研修内容を議論して実施している。令和6年度は、SSWが担当校の課題とその取組をまとめ、学校教育室室長（次長兼務）や参事の助言を得る機会を設けた。これにより、SSWは担当校区の課題整理が進み、市教育委員会との活動状況や学校の現状共有ができた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

SSWの専門性を活かすため、SSWSVが4月に新任校長研修、5月に新採教員研修、2月に養護教諭の事例検討を実施した。新任校長研修では、吹田市の子ども虐待に関するシステムと通告の理解を促した。新採教員研修では、「チーム学校と不登校」をテーマに不登校支援における担任とチーム学校の役割を説明した。また、学期に一度実施しているSSW担当者（教員）会では、チーフSSWが5月に「チーム学校におけるSSW担当者の役割」を、1月に「チーム学校による不登校支援」の研修を実施している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本市では2011年から全中学校区にSSWを1名ずつ配置し、週20時間（小学校8時間×2校＋中学校4時間）活動している。SSWとSCの配置を同曜日に設定し、毎週の校内会議（小学校はコア会議、中学校は生徒指導会議）で事案の振り分けとモニタリングを行っている。また、全小中学校にSSW担当教諭を配置し、年3回、SSWと担当者が集まり、研修や実践報告を行う機会を設けている。SSWは学校の窓口として関係機関との連携に貢献しており、特に要対協の相談員とは日々連携できるようなシステム化している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

令和5年度の実態調査によると、SSWが介入したケースにおいて、児童虐待に関する好転比率は81.8%、いじめ・不登校に関する好転比率は73.6%であり、全体の好転比率は81.7%であった。一方で、SSWの介入が重篤化してからとなるケースが多く、改善が困難で支援が長期化する傾向が見られた。この原因は、SSWが学校内のコア会議に毎週安定して参加できていない点と、担当教員との連携を強化するホットラインが確立されていない点にあると考えている。これにより、SSWが早期に課題を察知し、介入することが難しい状況が生じている。

②課題解決に向けた取組内容

上記の課題を解決するため、SSWが各校で毎週実施されるコア会議に安定的に参加できるよう配置を調整した。また、SSW担当教員との連携強化のため、ホットライン体制を整備した。さらに、SSWの専門性を高めるため、OJTやスーパービジョンによる支援体制の充実を図り、庁内連携のもと、雇用の安定化や制度整備を進めることで、SSWが本来の業務に専念できる体制を構築した。

③成果

これらの取り組みにより、令和6年度の好転比率は、児童虐待が83.3%、いじめ・不登校が77.8%となり、全体では82.3%と、前年度の81.7%を上回る成果が得られた。SSWが継続的にモニタリングとケースマネジメントを行うことで、重篤化の防止につながっていると考えられる。これらの成果から、SSWの早期介入体制の強化が有効であることが示唆された。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 521 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 43 週/週 1 回/1 回あたり 8 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

週1回のコア会議で、体調不良や連絡のない欠席が増加している児童の報告があった。家庭内の母と兄との軋轢や、不登校経験のある兄のモデリング、人と関わるのが苦手という児童本人の状況を把握した。教育相談員との連携を検討し、家庭環境への介入も含めてSSWが関わることになった。

②学校内での方針の検討

コア会議と教育相談員も交えたケース会議で、母と兄との軋轢による児童の疲弊、登校へのエネルギー不足、イメージのしにくさによる行動の困難さなどをアセスメントした。支援プランとして、Web会議システムを活用した情報共有や、選択肢を提示することで児童が行動しやすくなるように働きかけることを確認した。また、写真撮影が好きという児童の特性を活かせる場の模索も行った。

③支援の実施

校内支援教室を安全基地として提供し、Web会議システムで授業内容などを知らせることで、登校への心理的ハードルを下げる環境を整えた。教育相談員とも密に連携して応援体制を築き、児童が撮影した写真を地域交流サロンに展示する企画も立てた。

④経過観察

児童の特性への理解を深め、具体的にかつ選択肢を明確に提示することで、児童が自ら行動を決める機会が増え、登校につながった日もあった。教育相談員との連携により、家庭内の状況を把握し、声かけのタイミングを意識することで、Web会議システムでの返信も来るようになった。写真展示の企画にも意欲を示し、撮影データを送ってくるなど、変化が見られた。

（3）成果

校内支援教室を利用しながら教室にも行き来し、運動会や卒業式にも参加できた。写真展示への参加を通じて、進学先の中学校教員に得意なことを知ってもらう機会となり、教育相談員と小中学校で引き継ぎを行うことで、スムーズな入学につなげることができた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 243 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 43 週/週 1 回/1 回あたり 8 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

週1回の生徒指導会議で、生徒AとBの喧嘩が報告された。学校はいじめと認知したが、担任がAに不信感を抱かせるような開

き取りをしたため、Aは欠席が増加した。その後の調査で、Bを含む複数の生徒がSNSでAへの陰口や暴行を計画していたことが発覚。SSWを含めた対策会議で対応を検討した。

②学校内での方針の検討

いじめ対策会議で、Aと保護者が担任との接触を拒否している状況を確認。管理職と生徒指導担当が家庭訪問を行い、謝罪と今後の対応を伝えていくことを決定した。加害生徒への聞き取りも並行して進めることになった。

③支援の実施

管理職と生徒指導担当がAの自宅を訪問し、丁寧に話を聞くことで、校長との関係を構築し、個別に体育を行うようになった。学習意欲も高まり、家庭訪問での学習フォローも実施。担任への不信は残ったが、大人との関係は構築できた。加害生徒への聞き取りも同時並行で行った。

④経過観察

SSWが間接的に支援を続け、いじめの背景にある人間関係を紐解くことで、Aと担任の距離が縮まっていった。加害側への関わりを継続し、学校全体のいじめ防止体制についても提言を行った。

（３）成果

SSWが多角的な視点から関わることで、いじめの背景にある人間関係を紐解き、関係修復の糸口を見出すことができた。Aは学校への不信感を解消し、学校生活に戻ることができた。また、加害生徒にも自己肯定感を高める支援を行い、関係改善を図ることができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 7 3 3 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 4 3 週/ 1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

年度途中に転入した生徒が、転入面談時から保護者の不安定さや家庭内バランスの歪みが見られたため、見守りをしていた。その後、生徒自身が189に架電し、小学3年生から両親から虐待を受けていたと訴えた。親からの暴言（「死ね」「カス」など）、希死念慮、太ももを切るなどの自傷行為、市販薬のOD、性化行動が明らかになり、養護教諭が話を聞いてきた。

②学校内での方針の検討

毎週の校内会議で生徒の経過が共有され、本人への聞き取りの中で、父親から物を口に押し当てられるなどの話があったことから、学校より通告した。養護教諭に加え、SCにも連携することになった。医療受診は以前から行っており、訪問看護も開始された。病院でのカンファレンスに家庭児童相談室と学校が参加。一時保護後は、学校から生徒指導担当、養護教諭、SSWが児童相談所での親子面談に毎回参加した。家庭が安全ではないことから学校を休んで非行行動に繋がりがやすかったため、学校に来られるようSC、SSW、養護教諭、生徒指導担当（担任）で面談を組み、対応していった。

③支援の実施

学校での面談では、生徒が頑張っていることや保護者に伝えたいことを少しずつ言語化できるように促した。並行して、児童相談所での親子面談に2週に1回のペースで2ヶ月間参加し、保護者と生徒の変化を学校も共有した。保護者との面談から始め、その後生徒も加わって面談を継続した。学校での面談で分かった児童の様子や頑張りを毎回保護者に伝えることで、褒めることができなかった保護者が具体的に褒めるようになり、生徒も自分の思いを伝えられるようになった。

④経過観察

保護者の叱責と子どもの反発が繰り返され、非行や自傷行為、不登校に繋がっていたが、徐々に登校できるようになり、受験や進学に向けて前向きに準備できるようになった。保護者が生徒の頑張りを認める声かけをするようになり、生徒自身の行動も落ち着いていった。また、保護者間でも互いを労う声かけがみられるようになった。暴言や暴力もなくなり、希望の高校に合格することができた。

(3) 成果

当初から保護者とＳＳＷや生徒指導担当が面識を持っていたことで家庭支援がしやすい状況があった。一時保護以降は児童相談所、家庭児童相談室、学校（ＳＣ、ＳＳＷ含む）が密に連携を取り、生きる希望を失っていた生徒が自分の行動を振り返れるようになり、保護者への感謝の気持ちも表すようになった。希望の高校に合格し、家族全体の関係性が改善した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 375 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年43週/週1回/1回あたり4時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

長期化した不登校支援に加え、保護者（母）のメンタル不調による生活支援、親族間の諸問題解決支援として、既に他機関と連携して関わっていた。定期的な訪問の中で、母親が離婚を決意し、主たる生計者である継父が家を出ていくことを把握した。

②学校内での方針の検討

継父の収入と援助が途絶え、継父名義の住宅に住むことができなくなる状況を受け、不登校支援よりも生活再建を優先する方針を立てた。ＳＳＷが中心となり、母子との連絡や関係機関との連携で、経済基盤と住居の確保に向けて支援を展開することになった。

③支援の実施

母親のメンタル状態に配慮しながら生活の現状を確認し、関係機関と情報共有と役割分担を行った。生活保護申請や住宅扶助の範囲内での公営住宅の申し込みを促し、手続きを支援した。また、家計管理のアドバイスや、諸手続きの関係機関への連絡代弁、転居支援（荷造り、掃除、転居当日の見守り、新居への同行など）を実施した。転居後には、生活福祉室のケースワーカーや子ども支援員を交えた拡大支援ケース会議を招集し、新生活の定着と今後の不登校支援について検討した。

④経過観察

関係機関と連携を継続し、生活遂行や地域生活の定着を見守った。生活課題の共有を当事者を含めて行い、解決に向けての役割分担を進めた。また、児童の生活サイクルや状態を把握し、校内において今後の児童と学校とのつながり方を検討、模索した。

(3) 成果

生活の危機に介入し、貧困のエスカレートを防ぐことができた。新たな支援者（生活福祉室ケースワーカーや子ども支援員）が加わったことで、生活課題の解決がしやすくなった。関係機関と連携して伴走支援をしたことにより、母子との関係がさらに構築され、これまでの困り感や思いを語ってもらえるようになった。また、児童が不登校状態に至った理由も把握できた。教員による訪問への拒否感が薄らぎ、定期的に担任やサポーターが訪問するようになった。長期の不登校状態から変化が生まれつつあり、大きな行事などには参加するようになった。

＜性被害／加害＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 5 4 7 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 4 3 週/週 1 回/ 1 回あたり 8 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

「Aから性加害行為を受けた」と被害生徒が教員に訴えたことから事態が発覚した。他の生徒も被害に遭っている可能性が浮上し、早急な聞き取り調査を行った。被害生徒２名は精神的な苦痛を抱えながらも学校生活を続けていた。

②学校内での方針の検討

事案の重大性を鑑み、臨時の生徒指導委員会とＳＳＷを含めたケース会議を早急に実施した。被害生徒のケアと配慮を最優先し、以下のプランを立てた。 ①被害生徒と加害生徒Aの接触機会の制限 ②授業環境の整備 ③加害生徒Aへの介入および医療的ケア以上の方針を被害・加害生徒および両保護者に報告し、一定の理解を得た。

③支援の実施

被害生徒には、プライバシーを最大限に配慮した見守り体制を整備した。修学旅行や卒業式などの行事ごとに、被害生徒の心情とニーズを確認しながら、動線や参加方法を計画・実施した。加害生徒Aについては、学習保障と合わせて、ＳＳＷによるＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）を卒業まで継続して実施した。具体的には、加害行為に至る経緯と影響を本人とともに検証し、再発防止のために人との心理的距離の取り方やコミュニケーションの作法について心理教育を実施した。また、学校生活での行動計画を立て、教室や校内でのロールプレイを行った。ＳＳＷが医療機関への受診同行支援や連携を実施し、家庭・学校・医療機関によるチームアプローチを展開した。

④経過観察

ＳＳＷを含めた生徒指導会議・学年会で、取り組みの効果や変化を共有し、継続的なプランニングを行った。被害生徒２名はその後学校生活を維持して受験準備を進められた。加害生徒Aは、行動変容への動機づけを失うことなく学習やトレーニング、医療機関の受診を続けた。卒業に伴い、医療機関や高校との引き継ぎを行った。

（３）成果

事後対応の結果として、以下の最善の成果が得られた。

①被害生徒が、Aへの不安・恐怖を抱えながらも、保護者・友達・教員との関係と学校生活を維持できたこと

②加害生徒Aが自身の行為を直視して行動変容と再発防止を継続できたこと、反省と学びを基盤に高校生活に備えられたこと

高槻市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

- (1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況
 - ・市のS V研修（1回／月）
 - ・市内の社会福祉士等で構成する研修会（2回／年）
 - ・府のS S W育成支援研修（5回／年）
 - ・府のミドルリーター研修（4回／年）
 - ・府のシステム構築研修（3回／年）
 - ・高槻市S C・S S W連絡協議会（2回／年）
- (2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況
校長会、教頭会、生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会等で、管理職や生徒指導担当者、教育相談担当教員等を対象に、S S Wの職務内容や活動事例、ミニケース会議等の実施等を取り入れた研修を実施。
- (3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫
 - ①市の会計年度任用職員として雇用し、学校の要望に応じて派遣する形態をとっている。
 - ②小中学校のS Cの配置日に合わせて派遣し、ケース会議等をコーディネートしている。
 - ③市の会計年度職員として教育委員会に勤務していることから、市の福祉部局等との連携がとりやすい。
- (4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等
 - ①課題とその原因
貧困、虐待、不登校といった学校課題はますます複雑化・多様化しており、S S Wへの相談ニーズが量・質ともに増大している。一方で従来の体制（3人体制）では、一人当たりの担当件数が多く、アセスメントや他機関連携など高度な専門性がより求められるケースも多く、一つひとつの支援に対して十分な時間確保ができていないことが課題となっていた。
 - ②課題解決に向けた取組内容
支援の量と質を高めるために、S S Wを3名から6名体制に増員した。新規採用者には、チーフを中心に計画的なO J T（同行支援、共同アセスメント等）を行い、S Vによる定期的な助言体制を構築し、様々な事例への対応力や専門性の向上を図ることができた。
 - ③成果
体制強化により、支援対象となった児童生徒数が増加し、早期対応・早期介入がすすんだ結果、支援状況の好転率が向上した。また、S S Wが関わる学校内のケース会議の開催件数が増加し、医療・福祉等の関係機関の連携した数も増加する等、S S Wの専門性を生かした支援を行うことができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

- (1) 学校の概要
 - ①学校の種類（中学校）
 - ②児童生徒数 318名
 - ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（1回あたり 2 時間）
- (2) 対応内容
 - ①課題の発見
不登校状態が続いていて、いじめ・不登校会議の中で「父も精神保健福祉手帳所持で相談する先があればいいのだが」という意見があった。
 - ②学校内での方針の検討
父は事故で手帳所持となるが、父子家庭でもあり娘の子育てにも困っている様子があるので、とりあえずS S Wが面談介入することとなる。
プランとしては
 - ・登校できるように生活面の改善
 - ・身だしなみなどの衛生面の改善
 - ③支援の実施
先生方とS S Wでアセスメントし、今後の方向性を検討、プランを立て具体的な動きを確認しながら、父・本児とS S Wの面談をする。面談の中で、これまでのことも整理し本児の今後の思いも確認しながら、高校生活に向けて登校できるように改善していく目的で、まず週1回は登校するプランとする。また、第2に髪の毛のべたべた感や制服の汚れなどもあり、見出しなみの改善の目的もあった。プランの中で週1回の登校を目標にしていたが、来れない時はS S Wが家庭訪問をしたり顔を見て対話をしながら、受診につながり訪問の利用（1月～）につなげる。その間 父とは月1回S S Wとの面談も継続して（父も繰り返しの説明が必

要なこともあり）つながることができた。

④経過観察

プランの実行で 本児は理解を示しながらもなかなか登校できない状況は続いた。受診や訪看の利用には至ったものの、登校はなかなか至らず、状況を見ながら家庭訪問や保護者への電話連絡での連携し卒業を迎える。

(3) 成果

医療受診、週1回の訪問看護を継続し、これまでの親子2人の生活に外部の風も入り、以前 親子での暴言暴力もあったが、それはなくなり改善傾向だった。週1回の訪看の利用につながり、卒業後の支援学校高等部という新たな環境でリセットし高等支援は毎日通えていると聞いている。訪看の支援もあり朝の生活時間の改善や新たな環境での人間関係や意識の変化もあり、登校につながった様子。今後も継続支援の必要がある。

<不登校（保護者の集まり）>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 504 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり 2～3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

年々、不登校児童が増えていく中、保護者自身もどうしたらよいか悩みを抱えている現状がみられる。

②学校内での方針の検討

不登校児童の保護者から、保護者同士が話せる場があればというニーズの声や、卒業児童の不登校経験の保護者からもそういった場があれば力になりたいという声も受け、学校としても何かできないかSSWにも相談があり、保護者同士の集える場を開催する運びになった。相談の場としての機能ではなく、「横のつながり」をメインとする交流会を目的として開催。

③支援の実施

開催方法：長期休暇を利用して、年2回、1時間半／回 開催（夏休みと冬休み期間）

参加者：不登校児童の保護者、卒業生の先輩保護者。学校からは、管理職、校内教育支援センターの担当者が参加。SSWが司会進行役として実施。

初回は、4～6年の保護者対象に案内。高学年から不登校になった児童が多かったため、まずは高学年の保護者対象に案内をした。先輩保護者からの経験談、参加者からはお子さんの現状と強みについて話をしてもらった。学校からは、不登校児童への取り組みや校内教育支援センターの現状について話をした。

2回目は、全学年に案内を周知。クラスや担任の先生との関わりについて良かった点、校内教育支援センターの現状について話をしてもらった。良かった点として、先生から「給食来れたね」「4時間目まで頑張ったね」と自分が頑張ったことを認めてもらえた声かけが良かった等の話があった。

④経過観察

保護者の思いや家庭での本児の様子を聞くことで、学校として何ができるか含め各々の不登校児童の目標の見直しを行うことができた。保護者にとっても学校内にある資源（校内教育支援センター）を知ることで、本児にとってどんなステップを踏んでいけばよいか見通しをつくことができた。

(3) 成果

保護者同士がお互いの悩みを共有できたこと、不登校経験のある先輩保護者からの話を聞くことで将来への見通しをもつことができた。学校として、不登校児童や保護者の声を聞くことで関わり方の工夫を学校全体で共有することができた。学校での取り組みの共有や、保護者と現状を共有することで本児への押し出しにも繋がり、校内教育支援センターへの登校に繋がった児童も成果がみられた。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 798 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり 1～2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

前年度、夏休みに祖母宅から帰りたくないとの本児より発言あり。説得により自宅に戻る。

今年度も継父と母からの暴言、暴力があると本児の訴えにより、支援担任、担任教諭とSSWで話を聞いた。

②学校内での方針の検討

R5年度より要支援児童として台帳掲載。本児から聞き取った事象は家児相にその都度連絡した。一方で本児の気持ちのフォロー、母への連絡を丁寧にするように配慮して関係性を維持する努力。

③支援の実施

本児と学校との信頼関係の中で、家庭での身体的・心理的虐待の具体的な詳細を本児が話す。

担任教諭とＳＳＷと本児の面談で、緊急時の避難先や１８９他の相談先の情報を伝え、平日の夕方であれば、学校に避難することもできると伝えた。同時に家に帰りたくないとの訴えも頻繁に聞かれたため、児童家庭相談事務所連絡、本児からの聞き取りを依頼し、保護者も来校した。１２月という時期もあり、一時保護に対して児童家庭相談事務所は消極的だったが、ＳＳＷからも経緯を説明、本人の「家に帰りたくない」との意思が固いため、一時保護となる。

④経過観察

一時保護をきっかけに母が自身の困り感を管理職に吐露。母の気持ちに寄り添い話を聞いた。ＳＳＷからは母の心境の変化を学校から児童相談所に伝えてほしいと依頼した。一保解除時に本児の希望することを父母に伝えてもらうことで、本児が家庭復帰。その後に児童相談所が親子関係の調整、学校、ＳＳＷとのケースカンファレンスを実施。父母には今後暴力があった場合は、一時保護が長期になると伝え、継続指導をした。学校では本児の様子をモニタリング、ＳＳＷとの定期的な面談を行った。聞き取ったことは必要に応じて学校から児相に報告した。また６年生ということもあり、中学校でも継続的に見守れるように、ＳＳＷから生徒指導担当に依頼、支援学級での申し送りでも情報共有。

(3) 成果

本児の被虐歴が長いことや発達特性もあり、支援担任と担任教諭を中心に継続的で丁寧な支援を行った。その関係性を土台に、ＳＳＷからのアセスメントや情報提供が空回りすることなく有効活用できた。また緊急時にも学校が本児を守り切る態度を崩さなかったことで、最終的に保護者の養育態度に変化をもたらす機関連携ができた。
小学校卒業時には保護者と本児の信頼関係ができていたわけではないが、中学入学後のＳＳＷのモニタリングでは、父母とも暴言暴力はなくなっていた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 455名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり 1～2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母と６年生男児の母子家庭。学校徴収金納付の遅延が続いた。また本児も母が仕事の間、夕方一人で過ごしていた。学校としては居場所の必要性を感じ、子ども食堂を案内したが、本児が嫌がり実現しなかった。そのため、母子ともへの支援が必要と感じていたがアプローチの方法を思案していた。

②学校内での方針の検討

学校としては徴収金の件や本児の服装等から経済的支援が最優先とアセスメントし、母がＳＳＷと繋がる必要性を感じていた。ただ経済的支援を前面に出せば母の拒否感が強まる危惧もあったため、家事や本児の居場所支援等「日常生活の心配事」を一緒に考える役割としてＳＳＷとの面談を母に提案し承諾を得た。

③支援の実施

インテークとして母との面談で主訴を確認。当初は残業のため本児に夕食を作れないことから家事支援を希望。それ以外は、足の疾患のため自転車で４０分かかった通勤が苦痛とのこと。学校側がアセスメントしていた経済的困窮は公言されなかった。その後母が失業したとの情報を学校から得て再度面談を設定。この時初めて経済的困窮を訴えた。生活保護には過去の経験から母に抵抗があり、ＳＳＷが具体的支援策をプランニングするため各機関との連携を深めた。その中で地域として母子支援の必要性を感じ、社会福祉協議会のＣＳＷと連携、改めて母との面談を実施した。その際、所持金が数千円であることが判明、緊急事態として即日社会福祉協議会のフードバンク支援と生活保護の申請に同行した。

④経過観察

生活保護認定され、一時的に危機は回避できた。その後派遣会社から新たな勤務先を紹介され再就職に至る。勤務時間も短縮でき、養育の時間も確保できた。本児が中学進学する際、中学校への引継ぎと制服、部活道具の無償貸与も受けることができた。サッカー部に入部し夕方の居場所も自然と確保することとなった。中学校にもモニタリングのため担任教諭との連携を行い、必要に応じてＳＳＷとの面談設定を依頼している。

(3) 成果

母自身から困り感を表出するまでのラポールの形成に時間を要したが結果的には生命に関わる危険を寸前で回避できた。また環境変化が苦手な本児の進学も各機関の支援を受けスムーズに移行することができた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 289名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回2時間程度)

(2) 対応内容

①課題の発見

小5男児、母と二人暮らし。母は精神保健福祉手帳2級を取得しており、精神科通院中。本児から「母のパニック症状、自傷行為が悪化している」「母から目を離せない」「入院を勧められているけど母は入院を拒否している」と担任教諭に相談。本児の遅刻・欠席が増えているため、学校として早急に対応協議したいと、SC・SSWに校内ケース会議への参加依頼があった。

② 学校内での方針の検討

ヤングケアラーの疑いで、学校から児童家庭相談事務所に通告。外部機関と連携し、母子の生活状況の把握、母の入院治療の必要性やアプローチを検討するため、要対協連携ケース会議を依頼。今すぐできる校内支援として、①学校以外のSOSを出せる人や場所を本児と担任教諭と一緒に確認しておく②学校で本児がホッとできる居場所をつくる③SCとの面談により本児のメンタルのケアをおこなう④SSWは各機関との連携や進捗状況を確認する等の協議を行った。

③ 支援の実施

学校からの通告後、要対協連携ケース会議を実施。母の支援機関（病院、相談支援事業所、ヘルパー事業所、訪問看護ステーション）と情報共有と共同アセスメント。母が入院治療できるように各機関からのアプローチを検討。母の主治医より、本児が春休み中の間に入院できるように調整。母が入院中のことを相談できるように主治医から児童家庭相談事務所につなぐ。児童家庭相談事務所より、母の入院中、本児のショートステイ利用や母方祖母が協力可能かどうか、母に寄り添いながら相談対応。学校は母の入院中、家庭訪問で様子伺い、母方祖母とつながれるように母から入院のことを聞き取ったら、祖母の連絡先を教えてもらう、をプランニング。

④ 経過観察

各機関がプランを実行し、母が入院治療に向けて本児のことを児童家庭相談事務所に相談、ショートステイの利用申請や祖母とつながることもできた。児童家庭相談事務所は同時に本児の母の入院中の不安などを聞き取ることができた。母は2週間入院し、その間、学校と児童家庭相談事務所で家庭訪問。本児は祖母と落ち着いて生活できている様子が見られた。退院前カンファレンスに母も参加し、退院後の母子への支援体制の確認を行った。

(3) 成果

母は、入院の必要性を感じていたが、子どものこと、生活のことをどうすればよいか、一人で悩んでいた。今回、児童家庭相談所に相談することで、安心して入院治療することができた。母子の相談する力、SOSを出せることで母子の孤立感を防ぎ、結果的に本児の心理的負担の軽減を図ることができた。

<問題行動>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 311名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり 1~2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小4の時に他県から転入。転入早々、公園で友人への暴力行為があった。また前の学校では窓ガラスを割るなどの問題行動があると情報が入り、今後問題行動が起こるのではと懸念があった。

②学校内での方針の検討

支援学級に在籍しているが、療育機関には繋がっていなかった。また本児は遊びたい気持ちはあるが上手くコミュニケーションが取れず、他児への暴力行為へつながるのではとアセスメントされた。療育機関につなげること、校内のサポート体制の検討をするため、SSWへ派遣依頼があった。

③支援の実施

SSWが保護者面談を数回実施。保護者は療育機関を必要と感じていたが、どんな支援があるのか分からなかったとのこと。成育歴を聞き取りながら、福祉サービスの説明と適切なサービスを検討。その後、申請手続きに同行しサービス利用へと繋げる。

本児へのサポートについて、SSW・保護者・支援担任と面談を実施。本児の特性を整理しながら、学校・家庭での関わり方を検討し共有する。

④経過観察

放課後等デイサービスの利用となり、本児は学校以外でも地域の児童と交流が持てるようになった。また学校では特性理解に努め対応し、問題行動は減少した。

家庭でも保護者が特性に合わせた関わり方が出来ず困っていたが、支援担任の助言を受け、特性理解ができるようになった。

(3) 成果

他児童への暴力行為はなくなり、順調に登校することができている。

枚方市子ども未来部 まるっとこどもセンター

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・大阪府のＳＳＷ研修に参加させていただいた。他市のＳＳＷとの情報交流や取り組みの発表、大阪府ＳＶの講演などから、ＳＳＷの活動について学んだ。
- ・枚方市では、「ＳＳＷとは」「情報収集とアセスメント」「ケース会議の意義とＳＳＷの役割」「児童虐待対応におけるＳＳＷの役割」「生徒指導提要の改訂において求められるＳＳＷの役割」「いじめ・不登校の対応について」「自殺予防について」「研修について」等の研修と、ＧＳＶ（グループスーパービジョン ケース検討）を実施した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ＳＳＷが拠点として配置している学校（拠点校）において活動の目的等を記した実施要項を示すとともに、ＳＳＷ担当指導主事や職員が学校に出向き説明を実施した。
- ・ＳＶが個別のスーパービジョンを拠点校で実施する際に、拠点校の教職員に対して「校内体制に位置付くＳＳＷの活動に向けて」の説明を行った。ＳＳＷを配置する拠点校以外の学校においては、１学期に全ての学校にＳＳＷの活動について周知した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき、１２中学校区に１名ずつＳＳＷを配置し、各中学校区の中学校または小学校を拠点校とし、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、他の小中学校からの要請により、ＳＳＷの派遣を行った。
- ・拠点校以外の学校（各ＳＳＷの担当校）に対して、学期に１回程度、学校訪問を行った。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・児童・生徒へのきめ細やかな支援を行うための研修の在り方。
- ・ＳＳＷの人材育成、資質向上のため、ＳＶの時間の調整・確保が必要。

②課題解決に向けた取組内容

- ・児童・生徒へのきめ細やかな支援を行うためのＳＳＷの人材育成、資質向上に向け、ＳＳＷ研修・支援の内容や時期について検討し、計画的に実施した。

③成果

- ・ＳＳＷの学校での活動に関して、関係機関と連携することで、児童・生徒へのきめ細やかな支援に繋がった。
- ・ＳＶの時間を調整し、計画的に連絡会・研修等を実施することで、ＳＳＷの役割、教育課題等について知ることができた。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校・中学校）

②児童生徒数 ５００ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式・派遣方式）

配置方法（週 ４ 回）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校から不登校で、中学校は全欠の状態。

②学校内での方針の検討

学校が少しでも本人と連絡のとれる形を模索し、保護者と定期的に連絡を取った。

③支援の実施

月に1回、保護者と面談。本人の様子や保護者の思いを確認しながら、本人へのアプローチ方法を検討。定期的に本人に手紙を届ける。進路についてはオンラインで説明会に参加できるよう配慮。

④経過観察

高校進学を意識しているため、具体的な流れを示しつつ本人向けのポイントを絞った資料を提示して、進路指導ではなく会話の糸口として進学を共通目標とした。

（３）成果

保護者とは定期的に面談ができるようになり、本人と会う機会もできた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ）

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 4 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

保護者より SNS トラブルの訴えがあった。

②学校内での方針の検討

SSWも参画した、いじめ対策会議を開催し、対応方針を検討した。

③支援の実施

保護者に対応方針を説明し、関係児童への聴き取り・指導を実施した。

④経過観察

SNS トラブルのため、関係児童の保護者へ削除依頼を行い、関係児童同士の関係性については、見守りを継続している。

（３）成果

SNS でのトラブルについては、教員には「学校外のこと」という考えがあったが、いじめ重大事態へ繋がる危険性が高いため、SSWからの助言もあり、早期対応・早期解決につなげることができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ・ 中学校 ）

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ・ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 4 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・登校しぶりと欠席が10日以上になったことからSSWへ相談が入り、SSWが本児への面談を実施。
- ・本児からは、友だち関係での学校への行きづらさとともに、希死念慮があること、父母への恐怖感、父母から子どもへの威嚇、非難や否定されていることなどの話がでた。

②学校内での方針の検討

- ・校内ケース会議と虐待対応委員会を行い、虐待の疑いとして対応の検討を行った。
- ・登校しぶりの背景には、家庭内での安心感の低さからくる不安感の増加、少しの刺激に対しても反応が高くなっていることもアセスメントとして共有・対応の検討を行った。

③支援の実施

- ・管理職から、市の虐待対応を行う児童相談室へ通告を行った。
- ・児童相談室と連携を行い、市の担当者と学校とで支援方針の確認と対応を随時行った。
- ・担任は、本人の気持ち等に寄り添いながら、友だち関係への困り感への対応を行った。
- ・本人同意の上、父母に来校してもらい、本人の思いを伝えた。
- ・心理職にもつなぎ、心理面へのアセスメントと支援を行った。
- ・本市が実施しているSNS相談等の案内を行った。
- ・SSWとの面談を定期的に実施、本人の思いや家庭環境について定期的に聞き取りの場をもった。

④経過観察

友だち関係による不安感は、適時担任に相談ができており本児の安心感へとつながった。SSWや心理職との面談も、本人の拒否なく定期的に継続できた。SNS相談は家庭で不安を感じた時に利用していた。

家庭環境では、父母から本児への関わり方の変化があり、父母から子どもへの威嚇、非難等が減少したと本児から話があった。希死念慮についても軽減したと本児は話している。

(3) 成果

登校しぶりの背景に、家庭環境等も含めたアセスメント・チーム支援と対応・機関連携から、本児の支援へとつながった。早期対応により、新規不登校の未然防止にもつながった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校)

②児童生徒数450名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式)

配置方法 (週4回)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校から不登校で、中学3年生のため、進路について本人と話す中で課題を発見した。

②学校内での方針の検討

本人は進学後の夢がはっきりとあるため、それを応援できる形で進めていった。本人の気持ちを確認し、金銭面での支援体制(奨学金等の申し込み)を保護者に進めた。

③支援の実施

金銭管理の支援のため、生活保護担当ケースワーカーに、高校進学にかかる生活保護からの支給について保護者への説明を依

頼し、申請に同席した。

④経過観察

本人・保護者向けの高校入学後の授業料にかかる手続きについての資料を作成し、それを説明した。

(3) 成果

保護者との密なやりとりができたことで、進路において、本人の希望するコースへと進むことができた。

＜チーム学校及び小中連携＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校)

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式 ・ 拠点校方式)

配置方法 (週 4 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

不登校が長期化している児童の支援に、スクールソーシャルワーカーが年度をまたいで関わった。

②学校内での方針の検討

学級担任および支援学級担任を中心とした連携を図り、状況把握に努めた。欠席が続くときには、保護者と連絡をとって無理のない範囲で放課後登校や家庭訪問などを提案して、関係が途絶えないように調整した。

③支援の実施

保護者との連絡に関しては、スクールソーシャルワーカーが主に担った。役割分担のなかで、家庭訪問や別室対応時の本人への面談を実施した。また、医療機関連携で受診時の同行や、進学に伴う支援学校との連携で、教育相談に同席することもあった。

④経過観察

新クラスの中で友人ができ、学校に登校できる時期もあったが、交友関係を広げることには負担が大きく、長くは続かなかった。主治医に学校での状況を伝えうえで意見交換して、保護者とともに将来的な見通しを持てるように相談支援を継続した。

(3) 成果

学校との相談の機会を持ていなかった保護者に対して、スクールソーシャルワーカーが継続して相談の機会を持てるように働きかけ、話をする機会を増やすことで関係をつくることができた。児童本人や保護者の抱える不安や懸念を把握し、必要な情報を整理することで、学校外との機関と連携を図り、先々の見通しを確認しながら支援を実施することができた。

八尾市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・配置校において管理職・SSWコーディネーターとSSWで「SSWの活用について」の研修を実施（4月）
- ・「関係機関との連携」についての研修を実施（4月）
- ・「令和6年度の活動計画と目標」についての研修を実施（6月）
- ・「個人情報の取り扱い」についての研修を実施（8月）
- ・個別のケースについてのSVを実施（学期に1回実施）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」要項などの資料を作成し、八尾市SSW連絡協議会や学校訪問などにおいて周知。
- ・配置初年度には、「スクールソーシャルワーカーの活動」についての校内研修を実施。
- ・「家庭の教育力レベルアップ事業」の指定校に対して、SSWを講師とした校内研修の実施。
- ・家庭教育支援コーディネーター会議において、SSWの役割について研修の実施。
配置拠点校以外の学校へも、SSWを巡回という形で派遣し、ニーズに応じた対応をしている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・生徒指導上の課題の大きい小中学校8校に拠点校として配置し、校内チーム支援体制を構築する。
- ・拠点校以外の学校からケース会議派遣依頼要請があった場合や中学校区不登校対応委員会への派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣することによって、広域的に対応できるようにする。また、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援していく。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・全市立学校に対するSSWのさらなる周知と有効活用。

＜課題の原因＞

- ・未だ全中学校区にSSWが配置されていない。そのため、SSW配置校とその他の学校とで、SSWの活用に差が生まれている。
- ・予算の確保が十分でない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・SSWが配置されていない学校に対して、SSWを派遣しての巡回相談や校内教職員研修を実施するなど、学校のニーズに合わせた対応を通して、SSWの有用性を周知していく。
- ・市の連絡協議会を活用した研修会やスーパーバイズを通して、SSWの資質向上を図る。
SSW配置校における実績を積み重ねて、SSWの有用性の根拠となるものを整理する。

③成果

- ・市の連絡協議会の中で、SVによる助言のみならず、外部講師を招聘して研修を実施した。
- ・SSWの有用性を周知したことで、相談件数が大幅に増加した。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童数 558 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

4 月から、本人が昨年度に起こった友人トラブルを理由に登校を渋るも、父が叱責し、送迎して登校させていた。その父が 5 月から単身赴任で不在になると、頭痛を訴え欠席するようになった。そのような状況の中で、支援員が毎日、家庭訪問を繰り返した。本児は雑談好きで多弁であるが、登校を促すと体調不良を訴え、「明日は行けると思う」と答えるが、その後も欠席が増え、支援員が来ても応答しない日が出てくるようになった。母は自分の仕事を優先するため、その間、本児の面倒は近くに住む祖父が見ていたが、祖父はいない日もあり、一人で過ごすこともあるということだった。5 月に管理職から、SSW に相談が入った。

②学校内での方針の検討

管理職、SSW、支援員で打ち合わせを行った。その中で、支援員による登校刺激を継続していくが、いつも「明日は行く」と言っても登校することができていないため、約束するなら緩めの内容にすることを確認した。ただし、本児が自ら言うことは認める方向でいくこと、焦らず、本児のペースを尊重すること、母と連絡を取り合い、家庭環境の把握に努めることや、（連絡するのは母への注意喚起の意味合いも含む）前年度の担任に、友人トラブルの件を再度確認した。

③支援の実施

6 月に入り、母が自主的に危機感を感じて本児と向き合い、1 時間以上本児と話し合った。そして本児が、6 月半ばの学校のイベントの日から登校すると言い出した。不登校支援員が毎日の訪問を続け、本児に会い、祖父は昼前にパンなどの昼食を持って来て、夕方に帰ることを確認する。

④経過観察

約束通り、イベントの日に登校するが、その後は週に 1 日程度の別室登校が続いた。夏休み明け、別室登校であるが、徐々に登校日数が増える。登校すると不登校支援員が対応。その中で、数回 SSW が対応する。本児は立ち歩いていることが多く、給食も食べながら立ち歩いたり寝転がったりして、落ち着きがない。多弁で、過去怒られたことをよく話す。小さいころからかなり怒られていた様子。登校すると YouTube が見られるが、欠席すると見せてもらえないので、YouTube 見たさで登校していた様子がある。

（3）成果

校長の説得で、少しずつ教室で過ごすようになり、11 月末には普通に登下校できるようになった。不登校の遠因に、発達課題の問題が見えるので、今後も見守りを続ける。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童数 120 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

2 学期末の懇談で、担任が父に本人の学校での様子を話したところ、父が泣き出した。担任が驚いてどうしたのかと尋ねたところ、「介護で悩んでいること、(父が) 眠れないこと、子育てが不安なこと」等を話した。

②学校内での方針の検討

担任、管理職、支援 Co.、通級指導担当と SSW に懇談時の様子について情報共有を兼ねたケース会議が行われた。まずは家庭の詳細な状況と父のニーズを詳しく知る必要があるとのことで、SSW が父と面談を行うことになった。

③支援の実施

タイミング的に冬休み直前であり、学校でしばらく安否確認が難しくなることや、父の様子から追い詰められた雰囲気を感じたため、緊急性があると判断し、すぐに面談を行った。面談では両親の介護を父が一手に担っていること、デイサービスやショートステイなどを利用していきたいが家計が苦しく、介護費用が払えないとのことだった。SSW から父に、八尾市の重層的支援体制整備事業について説明し、介護、金銭面、育児など包括的に支援をしてもらえるようにつながることを提案したところ、同意を得ることができた。

④経過観察

面談の内容を校内ケース会議で共有し、重層的支援体制整備事業に学校からつなげることにした。その後、児童相談所ともアセスメントの共有を行い、正式に重層的支援体制整備事業に登録された。

支援開始までに、日数がかかることが想定されたため、校内の様々な教員(担任、通級指導担当、支援 Co 等)と SSW で、父にこまめに連絡を取ったり、家庭訪問を行い、父のメンタルサポートを行った。

(3) 成果

現在は父も少し落ち着き、笑顔で話してくれることが増えている。介護の大変さは変わっていないが、いろいろなところで愚痴を吐けることで、少し気持ちを保っていてくれている様子である。

重層的支援体制整備事業の方も近日中に拡大ケース会議を行う予定である。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童数 648 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校内では、経済的に厳しい状況にある児童を特定して支援する仕組みが整っておらず、実態の把握も十分に行われていなかった。しかし、教職員への聞き取りを通じて、ひとり親家庭や保護者の就労が不安定な家庭が一定数あることが分かり、経済的に厳しい状況に直面している可能性があることが分かった。また、学用品の購入が負担になっている家庭があることも確認された。

②学校内での方針の検討

児童の経済的な負担が学校生活にどのような影響を与えているかを整理し、どのような対応ができるかを考えていくこととした。まず、教職員から得た情報をもとに、経済的な困難を抱えている可能性のある児童について理解を深めることが必要であると確認した。また、就学援助制度などの支援制度についても、学校としてどのように活用できるかを検討することが今後の課題として挙げられた。

③支援の実施

現時点では、具体的な支援の実施には至っていないが、教頭や生活指導担当者を中心に、経済的に厳しい状況にある可能性のある児童について意識を高める取り組みを始めた。また、教職員同士で情報を共有し、児童の学校生活にどのような影響が出ているのかを把握することを優先する方針とした。

④経過観察

支援の取り組みはまだ十分に進んでいないものの、学校として経済的に困難な状況にある児童への関心が少しずつ高まってきている。今後、より具体的な対応を検討していくための基盤を整えていくことが求められる。

(3) 成果

経済的な課題を抱える児童への支援の重要性について、一部の教職員の意識が高まってきた。しかし、具体的な支援策の実施には至っておらず、今後の検討が必要な状況である。既存の支援制度の活用方法を整理し、学校としてどのような対応が可能かを検討していくことが課題となる。引き続き、児童の経済的な状況に目を向け、適切な対応が進められるよう取り組んでいく必要がある。

<発達障がい等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 482 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

通級指導教室に所属し、学習面が難しく、集中力がなく忘れ物も多い児童がおり、懇談の際、母から、家で癇癢を起こすことが多くて対応がしんどいとの訴えがあった。また、SSW にも、担任から児童へ注意してほしいということや、支援学級の利用も視野に入れていきたいという相談があった。

②学校内での方針の検討

SSW が母と面談をし、本児の家庭での状況、本児への思いを聴き取った。あわせて、支援学級利用の話も母の反応を見ながら行った。母は自己決定が難しく、気持ちの揺れが激しい方なので、丁寧に話を聴き、時には背中を押すような助言をした。

③支援の実施

母との面談を SSW が実施した。母は支援学級利用が本人にとって良いのは理解しているが、弟（小2、支援学級所属）と違って本人は頑張ればできると言い聞かせてきたので、受け入れきれないと気持ちを吐露される。その発言を受け、今決断しなければいけないのではなく、学校と一緒に考えていきたいと思いますと伝える。その後、支援学級の見学などを実施した。

④経過観察

通級担当と担任が連携し、本児の状況を共有した。気持ちの出し方についての課題等を確認しながら関わっている。母は依然として気持ちの揺れがあるが、連絡帳などを通じて教員に相談することができている。

（3）成果

本人は、集中して作業に取り組める時間が伸びてきて、一定の落ち着きが見られるようになった。来年度からの支援級利用についても前向きな気持ちを持っている。母は親族や本人と何度も話し合い、支援学級入級を決めた。

東大阪市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間12回の市SSW連絡会、拠点校担当者会、地区会議を開催した。

ケース検討、ケース報告、地域資源の発掘を行い、ワーカーの資質向上と情報共有を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市教委策定の「小学校におけるSSW拠点校方針」を全小学校に送付し、拠点校申請募集を実施した。
- ・教育施策連絡会において校園長に対し、SSWの紹介及び活用について周知した。
- ・生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会、初任者研修においてSSWの活用について周知及び研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点校については、希望する小学校より提出された「令和6年度SSW活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校21校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

専門性が高く、SSWとして経験豊富な人材は、より雇用条件の良いところへ流れていってしまうため、確保することが難しい。また、会計年度任用職員として雇用する自治体が増えており、本市と兼務してもらう事が難しくなっている。そのため経験年数の浅い方もしくは初めてSSWとして学校現場に入る方を採用せざるを得ない状況があり、SSWの育成が急務である。

②課題解決に向けた取組内容

本市で継続して活動しているSSWをリーダーとして位置づけ、研修の実施や、リーダーを中心としたSSWのフォロー体制を構築することで、ワーカーの資質向上と学校園での活動の充実を図る。

③成果

ワーカー同士のフォロー体制や情報交換が充実したことで継続して活動するワーカーが増え、令和5年度の経験を積んだ多くのワーカーが令和6年度も活動している。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 421 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

登校しぶりがあり、養護教諭や S S W、は本児の話を聞いていた。

その後管理職から S S Wが行き渋りについて相談を受けた。

②学校内での方針の検討

S S Wが情報を整理し、これまでの経過をまとめた。ケース会議でアセスメントを行い、校内支援ルームを活用し、児童が無理なく学校生活を送ることができる支援をするとした。S S Wは家庭との連携とケース管理を行った。

③支援の実施

S S Wが保護者や児童と関係を作り、家庭との学校の関係作りを行った。

定期的に進捗管理を教職員や保護者で行った。また保護者へ SC を紹介した。

④経過観察

学校から足が遠のく時期があったが、徐々に学校に滞在する時間は増えた。校内支援ルームを利用していたが、2月以降はクラスで過ごすことができる。

（3）成果

S S Wが関わることで、教職員が児童に同じ温度感（無理をさせない）で接することができた。また、保護者とも連携することができ、学校と保護者が同じ方向を向いて支援しやすい環境となった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 390 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童からの訴えがあり、学校で対応を行っていた。対象児童が登校できない状況となり、SSW がいじめ対策委員会に参加した。

②学校内での方針の検討

いじめ対策委員会・ケース会議で対象児童が安心して登校するために、校内での児童同士の接触場面がないよう方針を立てた。

③支援の実施

関係児童の別室指導や少人数授業、安心して学校生活を送ることができるための校内での児童の導線見守りを行った。

④経過観察

対象児童と関係児童の接触がないようにすることで、登校することができるようになった。

(3) 成果

SSW が情報や対応を整理することで、前もって学校の対応ができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 437 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

3歳の時に母が他界し、親戚宅へ引き取られる。そこで本児への身体的・心理的虐待があり、1年時に祖父母が引き取る。祖父母と学校が連携する中で、学校からSSWへ相談があった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を行い、本児の特性・背景について整理した。小児期逆境体験(ACE)やトラウマの視点を教職員で共有し、本児の対応に臨むこととした。

③支援の実施

トラウマ、逆境体験について校内研修を行った。また、愛着障がいの研修を行った。

祖父母へのアプローチとしてSCを紹介した。

本児の気になる行動については教職員で共有することとした。

④経過観察

登校できているが対人関係の築きにくさ、学習に対する意欲のなさ・集中困難がある。

校内で本児の特性を理解し、支援を行っている。家庭内では、祖母の後をついて回ったり、一緒に眠りたがったりすることがある。

(3) 成果

児童の特性・背景を理解し、支援を行っている。現在も支援を行っている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 418 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

管理職、担任より登校しにくい児童として相談を受けた。

②学校内での方針の検討

本児の環境へのアプローチとして、保護者と医療・福祉との連携を図っていくこととした。

重層支援会議を実施し、生活保護や障害年金について協議し、申請する方向となった。

③支援の実施

母親との連携を行い、精神科ソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカー、生活保護コミュニティワーカーと保護者の連携のために訪問や同行を行った。障害年金申請の際には社労士と連携した。

本児へコミュニティソーシャルワーカーと SSW が連携し、ランドセルや制服を用意した。

④経過観察

生活が落ち着き、徐々に登校しぶりは少なくなった。本児の進路や今後について、本児と保護者の向き合う時間が増えた。就学援助により学用品準備を行っている。

(3) 成果

本児の環境を整えることができ、家庭や本児が、本児について向き合うことができた。必要な支援になぐことができた。

姫路市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

（対象）

配置する全てのSSW（19名）

（目的）

幼児児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・早期解決、相談体制の充実等を図るために配置しているSSWについて、学識経験者（大学教授）を招聘し、講義及び指導・助言を受けることにより、学校への多面的な支援を行うための専門性の向上を図ることに資する。

（内容） 本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学教授）による講義及び指導・助言

（実施時期） 全体研修：年1回（10月）、スーパービジョン：年3回（7月、11月、2月）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

全ての学校園に、SSWの具体的な活用方法を記した「教職員向け資料 スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について」を配布し、教職員への理解促進を図っている。

拠点校においては、SSWが配置目的や活用方法等について全教職員対象に研修等を実施している。また、連携校園においては、SSWが年度当初に訪問し、全教職員に周知を図っている。加えて、SSWが作成した「スクールソーシャルワーカーだより」を、教職員や保護者向けに配布し、周知している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

SSWが各学校で対応した年間の相談件数をもとに、各校区の課題を分析するとともに、校区の児童生徒数やいじめの認知件数、不登校児童生徒数等を総合的に判断し、重点配置校や配置時間数等を決定している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

・SSWの勤務時間数の不足 ・SSWの人材確保及び資質、能力の向上 ・教職員へのSSWの役割の周知

＜課題の原因＞

- ・SSWを配置している約半数の学校で、勤務形態が2週間に1日に留まっている。
- ・近年、相談件数が増加傾向にあり、支援や関係機関との連携に要する時間も増加している。
- ・経験年数の少ないSSWが勤務している。
- ・学校によってSSWの役割への理解に差があり、児童生徒等の情報を適切に共有できていなかったり、保護者等へつなぐことができなかったりするケースが見られる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・学校の現状や相談件数を踏まえ、必要な学校については月3回の配置ができるよう、関係部署へ要望した。
- ・学校内での連携が効率的に行えるよう、各SSWが教職員向け研修を実施したり、教職員、児童生徒、保護者等へ「スクールソーシャルワーカーだより」を発行したりした。
- ・SSWの募集について、市ホームページに掲載するとともに、関係大学に周知した。
- ・研修会や連絡会において、各SSWが対応に苦慮した事案や好事例を共有したり、市の福祉部局の担当者を研修講師に招聘したりするなど、資質、能力の向上や関係部署との連携強化に資する内容にした。

③成果

- ・年間相談件数については、R 5 の 6 5 8 9 件から R 6 は 6 5 5 2 件と、ほぼ横ばいであった。
- ・年間の面談者数の内訳をみると、R 5 に面談した保護者数がのべ 7 4 2 名、R 6 がのべ 9 7 3 名となっており、約 1. 3 倍と増加している。また、このうち、連携校園での R 5 の保護者との面談が 4 0 8 名、R 6 の保護者との面談が 5 0 1 名となっており、約 1. 2 倍という結果となった。S S W が保護者と面談するケースが増えており、保護者と適切な関係機関をつなぐケースも増えてきている。
- ・研修会や日々の業務の中で、S S W と福祉部局の担当者の連携が深まり、児童生徒や保護者への効果的な支援につながった。その結果、S S W が要対協のケース会議へ参加することも増えている。

【2】対応事例＜令和 6 年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 約 7 0 0 名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（ 年 3 0 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

本生徒は、進級後より欠席が増え、1 学期後半から不登校となる。

②学校内での方針の検討

現認が難しくなったため、S S W に家庭訪問への同行を依頼することとなる。

③支援の実施

担任とともに S S W が家庭訪問を行い、保護者の了承のもと、自室で本人を現認することができた。

④経過観察

本生徒は家庭訪問の際に、担任の声かけにも全く反応は示さなかったが、保護者と面談を行ったことで、子の特性について学校へ相談があった。

（3）成果

家庭訪問を継続する中で本生徒の拒否感は感じられなくなっていることや、保護者からの相談にも対応することができ、特性に対応する関係機関を紹介することができた。本生徒の状況に大きな変化は見られないが、外出の回数が増えるなどの変化は見られるようになった。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 約 5 0 0 名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（ 年 2 8 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

本生徒は、1 年生の頃から体臭について言われたり、容姿や態度について揶揄されたりするなど、いじめがあり、欠席することがあった。

②学校内での方針の検討

教職員とＳＳＷとの情報交換の中で、妹も欠席していることや家庭環境の様子が分かり、ネグレクトの可能性も考えられたため、関係機関への相談及び家庭訪問を行うことを決めた。

③支援の実施

その後、管理職からの関係機関への相談や担任とＳＳＷによる家庭訪問を行ったことで、保護者へ家庭環境の改善をすすめることをできた。

④経過観察

現在も、制服のボタンが付いていなかったり、洗濯ができていなかったりする状況もあるが、その都度、教職員とＳＳＷが協議を行い、本生徒の再登校に向けた支援に関する助言を行っている。

（３）成果

家庭環境の大きな変化は見られないが、本生徒は現在登校している。教職員だけでなく、ＳＳＷと情報共有を行ったことで、関係機関とつながり、保護者へより具体的な働きかけができるようになった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 約 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（ 年 30 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本生徒は、母親が自宅で自傷行為を行い、母親のパートナーが救急車を要請するという状況に居合わせた。

②学校内での方針の検討

校内での検討の結果、保護者や生徒の状況を伝えるために市の福祉部局への連絡や、ＳＳＷとの家庭環境についての協議が必要だと判断する。

③支援の実施

市の福祉部局へ連絡したところ、市の担当者が家庭訪問を行ったが、保護者は対応しなかった。学校としては保護者の悩みや困りごとに寄り添うため、担任とＳＳＷが家庭訪問を行ったところ、母とＳＳＷが面談することが決定する。

④経過観察

現在は継続してＳＳＷとともに家庭への支援を続けている。また市の福祉部局とも定期的に生徒の登校状況や保護者の状況について情報共有を進めている。

（３）成果

ＳＳＷと早期の段階で情報共有を行ったことで、児童虐待の事案として市の福祉部局との共有や家庭訪問での面談につながった。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（ 年 28 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本生徒は、小学校の時に母親の内職を手伝いながら自宅で過ごすことが多く、不登校の状態であった。中学校への入学後は、登校することができていたが、野外活動後に欠席が続くようになった。

②学校内での方針の検討

本生徒を含む家庭に関するケース会議を行い、市の福祉部局からの支援や市教委担当部署へ情報共有することが決まった。

③支援の実施

市の福祉部局担当者による家庭訪問や担任とＳＳＷによる家庭訪問など、保護者への支援を続けている。また、本生徒の不登校への支援として、市教委の教育支援教室への参加も保護者とともに進めている。

④経過観察

現在も本生徒は登校できていないが、保護者への支援は続いており、今後も学校と市の福祉部局、市教委が連携して支援を続けていく。

（３）成果

ＳＳＷの働きかけにより支援を行う関係者が集まり、ケース会議を開催することができた。この会によって学校と関係機関の連携が深まり、継続した支援を行うことができた。

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 20 週/週 1 回/ 1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本生徒は、母親の精神的な体調不良により、日中も家事をするなど、生活習慣の乱れや規則的な食事がとれていない状況があった。そのため、一学期は登校できていたが、二学期から不登校が続いていた。

②学校内での方針の検討

母親の養育困難な状況や、家庭訪問を行っても会えることが少ない状況から、ＳＳＷが校内の検討会において、兵庫県ケアラー配食サービスの情報提供を機に、家庭へ介入してはどうかと提案する。

③支援の実施

担任とＳＳＷが家庭訪問を行い、母親に配食サービスを提案すると、利用したいとの希望が得られ、兵庫県ケアラー相談窓口と連携することができた。

④経過観察

母親と兵庫県ケアラー相談窓口との関係性が機能するようになり、学校とも情報共有することで、学校から関与しづらい母親へ継続して支援を行っている。

（３）成果

配食サービスの提案をきっかけに母親へ支援が行うことができた。校内での検討の際に、ＳＳＷの専門性が生かされ、関係機関と連携を図ることができた。

尼崎市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

＜研修の目的及び対象＞

- ・ＳＳＷの専門性の向上及び事業の効果的かつ円滑な運営を図るため、ＳＳＷと教育委員会事務局関係職員、福祉・こども青少年局関係職員、教員を対象に事例検討会やＳＶ研修、スクールソーシャルワーク活動連絡会議を開催

＜研修頻度及び内容＞

- ・事例検討とＳＶ研修は、毎月開催
- ・スクールソーシャルワーク活動連絡会議は年間２回（ＳＳＷを活用した校内支援体制に係る事例検討や事例発表など）
- ・児童福祉分野、精神保健福祉分野、法曹分野、心理分野、医療分野の５名のＳＶから、各専門分野の研修と個別事例に対するスーパーバイズ

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「スクールソーシャルワーク活用ハンドブック」を策定し、指針とするとともに、活用のねらいやＳＳＷの職務内容などを配置校や小・中学校長会・教頭会で周知
- ・配置校においては、実施計画書・実施報告書を作成し、チーム学校による校内支援体制の構築に向けてＳＳＷと協働
- ・効果的なＳＳＷの活用方法などについて、配置校担当者会とＳＳＷによる連携研修会を実施

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・１３名のＳＳＷを１７中学校区（幼稚園・小学校・中学校）と３高校に配置し、幼小中高と切れ目のない支援を行う拠点巡回方式の支援体制を構築中
- ・その他の学校については、派遣方式で対応

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

全中学校区への配置が実現できておらず、ＳＳＷの業務がひっ迫している

＜その原因＞

本市に勤務するＳＳＷの人員不足

②課題解決に向けた取組内容

- ・ＳＳＷを１０名から１３名に増員し、要対協ケースを他課（こども相談支援課）に引き継いだり、連携したりしながら支援に取り組んだことに加えて、学校や関係機関と役割を分担して支援にあたった

③成果

- ・ＳＳＷの学校での認知度が向上し、学校や福祉・こども分野と協働して丁寧にケースに関わる事ができた
- ・継続的な学校配置により、校内支援体制の構築に参画できた
- ・全中学校区への配置を継続して実施することができた

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 約 4 1 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年 4 0 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小５児童。小４の頃から不登校の傾向があり、小５の２学期に夏休みの宿題ができてない状態であったことを本人は気にしていた。本人の登校状態は徐々に悪化していたが、学校行事での役割に立候補することができた。クラスで選ばれたにもかかわらず、練習を休みがちになり、夏休みの宿題ができていないことを担任に指摘されたことで、全く登校できなくなった。さらに、母親への連絡がつかなくなり、家庭訪問を行っても応答しなくなった。

②学校内での方針の検討

信頼関係を再構築するため、時間を変えて電話連絡をしたり、家庭訪問を継続したりして、学校に対する安心感を持ってもらい、本人や母親の気持ちに寄り添って登校できる方法を一緒に考えることとした。

③支援の実施

- ・妹の保育所からの帰宅時間に合わせて、教員とＳＳＷとで同行家庭訪問を行い、担任が本人の話を聴き、ＳＳＷが保護者の話を聴いた。母子ともに不登校の罪悪感から学校からの電話に出ることができなかったことを泣きながら語り、今後はＳＳＷを中心に学校で継続面談することとなった。
- ・ＳＳＷを中心に、母親から家庭の人間関係の悩みや本人の生活での困りごとを傾聴し、寄り添いながら、できることを一緒に見つけていくこととした。

④経過観察

母親との定期面談を継続し、本人に対しては不登校担当教員が登校時に自宅と学校との間にある公園まで迎えに行くことで、登校回数が増えてきた。また、校内サポートルームを活用することで、教室と校内サポートルームを使い分け、校内サポートルームでは本人の好きな絵に取り組んだり、学校で居心地のよい時間を増やしたりしていった。母親の仕事が休みの日にはＳＳＷと本人と母親、妹の４人で、学校にてトランプやカードゲームを行い、楽しい時間を作ることで、母子関係の改善や登校へのハードルを下げることができた。

（３）成果

ＳＳＷの関わった不登校ケース件数 3 8 8 件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 1 1 7 件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 2 5 4 件

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 約 6 3 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 40 週/週 1 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

中2生徒。6月頃から遅刻・欠席が増え、本人に理由を聞くと「体調不良」と答える。ある日、保護者から「クラスの子からからかわれたり、口を聞いてもらえなかったりすることがあるそうだ。先生には言わないでほしいと言っている」という電話があった。

②学校内での方針の検討

いじめ対策委員会を開催し、管理職と生徒指導、担任、学年主任、ＳＣ、ＳＳＷが参加。本人が安心して登校できるようにするため、チームでこの問題に取り組んでいくことを確認する。被害・加害双方への聞き取りや保護者への連絡、学年全体でやっていくことなどの役割分担を行う。その後、継続的に同委員会を開き、現状の見立てや手立てについて話し合う。

③支援の実施

- ・ＳＣによる親子へのカウンセリングを実施。先生に相談することへの不安に寄り添いながらも、解決に向けて相談する必要性についても伝えてもらう。本人の同意を得て２回目のカウンセリング時に担任も同席し、直接話を聞いた。
- ・加害者数人への聞き取りを行い、保護者に連絡をする。加害の中心であった生徒は家庭の問題を抱えており、日々の生活の不安定さや自己肯定感の低さ、コミュニケーションスキルの不足などがいじめにつながっていると思われた。いじめ問題への指導とともに、様々なサポートの必要性が明るみになり、担任とＳＳＷが中心となって支援体制を構築していく。
- ・いじめ傍観者でいたクラスメートたちに向けての働き掛けを行う。

④経過観察

学校がしっかり向き合って対応してくれることが分かった本人は、少しずつ登校できるようになる。ふざけていただけと言っていた加害側も自分たちの行いを反省し、いじめ行為はなくなった。加害の中心であった生徒の家庭への行政支援も入り、生活状況改善に伴い、本人は穏やか表情になってきた。３学期には本人から「加害の生徒たちとも仲良くしてるし、もう大丈夫です」という報告があった。

（３）成果

ＳＳＷの関わったいじめ等のケース件数 96 件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 16 件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 79 件

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 610 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小4児童。担任からＳＳＷに「給食をガツガツ食べる、ものが揃わない、季節に合わない服装をしている子がいる」という相談が入る。教室へ見に行くと、上履きが小さくてかかとを踏んで履いており、髪の毛がべたついていて。初対面のＳＳＷに対して抱きついて離れなかったり、担任の注意を引こうと激しい試し行動をしたりする様子から、愛着面での課題も感じた。

②学校内での方針の検討

ネグレクトの可能性があることから家庭児童相談室に相談。学校と関係機関による連携ケース会議を開催し、情報共有を行う。保護者は学校に対して信頼感を抱いており、良好な関係であることから、家庭に入っていく一歩として、まずは学校が保護者とＳＳＷをつなぐ方針となる。本人に関しては学校として見守りを行うとともに、愛着課題への対応をしようとして話し合う。

③支援の実施

- ・ＳＳＷによる定期的な家庭訪問を実施。徐々に保護者の信頼が得られ、ネグレクトにつながる要因（貧困によるダブルワークやメンタル面のしんどさ、保護者自身の被害体験など）についても話してくれるようになる。子どもへの暴力があることも分かった。
- ・その後、本人と保護者、それぞれのニーズに合わせた支援につなげていく（行政支援、クリニック、放課後デイなど）
- ・学校では担任と養護教諭がキーパーソンとなり、本人とゆっくり話す時間を設けることや衛生面でのケアを行う。

④経過観察

- ・家庭状況が改善されるにつれ、親子の時間が増え、子どもの言動も安定していく。保護者は暴言暴力を伴わない子育てをしていきたいと考えるようになり、そのための勉強も始めた。

（３）成果

ＳＳＷの関わった虐待ケース件数 174 件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 32 件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 135 件

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 510 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（年 40 週/週 1 回/1回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小１児童。幼児期は母子生活支援施設への入所歴があり、母親には精神障害があり就労状況も不安定であった。本人は年長児に保育所から発達遅れの指摘される。入学後は教室からの飛び出しが多く、校内での居場所がなく徐々に不登校となる。母親は自身の通院や買い物にも出掛けられないくらいに体調が悪化し、生活に困窮していた。

②学校内での方針の検討

- ・学校での個人懇談会で、ＳＳＷが母親と繋がり、定期面談を通して共感的に接することで、母親の精神的な安定を促す。
- ・放課後の居場所として、ＳＳＷが母親と放課後デイサービスの見学などに同行し、放課後デイサービスに繋げる。
- ・本人と母親への食糧支援を行う地域の居場所に同行することで、食糧を通じて人との繋がり確保し、孤立を防ぐ。

③支援の実施

放課後デイサービスに繋がることで、本人が安心して過ごせる居場所ができ、本人や母親、ＳＳＷの３人で学校にて過ごすことができるようになった。また、放課後デイサービスの職員との面談を通して、母親が本人への関わりに自信が持てるようになった。母子で地域の居場所に出向いて、食糧支援を受けることで支援者と話をしたり、支援者とボードゲームをしたりすることで他者との繋がりも持てるようになった。

④経過観察

ＳＳＷとの継続的な繋がりによって、母親が日常的に相談をできるようになり、学校との関係や児童ＣＷとの新たな関係もできた。母親のエネルギーが蓄積されることで、本人の登校状況が改善し、母親の通院と服薬も再開され、安定的に食糧支援を受けることができるようになった。

（３）成果

ＳＳＷの関わった貧困ケース件数 ４６件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 ８件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 ３８件

<発達課題>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約３２０ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 ４０ 週/週 １ 回/１回あたり ６ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小５児童。特別支援学級在籍で、知的障害と情緒障害があり、不安な場面（体育の着替え・給食・音楽など）で癇癪を起して暴言を吐いたり、物を叩いたり蹴ったりする。

②学校内での方針の検討

校内での情報共有を踏まえて、ＳＳＷが保護者と学校を計画相談事業所や放課後デイサービスに繋げることで、療育に

係る専門的な関係機関と連携しながら支援を進めていく。また、行事毎・節目毎に定期的な支援の見直しを検討する連携ケース会議を行っていく。本人の不安場面での対処法については、連携ケース会議の中で検討する。

③支援の実施

- ・体育大会や自然学校などの行事の前には、保護者も含めた連携ケース会議を行い、本人が見通しを持って楽しく取り組みながら成功体験を積んでいけるよう、声掛けや写真、絵での説明を行ってイメージを持ってもらう。
- ・学校と計画相談事業所、放課後デイサービスとが、方向性を確認・共有しながら、それぞれに役割分担をし、本人と保護者のサポートを行う。

④経過観察

綿密な支援の擦り合わせと実践により、本人と保護者が安心して学校や各関係機関に相談できる環境ができた。本人の得意なことや苦手なことに加えて、介入の仕方についてのアセスメントが深まり支援できたことによって、自然学校では5日間も家族と離れて生活することができ、本人の自信へと繋がった。

(3) 成果

S S Wの関わった発達障害等に関するケース件数 3 5 4 件

うち、S S Wが関わったことにより解決した又は支援中であるが好転した件数 8 2 件

S S Wが継続して関わっている件数 2 7 1 件

明石市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

全SSWを対象とした連絡協議会（研修含む）を5回実施。

第1回：オリエンテーション

明石市の概要、教育委員会児童生徒支援課の業務内容と市内小中学校児童生徒の現状等
SSWの業務、活動に関する事務手続き、活動報告関係記入上の注意

第2回：講義

「個別の教育支援計画・教育指導計画について」

講師：明石市教育委員会 特別支援教育係

「市の精神保健の業務内容と役割について」「ゲートキーパー養成講座」

講師：あかし保健所 相談支援課、 NPO 法人ゲートキーパー支援センター

第3回：講義

「市のヤングケアラー支援の取り組みについて」

講師：明石市ヤングケアラー支援チーム事務局

「スクールロイヤーからみた被害者支援・加害者支援」

講師：明石市教育委員会 児童生徒支援課 支援担当課長（弁護士）

第4回：講義

「児童心理治療施設 兵庫県立清水が丘学園との連携について」

講師：兵庫県立清水が丘学園 心理治療士

第5回：講義

「チーム学校で実践する子どもアドボカシー」

講師：大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 西野 緑氏

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度当初に各配置のSSWが担当校の小中学校に「明石市SSWの配置・活動についての資料」
を持参してSSWの活動について管理職に説明し、併せてSSWについての研修を提案している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

SSWは中学校区の配置で、校区内の小学校も派遣対象校として担当。小中を担当することで、
きょうだいの情報収集や支援が効果的に進められている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

SSWの活用の理解が進むにつれて支援対象ケース数が年々増加し、限られた勤務時間ではその
対応の時間数等が不足している。研修時間の確保も課題である。

②課題解決に向けた取組内容

SSWの業務時間の拡充を要請することや、支援対応の工夫などの提案を行っている。また、今後は
報告書や引継ぎ書の作成や関係者との情報共有等を効率的に行うためのシステムの導入について
検討していく。

③成果

少しずつではあるが、ＳＳＷの配置人数や業務時間等の拡充は着実に進んでいる。令和６年度の明石市スクールソーシャルワーカーの（支援）活動のうち、事例の好転割合は約６３％であった。また、配置された１３中学校区のうち、７校区で好転率５０％以上であった。今後についても、多様化する課題の支援に対して適切に対応するためのスクールソーシャルワーカーの資質向上と人材の確保に取り組み、教育相談体制の一層の充実を図っていく。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校・発達特性・家庭環境＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童生徒数 約３５０名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年４３週/週１回/１回あたり７時間）

（２）対応内容

①課題の発見

発達障害のある本児の養育に苦慮している様子が近隣通報により明らかになった。ひとり親かつ精神疾患を抱えた母は登校渋りのある本児を送り出すことが難しく、小学校からの連絡にも応じない日が続いたため、小学校からＳＳＷに介入の依頼があり、前年度からＳＳＷが介入。

②学校内での方針の検討

母は本児に自力で登校して欲しい思いがあるが、体調不良のため家事ができず、育児ストレスを抱えている。また本児は登校すれば学校で安定して過ごせているため、母が本児と離れる時間を創出し、母の負担軽減を図ることが喫緊の課題と判断。従来通り小学校からのアプローチを継続しながら、ＳＳＷが中心となって関係機関とより密な連携体制を築き、本家庭を支援していく方針となった。

③支援の実施

- ・ＳＳＷとの面談を通して、母子の現状とニーズを把握。利用可能な制度等について情報提供。
- ・移動支援事業（一時的な利用）を活用し、登校時の送迎負担を一部軽減（前年度からの支援）。
- ・祖父母による定期的な本児の預かりと本児に対するケア。
- ・相談支援事業所、こどもセンター等と密な情報共有を行い、それぞれの役割分担を調整。
- ・宅配弁当の訪問事業活用により、定期的に家庭状況を把握。母が気持ちを吐露する機会をつくる。
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業を活用し家事ヘルパーを導入、母の家事負担を軽減。

④経過観察・成果

関係機関の支援及び祖父母の協力が功を奏し、子は自力登校できるようになり学校でも楽しく過ごすことができている。自力登校できるようになったことで母の精神状態も安定した。学校だけでは連携困難な関係機関と協力体制を構築し、公的支援につなぐことで本児の状況及び家庭環境が安定した。

＜虐待（ネグレクト）、ヤングケアラー、不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 約 700 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 43 週/週 2 回/1 回あたり 7 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

中 2 の 2 学期に「不登校であるが家庭訪問した際の母の様子が気になる」との連絡を受け、また妹が在籍する小学校からも同様の連絡を受けて家庭訪問。本人の話から母は鬱と不眠（実際は統合失調症）でネグレクト状態であり、調理や母の受診同行を本人が行っていることが分かった。母は意思の疎通が図れず、昼間はほぼ寝ている状態であった。母子の生活保護受給世帯で、自宅は本人の交際相手や居場所を失った同年代の子どもたちのたまり場となり、飲酒や喫煙等の問題行動も懸念される状況であった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を実施し、担任や S S W の定期的な家庭訪問を継続、本人への登校促しを図ると共に、こどもセンター等と連携して家庭のサポート体制を整えることを共有した。

③支援の実施

- ・定期的な家庭訪問による関係づくりと登校促し
- ・市のヤングケアラー支援チームへ情報共有シートを提出し、市のチームサポート体制を構築
- ・生活保護 C W とも連携し、給付型奨学金の利用申請手続きのサポート
- ・県のヤングケアラー相談窓口が実施する配食弁当を提案、利用申請のサポート
- ・進路決定のサポート（学校となかなか連絡が取れないため S S W が意思確認や面談の日程調整、手続等のサポートを実施）

④経過観察・成果

- ・ S S W が定期的に家庭訪問するなどして関係作りを行った結果、放課後登校するようになった。また、なかなか連絡が付きにくい家庭であり、進路指導も困難な状況であったが、 S S W が間に入ることで連絡調整が出来、高校進学につながった。
- ・ こどもセンターと連携したことにより、母が転院、投薬調整を行って精神的に安定、意思疎通が図れるようになった。また、訪問看護、訪問介護が導入された。
- ・ 滞納していた諸費について、分割払いを提案、完済につながった。

＜貧困・問題行動＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類（中学校）
- ②児童生徒数 約 950 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 43 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

2 学期から教室での問題行動が増え始め、その行動内容から担任は児童が貧困ではないかと疑い SSW につながった。母子家庭、前夫の借金返済に加えて、母親の持病が悪化していた。また、外勤ができず収入が途絶えたことで、母親の精神が不安定であった。

②学校内での方針の検討

学校と SSW で連携し、母親の不安に耳を傾けて情報共有を行った。学校は児童の支援（見守り、声掛け）を行い、SSW は母親の支援（落ち着かせる）を行うこととした。

③支援の実施

母親は SSW に「死にたい」と発言していたため、母親の了承を得て地区担当の保健師と情報共有し定期的に見守り架電を行い学校へ報告した。また、フードバンクや借金返済の相談先として法テラスの情報提供も行った。学校は児童の良い面を伸ばす声かけを行い、問題行動の軽減を図った。

④経過観察・成果

保健師と連携したことで、母親は落ち着きを取り戻し「思いつめることがなくなった」と発言している。生活保護受給を考えていたが、内職で収入を得て生活を立て直し始めた。家庭内が落ち着いたことで本児の問題行動は軽減し、勉強に取り組む姿勢を見せているが、引き続き見守りを続けている。

西宮市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ S S Wの更なる資質向上に向けて、月1回 S S W連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。また、社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に6回のスーパーバイズを受けた。
- ・ S S W連絡会議では、それぞれの S S Wが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。また、スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方や校内コア会議の進め方、ヤングケアラーや保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 校長会や生徒指導担当者会等で、西宮市スクールソーシャルワーカー派遣事業実施要領に基づき、趣旨や勤務形態、職務内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 西宮市教育委員会 学校保健安全課 学校問題解決支援チームの一員とし、市内各中学校区に拠点校配置した。学校だけでは解決が困難な事案に対して、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 教職員との円滑な協働体制の確立のため、教職員に対して更なる制度の周知や理解が必要である。
- ・ 様々な環境要因からくる不登校や、連絡が取りにくい家庭の増加、虐待やネグレクトが疑われる家庭や保護者が学校の取組みに理解を示さない事案の増加が顕著である。また、発達に特性が見られる児童生徒の増加も原因となる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ S S Wと教職員とのより良い協働体制の確立に向けて、事案に対する S S Wを含む組織的な学校体制づくりと福祉担当部署等、関係機関との積極的な連携を図った。さらに、S S Wの資質向上に向けた研修機会の更なる充実のため、各校で開催される生徒指導部会や教育相談部会等への積極的な参加、助言を行った。
- ・ 生徒指導担当者会等で、趣旨や活動内容、学校現場からの派遣要請等について説明を行い、S S Wの役割や活用、教職員と S S Wとの協働について更なる周知を行い、その機能や役割について理解を深めた。

③成果

- ・ 管理職とともに生徒指導担当者や教育相談担当者も S S Wへの窓口となり、様々な事案の早期対応に向けて初期段階での介入を図ることができた。また、関係機関との迅速な連携や保護者との連絡や相談を S S Wが担うことにより、教職員の負担軽減につながった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/1回あたり 7.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

数年前に父子家庭となり他市から転入。転入前から不登校と引き継ぐ。昼夜逆転しており、転入後も気が向いた時に登校。登校しても教室で１時間過ごすことが難しく、廊下に出ていく。登校日数が少ないため同年代の子との関わりがほとんどなく、大人との関わりを求める。父は仕事が忙しく連絡がつきにくいので欠席連絡も入らない。姉が中学校に進学したため、家庭での様子も見えにくい。

②学校内での方針の検討

ケース会議開催。本人が安心して登校できるよう教室外での居場所作り。通級・別室・保健室・放課後登校・オンライン等を提案する。まずは週１回登校を目指す。電話連絡・家庭訪問を実施。本人の興味関心を知り、登校を促せる材料収集。

③支援の実施

家庭訪問を繰り返し、無理強いをしない程度に登校を促す。居場所については通級、サポートルームに興味を示す。個人懇談を別日で設定し父と今後について話せた。

④経過観察

家庭訪問では本人と会える。起床後時間が経っていればよく話す。知らない人とは話せない、クラスには昨年一緒にいた子がいるから話せる、絵を描くことが好き、勉強は嫌い等一人で話すが、言葉に詰まったり、出てこなかったりする。父とはつながりにくい、協力の意思はある。

（３）成果

朝からの登校は難しいが、週１～２回給食前に登校することが増えた。登校した日は帰宅後、父に学校で楽しかった様子を自分から伝えている。自然学校は父に送ってもらい、途中から参加。運動会、音楽会は練習には参加できなかったが本番は朝から登校し参加できた。関わることで本人の課題、家庭の様子も見えてきた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/1回あたり 7.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

R6年7月頃、仲が良かった女兒2人のもめ事が発生。その事案以降お互いの行動を非難しあい、対応に苦慮したケース。

②学校内での方針の検討

学校は当初から担任含め管理職が中心となり丁寧に対応していた。双方の聞き取り、保護者との共有、児童への指導など時間をかけ話し合いを重ねていたが、欠席が続いていた児童の保護者が高圧的な態度で要求や改善を求め続け、対応する教職員が疲弊し休職する教員も複数出ることになった。しかし学校は市教委と協働しながら、丁寧に対応し続けることを方針としていた。

③支援の実施

SSWは経過を確認しながら学校を訪問し、クラスの様子や教職員との共有、ケース会議に参加するなどをおこなった。常に学校や市教委と共有しながら、アンケートの実施、内容をもとに児童面談、調査の集計、保護者との面談同席などをおこなった。

④経過観察

保護者の訴えをもとに聞き取り調査、結果の報告など対応しながら、欠席が続いている児童の不登校対応も実施するが、保護者の求める内容と実際に出来ることに違いがあったことなどから、さらに不信感が高まる場面もあった。ＳＳＷは、保護者対応を繰り返している教職員の疲弊度が増してきていることに対し、話を聞きエンパワメントしつつ、欠席続いている児童へのアプローチ方法などを学校と検討・実施し続けた。

（３）成果

学校は市教委の助言を受けながら、丁寧な対応を学校全体で継続しつづけた結果、保護者の意識の変化、児童も少しずつ自分の気持ちを言えるようになり登校出来るようになった。登校した際の見守り体制を卒業まで継続し卒業式にも参加することが出来た。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（年 48 週・週 1 回/1回あたり 7.5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

幼児のいる母子家庭で以前より他のきょうだいへの暴言・暴力で要対協にも挙がっている。母がきょうだいの在籍する小学校でＳＣに育児のしんどさを訴え、支援サービスについて相談したいとＳＳＷにつながる。

②学校内での方針の検討

母の精神不安定さが児童たちの行き渋りや生活態度に影響があることを踏まえ、登校支援や母の相談できる場としてＳＣの紹介や母の信頼できる学校内での支援者との情報共有を行いながら児童たちの見守りを行っていた。

③支援の実施

母とＳＳＷが面談し、家事支援サービスの紹介を行い、希望された支援の利用調整を行う。利用開始後も定期的に母と連絡を取り様子を聞き取り、学校、関係機関ともその状況を共有し、気になる情報があれば要対協事務局とも共有しながら対応を検討した。

④経過観察

ＳＳＷより定期的に話を聞く中で時々子供たちに手が出てしまうという発言もあり、その都度抑止や対応のアドバイスをしながらかんわりを継続。家事支援サービスが入りきょうだいたちと遊んだり、家のことをしてもらうことで母の精神状況も少しずつ安定してきた。

（３）成果

家庭に家事支援の支援が入ることで母に気持ちの余裕が生まれ、落ち着いて子どもたちと関わるできるようになってきた。家事支援を行っている事業所の親子の居場所にもつながり、母が気軽に相談できる場や人が増えることで母の不安感に早期に気づくことが出来るようになった。きょうだいたちも遅刻はあるが登校はできており学習や活動に取り組んでいる。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 48 週・週 1 回/1 回あたり 7.5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

年度途中の転入ケース。家族は父、母、本児、1 学年下の弟、就学前の妹の 5 人。本児は特別支援学級在籍、弟は前籍校で不登校ということで要支援の家庭であると当初からみられていたが、転入後数ヶ月経過する頃から、父から本児、弟への暴力、本児の盗癖や諸費の滞納等数々の問題が表出してきたことから S S W に相談がある。

②学校内での方針の検討

家庭内の状況の把握が必要なため、S S W が保護者とつながるとともに、学校、S S W、要対協事務局が連携して本家庭への支援体制を整えていくことを確認した。学校では本児の特性を把握したうえで見守り体制を整えることに努めた。

③支援の実施

本児の盗癖がかなり深刻であることが徐々に判明する。また、保護者も支援の必要な状況（養育能力が低く、金銭管理もできていない）であり、本児の療育のための受診に付き添い、福祉のサポートを受けるための手続きも支援しながら行った。学校の諸費の支払いも滞るため、事務職員と連携して何とか対応した。

④経過観察

本児の万引きが続いたこと、母の下着を盗ったことが判明し母に殴られたことで、本児は一時保護された時期もあった。自宅引き取り後、放課後等デイサービスの利用や計画相談を利用することで、本児のサポートをする関係機関を増やし、見守り体制をさらに強化した。しかし、今度は放課後等デイサービスの諸費の滞納が判明し、保護者と関係機関がまめに連絡をとりあって対応する。そんな中、父が仕事を辞めたことで生活保護の支給が開始される。

（３）成果

滞納の問題についてはまだ対応中であるが、本家庭への生活保護の支給が決定したことで、支援体制の中に生活保護の担当者も加わった体制をつくることが検討されている。そのことによって、本児の非行について丁寧に対応できるようになる。今後も関係機関が連携して対応していく必要がある。

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 約 800 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

教育相談アンケートと担任の聞き取り。懇談会にて母親から話を聞く。

②学校内での方針の検討

生徒指導部会で検討し管理職と共有。校長・生徒指導・担任・S S W によるケース会議。母親、S S W が面談し状況把握をする。

③支援の実施

兄弟について児童デイや計画相談事業所への繋ぎ。市の相談窓口部局と共有し、家事支援ヘルパー等の導入。

N P O の配食サービスの案内。訪問看護師による見守りと支援。

④経過観察

S S Wや相談員の定期的な訪問によるモニタリング。サービスに期限がある場合など、それに代わる支援の検討を継続して行った。学校では遅刻や学習の状況、友達関係を注意深く見守り。S S Wと生徒指導が月 1 回情報共有。

(3) 成果

兄弟の支援が整い、小学生が家事を担うことがなくなった。母親が動ける時間が出来たため、相談や行政手続きなど、これまでしたくてもできなかったことができるようになった。小学生たちは放課後、友達や先生と一緒に遊んだり勉強したりし、活動の幅が広がった。

奈良市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・個別ＳＷを９回行い、グループでのＳＷを年間２回行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ＳＳＷの役割や業務、活用方法についてのガイドラインを策定し、全教職員がいつでも確認できるようデータでの共有を行っている。
- ・学校の生徒指導担当の教員を対象にケース会議の重要性や具体的な進め方について研修を行った。
- ・ＳＳＷを配置した学校には、指導主事とＳＳＷが学校に出向き、配置についての説明並びに研修を行った。
- ・市内の小・中学校それぞれの生徒指導部会にＳＳＷ自らが参加し、職務や役割について周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ＳＳＷの１名を小学校２校に、もう１名を施設一体型小中一貫校に配置した。
- ・配置校以外については、教育委員会事務局に配置している派遣型ＳＳＷで対応した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ケース会議の必要性について徐々に学校に浸透し、ＳＳＷを交えたケース会議の実施件数は増加しているが、学校間に意識の差があり、ケース会議の意義や進め方を理解していない学校が散見される。

②課題解決に向けた取組内容

- ・研修の対象者を生徒指導担当者から管理職に広げ、ケース会議の意義や進め方について理解を深めるための研修を行う。
- ・学校から生徒指導事案の相談を受けた際に、積極的にケース会議の実施を提案し、効果や必要性を実感させる。

③成果

- ・配置型については、年間を通して勤務することで学校の様子を詳しく知ることができたこと。
- ・教職員と人間関係が構築され、ＳＳＷへの相談がしやすくなり、ケース会議の実施に向けてスムーズに進められたこと。
- ・派遣型については、学校のケース会議に参加することで福祉的な視点から提案したり、様々な関係機関とのつながりを支援したりしたことで、学校のＳＳＷに対する信頼感が高まったこと。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜いじめ・暴力行為＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 252 名

③スクールソーシャルワーカー配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）

配置方法（ 年 30 週/週 1 回/ 1 回あたり 7.75 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・周囲と同じタイミングで気持ちを切り替えることが難しく、思い通りに行かないと暴言・暴力が止まら

ないため、目を離せない状況であると担任からＳＳＷに相談があった。

- ・担任によると、保護者に児童の様子を伝えているが保護者の問題意識が低く危機感を持っていない、とのことであった。
- ・本児の振る舞いや発言がクラスメイトに大きく影響している状況もあったことから、今後の対応を考えるためＳＣと学童保育支援員も含めたケース会議を実施することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・人を馬鹿にするような言動は徐々に減ってきているが、暴力を振るう状況を楽しいと答えるなど、情緒面に課題がある。
- ・本児は個別で接すると素直に話を聞き行動できる時もあるため、個別対応を中心に支援を充実させる必要がある。
- ・本児の特性、関わり方を理解するため、保護者と本児をＳＣにつなげる。
- ・通級指導教室で、安定した情緒で過ごし学習できるようにする。

③支援の実施

- ・ＳＣの助言のもと本児に感情の学習を行った。
- ・支援を進める中で、共感する力を身に付けることが必要であると分かった。
- ・通級指導教室では、心の安定した時間を過ごせるよう対応した。
- ・クールダウンの時間を作ることにより自分で考えてから話をするよう支援した。

④経過観察

- ・休み明けは本児の情緒が安定しない事が多いため、担任が意識的に声かけを行い、注意深く様子を見守るようにした。
- ・感情が落ち着かない時には、別室での見守りのもと過ごすことで、少しずつ暴言や暴力も落ち着いてきた。

(3) 成果

- ・ケース会議での見立てをもとに、ＳＣとＳＳＷで連携し担任を支援する体制をつくることで、本児の暴言・暴力を少しずつ落ち着かせることができた。
- ・感情の学習を行うことにより心の安定を図る取組は他の児童にも活用できると考える。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 417 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 52 週/週 1 回/ 1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・「終日学校で過ごすのが辛い。」との理由から本児が学校で過ごす時間を 1 時間目から 3 時間目までにさせたい、と母親から担任に連絡があった。
- ・その後、本児は体調不良を理由に欠席する日が続き不登校状態となった。
- ・母親との連絡が取れない状況が続いたことから、担任からＳＳＷに相談がありケース会議を実施することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・担任の困りごとを管理職や学年主任と共有し、今後の対策について協議した。
- ・母との連絡手段を電話からメールに切り替えることで連絡を密に取り、登校できる環境を共に考え取り組むことになった。

③支援の実施

- ・担任と母親とのメールのやり取りを通して、集団で過ごすことに対して本児が苦手意識を持っていることがわかってきた。
- ・個別対応の時間や本人の居場所を学校内に用意し対応できるようにした。
- ・通級指導教室で授業体験の機会を設定し、本児の様子を母親に参観してもらう機会を設けた。
- ・学校の長期休みに学習保障の時間を確保し、担任以外の教員とも関わられるようにした。
- ・母親が小学校に本児の送迎で来校した際、担任や養護教諭が積極的に声をかけ、母親が悩みを抱え込まないよう配慮した。

④経過観察

- ・定期的に本児のモニタリングを行い、本児が学校で安心して過ごすことができるようサポート体制の軌道修正を行った。
- ・通級指導教室での学習を受けるようになった。

(3) 成果

- ・母親との連絡手段を工夫することで、母親と本児のサポート体制について相談することができるようになった結果、本児が登校できる日が増えた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 252 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 30 週/週 1 回/ 1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本児は外国にルーツがあり日本語指導を受けている児童である。
- ・日本語指導員が授業中に本児の顔のケガに気付き、本児に尋ねると母親から物を投げられた旨の訴えをしたため児童相談所に通告した。
- ・このような経緯から、学校での対応についてケース会議を行い対応方針について検討することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議の中で、生活のリズムの変化から、本児が母親からの注意を引くような言動が現れていたのではないかと見立てをした。
- ・母親は日本に頼れる人がいない状況であり、母親と学校とで言語を通じての意思の疎通が難しい状況であったことから、母親の知人に通訳をお願いし母親と学校とで話をする時間をつくれるようにした。

③支援の実施

- ・母親との面談が可能になったことにより、母親が育児に疲れている状況が分かってきた。

- ・福祉サポートについての情報提供の必要性を管理職から関係機関に共有した。
- ・関係機関とつながることにより、本児も落ち着いて学校生活が送れるよう働きかけた。

④経過観察

- ・母親と学校との関係を築けるよう連絡を取り、話す時間を設定することにより継続的に見守りを行う体制を整えることができた。

(3) 成果

- ・SSWが福祉の関係機関について教員からの疑問を解決することにより。学校でできる範囲の支援について考え対応することができた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 431 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・遅刻して登校してくることが増えてきた。
- ・本人の話から食事をあまり取っていないこと、幼い弟の食事の準備をしていることがわかった。
- ・また、家にお金がなく、節約しないといけないという話があった。

②学校内での方針の検討

- ・要対協への通告を行った。
- ・学校へ行き、ケース会議を行い、情報収集、見立てをし、手立てを考えた。

③支援の実施

- ・本児と定期的に話をする場を持ち、本人の思いを聞いた。
- ・要対協で弟が所属している園の情報を収集してもらい、学校に共有してもらった。
- ・保護者と話す機会が持てないが、本児の進路のことを伝えながら、家での様子を聞いた。

④経過観察

- ・家庭が金銭的に困っている可能性があることがわかってきた。
- ・本人の捉え方と保護者の捉え方にずれがあることもわかってきた。

(3) 成果

- ・定期的にケース会議を行いながら、学校で本人への寄り添い方や支援について協議をしていった。
- ・本人の心配を保護者に伝えながら、学校と保護者が協力関係になりつつある。
- ・本人は、登校時間が早くなり、生活や食事が整いつつある。

和歌山市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○研修対象

- ・和歌山市 S S W 9 名及び担当指導主事

○研修回数（頻度）

- ・ S V（大学教授・公認心理師）を招いての連絡協議会（年 2 回）
- ・ S V（臨床心理士・公認心理師）を招いての事例研修会（年 4 回）
- ・ S V（公認心理師・精神保健福祉士等）を招き、スキル向上目的の研修会（年 2 回）

○研修内容

- ・現場の教職員や市福祉職員とともに、今年度の成果と課題をもとに、次年度への有効な活用について協議し、大学教授より効果的なスクールソーシャルワークについての助言と指導をもらう。
- ・家庭環境に課題の多い児童生徒や保護者への支援方法について、S V（大学教授や臨床心理士等）にアセスメントの方法やプランニング、振り返りなど継続的な支援の在り方の助言・指導をもらう研修（ヤングケアラーに関する内容を含む）。
- ・事例をもとに課題の大きい家庭への適切な支援方法について協議し S V（大学教授・精神保健福祉士等）から助言をもらうスキル向上目的の研修（貧困・虐待に関する報告を含む）。

○特に効果のあった研修内容

- ・連絡協議会において、中学校管理職へのスクールソーシャルワークの普及と S S W のより良い活用方法について助言いただく機会を設けることで現場での理解が深まり、S S W の活用が定着しつつある。加えて、支援内容として、件数の多い「不登校」に関して、効果的なワーカーの活用について具体事例を用いて生徒指導提言をもとに検討することで、より実践的な活用について、理解を深めることができた。

また、ワーカーが実際に関わっている事例について、S V から助言をもらう機会をもつことで、アセスメントの方法や関係機関との連携の仕方等具体的に検討することができ、支援の充実を図ることができた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市独自のガイドラインを令和 2 年より策定。毎年、昨年度の成果や課題を反映し、活用事業体制やスクールソーシャルワークの視点、業務内容、配置校からの効果的な取り組み事例の紹介。年度当初に各中学校・義務教育学校へ配付、また新しく配属された S S W の勤務初日に担当者が学校を訪問し、本市 S S W 活用について学校長に説明等を行っている。

○S S W による研修の実施や教職員の理解促進に向けた取組

- ・S S W に関するパンフレットの配布とともに、教職員向けの「不登校支援のための研修」や「虐待防止に関する研修」及び「ヤングケアラーの理解に関する研修」を S S W が行う等の活動を通して、理解促進を図っている。
- ・小、中学校長会において、随時 S S W の活動について報告や連絡を行っている。
- ・管理職を対象に、年に 1 回「S S W 連絡協議会」を開催し、S V（大学教授）より S S W の有効な活用や効果的なスクールソーシャルワークについての助言・指導により教育と福祉の相互理解を図っている。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・市内の17中学校区、1義務教育学校（全18校区）に配置。
- ・一人につき2中学校区を担当し、校区内の小学校も支援対象である。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

課題

長期化する不登校児童生徒への支援ではSSWが直接関わるケースが増加し、他機関多職種連携等支援の在り方も多様化するに伴い、勤務時間や勤務状況をより活動しやすくする環境整備が必要であり、継続して支援できる体制の構築が必要である。昨年度、継続支援に至らなかったケースにおいて、73%が好転せず終結している。継続支援をすることで、連携先を増やし粘り強く関わり続けることで効果的なソーシャルワークができるのではないかと考える。また、勤務形態上、他のSSWとの交流が少ない現状もあり、資質向上のために連絡協議会やSVを講師に招き事例検討を含めた指導・助言をいただく研修を増やす等、ワーカー同士の交流の場を増やす必要である。また、小学校からのニーズが増加しており、早期支援を進めていくためにも、SSWによる教職員向けの研修実施を積極的に進め、活用の推進を図る必要がある。

<課題の原因>

- ・SSWの業務内容や活用方法について周知され、活用が進んでいるが、活用内容にばらつきがある。
- ・支援内容が多様化する中で、支援に有する時間の確保が難しい。
- ・勤務形態上SSW同士の交流機会が少なく、ケースに対する他の意見を聞く機会が少ないことも資質向上につながりにくい。

②解決に向けた取組内容

- ・ガイドラインによる教職員に向けてのSSW業務内容及び活用についての周知理解に努める。
- ・年度初めにSVを招き、SSWの活用についてや事例検討等を行うことで、より実践的な研修を行い、SSWの資質能力向上を目指す。
- ・年度初めにSSWの活動状況や支援内容等を各学校長に対し、継続して周知する。
- ・成果報告により本事業の「見える化」を図り、SSWが活動しやすい環境整備を進める。
- ・SSWの連絡協議会や研修の機会を確保しワーカーの資質向上に努める。

③成果

今年度も昨年度に引き続き、SSWによる教職員向けの研修実施を促した他、小学校へも積極的に支援の手を広げ、スクールソーシャルワーカー業務の認知・理解・活用を促進することができた。それにより、小学校での関係機関へ繋いだ児童数の割合が増加している。また、他機関との相談件数や校内ケース会議に参加する回数も増加しており、活動回数における好転件数の割合も12%から15%に増加する等校内での活用や他機関との連携についても活用が進んでいる。継続的に支援を続ける事で好転するケースが増えてきているため、来年度は継続支援につなげるため、アセスメントに基づいたプランニングができるようワーカーの資質向上に向けた研修や、引き続き教職員向けの研修等を積極的に行いたい。令和7年度もこうした活動を継続的かつ定着していくことを目指し、より改善につながる具体的な指標を設定し効果を測定していきたい。

【2】対応事例<令和6年度>

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 630 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 30 週 / 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

担任から気になる生徒として相談を受ける。

事例

本生徒は小学校時代に発達障害の診断を受けて、医療機関や福祉サービスを受けている。保護者は本生徒に対して高度な要求するが、そのことにより関係が悪い。また、本生徒の行動に対し、保護者の厳しい対応や発言がある。

②学校内での方針の検討

- ・保護者と SSW が繋がる
- ・本生徒はカウンセラーと繋がり、本生徒の話聞ける信用できる大人を作ること
- ・各機関での情報を得て学校と共有していく

③支援の実施

- ・各関係機関（福祉・医療）と学校でケース会議を実施し、これまでの情報共有と今後についての方針や対応、役割分担を決め意見統一を図る。
- ・主治医から診察時の本生徒の様子や状態などを聞き、SSW が担任や関係機関に共有を行う。学校での変化があれば SSW が各機関に本生徒の様子、特に保護者の精神的な状態などの様子を見てもらうように依頼する。

④経過観察

- ・SSW と面談をした情報を保護者の了承のもと各関係機関に共有を行い、家族の状態がどのようになっているのかを伝え、変化等がないか見てもらう。
- ・本生徒の行動に対し保護者が手を挙げ、現場を家族が目撃する。翌日、保護者から関係機関に相談があり、通告後、定期的な来所面談を実施。

（3）成果

- ・SSW が定期的な面談を実施し相談先を整理することで、保護者の精神的な安定も図れ、精神的なしんどさも減ったことで少し余裕ができた。
- ・本生徒に対して求めるレベルも下がり、身体的な虐待もなくなり、福祉関係機関と繋がったことで虐待をしたという認識を保護者がしたこと。
- ・本生徒も信用できる大人ができ安心感が生まれてきたこと。
- ・学校と各機関が連携をすることにより、家庭の状況が分かり支援がスムーズになり、支援の統一が図れたこと。
- ・今まで本生徒の問題等の対応について家庭内で役割分担がなされたことで、保護者の精神的負担が減ることと本生徒に対する対応も変わり家族関係も改善傾向がみられる。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 136 名

③スクールカウンセラーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年28週/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校に訪問した際、管理職から本児の生活状況が心配であるとの相談を受ける。

事例

本児の家庭は、単身家庭。保護者と中学生の兄と未就学児の妹弟と同居生活。経済的に困窮している。

本児は家の鍵を持たせてもらえないので、家族が返ってくるまで家に入れない状況。また、水筒等を持たせてもらえない時も多く、下の妹弟を保育園に送迎していることもある。

すでに福祉関係機関が関わっている。保護者の情緒は不安定で話を聞いてもらいにくい。

②学校内での方針の検討

学校は兄が通う中学校や関係機関と連携して、本児が学校生活を安心して送れるよう状況の改善を訴えていく。現在、本児が学校で安心して過ごせるように、家族の帰宅が遅くなりそうな時はできるだけ学校内で過ごせるようにしている。

③支援の実施

小学校の管理職の相談を受けて、関係機関に支援状況を聞くと、小学校と同様、保護者にはなかなか話を聞いてもらえないとのことであった。関係機関が家庭に食材支援を行っていることもあり、保護者と関わるができることが分かり、今後学校と情報を連携していくこととなる。中学校管理職にも兄の状況を注意して見守って欲しいことを伝え、今後も連携して支援していく方針を確認する。

④経過観察

定期的に小学校に訪問し、本児の状況を確認する。学校と関係機関と定期的に連携し、家庭の状況を共有している。学校では本児の話を傾聴しながら、見守り支援を継続している。

中学校も兄の状況を注意して見守っている。

(3) 成果

関係機関が食材支援をしながら、保護者の気持ちに寄り添いながら支援していると分かり、情報を共有し支援できるようになった。今後は妹弟の通う保育園とも連携して家庭への支援を進める予定。

鳥取市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【目的】

児童生徒及び家庭が抱える課題への対応の充実に向けて、ＳＳＷに必要とされる専門的な知識や技能についての育成及び資質の向上を図る。

【研修回数】

①市教委内研修（計１７回） ②県教委主催研修（年９回）

【研修内容】

- ①９名のＳＳＷが学校巡回訪問を行い、困り感のある児童生徒や家庭の支援についてのケース検討
- ②市が認定しているフリースクールへの現地視察研修や関係機関（児童相談所や市こども家庭センターを中心とする福祉部局や専門機関、LD等専門員等）との連携のあり方等
- ③ＳＳＷの職務内容の理解、性的虐待、性的被害・加害の現状と支援、弁護士からの法律知識や学校におけるリスクマネジメント、有識者からの学校における子どもの育ちを支えるつながり、チーム学校による子どもアドボカシーの実践講義等

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷの職務内容について、市教育行政懇談会や校長会連絡で周知した。また、ＳＳＷが各中・義務教育学校区への巡回訪問を行い、年度初めの訪問でＳＳＷの職務内容を説明したり、定例会議や支援会議に参加したりすることで、教職員への周知を図った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・配置人数を９名とし、２名を統括ＳＳＷ、統括補佐ＳＳＷとして庶務及び研修の立案、ＳＳＷの相談支援等に当たる。
- ・ＳＳＷ９名が市立各中・義務教育学校区を定期的に巡回訪問し、配置先である市総合教育センターでケースを持ち寄り、複数のＳＳＷや指導主事で支援方法についての検討を行っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・困り感をもつ児童生徒の背景や要因が多様であり、支援ニーズも多岐に渡るため、ＳＳＷの専門性が求められることが多くなっている中、福祉サービスや地域資源の情報を収集したり、関係機関等の現地研修をしたりする時間の確保が難しい。
- ・ＳＳＷの職務について、教職員はもちろん、児童生徒や保護者に周知を図る必要がある。教職員に対してはＳＳＷの活用方法について、支援会議等の事例を研修等で具体的に示しながら理解を深める必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・指導主事や統括ＳＳＷ、統括補佐ＳＳＷを中心にしながら、複数のＳＳＷでケースの情報共有や支援に対する作戦を練った。
- ・毎月の市ＳＳＷ連絡協議会にて、福祉部局をはじめとする関係機関や福祉サービス等の情報共有を行った。
- ・ＳＳＷ９名が初回訪問でＳＳＷの職務について管理職へ説明したり、市主催の教育相談コーディネーター研修の事例演習を通して教職員へ周知したりした。

③成果

- ・ＳＳＷ９人で年間の学校訪問約１０００回、ケース会議等への参加約３２０回、保護者・児童生徒への面談約１００件等、ＳＳＷの活用が増えてきており、個々の状況に合わせて関係機関へのつなぎや福祉サービスの情報提供等を行い、家庭を含めた支援を進めることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（小学校） ②児童生徒数 小学校300名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
- 配置形態 （巡回方式） 配置方法 （年12週/週1回/1回あたり1時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・多子世帯であり、兄弟で不登校である。担任による家庭訪問では、本児たちが生まれたばかりの赤ちゃんをだっこするなどの世話をしていることが多く、登校できない背景に保護者の養育が困難な状況やヤングケアラーが疑われていたため、SSWに相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・家庭内での母の発言力が強い傾向から、教職員以外で母とつながる人を作ること、そして、母の承諾があれば、SSWが自宅へ子どもたちを迎えに行けば登校する可能性が高いことから、現在の本家庭に関わる関係機関との情報共有を行い、個別の支援会議を開いて支援方法を検討することにした。

③支援の実施

- ・統括SSW及び担当SSWが本家庭に関わる福祉部局や教職員から情報を収集し、母とSSWが自宅にて面談を行うことができた。多子の養育を担う母のがんばりを称賛しつつ、本児たちと一緒に登校する手伝いをする 것을提案すると、週に1回SSWが迎えに来ることを承諾された。3月という年度末ではあったが、3回家庭訪問を実施した。その結果、弟は1度ではあったが、一緒に登校できた。

④経過観察

- ・今回を通して、母とSSWがつながることができたので、令和7年度も引き続き、SSWと教職員で家庭へのアプローチを続けている。登校できている日は少ないが、月に数日は登校できている。

（3）成果

- ・SSWが直接、家庭へ関わるできるようになったことで、今後も登校支援ができる環境になりつつある。また、複数のSSWが関わることで、SSWが行う登校支援が継続的に実施でき、その支援を軌道に乗せることができた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（中学校） ②児童生徒数 400名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
- 配置形態 （巡回方式） 配置方法 （年12週/週1回/1回あたり1時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・校内いじめ防止対策委員会にSSWが構成員として参加し、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒に対しての指導・支援を情報共有し、校内のいじめ対応について検討を行うことになった。

②学校内での方針の検討

- ・いじめを受けた及び行った生徒それぞれが関わっている関係機関や専門家からの支援の状況を確認した。また、いじめを許さず、生徒が安心できる学校づくりに向けて、校内のいじめ防止対策を見直した。

③支援の実施

- ・生活アンケートをより生徒の気持ちを拾い上げる内容にしたり、アンケート後、迅速かつ生徒個々の状

況を丁寧に組織的に確認していく対応にしたりするための助言を専門的な立場で行った。

④経過観察

- ・ S S Wが学校訪問の際には、これまで学校が認知しているいじめに関係する生徒を継続的に直接、観察し、学校での対応状況を確認して、その都度助言をした。

(3) 成果

- ・ S S Wが定例的に校内いじめ防止対策委員会に参加し、個々の生徒への指導・支援の状況を確認したり、学校が行っているアンケート等の取組を専門的な立場で助言したりすることで、多角的な視点を伝えることにつながり、校内いじめ防止対策をよりよいものにする機会となった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（小学校 ・ 中学校） ②児童生徒数 小学校 170名 中学校 600名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 （巡回方式） 配置方法 （年 12週/週1回/1回あたり1時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 兄（中学生）は不登校、妹（小学生）も不登校傾向である。妹は教職員の迎えがあれば、別室での登校ができる日もあったが、自宅はゴミが散乱しており、衣服からは異臭がある状況から、不登校の背景にはネグレクト等が考えられた。このような状況から学校が S S Wへ相談した。

②学校内での方針の検討

- ・ S S Wが妹の登校支援時のときに家庭生活状況を確認し、不適切な養育環境の実態をつかみ、福祉部局の関与の必要性を各関係機関に働きかけ、要保護児童対策地域協議会個別の支援会議を開催することになった。学校だけでなく福祉部局との連携を図り、役割分担をしながら支援の効果を上げようと考えた。

③支援の実施

- ・ 中学生について教職員も出会うことができないため、まずは福祉部局が家庭訪問を行い、安否確認を行った。そこで、保護者との面談を実施し、学校と連絡がとれるようにすること、中学生と定期的に会うことを約束した。また、小学生については地域の方と交流があったため、保護者の承諾のもと、教職員や地域の方が送迎をし、登校後は別室にて学習保障を行った。

④経過観察

- ・ 教職員や関係機関、地域の方が兄妹に会うことができ始めたが、その後、虐待が疑われる事案が発生し、通告のもと、本児たちを一時保護し、保護者への経済的な支援を含めて、施設に入所することになった。

(3) 成果

- ・ 本家庭へ関わる人を増やし、有事の際の対応について事前に学校や各福祉部局が共通理解を図っていたため、情報集約ができ、支援のタイミングを外すことなく施設入所をすることができた。入所後は保護者のそばに同行支援できる方がおり、生活環境が改善されたこと、施設入所による転校があったことから、兄妹が登校できるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（中学校） ②児童生徒数 350名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 （巡回方式） 配置方法 （年 12週/週1回/1回あたり1時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本児は普段は小食であったが、給食のおかわりを行うなどの変化に担任が気づき、両親と面談を行った。両親は生活困窮を訴え、読み書きができなく、福祉サービス等の申請ができないと困り感を学校に伝え、SSWが家庭支援を進めていくことになった。

②学校内での方針の検討

- ・福祉サービスを導入し、経済的な安定を図ることで、本児の不安を軽減し、安定した登校を目指す。

③支援の実施

- ・SSWから福祉部局へ情報提供を行い、関係機関職員が自宅へ訪問した。緊急の支援として食糧支援を実施し、保護者への同行支援を行いながら福祉サービスの申請を行うことになった。

④経過観察

- ・福祉部局と学校、SSWが情報共有を行い、現在も本児及び本家庭の状況を確認している。現在は福祉サービスが受理され、転居することで生活が安定しつつある。

(3) 成果

- ・学校からの情報を早期に関係機関に情報提供をすることで、福祉部局の職員が直接、本家庭に関わり、福祉サービスへの申請を支援することで深刻な困窮状況を回避することができた。その結果、本児は不安ではあるものの登校日数は増えつつある。

<家庭環境への働きかけによる支援>

(1) 学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 50名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 （巡回方式）

配置方法 （年12週/週1回/1回あたり1時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本児が進級後、突然、欠席が増えた。不登校傾向になっている要因究明のため、学校と養育の中心を担う祖母と面談する際にSSWに同席を依頼された。

②学校内での方針の検討

- ・養育の中心を担う祖母との面談を通して、家庭の状況を確認し、本児の不登校傾向の要因を探る。

③支援の実施

- ・祖母との面談を実施する中で、同居している家族で介護が必要な状況があり、家庭の収入が少なく、生活困窮であることが分かったため、SSWが祖母へ地域資源である子ども食堂や福祉サービス、関係機関の情報提供を行った。祖母との関わりを通して、SSWと保護者との面談を実施した。紹介した専門機関に本児と保護者がつながることができ、本児は愛着不足が疑われる傾向がみられることが分かった。そのため、継続的に本児と保護者に対してコミュニケーションを高める支援を行うことにした。

④経過観察

- ・定期的に祖母を中心にSSWが面談を実施し、関係を構築していった。面談を通して、経済的な支援と愛着に関する課題への支援の状況を確認し、本児を取り巻く家庭環境を整えることに努めた。

(3) 成果

- ・祖母や保護者が相談をできる人ができたこと、そして、その困り感を話すことができたことから関係機関や福祉サービスを通して、家庭環境が本児にとってもよい方向に変わりつつある。何より家族がよりよい家庭環境に向けて共通の取組ができ、協力し合う関係になりつつある。

松江市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①研修内容 ・松江市ＳＳＷ活用事業の取組について ・配置校区内での活用の仕方について
・各校区内における支援状況について ・市内の不登校、問題行動について
・効果的なスクールソーシャルワークについて ・ヤングケアラーについて ・事例検討
- ②実施時期等 ・松江市主催の連絡協議会（１回・４/４）、研修会（３回・７/１７、９/２５、１/８～１/２８）
- ③その他 ・島根県主催の連絡協議会及び研修会や、他機関主催のＳＳＷに関連する研修会について参加（任意）できるよう情報提供を行った。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

拠点校型配置中学校及びその校区内小学校の担当者に対し、説明する機会を設けた。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点とする中学校区で支援にあたる拠点校型ＳＳＷ（７人）と、学校長からの要請を受け市教委が派遣する派遣型ＳＳＷ（４人）の配置体制をとっている。拠点校型ＳＳＷを派遣型ＳＳＷとして派遣することも可能としている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

ＳＳＷ活用事業についての各校への周知不足による、配置中学校区内の小学校における更なるＳＳＷの活用

②課題解決に向けた取組内容

配置中学校区内の小学校を連絡協議会の参加対象とし、本事業についての周知及び理解を進めた。また、ＳＳＷが関わった好事例についても各種研修等で紹介するなどし、効果的な活用について周知を図った。

③成果

・ＳＳＷによる支援対象人数…２２０人（＋５７件） うち、小学生…１３４人（＋４３人）

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数７５０名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年３０週/週２回/１回あたり２時間）

（２）対応内容

①課題の発見

中学校１年生の途中から中学校３年生まで学校に全く登校することができず、教員も会うことが難しい生徒。中学校卒業後の進路志望についても学校は把握できていなかった。本児の思いを確認することについて、ＳＳＷ担当教員からＳＳＷに相談があり、関わることとなった。

②学校内での方針の検討

校内での協議により、まずはＳＳＷが保護者から本児の様子を確認することとなった。

③支援の実施

ＳＳＷが家庭訪問をして、初回は保護者から話を聞いた。可能であれば次回からは本児とも会いたい旨を保護者から本児へ伝えてもらった。その後、訪問を繰り返し、ＳＳＷは本児と会うことができ、将来の思いや進路志望について確認することができた。また、本児からもＳＳＷに調べてほしいことなどを聞くなど、相談等の支援を行った。

④経過観察

ＳＳＷが本児の思いをしっかりと聞いたことで、本児自身が進路について考え、選択するようになった。進学希望先を自己決定し、合格することができた。本児自身がＳＳＷに対し、「上級学校でやり直したいし、行けなかった学校生活を楽しみたい」と話した。進学後、順調に通学できていると保護者からＳＳＷに話が入っている。

(3) 成果

ＳＳＷが継続支援や教員への助言等の支援を行った不登校または不登校傾向の児童生徒数１５０人うち、ＳＳＷが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数８５人

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数１００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年３０週/週２回/１回あたり２時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児は教室に入ることが難しく、思うようにいかなければ暴れることが多かった。学校は保護者との連携をとろうとしたが、なかなか協力が得にくかった。教員への暴力だけでなく、友人に注意されたことに腹を立て暴力行為をはたらくこともあった。

②学校内での方針の検討

関係機関も交えたケース会議により、医療受診の必要もあることを確認。校内のケース会議で役割分担し、加害側への対応をこれまで対応していた担任だけではなく、ＳＳＷも入って行うこととなった。

③支援の実施

ＳＳＷが保護者に支援を行いながら関係を築いた。保護者と本児が医療受診する際に同行し、医療へつないだ。また、面談を通して、いじめに関する保護者の理解を深め、学校の協力が得やすくなるようにはたらきかけた。

④経過観察

本児は医療受診や校内での居場所の整備等の結果もあり、以前より落ち着いて学校生活を送るようになった。

(3) 成果

いじめに関連した問題に対し、ＳＳＷが支援を行った児童生徒数１９人
うち、ＳＳＷが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数１２人

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 30 週/週 2 回/1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

家庭内での事情により、市外より転入した生徒（不登校傾向）。保護者は転入前の自治体で児童相談所等の関係機関とうまくいかず、支援が入りづらかった。また、本児は兄弟に比べて保護者から差別的扱いを受けていると感じていた。

②学校内での方針の検討

校内でケース会議を行い、定期的に S S W が保護者と面談を行いながら支援を行うこととなった。

③支援の実施

S S W が保護者と関係を良好に保ちながら、発達特性のある本児との関わり方について説明をしたり、不登校についての保護者の相談先を紹介したりするなど、保護者支援を中心に行った。また、ショートステイ等の福祉サービスを受けることについても S S W が相談に乗り、保護者は関係機関ともつながることができた。それに伴い、保護者の状態も安定。

④経過観察

S S W の関わりもあり、保護者は本児の部活動や学校行事等での頑張りについて認めることができるようになるなど、本児に対する関わり方に変化がみられるようになった。

(3) 成果

児童虐待等の家庭環境の問題に対し、S S W が支援を行った児童生徒数 115 人

うち、S S W が関わったことにより、状況が好転した児童生徒数 54 人

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 30 週/週 2 回/1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児は不登校傾向であり、朝食が家で用意されていないことや、身なり等の衛生面、家庭での手伝いを終えてから遅刻して登校する等のことから学校は心配をしていた。また、保護者は経済的理由から、本児の意思に反して児童クラブへの通所をやめるなど、経済的にも苦しい状況のようであった。

②学校内での方針の検討

担任中心の対応では難しいこともあり、S S W が支援に関わることとなった。

③支援の実施

S S Wは経済面及び生活面での市の支援を受けられるよう保護者へ支援を行った。また、本児が登校できないときには、オンラインを用いた学習支援を受けられるよう学校と調整を図った。

④経過観察

家庭に各種支援が入るようになり、状況に改善が見られた。

(3) 成果

貧困の問題に対し、S S Wが支援を行った児童生徒数26人

うち、S S Wが関わったことにより、状況が好転した児童生徒数14人

呉市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）ＳＳＷを対象とした研修の実施状況

- 月に1回程度、市のＳＳＷが集まり、情報交換を行っている。
- 学期に1回程度は、その場に県のＳＳＷも参加し、情報交換を行っている。

（2）ＳＳＷの職務の理解促進に向けた取組状況

- 学校と連携する中で、ＳＳＷを活用すべき事案については、効果的な活用方法を助言し、活用につなげた。

（3）ＳＳＷの配置上の工夫

- ケース会議に参加し学校としての方向性を決めることや、支援が必要な児童生徒の状況や様子を見ながら実際に支援等を行うことで、教職員の負担軽減につなげた。

（4）ＳＳＷの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ＳＳＷのさらなる効果的な活用と周知徹底

②課題解決に向けた取組内容

- 学校と連携を図る中で、事案についての解決策として、ＳＳＷの活用が効果的だと思う場合には、管理職へ伝えた。
- 不登校支援のためのリーフレットを作成し、相談窓口の紹介の欄に、ＳＳＷを記載した。

③成果

- ＳＳＷの活用についての問合せや相談が増えた。
- 実際にＳＳＷにつなげたことにより、事案の解決や福祉等の支援につなげることができた。
- ＳＳＷを活用した学校が、その後も積極的に活用できるようになった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 597 名

③ＳＳＷの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 派遣方式のため、配置方法はない ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 令和5年度の途中から不登校傾向となり、令和6年度の出席日数は10日以下であった。
- ・ 管理職及び担任が、保護者との連携を図り不登校解決に向けて進める中、1学期は母親がスクールカウンセラーのカウンセリングを受けていたが、それも続かなかった。
- ・ 当該児童の変容が見られず、特に母親が当該児童の引きこもりの現状に疲れ切っている。

②学校内での方針の検討

- ・ 家庭訪問に行ってもなかなか会うことができず、スクールカウンセラーとも関係がきれてしまった。
- ・ 新たな方面からの指導や支援をもらうため、当該児童の不登校が少しでもよりよい方向に向かうように、SSWの派遣を依頼し、アドバイスを求める方向となった。

③支援の実施

- ・ 当該児童や母親の話を聞き、家以外の居場所の必要性を感じた。スクールSやフリースクールの見学を提案した。
- ・ フリースクールにはSSWが同行した。
- ・ 兄にも課題があることが分かり、兄も一緒に見学をした。

④経過観察

- ・ 当該児童と兄でそれぞれ気に入ったフリースクールがあった。
- ・ スクールSは見学後、正式に登録をされた。

(3) 成果

- ・ 様々な居場所の提案を行ったことで、当該児童からそこへ「行きたい」という言葉が出たり、久しぶりに笑顔が見られたりしたという保護者からの報告を受けている。

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 163 名

③SSWの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (派遣方式のため、配置方法はない)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 当該生徒は、教室に入れなかったり別室で過ごしたりすることも多く、個別に対応していた。
- ・ 母親とも連携してきたが、対教師暴力事案が生じた際、母親が涙ながらに自分の苦しさを初めて吐露した。
- ・ 父は単身赴任で子育てに無関心。

②学校内での方針の検討

- ・ 子育ては実質的に母親一人が担っており、子育ての相談ができる人も身近にいない。
- ・ 母親を支援できる人材や機関との関係づくりが必要と感じ、S S Wの派遣を依頼し、アドバイスを求める方向となった。

③支援の実施

- ・ 家庭訪問を行い、当該生徒と母親の面談を行った。
- ・ 当該生徒だけではなく、母親への支援の必要性もあることがわかった。
- ・ その後、相談員につなげ、定期的に家庭訪問や学校連携を続けた。
- ・ また、保育所等訪問や訪問看護の支援も入ったことで、課題は浮き彫りになったが、母親自身も当該生徒と向き合う必要性が出てきたことで、しんどい様子もあった。
- ・ 関係機関でケース会議を行い、支援方針について確認を行った。（服薬のルール決め、特別支援学級の見学等）

④経過観察

- ・ 服薬のルールを守ったり、特別支援学級でお試して過ごしたりする機会をとるようになった。
- ・ 母親が職を変え、忙しくなったことで当該生徒と向き合う時間が減り、母子分離ができつつある。
- ・ 卒業後の進路は、通信制を希望している。

（３）成果

- ・ 学校では、ほとんどを特別支援学級で過ごし、暴れることなく情緒的にも安定した。

下関市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

毎月1回、担当指導主事とスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が集まり、情報共有やケース検討、専門性向上研修などを行っている。それぞれが対応しているケースの内容を共有することを通して、SSWの実践力の向上を図ったり、SSWの横の繋がりを強くしたりすることを目的としている。

（研修内容）

- ・市のSSW活用事業についての説明、市主催の研修会案内
- ・BPSモデルを活用したケース検討会
- ・学校、SC、SSWの連携について
- ・児童生徒性暴力等の防止に関する研修（文部科学省動画視聴、意見交換）
- ・ヤングケアラー支援について
- ・SSW活用マニュアルの確認
- ・面接の基本的な進め方について
- ・山口県スーパーバイザー主導によるSSW資質向上指標を活用した振り返り
- ・虐待対応について

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

下関市教育委員会が主催する教育相談担当教員対象の研修会の中で、SSWの役割、関係機関との連携について理解を促した。研修にSSWも参加し、参加教員と一緒にグループワークを行うことで、教員がSSW活用のイメージをもつことにつながった。

不登校や虐待が疑われる事案等について、市教委が学校訪問時にSSW活用の有用性を紹介し、SSW派遣に向けた検討を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

SSWの派遣時間を775時間、その内100時間を不登校の出現率の高い市内2つの中学校において拠点校方式で配置した。拠点校方式の効果は高く、課題のある児童生徒の早期発見・早期支援につながり、SSWと教員が連携して事案にあたることで教員のレベルアップにつながった。

また、学校の規模や地域等は関係なく、対応の難しいケースは随時発生していることから、派遣方式での対応も行った。保護者に外部機関をつなぐことが難しいケースも散見されたが、ケース会議にSSWを派遣しアセスメントを行うなど、積極的にSSWを派遣していくことでSSWの効果的な活用の周知を図ることができた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

暴力行為やいじめ、不登校等、学校が対応している事案は多様化・複雑化している。家庭が抱える課題にアプローチする必要があるったり、学校の指導に保護者が納得しなかったり等、学校だけでは対応できず、SSWをはじめとする外部人材の力が必要なケースは多い。その中で、学校からの派遣要請があった際に対応できるSSWの人員確保と資質向上が喫緊の課題である。同時に、すべてのケースにSSWを派遣することは難しいことから、学校が不登校の未然防止、早期発見に取

り組んだり、教職員のレベルアップを図ったりすることも必要である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・毎月1回開催しているSSWの研修会の中で、スクリーニング、BPSモデルを活用したアセスメントについての研修を行う。
- ・SSWが学校の支援会議に参加しスクリーニングを行うことで、家庭における不登校の未然防止、早期対応につなげる。加えて、教職員のアセスメントの質を向上させ、支援が必要な児童生徒に確実に支援を行えるようにする。
- ・SSWを2人1組で派遣することで支援の質を担保しつつ、実践経験の浅いSSWの実践力を高めることができるようにする。

③成果

- ・令和6年度の下関市の不登校児童生徒数は、令和5年度と比較して80名程度減少した。SSWの活用も、一定の効果があったと考えられる。
- ・BPSモデルを活用したケース検討会において、支援対象者の基本情報と見取りを整理しながら、必要な支援の方向性を見出すことの重要性を確認し、すぐさま実践に活かした。また、実践経験の浅いSSWにとっては、具体的な事例をもとに知見を積むことで、現場をイメージしやすく、効果があった。
- ・SSWがスクリーニングを行い、今後の支援の方向性について教員と共有する機会を多く確保したことで、学校の対応のスキルがあがった事例もあった。
- ・実践経験の浅いSSWと経験豊富なSSWを2人1組で派遣したり、2人のSSWがそれぞれの専門分野を活かして1つのケースに介入したりするなど、ケースに応じて派遣することができた。複数で対応することで、SSWの実践力を高めることにつながった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 160 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 7 週/週 1 回/1回あたり 1 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

前年度から引き続き、令和6年度も登校しぶりや些細なことでの欠席が見られた。保護者は夜遅くまで働いており、本人の登校への働きかけが十分でない部分もあったため、拠点校方式で定期的に学校に入っていたSSWに、学校から相談があった。

②学校内での方針の検討

学校とＳＳＷでケース会議を実施した。ＳＳＷが本人や母親への面談を行い、関係をつくった上で、登校復帰に向けた課題を整理することから始めることを確認した。主に担任とＳＳＷが情報共有を行い、学校と家庭との関係が切れないように、学校も働きかけを継続することになった。

③支援の実施

母親と本人双方の気持ちをＳＳＷが把握した上で、本人への関わり方について母親に助言した。また、父親に関わってもらうよう助言し、母親の困り感を軽減できるように働きかけた。また、拠点校方式として中学校校区にＳＳＷを配置している強みを生かして、本児の様子を進学先の中学校にも共有し、中学校進学後の支援につなげた。

④経過観察

寄り添って相談にのってくれる存在ができたことで、母親の精神的な安定につながった。本人は、徐々に前向きになり、卒業式に向けて少しずつ登校できる日が増えた。

（３）成果

不登校児童生徒数 713 名

うち、ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数 46 名

うち、少しずつであるが、改善傾向が見られた児童生徒数 24 名

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 5 週/週 1 回/1 回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校がいじめを認知し、教育委員会と協力して解決に向けて対応したが、加害児童への不安感から、被害児童が登校できなくなった。保護者もその状況に疲弊しており、保護者と被害児童への支援のためＳＳＷを派遣することになった。

②学校内での方針の検討

学校と教育委員会、ＳＳＷを交えてのケース会議を実施した。被害児童が登校復帰できるための手立てを話し合い、学校や教育委員会は解決に向けて取組を継続し、ＳＳＷはいじめの対応には介入せず、被害児童や保護者の心のケアを行い、登校復帰を目指すこととなった。

③支援の実施

S S Wが、保護者や本人と継続して面談を行い、傷ついた心情に寄り添いながら、前向きな気持ちになれるようにケアを続けた。被害児童保護者は、学校への不信感があったため、S S Wが家庭と学校の橋渡しを行い、少しずつ登校を促した。登校した際には、S S Wが学校で見守りを行った。

④経過観察

被害児童は、少しずつ回復し、学校の別室に登校できるようになった。児童の登校復帰に伴い、保護者の気持ちも安定した。加害児童に対する不安感は最後まで拭えず、いじめの解消には至らなかったが、被害児童保護者の心情に寄り添い、卒業まで丁寧に対応したことは、登校復帰の一つの要因となった。

(3) 成果

いじめ事案で、S S Wが継続して関わっている児童生徒数 8 名
被害児童生徒やその保護者の相談を受け、学校と連携して対応にあたり、事案の解決や、被害側の不安軽減につながった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 10 週/週 1 回/1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

S S Wが定期的に学校に訪問する中で、気になる児童として学校から相談があった。登校しぶりがある本児への対応を考える中で、学校への支払いが滞っている家庭状況に対する支援も必要であると考えられ、S S W派遣につながった。

②学校内での方針の検討

S S Wが家庭に介入し、母親の困り感に寄り添い、必要に応じて福祉のサービスにつなげていくこと、学校は本人支援を行っていくこと等の役割分担を確認した。また、母親との面談だけでなく、本人とS S Wの面談を実施し、本人の困り感がどこにあるかを把握し、登校復帰につながるよう、学校と情報共有を行っていくことになった。

③支援の実施

S S Wと母親が面談を重ね、家庭での生活状況や経済状況、本児の特性等を確認した。S S Wが様々な福祉サービスの選択肢を提案し、母親に同行して丁寧に手続き等を行った。学校とS S Wは密に情報共有を行い、本児への支援方法を学校と一緒に協議した。

④経過観察

家庭の経済状況が安定し、生活が改善した。一方で、母親が仕事に出るようになり、母子分離不安から本人の登校しぶりが起こるなど、新たな課題も発生したが、本児への関わり方をＳＳＷが助言することで、母親が本人に向き合っていくことができた。

（３）成果

母子家庭にＳＳＷが介入したケース等では、子ども食堂やフードバンク等を活用し、家庭支援にあたった。ＳＳＷ同士で情報共有を行い、必要な資源を活用することができた。

高松市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワーカー（以下：SSW）の資質向上により、学校における家庭への支援体制の充実を図るため、高松市 SSW 連絡協議会を年 8 回開催し、その内 6 回で講話や演習等の研修を実施した。令和 6 年度は、「SSW としての心構え」をテーマとした講話及び、「不登校支援について」「身体障害、精神障害、発達障害を抱える児童生徒への支援」をテーマとした事例検討会、高松市社会福祉協議会と連携した演習等、専門的視点から具体的事例について考える機会をもった。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

高松市教育委員会が定期的で開催する園長・校長・副校長研修会及び教頭研修会、教育相談担当者研修会等において、SSW の役割や活用方法について繰り返し周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市立中学校（22校と2分校）の内、18校を拠点校として、全中学校に配置した。また、配置した中学校区の市立小学校及び市立高校についても計画的に派遣できるようにした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

関連機関と連携した件数及び校内教職員と連携した件数において、R5年度は、いずれも効果検証のための指標（500件、2,300件）を上回る508件及び3,267件という結果であった。また、状況が好転した件数の割合が指標の35%を上回る40.5%となっており、SSWの活用の効果が表れていることが分かる。課題としては、児童生徒の問題行動等の背景にある要因が多様かつ複雑に絡み合っている中で、教師、校内の専門職、関係機関それぞれの業務の領域、もっている情報、問題への認識等の相違から、支援方針にずれが生じた際に、それをどのように調整していくか、ということが挙げられる。また、その調整や情報共有を目的としたケース会議等を開催する時間的余裕が不足していることも課題である。

②課題解決に向けた取組内容

そこで、R6年度は、市単独でのスーパーバイザーを1名配置し、市 SSW へのスーパービジョン、事例検討や市 SSW 連絡協議会へのコンサルテーションを実施した。また、市 SSW 連絡協議会では、事例検討を実施し、様々なケースでの支援方針の整理や関係者間の認識の共有を図るとともに、SSW が調整役として関係者間の情報をつなぐことで、チーム支援の実現に向けた取組を進めた。

③成果

児童生徒への支援件数及び家庭や各関係機関への訪問回数、ケース会議の開催回数、関係機関との連携件数、教職員との連携数、SSW が行った研修・講演活動の回数ともに、前年度（R5年度）を上回る結果となった。継続支援対象児童生徒への支援状況を見ると、問題が解決した、もしくは継続して支援中であるが好転した事案の合計が全体に占める割合は、R4年度は40.8%、R5年度は40.5%、R6年度は44.0%となった。SSW への研修等を充実したことや、市単独のスーパーバイザーを効果的に活用したことで、その資質向上に努めることができた。今後は、SSW と教職員との合同研修会を実施し、模擬ケース会を行うことで、様々な立場を理解し連携することの大切さを実体験する機会も設けていきたい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

小学校

②児童数 382名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 派遣方式

配置方法 週1回（1回あたり3時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小3男子児童。2学期に入り、毎朝、母親から登校渋りの連絡が入るようになる。養護教諭が教育相談担当を担っており、母親の困り感を素早く受け止め、初期段階で学級担任と情報共有した。登校することよりもゲームをすることの方が優先順位が高くなっており、本児に対して、母親一人に対応しており、母親はかなり疲弊していた。

②学校内での方針の検討

母親をSSWerにつないで面談をすることで、本児及び家庭の状況を整理して支援策を考える。

③支援の実施

母親との面談を実施した。母親の困り感に寄り添いながら、母親以外の家族など、支援者を広げる可能性を検討した。本児のゲームとの向き合い方については精神保健福祉センターの専門相談を紹介し、SSWが同行した。精神科医から対応の助言を得て、本児及び家族の状況を共有した。

④経過観察

母親一人で抱えていた状況から、祖父母や父親の協力も得られるようになり、本児の気持ちの変化が見られるようになってきた。遅刻の回数も減り、校内でも明るい表情が見られるようになった。

（3）成果

本市で、SSWerが継続して支援した不登校の件数 475件

うち、SSWerが関わることで不登校が解決または好転した件数 229件

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

中学校

②生徒数 372名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 週2. 25回(1回あたり6～7. 5時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

SSWは、授業中に中庭で佇む本児に話を聞き、教室でのからかいが原因で登校を拒否していることを把握した。担任によるクラス指導で一時的に教室復帰することができたが、その後、部活動での人間関係がうまくいかなかったことを要因として不登校となった。

②学校内での方針の検討

- ・本児と信頼関係を構築し、想いを聴くことを中心とした支援を行う。
- ・学校とのつながりが途絶えないようにする。

③支援の実施

- ・学級担任教諭は、週1回の家庭訪問と放課後登校の支援を継続して行った。
- ・SSWは、週1回の家庭訪問を継続して行った。

④経過観察

学級担任とSSWが連携し、本児の心情に寄り添いながら支援を継続した。人間関係の負担や自尊感情の低さに配慮し、夜間の散歩などを通じて関係を構築した。保護者に協力を要請して放課後登校が可能となり、受験を契機に自信を回復した。高校合格後は卒業式への参加も視野に入れ自発的に登校した。

(3) 成果

本市で、SSWが継続して支援したいじめの件数	48件
うち、SSWが関わることでいじめが解決または好転した件数	25件

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校

②児童生徒数 446名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 派遣方式

配置方法 週1回（1回あたり3時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

登校渋りで注視していた児童であり、小学校5年生の1学期から、欠席日数や遅刻が増えてきた。後に、自殺の真似事を行う等、命の危険が伴うケースに発展した。家庭環境が複雑なこともあり、早急に対応すべき事案であることをSSWから学校に伝え、校内でケース会議を行った。アセスメントの結果、家庭環境の改善へ向けて、早急な介入が必要との認識を共有した。また、本児の不登校の要因には、虐待が含まれている疑いがあることが判明した。

②学校内での方針の検討

虐待ケースと捉えたときに県子ども女性相談センターへの通告が考えられるが、関係機関と連携するにあたって、次の2点が議論された。

(ア) ケースの性質上、通告により本児への不利益が生じる懸念があるため、慎重に対応すべきである。

(イ) 学校での本児の状況が日々悪化しているため、早急につなぐべきである。

校内で再検討をした結果、(イ)の早急な対応での支援方針が選択された。

③支援の実施

県子ども女性相談センター・市子ども女性相談課等とのケース会議を行い、学校と相談機関との役割分担を決めた。学校では、本児が登校したときに、話しやすい環境を作るために声掛けをする。また、多くの教職員で関わりをもち、本児の状態について学校と県子ども女性相談センター・市子ども女性相談課で情報を共有する。県子ども女性相談センターは、悩みを抱える祖母及び、本児との定期的な相談や、カウンセラーによるセラピーなどを行う方向で支援が開始された。

④経過観察

県子ども女性相談センターと本児及び祖母との定期的な面談により支援体制を構築した。登校時には教員が積極的に声掛けを行い、精神的ケアを実施した。祖母との相談を通じて行政と家庭が連携し、本児及び祖母の困りごとに対する支援が可能な状況となった。

(3) 成果

本市で、SSWが継続して支援した虐待の件数 38件

うち、SSWが関わることで虐待が解決または好転した件数 21件

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 655名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 週5回（1回あたり6時間（うち火曜・水曜の午前中は小学校））

(2) 対応内容

①課題の発見

五つ上の兄が中学3年生の際に、進路費用の準備が困難であったことを契機に、本児及び家庭への支援が始まった。本児は、小学校6年生時に行き渋りが見られ、担任を通じてスクールカウンセラーとSSWに繋がった。

②学校内での方針の検討

学校ではケース会議を開催し、県子ども女性相談センターへの通告を行った。その後、校内で児相と保護者の面談を実施し、児相の指導のもと、保護者が本児に強く登校を促すことはなくなったが、行き渋りの状態は継続した。

中学校入学後、不登校の状態が続いたため、本児・保護者・学級担任・SSWで面談を実施し、別室登校を開始することとなった。

③支援の実施

スクールカウンセラーとの情報共有を通じて、学級担任と本児の関係構築を支援した。フードバンクを活用し、家庭への食料提供と保護者との継続的な関係づくりを行った。進学費用の説明を含め、本児の意向に沿った進学支援を実施し、保護者と本児を自立支援センターへ繋ぐことで進学費用の確保を支援した。

④経過観察

別室登校を続ける中で、本児には友人ができ、学級担任との関係が構築され、少しずつ教室に入る日が増えた。

高校受験に合格し、進学が決定した。

(3) 成果

本市で、SSWが継続して支援した貧困の件数 50件

うち、SSWが関わることで貧困が解決または好転した件数 23件

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 790名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 週5回（1回あたり6時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

入学当初から、衝動的・ストレス耐性脆弱・こだわりが強いといった特性から、授業中や学校生活で度々トラブルを起こしていた。その都度学級担任からの声掛けや指導、家庭との連携を進めていったが、本児の状態に改善が見られず、SSW へのケース相談と保護者面談に至った。

②学校内での方針の検討

学級担任・特別支援コーディネーターとの協議を経て、生徒指導委員会で対象生徒について情報を共有し、対応について協議した。特別支援コーディネーターから、アルプスかがわ及び市教委指導主事へ観察依頼を行い、SSW は保護者との面談を重ね、関係機関連携の了承を得た。医療機関受診後、保護者から受診内容を聞き取り、相談支援事業所への連携も依頼した。放課後等デイサービスを含む関係機関とケア会議を実施し、校内で内容を共有した上で支援方針を立てるケース会議を行い、これらを1学期中の支援方針とした。

③支援の実施

1学期に決定した方針に基づき、関係機関と連携しながら支援を進めた。本人の困り感やニーズは学級担任が、保護者のニーズはSSW が聞き取り、相談支援事業所へ支援方針の共有とフォローを依頼した。支援内容は校内で検討し、関係者間で適宜共有した。

④経過観察

生徒指導委員会を通じて本人の特性理解を学校全体で進め、特に、在籍クラスの授業担当教員へは、声掛けや指示の工夫、クールダウン方法を周知した。授業の様子は学級担任へ報告され、情報の集約と共有を図った。継続的な関わりと環境整備により外的要因による問題行動は減少した。現在も一部癇癪が見られるが、学級担任の丁寧な対応と家庭との連携により落ち着きが見られている。

(3) 成果

本市で、SSW が継続して支援した発達障害等に関する問題の件数 352件

うち、SSW が関わることで発達障害等に関する問題が解決または好転した件数 164件

高知市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スクールソーシャルワークの専門的な知識を活動に活かすことができるようにするために、全7回開催した高知市スクールソーシャルワーカー（以下S S Wと記載）連絡協議会では、講師を招いた研修を2回行った。また、小グループに分かれて、事例について話す時間を定期的にもち、互いに支え合うことでよりよい支援を行うことができた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

不登校支援担当者研修会や高知市で作成した「不登校支援ハンドブック」において、S S Wの職務等について発信するとともに、校内支援委員会でS C・S S Wのアセスメントを積極的に活用している学校の事例を「不登校支援ハンドブック実践事例集」に掲載し、全教職員に配付している。また、S S Wが中心となり、学校でS S Wの活動についてプレゼンテーションを行うためのパワーポイントを完成させた。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

S S Wを高知市教育研究所に配置し、高知市立学校の中から高知市教育委員会が指定する学校にS S Wを派遣する。派遣の際は、1中学校区で同じS S Wが活動できるようにする。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

学校からのニーズが高まる中、ケースの内容が複雑化、多様化しており、福祉、医療等の関係機関との連携も必須である。経験年数が浅いS S Wがいる中、市全体として確かな知識と技能を身に付けスキルアップしていく必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

年7回行われる連絡協議会の中で、関係機関の担当者から直接話を聞く機会を設け、連携の方法や効果について理解を深める機会を持つとともに、県や福祉部局の主催する研修に参加できる体制をとる。また、先輩のS S Wにケースの今後の方向性等を相談できるよう、会の中で小グループでの話を入れるとともに、相談できる機会を確保する。

③成果

令和6年度は、子ども家庭支援センターや地域共生社会推進課等の代表者を招き、連携の在り方について学ぶ機会を設けた。また、講師を招き、子どもの性暴力の理解やS S Wの支援について話を伺うことができた。研修後、支援しているケースに性被害の疑いがあることにS S Wが気づき、対応したケースもある。また、学期末等にグループに分かれて振り返りの時間をとったことで、経験年数の少ないS S Wも、来学期の支援につながる話があった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 323 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 3 回/1 回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

不登校傾向で欠席が続いているAの家庭から就学援助の希望があったが、申請書類が提出されず連絡も取れなかった。学校は、家庭状況は引き継ぎで知っていたが、現在の状況が不明のため、Aや家庭へのアプローチの方法について、不登校担当教員（養護教諭）と管理職よりS S Wへ相談があった。

②学校内での方針の検討

S S WはAの関係者と情報共有した。管理職、担任等、S C、S S Wで行ったケース会議で、Aや家庭のニーズが見

えていないことが確認されたため方針の共通認識をはかり、役割分担を決めた。就学援助の手続きをきっかけに、Aや家族との信頼関係を構築することとし、金銭面や親の体調等、生活面の支援のため、SSWも介入することとなった。

③支援の実施

まず、担任とSSWで家庭訪問をし、その後、SSW単独でも家庭訪問を定期的に行った。登校前や放課後に訪問し、Aや家族と面談した。また、SSWが親と一緒に就学援助手続き（書類の記入など）をサポートした。Aの意欲が見られたため、Aの所属するクラブの先生と会い、活動に参加できるよう協力を依頼した。

④経過観察

面談を通して、Aは登校の意欲はあるが、不安が強く、生活リズムの乱れから朝一人で起床することが難しいことがわかった。登校等に家庭の協力がなくなることが心配されたが、面談を通して家族の体調や、家族がAへサポートできる範囲などを確認し、協力を得ることで登校日数が増えてきている。A自身が築いてきた友人関係や担任の受け入れ体制もあり、登校時は楽しく過ごしている。クラブにも参加し、大会など目標を持って練習に励んでいる。

（３）成果

SSWが家族のアセスメントをし、親以外の家族にも連絡することでAに会え、家庭の状況が把握できた。家族もAのサポート方法がわからなくなっていたが、Aの気持ちの確認、現状の整理や家族関係の調整をし、できることからみんなでサポートすることを共通認識できた。Aは、少しずつ定期の登校ができている。

<いじめ>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 479 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 年 48 週/週 4 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

Aが数日間欠席したため、心配した学級担任が家庭訪問し、Aと保護者から聞き取りを行い、いじめが判明した。

②学校内での方針の検討

学校はいじめによる重大な事態と判断し、いじめ対策委員会を開催した。校長からの要請を受け、SSWもその会合に出席した。会では、いじめは、どのような理由があるにせよ絶対に許されない事、いじめにあった児童に寄り添った支援に徹する事を念頭に、まずは事実関係を明らかにしていく事とした。Aの具体的支援、いじめを行った児童への指導、さらには学級、学校全体への指導を行う事とした。

③支援の実施

まず、担任等による家庭訪問により、本人・家族への聞き取りを行った。当初は、Aの不安から、直接聞き取りができず、Aの思いや希望を、保護者を通じて確認した。その後も、何度か担任、管理職等が家庭訪問を行い、いじめの指導の説明や支援の意向を聞き取った。保護者に学校に来てもらい、Aの家庭での様子や要望等を聞き、関係機関を含めた支援の検討も行った。その際、SSWも同席し、Aが安心して過ごせる居場所等具体的支援について協議を重ねた。

④経過観察

当初は、学級担任もAに会うことができず、すべて保護者を通して思いや考えを聞き取る事になった。家庭訪問を繰り返すなかで、Aにも会えるようになり、本音を徐々に聞く事ができた。また、Aの表情にも明るさが見え始めた。

（３）成果

Aは、卒業まで登校には及ばず、学校での生活や学習を行う事はできなかった。しかし、家庭訪問や保護者を通じてAの気持ちを聞き取っていく中で、担任やSSWが直接Aに会え、どうしたいか等の話を聞けるようになり、そのことが、進学後の登校につながった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 442 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年 48 週/週 3 回/1 回あたり 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Aは不登校の状態が続いていたためS S Wは関係が切れないように継続して関わっていた。しかし、全ての支援の提案を保護者が拒否しており、Aの成長や発達にも課題があった。そんな中、Aの具合が悪くなり医療にかかることとなった。

②学校内での方針の検討

継続ケースであったので、学校でのケース会も実施しており、必要な機関が支援に入れる方法を検討していた。Aの具合が悪くなったことで、保護者が医療等の支援を受けざるを得なくなった。S S Wが家庭状況等の情報を病院と共有し、児童相談所や障害サービス等の関係機関も参加してケース会を実施した。退院後の生活について、児童相談所、訪問リハビリ、訪問看護等のサービスをスムーズに受けいれられるよう、学校、各機関がそれぞれ役割分担を決めた。

③支援の実施

S S Wが、担任と保護者、Aとの関係作りをサポートした。また、来たい時に学校に顔を出せるよう、校内の居場所づくりを行ったり、訪問看護、訪問リハビリなどが家に入れるよう、病院から保護者に働きかけをしてもらったりした。児童相談所も保護者との面談を継続的に行った。

④経過観察

お便りや、同級生からの手紙を渡し、クラスが安心できる場であることを保護者とAに伝えていったことで、Aは保護者と一緒に登校し、同級生と過ごす時間を持てた。保護者も児童相談所等の支援を受け入れ、訪問看護等が関わることで、Aの安否確認ができた。

(3) 成果

児童虐待 児童生徒数 15 名 うち、S S Wが関わったことにより好転した児童生徒数 12 名
S S Wが継続して関わっている児童生徒数 3 名

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 45 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年 48 週/週 4 回/1 回あたり 3.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Aの保護者は、金銭管理に課題があり、生活は常に困窮、住環境は劣悪な状態であった。学校への支払いも滞ることがあり、管理職からS S Wへ支援依頼があった。また、保護者に認知症の症状も見られるようになっていた。

②学校内での方針の検討

校内支援会を実施し、S S Wが高知市支援対象児童見守り事業へ申請し食糧支援を行うこと、S S Wを通じて包括支援センターに情報提供をし、父への支援依頼を行うことが確認された。

③支援の実施

S S Wは週1回、家庭訪問をして食糧支援を行い、状況を把握して関係機関間の連絡調整を行った。子ども家庭支援センターも支援に加わり、包括支援センターと連携して生活保護申請を保護者と話し合い、福祉課へつなげた。包括支援センターは保護者に医療機関を紹介し、専門医の診察を受けることができた。進学にあたり準備金が不足していたが、児童家庭支援センターが寄付を募り、必要な物品を提供してもらうことができた。

④経過観察

週1回S S Wが食料を持って行くと、Aは大変喜び毎週楽しみにしていた。家族は生活保護を受給することで経済的な不安が解消され、新居へ引っ越すことができた。また、保護費から資金を支払うことで進学につながった。保護者の医療費も保護費から支給された。

(3) 成果

貧困の問題 児童生徒数 30 名 うち、S S Wが関わったことにより好転または解決した児童生徒数 14 名
S S Wが継続して関わっている児童生徒数 16 名

<非行>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 518 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年 48 週/週 4 回/1 回あたり 3.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Aは、高知市子ども家庭支援センター管理ケースの家庭であった。高知市子ども家庭支援センターとS S Wが情報共有をしている中で、Aが他人のものを取るという問題行動を知った。

②学校内での方針の検討

学校は、家庭への支援のため定期的にケース会を開いていた。高知市子ども家庭支援センターや警察等の関係機関やS S Wも参加し、役割分担などが話し合われた。警察による週1回のAとの面談も実施されるようになった。

③支援の実施

S S Wは、Aの行動の背景に、家庭の経済的困窮もあるかもしれないが、それ以上に家庭での寂しさがあると考え、学校でAと関わったり、一緒に下校したりして、まず信頼関係をつくることを心がけた。経済的困窮の部分は、保護者と話を重ね、高知市支援対象児童見守り強化事業の食料支援を実施することにした。

④経過観察

S S WがAとの関係を築き、食糧支援を通じて家庭訪問をすることで、保護者の思いやAの様子を含め家庭の状況を知ることができた。保護者もAの寂しさに気づき、Aとの関わりにも変化が見られたことで、Aの寂しさも和らいでいる。それ以降、他人のものを取るという行動はなくなった。

(3) 成果

Aの行動を、本人の問題行動として捉えるのではなく、それに至る背景や家庭状況にも目を向け、そこの支援を行うことによって、A本人もその家族も落ち着いた生活を送れるようになってきた。

久留米市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

SSW連絡会議（年9回）への参加やSSW内でのミーティングを月2回実施。SSW連絡会議に参加することで他市でのSSWの支援の取り組みなどについて学びを深めることが出来た。またSSW内でのミーティングを定期的に行うことで、社会資源や教育委員会の取り組みについて情報共有することができ支援に活かした。そして社会福祉分野の大学教授をSVとして市に配置（月2回）、集団での事例検討及び1対1での個人SVを実施し、SSW自身がより適切な対応や支援が出来るよう、SV活用の充実を図った。さらに県教育事務所よりSVを派遣してもらい、SSWの配置形態（派遣型・拠点巡回型）について学びなおし、支援の見直しを行うことで質の向上を図った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「スクールソーシャルワーカー活用手引」を市内各小中学校、市立高校、市立特別支援学校に配布。年度初めの定例校長会や定例教頭会にて手引きをもとにSSWの活用の流れについて周知。またSSWの役割について拠点巡回型の学校では職員向けに研修、拠点校では児童に向けて校内放送で自己紹介を行った。また、市主催の定時制・通信制高校等説明会にて相談ブースを設け、保護者へ手引きの配布するなど、SSWの認知度向上を目指した。さらに、重層的支援会議、障害者基幹相談支援センターやインフォーマル団体のネットワーク会議等に参加し、関係機関（行政・民間）と顔の見える関係づくりを行うことで、スムーズな連携ができています。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

本教育委員会では、社会福祉士や精神保健福祉士の資格に加え、SSWの経験のある人材を長期的に確保できるよう、任期付フルタイム職員として採用している。また、令和3年度より実施している拠点巡回型の配置形態を一中学校区に配置することを継続し、さらに二中学校区へ拡充することで拠点巡回型の動きの強化を図った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

好転の客観性を担保した場合の好転件数の数値が低調である。派遣型を中心としているため、問題が複雑化、深刻化し、学校との関係が希薄になってからの依頼が多く、好転へつながりにくいことが原因と考えられる。

また、予防や早期介入に向けた配置方法（拠点巡回型）を拡充していきたいが、予算上人員増は容易ではなく、また高い専門性をもつ職員の確保は難しい。

②課題解決に向けた取組内容

SSW体制を整え、出来る限り安定した人材確保が出来るように雇用条件の安定化を図った。また、拠点巡回型の校区を2校区へ増やし、早期の段階からSSWが介入できるように取り組んだ。さらに、SSW研修やSV活用以外にも、市長部局の研修やその他団体ネットワーク会議等への参加、SSW間での社会資源の共有を積極的に行った。

③成果

令和6年度の支援件数は333件、学校訪問1427回、家庭訪問958回、関係機関等への訪問349回、校内ケース会議や関係機関等とのケース会議の件数は313件であった。拠点校において居場所づくりを継続し、居場所に来所している児童について担任や管理職と共有することができ、未然防止・早期発見に対応することができた。派遣型の依頼があったケースについては、すべての課題の解決に至るケースは少ないが、様々な関係機関との連携を強みに、一部の課題については、解決または改善ができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 40 週/週 2 回/ 1 回あたり 1 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

中学入学後、本児と担任の関係性が悪く、行き渋りが始まる。その改善に家庭の協力も必要になるが保護者も子どもと同じく担任の不満を言い、学校とのやり取りもうまくいっていない。本児は特別支援学級在籍である。

②学校内での方針の検討

小学校の時に SSW が介入していた家庭だった事もあり、1 学期途中より SSW へ依頼があり支援介入となる。

③支援の実施

SSW は小学校時に支援介入を行っていたため、本児や保護者と関係性は構築できていた。母の気持ちを確認し本児が学校で先生と話をしていた事のすり合わせを行う。

母は本児が家で言っている事を学校に伝えているが、直接本児から話を聞くと違っている事が多く、学校へは母の主観が大きく影響した内容が伝わっている事が分かってきた。

母にも本児の気持ちを伝えつつ、学校の中でどのように過ごしていくのか、校内ケース会議を行った。

④経過観察

本児に学校での過ごし方の見通しを持たせる事で、徐々に担任の先生との関係も構築でき、登校できるようになってきた。学校側も特別支援学級の担任のみで対応せず、交流学級担任と特別支援コーディネーターと連携しながら対象の生徒の方針を決定。特別支援コーディネーターが本児と面談し、特別支援学級での過ごし方を検討する等、チームでの取組がすすんだ。

（3）成果

不登校生徒数 43 名。うち、SSW が関わったことにより登校する又は登校できるようになった生徒数 2 人。SSW が継続して関わっている生徒数 6 人。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 470 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週 3 回/1回あたり 4.5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

本児が登校を渋るようになり、その後いじめを理由に欠席するようになった。謝罪の場を設定したが、本児は納得できておらず、欠席が続いた。拠点勤務日に管理職より今後の学校の支援や関係機関との連携について相談があり、支援介入となった。

②学校内での方針の検討

前年度より友人トラブルがあった児童のため学級編成などの配慮を行っていたが、再度友人トラブルが発生しいじめへ事案が発展している。事実については両親からの訴えをうけ、校内で調査といじめ不登校対策委員会にて対応を検討。

③支援の実施

本児が安心して登校できるように学級の見守り、希望に応じて別室対応、SSW と本児の定期面談、必要時に家庭訪問での家庭での連携を密に図った。同時に管理職を含めたチームで加害児童への指導を行い、安心して登校できるように家庭を含めた謝罪の場を設けた。更に学年・学級の雰囲気改善に寄与できた。

④経過観察

定期面談にて学級での過ごし方や行事への参加方法を確認し、本児の気持ちを尊重して SSW が代弁することで校内支援の充実へ繋がった。本児へはスケジュールを視覚的に提示することで、共通認識を持つことができて安心できたのか本児が登校できる日もあった。

（３）成果

欠席当初は難しいと考えられていた行事へも可能な範囲での参加ができた。また安心できる別室への登校や欠席時にはオンラインでの授業参加により学習保障にも繋がったと考えられる。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（ 年 40 週/週 2 回/1 回あたり 1.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

不登校であり、保護者の長期不在、保護者と連絡が繋がらない状況が続いているなど家庭環境についても心配があるため、本人の気持ちを聞いたうえで必要な社会資源と繋いでもらいたいとＳＳＷへ相談が入る。

②学校内での方針の検討

訪問頻度や保護者と繋がるための手段、必要な社会資源や関係機関について検討をした。

③支援の実施

本人との顔合わせや家庭状況を把握するために家庭訪問を実施。訪問を重ねていく中で、子どもたち自身も家事や食生活等で困り感があることを把握できた。行政機関等との連携を行いながら、サービスの調整を行った。居場所については、民間の居場所と連携を図り、継続的な利用に繋がるように複数回、同行支援を行った。

④経過観察

関係機関との連携を行いながら、ヘルパー支援（市長部局事業）や日中の居場所（食糧支援あり）と繋いだ。保護者との連絡については、他親族の協力を得ながら連絡が取れるように試みた。

（３）成果

地域の社会資源や行政サービスの導入で家庭への見守り支援が充実し、居場所については継続して利用することが出来ている。また、保護者とも面談を行い、関係性を築く中で保護者の思いを聞く事や今後についての話をすることが出来た。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 250 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 40 週/週 2 回/1 回あたり 2 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

生活保護世帯。昨年度に同市内から転校してきた生徒。保護者の養育能力にも課題が見られ、家庭での

食事面などが心配であるが、不登校生徒のため家庭の状況も把握が難しい状況が続いた。前学校ではＳＳＷが介入していたため、母や本児と関係性を生かし、生活環境の改善に繋げてほしいとのことで支援依頼が入る。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議にて担任教諭やＳＳＷが定期的に家庭訪問し、生活状況の把握をしていくことを確認。家庭訪問の際には本児へ校外外で参加できそうな取り組みを提案していく方針となる。

③支援の実施

週１～３回カフェの就労体験に参加できるようＮＰＯと連携。参加した日には、朝食や昼食を提供していただけるようになる。カフェまでの電車代についても、生活保護費で賄えるように生活支援課と連携。就労体験以外の日も校内教育支援教室を利用しながら、給食の時間に合わせて登校できるよう学校と連携。就労体験や、校内教育支援教室への登校に同行した。

④経過観察

登校や就労体験の際、初めのうちはＳＳＷが付き添っていたが、次第に慣れ、本児一人で登校や公共交通機関での移動が可能となった。本児が学校やＮＰＯとスケジュールの調整ができるようになり、ＳＳＷの同行は不要になる。その後は定期的に家庭訪問を継続しながら、生活状況の把握に努めた。

(3) 成果

支援開始前は、十分に食事を摂ることができていたか不明であったが、平日は食事を摂ることができるようになった。また、それまでほとんど家から出ることもなかったが、週の半分以上は学校や就労体験に向かうことができるようになった。

<暴力行為、非行等の問題行動>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 850 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 40 週/週 2 回/1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母はＳＣと繋がっており、ＳＣとのカウンセリングの中で当該生徒の自宅での行動(暴言暴力)について相談したいとの内容。不登校、昼夜逆転、母との関係性が悪く、会話にならない、父が間に入るが更に

本人の気持ちを逆なでしてしまうため本人が物を投げたり暴れたりしてしまう状況。管理職、専任補導、学年担当、ＳＣとの協議により、ＳＳＷにかかわってほしいと依頼あり。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷは、学校とは別の立場として、家庭訪問による面談を行う。ＳＣが母の話を聞く。ＳＳＷは本人との対話を担当。本人が学校に対して拒絶的な態度であるため、学校は本人の状態に応じてリモート授業の対応をすることの役割分担を実施。校内では、医療につなぐことが望ましいとの意見はあるものの、母にはその気持ちはないため、まず本人の気持ちに寄り添い、気持ちを知る事から始める方針となる。

③支援の実施

月１～２回の家庭訪問にて母のいない場所で本人の話を聞く。

母と本人のやり取りを聞いてまずは本人の味方でありたいと告げ、日常生活での不満や不安を傾聴。過干渉で支配的な母の態度に反発したい気持ちに寄り添いつつ、今できることを少しでもやろうと提案。

- ・クラスの授業をリモートにして貰い、自宅から一緒に参加する。
- ・希望する通信制高校の体験授業に同行。受験に必要な行動（写真撮影等）のフォロー。
- ・中学校の登校支援、卒業式予行練習の同行。
- ・進学先のＳＳＷと連携し、本人の進学したい気持ちをサポート。

④経過観察

母との関係性が修復することに期待するより本人が自立できる人間になろうとの目標を共有、支援を続けることで本人が本音を話してくれるようになった。本人より中学卒業後に購入予定のスマホ所持の条件を話し合う家族会議に同席して、親との話し合いの証人になって欲しいと依頼があった。

（３）成果

卒業式予行練習後は教室でみんなと過ごし、翌日の式にも参加。高校入学後は登校できており、制服を着て中学校に見せに来たとの事。高校のＳＳＷともつながり、親以外にも相談できる環境を継続できている。

長崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

S S W 1 3 人（スーパーバイザー含む）、担当指導主事 1 人を対象に、S S W 基礎研修、外部専門家による研修会、県教育委員会及び県教育センターが主催する研修会、定例事例研修会等を年間通して 4 5 回実施した。外部専門家による研修会（社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士）では、ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

S S W 活用事業に関する実施要項、運用細則、服務規程、業務内容についての冊子を作成し、全小・中学校へ配付するとともに、学校に訪問して趣旨等を説明した。

また、教育相談に関する研修内で事業説明をするとともに、全小・中学校に訪問等で事業説明を行った。校内研修で S S W の活用に関する研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

S S W を長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行った。採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者とした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題：不登校の問題を抱える家庭への支援の充実

原因：保護者の同意を得ることが難しいケースも多い。また、配置形態が派遣型ということもあり、学校が抱えきれない重大なケースを取り扱うことが多い。

②課題解決に向けた取組内容

各学校の不登校の状況を把握し、学校の家庭訪問の同行やオンライン等を活用した支援を行った。また、学びの支援センター（教育支援センター）やフリースクール等民間施設との連携も視野に入れた支援を実施した。

③成果

S S W が継続して支援を行った不登校の問題を抱えた児童生徒のうち、75.9%の児童生徒が、問題が解決または支援中ではあるが好転という支援状況となった。学校だけでなく、長崎市学びの支援センターやフリースクール、放課後等デイサービス等の関係機関と連携した支援を実施することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 394 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・学校から、家事や姉妹の面倒をみるために学校を欠席している生徒がいるという相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・母に相談意欲がなく、SSWにつなぐための方法と母の支援を継続できるよう学校と支援内容を協議。
母と学校の面談時にSSWが学校を訪問し、母と面談する時間を確保した。

③支援の実施

- ・相談意欲がない母とつながるため、母の希望する支援を優先し、婦人相談所に同行。生活保護をすすめるも母の了承が得られず、レスキュー事業につながった。また、母が転職を希望したことから、就労支援を行う機関に同行した。さらに、家事支援サービスの申請に同行し、家庭に家事支援が入るようにした。

④経過観察

- ・母の就労支援を行った結果、正社員として就労できることになり、その後の経済状況が改善した。
- ・母の希望する支援を優先したことで、母から信頼を得ることができ、家事支援サービスの申請ができた。
- ・家庭環境が安定し、学校に登校できるようになった。

（3）成果

SSWが関わった不登校の問題を抱えた児童生徒数 240 名

うち、SSWが関わったことにより問題が解決又は支援中であるが好転した児童生徒数 132 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 174 名

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 159 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学校との情報共有にて上がったケース。
- ・本児は新生児糖尿病の持病があり、リブレ（血糖測定器）での血糖値の測定を毎日 6～7 回、インスリン注射を 3 回行っているが母が定期受診を怠るなど薬剤・計測など管理をしていないため低血糖での緊急搬送あり。
- ・体臭が酷く、衛生面において保潔が出来ていない。生活困窮。
- ・本児からの聞き取りで、部屋に猫の死骸がそのままの状態で行っていた。

②学校内での方針の検討

- ・管理職・担任・養護教諭・特別支援相談コーディネーター・SSW にて現状を情報共有。後日、SSW にて病院同行し病状をドクターより確認。
- ・その後、管理職と SSW にて本児の持病に対し長大病院と中学校との情報共有。家庭環境について、こども家庭センターや児童相談所等、関係機関との連携の重要性をもって、要保護児童対策地域協議会の開催を決定。
- ・その他手当受給に向けての提案。

③支援の実施

- ・保護者との面接実施。本児の通院同行。
- ・特別児童扶養手当の申請。
- ・就学援助の申請。
- ・児童相談所による母子面接。母への指導。

④経過観察

- ・保護者との定期的な面接を実施することで、信頼関係が構築でき、特別児童扶養手当、就学援助の申請ができた。
- ・学校と病院の連携体制ができ、本児の状況について、情報共有ができた。
- ・卒業により終結
- ・中学校に進学し、また新たに S S W 支援中
- ・児童相談所の母子面接は継続中

(3) 成果

S S W が関わった虐待の問題を抱えた児童生徒数 30 名

うち、S S W が関わったことにより問題が解決又は支援中であるが好転した児童生徒数 20 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 21 名

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 346 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等 配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・進学に際し入学に要する費用を工面できない可能性があるとして、生徒指導部会で情報共有。
- ・多子世帯。母が精神疾患、アルコール依存症等により患。母の精神状態に家庭の状況が大きく影響を受けている。本年4月に就職し生活保護は廃止されたが、職場環境が悪く精神状態が不安定になり数ヶ月で退職し困窮状態。
- ・本児は療育手帳を保持。特別支援学級に在籍。一人で外出することができず、姉の同行により週1回程度、放課後等の時間に登校をしている。

②学校内での方針の検討

- ・生徒指導部会で継続的に情報共有を行う。母の退職により経済的支援を要する状況となり SSW が介入。生活状況の把握、課題の整理を行い、早急に必要な支援の利用を図る。母の疲弊感の軽減や精神面の安定を図るため、定期的に面接を行う。
- ・本児の登校状況の改善、生活状況の把握のため、登校支援等、本児に対する直接的支援を試みる。

③支援の実施

- ・母と定期的に面接を実施。社会資源等に関する情報提供、同行支援を提案。
- ・レスキュー事業利用。社協への相談。
- ・傷病手当申請、労災申請。
- ・生活保護申請。
- ・本児の登校支援。
- ・上記各種申請に係る関係機関等との情報共有、同行支援等。

④経過観察

- ・レスキュー事業の利用、傷病手当や生活保護の受給の開始により、経済面に対する不安が軽減。継続的な医療受診も可能になり母の精神面は安定した。
- ・本児については数回の登校支援後、一人での登校が可能となり、登校の頻度や学校で過ごす時間も増え、状況の改善を図ることができた。

(3) 成果

SSWが関わった貧困の問題を抱えた児童生徒数 25 名

うち、SSWが関わったことにより問題が解決又は支援中であるが好転した児童生徒数 17 名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 22 名

佐世保市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

組織（市SSW）としての支援方針の一貫性の確保、担当者間での支援格差の是正、モデルケースの共有や対応に苦慮するケースの対応検討等を通してSSW各自身のスキル向上等を目的に、毎週1回本市雇用SSW全員で部会を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・SSW配置事業実施要項を市内全小中学校に配布
- ・校長会、副校長・教頭会での説明やチラシ配布
- ・生徒指導主任、生徒指導担当研修会や、初任者・3年目研修等における事業説明
- ・心の教室相談員研修会における事業説明や情報交換会での広報
- ・児童生徒への講話における事業説明
- ・中学校人権集会等の講師を受けて、その中における事業説明
- ・大学の講師として依頼があり、その中での事業説明

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

毎月1回以上の巡回訪問に加え、要対協や各種部会への出席等、家庭訪問等、学校や校区の家庭を巡回することが多いため、移動距離や児童生徒数の偏りが出ないよう担当校を割り振り、配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

重点配置校と基礎配置校の相談件数・支援件数・好転件数があまり変わらなかったため、重点配置を見直し、満遍なく支援をしていくこととした。

②課題解決に向けた取組内容

よりよい支援につなげるため、毎週1回の部会での情報共有や、県や市関係機関で開催される研修会へ参加しSSWの資質向上を行った。巡回訪問等アウトリーチ支援を積極的に行った。

③成果

令和6年度より集計方法を見直したため、相談件数や支援件数、好転件数が令和5年度より5%減少したが、実質横ばいと考えられる。学校ごとの対応日数については、83日以上の学校数が3割増加し手厚い支援を行うことができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 447 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

（2）対応内容

①課題の発見

中学3年生女子生徒。6人姉妹弟の3番目。妹・弟が不登校で教育支援センターに通う際に送迎についてきたことから、不登校であることが発覚。小学5年生の時の転校や学習について行けなかったり、他人から言われたくないことを言われたりして、不登校になる。SSWが妹弟の案件で介入しており、教育支援センターへの通級を勧められる。

②学校内での方針の検討

- ・ 学校への定期的な登校（SSRの利用、SCによるカウンセリング等）
- ・ 定期的な家庭訪問の実施
- ・ 教育支援センターの利用（サテライト週2回）

③支援の実施

- ・ 弟や妹の弁当を本生徒が作って、教育支援センターに週2回通級するようになった。
- ・ 通級時は、学習に取り組んだり、コミュニケーション活動の中心になって行動した。
- ・ 月1回の家庭訪問で、保護者の困り感に寄り添いながら支援を行った。
（家事等の生活支援、体調面の医療支援など）

④経過観察

- ・ 妹弟に付き添う形での支援開始だったが、回数を重ねるごとに教育支援センター（サテライト）のリーダー的な存在になっている。
- ・ 高校進学を希望しており、学校側と確認しながら進路支援を行う。

（3）成果

- ・ 年度末には、サテライトのリーダー的な存在として、活動の中心になった。進路は、公立高校定時制夜間部に進学することになった。
- ・ 母親の家事支援については、相談支援事業所と連携をとれるようになった。
- ・ 母親の心身のケアについては、精神科の病院に転院手続きを行った。
- ・ 社会福祉協議会との連携により、生活面の支援も行っていく。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 5 1 3 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校3年次から交友関係でトラブルがあり、4年次にも別のトラブルで不登校になった。在籍校S Cのカウンセリングを受け、さらに姉が通っている病院を受診し、S S Wとの面談となる。さらに当該小学校教頭より、母親との面談について介入の依頼がある。

②学校内での方針の検討

姉が通う病弱クラスへの登校はできており、当該児童も次年度より措置変更を行う手続きをしている。医療機関とも連携しながら対応していく。

③支援の実施

- ・本人が登校できる環境を整えることを優先し、本児とのトラブルになった児童との関わり方などの対応は、学校と話し合いながら進めていく。
- ・医療と学校と連携を取り合いながら、措置変更の手続き、措置変更後の環境整備について検討していく。

④経過観察

- ・本人の次年度に向けた措置変更が決まったため、安心した様子で、困り感は少なくなっている。
- ・友人とのトラブルについては、解決されていない状態で、本人が隔離されていることに違和感をもっている。

(3) 成果

- ・昨年度末に措置変更が決定し、現在は、病弱クラスへ問題なく登校している。
- ・母親の様子も安定しており、今後の相談窓口としてS S Wの存在を知らせることができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 346 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校から「児童が家に帰りたくないと言っている」との連絡を受け、SSWが児童と面談した。父親からは幼稚園の頃から叩かれている。遊んでいる時に物を落としたら頭を叩かれ、蹴ろうともされた。口調も強いとのこと。
母親からは毎日無視され、児童が「ママ」と言っても無視。寝たくても寝させてくれない。体調不良で嘔吐した際も「汚い」と言われ叩かれた。

②学校内での方針の検討

SSWから校長と担任に面談内容を報告。市関係機関にも校長から報告。
児童が学校で「家に帰りたくない」と再度言った場合は学校で対応。
SSWから児童相談所にも連絡を入れる。

③支援の実施

SSWは児童に児童相談所がどういう場所かを説明し、児童からの質問にも回答。
さらに、児童と一緒に自宅付近にある公衆電話の場所を確認し、小学校前にある公衆電話にて電話をかける練習を行った。
児童が「家に帰りたくない」と再度言ったため、学校から児童相談所へ連絡し、一時保護。
一時保護解除後、児童は祖母宅へ住所を映し別の小学校へ転校。
父母から児童へ謝罪があった。

④経過観察

児童相談所からの指導や面談は継続。
児童も問題なく過ごすことができています。

(3) 成果

SSWが児童相談所へ事前に連絡を入れ、児童にも自分で電話をかけられるように教えるなど、緊急時にすぐに対応できる準備がなされていた。その結果、児童の訴えからすぐに一時保護につなげることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 460 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校より S S W へ介入依頼。

母と当該生徒は外国人。父とは離婚している。生徒以外に姉と弟がいる。

母は就労しているが、持病があり医療費が高額。そのため経済的に困窮している。

母の日本語は日常会話レベルだが、言い間違いやニュアンスを聞き取ることが難しい。

②学校内での方針の検討

S S W と担任で家庭訪問を行い、その後市関係機関を交えて情報共有を行う。

養育支援、経済的支援をしていく。

③支援の実施

児童扶養手当を申請。また、生活保護の申請を目指すもビザの関係で生活保護は難しいと判明。

市関係機関や社会福祉協議会と連携し、高額医療費の申請、母子福祉医療費の申請にあたって S S W を中心に支援。子ども食堂にもつなぎ、食糧支援を受ける。

④経過観察

2ヶ所の子ども食堂が支援を続けている。

今後も S S W、学校、市関係機関、社会福祉協議会が協力しながら支援していく。

(3) 成果

日本語が不安な母に対して、S S W が医療費申請の支援を行うことで、費用の支給を受けることができた。

大分市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・配置前研修
 - ＜目的＞配置前に必要なスクールソーシャルワーカーとしての基礎的知識の習得及び資質の向上
 - ＜内容＞倫理・服務、情報セキュリティ、人権教育、生徒指導、不登校支援、虐待対応 等
 - ＜実施時期＞4月1日～12日の10日間
- ・全体研修
 - ＜目的＞スクールソーシャルワーカーとして必要な知識・技能の習得及び資質の向上
 - ＜内容＞不登校支援、特別支援教育、事例検討、愛着障がい 等
 - ＜実施時期＞年間9回（5～7月、9～2月に月1回実施）
- ・カンファレンス
 - ＜目的＞具体的な支援の選択、方向性の検討・提案
 - ＜内容＞事例検討、支援方法等に係る協議、情報交換 等
 - ＜実施時期＞年間10回（5～2月に月1回実施）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・連絡協議会
 - ＜目的＞「スクールソーシャルワーカー活用事業」の理解と効果的な活用
 - ＜内容＞事業説明、スクールソーシャルワーカー担当者の役割、効果的な活用事例、スクールソーシャルワーカーと配置校のスクールソーシャルワーカー担当者との協議 等
 - ＜実施時期＞年間2回（4月、10月）
- ・学校教育相談研修
 - ＜目的＞児童生徒が抱える課題に対応するための校内支援体制の構築、実践的指導力の育成
 - ＜内容＞教育相談体制の整備・充実、関係機関との連携、不登校支援 等
 - ＜実施時期＞年間2回（8月に2回実施）

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・校内支援体制と相談窓口業務の整備充実を図るため、会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）24名を市立の全小中学校及び義務教育学校に配置した。
- ・SSWがチーム学校の一員としてケース会議等に参加して助言や支援計画の立案を行うとともに、教職員と連携し関係機関とつなぐ役割を果たすことができるよう、市内3エリア（中央・東部・西部）にSSWへの助言や同行支援等を行う正規職員の主任SSW4名を配置した。
- ・福祉機関との情報共有やきめ細かな支援を行い、課題の解決・好転を図るため、主任SSWが本市子ども家庭支援センターの職員を併任した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

アセスメント力やプランニング力等、SSWとしての専門的なスキルや資質の向上が課題である。児童生徒を取り巻く環境課題が複雑化しており、より適切な見立てや支援方針及び早期支援段階から医療や福祉機関などの関係機関との密な連携が必要となる事案の増加が一因として挙げられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・SSWとしての専門的なスキルや資質の向上を図るため、配置前研修、全体研修、カンファレンスを定期的に実施した。
- ・主任SSWとともにSSWが本市子ども家庭支援センター主催の3センター合同会議の事例検討会に参加するなど、福祉の視点での見立てや支援方針等について学ぶ機会を設けた。
- ・事案対応について主任SSWとSSWが情報を密に共有し、事案に応じて主任SSWによる助言や同行支援等を行った。

③成果

- ・研修を通して、不登校支援、特別支援教育に係る支援、保護者自身が抱える家庭内の課題への支援等について学ぶことで、SSWとしてのスキルや資質の向上を図ることができた。
- ・福祉機関との連携や事例検討会での学びを通して、アセスメントやマネジメントについての理解を深め、関係機関とのネットワークの構築や関係機関と連携して対応する力を高めることができた。
- ・主任SSWとSSWが密に連絡を取りながら対応することで、個々のSSWの課題対応力の向上を図るとともに、その後の事案対応等に生かすことができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 200～500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・両親が離婚し、令和2年3月に祖父母宅に転居した。転校後、学習意欲は乏しく欠席・遅刻が目立った。
- ・発達検査や病院受診の結果、起立性調節障害と診断された。令和4年度の途中から効果が見られないとの理由で病院へ行かなくなり服薬もやめた。
- ・祖父が、令和5年3月まで本人の体調を見ながら登校を促していたが、ゲーム等で昼夜逆転の生活となり、令和6年度の2学期以降はほとんど登校することができなくなった。

②学校内での方針の検討

- ・S Wが定期的に家庭訪問を実施し、本人との関係性を築く中で、ゲームの使用頻度、生活リズムを整え中学校進学へ向けた共通理解を図る。
- ・祖父、母は、学校の対応に不満があり、学級担任は家庭と連絡が取れないことが多い状況にあった。本人の困りの原因を再度確認するため、ケース会議の開催を保護者に提案し、本人への支援について共通理解を図る。

③支援の実施

- ・祖父、母を交えて第1回目のケース会議を実施し、生活リズムや進学について協議した。学校の対応に不満があったが、S Wの介入により関係調整を図り、本人の進学に向けての協力体制を築いた。
- ・第2回目のケース会議では、医学的なアセスメントを目的に、S Wが病院受診を提案した。祖父、母とS Wの協力体制が構築されていたことから、本人の病院受診につながった。
- ・第3回目のケース会議では、病院の診断結果について保護者は「もっと早く受診しておけばよかった。」と思いを吐露した。また、本人と保護者との関係性が好転した。

④経過観察

- ・病院から本人への接し方のアドバイスを受け、親子関係も良好となった。
- ・中学校進学に当たって、小中管理職による情報共有の場に主任S Wも参加し、小学校と中学校が連携した支援体制づくりを行った。

（3）成果

- ・S Wが学校と保護者との橋渡し役になり、ケース会議における本人の困りの原因や支援方針等の共通理解を図ることとで、支援についての協力体制を築くことができた。
- ・主任S W、小中担当S W、小中管理職による情報共有を通して、小中接続を意識した支援体制づくりができた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 500～1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年48週/週1回/1回あたり7.75時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・入学当初から友人トラブルが多く、いじめ被害に遭う。
- ・本人は、その場の空気が読めない発言が多く、ADHD、ASDの疑いと診断され服薬している。
- ・母とのトラブルが多く、父の財布からお金を取ったことがある。

②学校内での方針の検討

- ・SSWとの定期的な面談を実施し、本人と保護者に寄り添った支援を実施する。
- ・友人トラブルからのいじめ被害が起こらないようにするため、関係機関と連携して本人の困りの解消を図る。

③支援の実施

- ・SSWと保護者面談を毎月実施し、関係機関とのケース会議を2回開催した。保護者の困りや本人からのSOSの出し方、服薬の状況等について共通理解を図った。
- ・本人からのSOSについて学年主任や学級担任、保護者と共通理解を図り、いじめの対象とならないように見守りを行う。

④経過観察

- ・家庭、学校での見守りを通して、本人の自己肯定感を高め、居場所づくりに努めた。継続した見守りにより、本人の登校状況は良好である。
- ・法務少年支援センターと連携し、相談支援を受けたことで社会規範を身に付けることができた。その結果、学校でのトラブルは減少した。また、保護者が関係機関から家庭における本人への接し方についてアドバイスを受けたことで、父、母の家庭内での役割が明確になった。

（３）成果

- ・SSWとの定期的な面談を通して、保護者、本人の困りが明確になり、家庭、学校での居場所づくりや関係機関と連携した支援につながった。
- ・本人への適切な支援により、いじめの解消にもつながった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 500～1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年48週/週1回/1回あたり7.75時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・過去に保護者からの身体的虐待で一時保護をされていたことがある。その後家庭引き取りとなり、児童相談所が定期的に面談を行っていたケースである。家庭引き取りとなった後から、家での出来事を一切外に話さなくなった。心配なケースではあったが、SSWは保護者との面談等はできず、本人に学校で声を掛けて雑談をする中で見守りを行っていた。
- ・本人から「父から自分の生活態度が悪いという理由で部活動を強制的に辞めさせられそうになっている。部活動が大好きで辞めたくないけど父が怖くて嫌と言えない。もう家を出たい。夜中に急に飛び出したことがある。」と相談された。

②学校内での方針の検討

- ・父は「説得には応じない性格、激昂したら手を挙げる」と本人の話の中から出ていた。学校でも父より母の方と意思疎通ができると認識されている。部活動の顧問は、母に対して「今部活動を辞めさせるのは本人にとってよいとは思えない。これからの本人の頑張りをを見て辞めさせるかどうかを考えたほうがよいのではないか。」と説明する。
- ・学級担任やＳＳＷなど本人が本音を吐露できる職員と話をする機会を設けるなど、学校で安心できる時間を意図的に確保し、本人を支援していく。

③支援の実施

- ・部活動の顧問から母へ支援について説明を行った。母は納得し「夫にも話してみる」と返答があった。
- ・本人へは学級担任やＳＳＷが頻繁に声を掛け、２４時間ホットラインの電話番号を渡し、家でどうしても落ち込んだ際は電話をするように伝える。

④経過観察

- ・本人は、部活動を辞めさせると言われた当初は暗い表情が多かったが、周囲の励ましもあり、本来の明るい性格を取り戻していった。また、全く取り組んでいなかった学習にも意欲を見せ始め、テストでいつもよりもよい点数を取ることを目標にして頑張る姿勢が見られるようになった。
- ・同時期に父が単身赴任となったことで、物理的に父と過ごす時間が少なくなり、家でも母と会話をする時間が増え、本人よりも父を優先していた母の態度が少しずつ本人に寄り添うように変わっていった。

(3) 成果

- ・本人が一時保護をされた経験があることから、保護者は当初、福祉につなぐことを拒否していた。ＳＳＷが保護者と面談をすることができず支援の仕方に迷うこともあったが、本人への寄り添いを中心に支援したことで、家での出来事を話してくれる関係となり、本人の悩みや困りを察知することができた。
- ・ケース会議を通して本人の悩みや困りを共有し、保護者へアプローチする役、本人をフォローする役等、それぞれ役割分担をして学校全体で世帯を支援することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 100～500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・不登校傾向、遅刻、発達の課題等でＳＳＷが支援に入っていた。
- ・父、母はそれぞれ仕事をしているが、母から話を聴く中で、経済的に苦しい状況であることが分かった。
- ・ある日、母の携帯電話が通じなくなり、ＳＳＷが家庭訪問をすると母が出てきて、「家賃の滞納があり、アパートを退去しなければならなくなった。」と相談を受けた。

②学校内での方針の検討

- ・学校から市の子ども家庭福祉機関へ情報提供を行う。
- ・食べるものも買えないとのことであったので、ＳＳＷからフードバンクへ問合せを行う。
- ・必要に応じて住まい、家計の相談窓口へつなぐ。

③支援の実施

- ・学校からの情報提供により、市の子ども家庭福祉機関が保護者と面談を実施。住まい、家計の相談窓口へつないでもらった。
- ・ＳＳＷから社会福祉協議会へ相談を行い、食糧支援を受けた。

④経過観察

- ・家計状況を確認すると、多方面からお金を借りていたことが分かった。また、父、母ともに家計の管理能力が低く支援が入ることとなった。
- ・新しい住居も決まったが、校区外への転出となった。転入先の学校に対して、保護者の同意を得て情報共有を行った。

(3) 成果

- ・当初は外部からの支援に拒否的であったが、S S Wが家庭訪問を定期的に行う中で母からの信頼を得られるようになった。母からS S WにS O Sを出してくれたことにより早急に関係機関につながることができた。

<心身の健康・保健>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 100～500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 1 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・保護者から「本人に希死念慮が見られる」と学校に相談があり、学校からS S Wへの相談につながった。
- ・本人は令和6年11月から不登校であったが、保護者と学校との関係は良好である。

②学校内での方針の検討

- ・S S Wとの保護者面談を通して、病院受診につないでいく。

③支援の実施

- ・S S Wによる保護者面談を通して病院受診につながり、S S Wが同行支援を行った。医師の診察の際には、保護者の了承を得てS S Wも同席し、本人の体調面を把握した。

④経過観察

- ・病院受診時の情報を学校と共有し、学級担任を介してS S Wと本人が継続的に連絡を取り合うことができるようになった。
- ・本人だけでなく保護者も心身の不調があったことから、S S Wが保護者に病院情報を提供した。S S Wが保護者に寄り添って関わったことにより、保護者自身の心身の安定及び家庭での本人への支援の充実につながった。

(3) 成果

- ・S S Wが相談や同行支援等を通して、本人、保護者との良好な関係を構築したこと、学校、医療機関と連携した迅速かつ適切な支援を行ったことで、状況の改善、好転につながった。

宮崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- SC・SSW 合同連絡協議会（4月12日）
 - ・説明「本県における生徒指導の現状について」
 - ・グループ協議
- 支援の必要な児童生徒への対応研修（6月27日）
 - ・講義「学校における支援の必要な児童生徒の把握とその対応の在り方」
- 所内研修会（7月2日）
 - ・協議「不登校児童生徒支援に向けた学校・家庭との連携・支援はどうあればよいか」
- 校内教育支援指導員研修（8月22日）
 - ・講義「校内教育支援教室について」
 - ・グループ別協議
- 県教育支援センター「コネクト」主催講演会（9月17日）
 - ・講演「学校に行きづらさを感じている子どもたちの支援を考える」
 - ・情報交換
- 「わかば」講演会（9月27日）
 - ・講演「ヤングケアラーのためにできること」
- スクールアシスタント等研修会（10月15日）
 - ・説明「スクールアシスタント配置事業について」
 - ・情報交換
- 児童虐待防止講演会（11月7日）
 - ・講演「学校や所属する団体に通えない子どもたちを助ける方法について」
- SC・SSW 合同連絡協議会（11月11日）
 - ・講義、演習「いじめ問題に係る SC・SSW の役割について」
 - ・講義、演習「ヤングケアラーについて」
 - ・講義、演習「公務員の服務について」
- 所内研修会（11月15日）
 - ・協議「子どもたちの学びの機会を増やすための支援の在り方について」
- 県警察少年サポートセンター研修会（12月13日）
 - ・県警察スクールサポーターとの意見交換
- 「わかば」講演会（12月17日）
 - ・講演「コミュニケーションが苦手な子ども・若者との接し方、保護者との関わり方を考える」
- 児童相談所設置に向けた庁内研修会（1月17日）
 - ・講演「宮崎市が児童相談所を開設すること ～強みを生かし弱みは弱みとして生かせ～」
- 自殺対策研修会（3月11日）
 - ・講演「乳幼児期からの家族支援の重要性とメンタルヘルスの関係」
- 中部教育事務所での運営協議会（月1回）
 - ・情報交換

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ① いじめ・不登校対策委員会への参加
- ② 中学校区特別支援教育連絡会への参加

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 8名のSSWのうち、1名をコーディネーターとして、宮崎市教育相談センターに常駐させ、他7名の役割分担や対応状況の進行管理等の業務に就かせている。8名のSSWについては、担当エリアを7つに分け、宮崎市教育相談センターと担当エリアにある教育支援教室に常駐させ、対応が円滑に進められるよう工夫している。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

〈課題〉令和6年度は、解決した件数が40件(13.3%)、好転が74件(24.6%)の合計114件(37.9%)であった。令和6年度からSSWが2名増員され、解決・好転の合計は、令和5年度の98件に比べて増加している。しかし、割合としては昨年度とあまり変わっていない。

〈原因〉SSWは、いじめ、不登校、虐待等、児童生徒が抱える校内や家庭内に起因する様々な問題の対応を行っている。特に、不登校は、その対応件数が増加している。様々な状況に対応するために、研修や協議を通して更なる資質向上に努めなければならない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ いじめや不登校の未然防止として、魅力ある学校づくりに向けて、教職員に対して研修を行う。また、不登校児童生徒の学習保障のため、教育支援教室や校内教育支援教室、またはフリースクール等民間団体との連携やICT等を活用した学習の充実に努める。

③成果

- ・ SSWの人数が2名増員され、支援における対応の幅が広がった。
- ・ 令和6年度からオンライン相談を実施し、児童生徒や保護者への支援を始めた。オンライン相談を機に教育支援教室の見学、入級等につながったケースもあった。令和7年度も継続して実施してく。保護者対象のオンライン相談会(ほっこりサロン)についても周知の方法を工夫し、参加者を増やしていきたいと考えている。
- ・ 毎月、定期的にSSW運営協議会を開いて、共通理解や事例研を通して、資質向上に努めている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校1＞

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 595名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (1回あたり1時間)

（２）対応内容

①課題の発見

対象は中学３年生の女子。小学５年生から学校を休みがちになり、中学校には一度も登校していない。学級担任は週１回家庭訪問をしていたが、本生徒に会えたことはなかった。母親と連絡が取れないことも多く、学校がSSWに相談し母親への関わりが始まった。

②学校内での方針の検討

本生徒は、家族以外とは誰とも会わない状態だった。そこで、母親との信頼関係を構築し本生徒の情報を得るために、母親と定期的な面談を重ねていった。母親から本生徒には進学したい意思があることを聞くことができ、高校見学やその後の対応について学校と役割分担等の打合せを行った。

③支援の実施

面談を行う中で、母親が本生徒に向き合えない気持ちを吐露された。本生徒への向き合い方を一緒に話し合うことで、母親が本生徒に進路についての気持ちを聞くことができた。本生徒がSSWとの面談を望んだため、進路の相談を行いながら本人のイメージに合う高校をいくつか選択し母親と三人で見学に行った。志望校が決まった時点で、学級担任も本生徒と面談を行うことができた。その後、学級担任と本生徒との間で、願書の作成や作文等の指導が可能となった。

④経過観察

本人は入学試験に臨み、無事志望校への合格を果たした。通学のために自転車の練習をしようとも考えている。

（３）成果

不登校児童対応件数 １５１件

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 ２２名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 １０５名

<不登校２>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ）

②児童生徒数 ５２５名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり１時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

対象は中学１年生の男子。入学式に参加できず、一日も登校できていない。学級担任が母親に電話しても繋がらず、家庭訪問でも会うことができないため、学校からSSWに相談があった。学級担任とSSWで一度家庭訪問を行ったが、会うことができなかった。

②学校内での方針の検討

学校と協議し、SSW が週 1 回の家庭訪問を続けることで家庭の状況を把握すると共に、母親や本児との関係性の構築に努めることにした。その後、SSW が自宅を訪問して母親と本児に会うことができ、母親がフリースクールに興味をもっていることが分かった。学校と相談して、SSW が教育支援教室等の情報を提供することになった。

③支援の実施

SSW が訪問時に母親に資料を渡して、親子で検討をお願いし、学級担任も家庭訪問で二人の意向を確認した。後日、SSW が母親と面談の日程調整を行い、学校での面談に繋ぐことができた。面談では母親が少人数の学級を希望されたため、校内教育支援教室に入級することになった。

④経過観察

SSW は週 1 回の訪問を行いながら、本生徒が登校できるように支援を続けている。

(3) 成果

不登校児童対応件数 151 件

うち、SSW が関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 22 名

SSW が継続して関わっている児童生徒数 105 名

<不登校3>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 832 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象は小学 5 年生の女儿。小学 3 年生のときに欠席日数が増えたため、12 月には教育支援教室を利用するようになった。小学 4 年生でも利用を継続したが、そこでも欠席が続くようになっていった。SSW は本児が登室した際に一緒に散歩をし、本児が友人との遊びを望んでいることを把握した。登校の同行を提案したところ本児が応じたため、教育支援教室、学校、母親に相談し支援が始まった。

②学校内での方針の検討

本児は「集団が苦手」と言い、教室に入ることには気後れする様子なので、学校での受入れ体制について協議を行った。まず、登校することを最優先課題とし、次に昼休みに友人と遊べるよう学級担任や級友の協力を仰ぐこととした。

③支援の実施

登校は次のように行った。SSW の同行で学校に着くと、別室に入り二人で過ごす。昼休みになると、級友の迎えで校庭に出る。楽しそうに過ごし、SSW と下校する。週一回程度の短時間登校を続けるうちに、図書室や教室に入ることもできるようになったため、学校で過ごす時間を少しずつ増やしていった。本児

は登校日数を増やすことにも意欲を見せ始めたので、地域の主任児童委員に同行を依頼することになった。

④経過観察

年度末、年度始め、夏季休業前に、母親・本児・学級担任・主任児童委員・SSWで協議し振り返りと目標設定を行った。主任児童委員のサポートで毎日登校できるようになったので、登校時刻をあと1時間早めることが今後の課題である。

(3) 成果

不登校児童対応件数 151件

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 22名

SSWが継続して関わっている児童生徒数 105名

<発達障がい等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 298名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1回あたり1時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象は中学3年生の男子。中学1年生のGW明けから不登校傾向が強まった。発達特性が疑われていたが、母親は本人の気持ちを理解しようとせず親子関係が悪化した。母親と本人とのコミュニケーションも皆無となり、夏季休業後は自室に引きこもりの状態となった。学校と共同して改善を図る意識が母親になかったため、学校からSSWに依頼があった。

②学校内での方針の検討

学校とSSWで支援の在り方を協議し、次のような取組を進めていくことになった。SSWは、発達特性に対する母親の理解を促し親子関係の改善を図りながら、適切な関係機関につなぐ。学校は学級担任や生徒指導主事による家庭訪問を継続し、本人の学校復帰を目指す。

③支援の実施

SSWは県のSCと一緒に家庭訪問を実施し、本人の気持ちの理解に努めた。また、SSWが母親との面談を行うとともに、子ども家庭支援課や児童相談所とも親子関係の改善について母親を交えて話し合った。家族(叔母、祖母、元夫)にも協力をお願いし、本人とのつながりを増やした。

④経過観察

SSWや学級担任等が進路や将来について繰り返し話をする中で、本人は高校進学に意欲を示すようになった。3年生に進級したタイミングで、少しずつ学校の別室で学習できるようにもなった。卒業が近くなり、2月中旬からは教室に復帰することができた。親子関係の改善は十分とは言えないが、母親についても困り感を表出する力が高まった。

(3) 成果

発達障がい等児童対応件数 33件

うち、SSW が関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 3名

SSW が継続して関わっている児童生徒数 26名

鹿児島市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

市教育委員会主催の資質向上のための研修会を年間１７回実施

ア 教育相談室教育相談員やスクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員との合同研修会・事例研修会（年１２回）

イ 講師（スーパーバイザー含む）を招聘した研修会（６回）

（※講師：大学教授など）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ア 年度当初、実施要項等で趣旨や事業内容を定め、各学校に送付して職務内容、派遣手続き等について周知するとともに、積極的な活用について啓発

イ 校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等で職務内容、派遣手続き等について説明するとともに、効果的な活用事例等を示し、積極的な活用について啓発

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ア 市内１２０校全校（７８小学校、３９中学校、３高等学校）を派遣対象とし、学校からの派遣要請に応じて相談・支援を実施

イ 緊急性、事案の内容、児童生徒及び保護者の状況等を勘案して、より適切な派遣を実施

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

ア 迅速かつ適切な連携

様々な要因が絡み合う事案が多く、それぞれの要因に対応するための専門機関等との連携が必要となるが、各関係機関の担当者間で迅速かつ適切な連携を図ることが難しい場合がある。

イ 資質向上

困難課題を有する事案が増加しており、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上が必要である。

ウ 相互の情報共有・対応検討の時間確保

派遣要請が増え、相談・支援が長期化する事案も多く、スクールソーシャルワーカー相互及び指導主事との情報共有や対応方法等の検討に係る時間を確保することが難しい。

②課題解決に向けた取組内容

ア 迅速かつ適切な連携

（ア） スクールソーシャルワーカーが積極的に学校と連携し、確実な情報共有の下、校内のケース会議に必要な関係機関等の担当者を招くなど、コーディネーターとしての機能を果たせるよう資質向上を図る。

（イ） 定期的に関係機関等との連携・協議の場を設け、教育委員会担当者（指導主事・スクールソーシャルワーカー）と各機関等の担当者同士が連携・協働しやすい雰囲気を醸成するとともに、事案への対応時も互いを尊重しながらよりよい支援ができるよう、電話や対面等により情報共有・共通理解を図る。

イ 資質向上

- (ア) 教育委員会任用の各種相談員等（教育相談室相談員、教育支援センター相談員、スクールカウンセラー、学習支援員、臨床心理相談員）との合同研修会や事例研修会を実施し、多職種による多角的・多面的な見立てや支援方法の検討等の研修を行い、資質向上を図る。
- (イ) 講師（スーパーバイザー含む）を招聘した研修会を実施し、より専門的な知見からの指導・助言を受けることで資質向上を図る。

ウ 相互の情報共有・対応検討の時間確保

- (ア) 各学校の事案に係る相談・支援の状況について、学校派遣の際、スクールソーシャルワーカーと同行するなど各学校の担当指導主事が確実に把握するとともに、支援の主体となる機関（学校を含む）等を判断し、スクールソーシャルワーカーに過度な負担が及ばないように努める。
- (イ) 定期的に、全員で協議する場を設け、情報共有や対応方法等の検討を行う時間を確保する。
- (ウ) スクールソーシャルワーカーの中で経験豊富な者を世話役とし、都度、各ソーシャルワーカーへの助言等を行う体制を整える。
- (エ) 各学校のスクールカウンセラー等の各種相談員と連携し、情報共有及び対応について検討する。

③成果

- ア 各種相談員等との合同研修等を行うことで、その後、各学校で事案対応する際に、迅速に情報共有がなされ、スムーズに支援の方向性を見いだすなど、連携・協働できるようになった。
- イ 各種研修会を通して個々の資質向上が図られるとともに、教育委員会全体としてもよりよい支援に向けて連携・協働できるようになった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 700名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 52 週/週 4 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・入学後、しばらくは登校し、初めての教育相談は実施できたが、その後登校できなくなった。
- ・学校は関係機関と連携してきたが、電話が繋がらず、訪問しても会えない状況が続いていた。

②学校内での方針の検討

- ・学校と関係機関との連携について協議し、警察、市こども家庭支援センター、児童相談所への協力を要請することとした。

③支援の実施

- ・学校とスクールソーシャルワーカーで随時、支援の検討および見直しを重ねた。
学校は定期的な家庭への連絡と訪問を実施したが、住所地に住んでいないことが判明した。
- ・警察と連携し、他自治体で生徒の所在を確認。生徒は登校を望んでいたが、居所と学校の距離が離れているため、登校できない状況にあった。
- ・スクールソーシャルワーカーは、最寄の学校に通えるように、学校と市教委、居所のあるこども家庭センターと連携し、保護者と生徒が安心して相談し、登校できる環境を整えた。

④経過観察

- ・居所のある自治体にて支援体制が構築され、住民票も移したことから、本市におけるスクールソーシャルワーカーの支援は終了となった。その後、異動先の自治体へ支援を引き継ぎ、生徒は登校できるようになった。

(3) 成果

- ・不登校で所在不明の状態から、生徒と会えるようになり、生徒の「登校したい気持ち」を叶えるための支援につなぐことができた。
- ・関係機関との連携の進め方を、随時見直していくことにより、家庭にとって最適な支援につなぐことができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 20 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・2学期開始前に、学校は母親から、児童が友達から自分の名前についてからかわれたため、登校を渋っているとの相談がある。
- ・母親が車で学校まで送るが、降りることができず帰宅。
- ・母親が仕事をしているため、日中に自宅に一人で過ごすことになってしまうので、フリースクールや不登校支援を行っている放課後等デイサービス等の関係機関を知りたいとのことで、スクールソーシャルワーカーにつながった。

②学校内での方針の検討

- ・母親と電話やメールで連絡を取り合う。
- ・フリースクールを利用するため、フリースクールとの連携を図り、母親や本人の心身の状態の安定を図るとともに、学校生活への意欲がわくように努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談を設定する。

③支援の実施

- ・母親、児童との面談を行う。
- ・母親、学校、関係機関でケース会議を実施する。

④経過観察

- ・母親と学校、スクールカウンセラーが定期的に面談を行った。
- ・学校と関係機関が連携して、母親と児童の支援と見守りを継続した。

(3) 成果

- ・母親、学校、関係機関及びスクールソーシャルワーカーが、ケース会議を実施したことで、児童が自分の味方になってくれる大人がいることが分かり、翌週からは、登校できるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・学校から、登校しぶりがある児童の家庭と連携が図りにくいとの相談を受けた。
- ・児童の通う放課後等デイサービスとの情報共有で、虐待の可能性が明らかになった。

②学校内での方針の検討

- ・放課後等デイサービスからの情報を学校と共有し、児童相談所への通告を検討した。
- ・児童が登校できない日の支援について、放課後等デイサービスと連携を図り対応する。

③支援の実施

- ・相談支援専門員の協力を得て、スクールソーシャルワーカーが母との面談を実施した。母が、家事や育児に疲弊していることがわかったため、児童相談所への相談を提案し、担当者へ繋いだ。
- ・スクールソーシャルワーカーは、母や児童との面談、児童相談所との情報提供を継続した。

④経過観察

- ・親子とも離れる決断がつかず、関係機関の見守りで、緊張感を高めながらも一緒に過ごしていたが、親子けんかの後、児童が家を飛び出し警察に保護されたことをきっかけに、児童相談所に一時保護、児童養護施設へ入所の措置となった。

(3) 成果

- ・児童は、入所施設からの情報で、大きな問題なく登校できているとのこと。
- ・母は、育児から離れることで働き方や生活環境を見直すことができた。体調や環境を整え児童を家庭に引き取りたいと考えられるようになっている。

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 4 回/1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ A (中学1年女子) は、小6時他県より転校してきた。
- ・ 校区外のため徒歩での登校が難しく、母親が朝早くから仕事のため送迎がなかなかできないため、入学時より登校できていない。

②学校内での方針の検討

- ・ 本人及び保護者は居住区内中学校への転校は考えておらず、バスでの登下校ができるかどうかスクールソーシャルワーカーと確認をする。
- ・ 大人数の中で過ごすことが苦手。男性が近くに来ると隠れる素振りをすることから、通常のクラスで過ごすことは難しいと考え、図書室で過ごすことから始める。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、管理職、担任、特別支援コーディネーター、保健室及び図書室の先生方との情報の共有とともに連携を図り、本人及び保護者の支援にあたる。

③支援の実施

- ・ 本人と一緒にバスで登校し、図書室で過ごすことを数回行う。
- ・ 職員室、図書室で先生たちと過ごす時間を持つ。
- ・ 学校に慣れてきたタイミングで、支援学級のクラスを紹介し、短時間過ごしてみる。

④経過観察

- ・ 学校で多くの人と関わることで、少しずつ自信がついてきた様子。自分から先生に話しかけることも増えている。
- ・ 支援学級で過ごした感想を聞くと、「怖くなかった。ここなら通える。」との発言も聞かれる。
- ・ スクールソーシャルワーカー同行でバスに乗っていたが、突発的なことがあると固まってしまう動けなくなる場面があり、現時点で一人でのバスの登下校は難しい。保護者に、学校やバスでの様子をスクールソーシャルワーカーから伝え、再度送迎について話をすると、「遅番の時など自分で送ってきます。」と話されるようになった。

(3) 成果

週3～4日保護者の送迎にて登校できるようになった。登校した時は、自ら校長先生にも挨拶をし、楽しく会話できるようになるなど元気に過ごせている。